

平成27年第2回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（6月12日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	15
3. 欠席議員氏名	15
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	15
5. 議会事務局職員出席者	15
6. 開 会・開 議	16
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
8. 日程第2 会期の決定	16
9. 日程第3 報告	16
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
11. 日程第5 報告第1号 継続費繰越計算書について	18
12. 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	19
13. 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	21
14. 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	24
15. 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	25
16. 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度志布志市一般会計補正予算（第8号））	27
17. 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号））	30
18. 日程第12 議案第37号 志布志市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
19. 日程第13 議案第38号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	32
20. 日程第14 議案第39号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
21. 日程第15 議案第40号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	36
22. 日程第16 議案第41号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	38

23. 日程第17	議案第42号	工事請負契約の変更について	44
24. 日程第18	議案第43号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	45
25. 日程第19	議案第44号	平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	55
26.	散 会		56

第2号（6月18日）

1.	議事日程		57
2.	出席議員氏名		58
3.	欠席議員氏名		58
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		58
5.	議会事務局職員出席者		58
6.	開 議		59
7. 日程第1	会議録署名議員の指名		59
8. 日程第2	報告		59
9. 日程第3	一般質問		59
	野村 広志		59
	西江園 明		78
	岩根 賢二		99
	平野 栄作		111
10.	散 会		132

第3号（6月19日）

1.	議事日程		133
2.	出席議員氏名		134
3.	欠席議員氏名		134
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		134
5.	議会事務局職員出席者		134
6.	開 議		135
7. 日程第1	会議録署名議員の指名		135
8. 日程第2	一般質問		135
	小野 広嗣		135
	青山 浩二		161
	八代 誠		175
	丸山 一		188
9.	散 会		204

第4号（6月23日）

1. 議事日程	205
2. 出席議員氏名	206
3. 欠席議員氏名	206
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	206
5. 議会事務局職員出席者	206
6. 開 議	207
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	207
8. 日程第2 報告	207
9. 日程第3 一般質問	208
市ヶ谷 孝	208
鶴迫 京子	229
小園 義行	249
10. 日程第4 議案第45号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	272
11. 散 会	273

第5号（7月3日）

1. 議事日程	274
2. 出席議員氏名	275
3. 欠席議員氏名	275
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	275
5. 議会事務局職員出席者	275
6. 開 議	276
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	276
8. 日程第2 議案第38号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	276
9. 日程第3 議案第39号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	277
10. 日程第4 議案第40号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	278
11. 日程第5 議案第41号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	279
12. 日程第6 議案第42号 工事請負契約の変更について	281
13. 日程第7 議案第43号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	282
14. 日程第8 議案第44号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	287

15.	日程第9	議案第45号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	288
16.	日程第10	平成26年	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって250km圏内に入る 陳情第5号 県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書	289
17.	日程第11	陳情第1号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説 明会を求める」陳情書	291
18.	日程第12	陳情第2号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説 明会を求める」陳情書	291
19.	日程第13	陳情第6号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説 明会を求める」陳情書	291
20.	日程第14	陳情第7号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説 明会を求める」陳情書	291
21.	日程第15	陳情第8号	市道横尾下線及び横峯線の道路改良を求める陳情書	293
22.	日程第16	発議第2号	志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	294
23.	日程第17	議員派遣の決定		295
24.	日程第18	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長）		295
25.	日程第19	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）		295
26.	閉会			296

平成27年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月12日	金	本会議	開会・会期の決定・議案上程
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	
16日	火	休 会	
17日	水	休 会	
18日	木	本会議	一般質問
19日	金	本会議	一般質問
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	本会議	一般質問・議案上程
24日	水	委員会	各常任委員会
25日	木	休 会	
26日	金	休 会	
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	
30日	火	休 会	
7月 1日	水	休 会	
2日	木	休 会	
3日	金	本会議	委員長報告・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	継続費繰越計算書について
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度志布志市一般会計補正予算（第8号））
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号））
議案第37号	志布志市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号	志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号	志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号	工事請負契約の変更について
議案第43号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
議案第44号	平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第45号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
平成26年	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得
陳情第5号	る意見書」の採択を求める陳情書
陳情第1号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
陳情第2号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
陳情第6号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
陳情第7号	「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳

情書

陳情第8号 市道横尾下線及び横峯線の道路改良を求める陳情書

発議第2号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 野村 広志	1 観光振興について	(1) 観光振興に対する、取り組みの現状と課題について問う。 (2) 地域おこし協力隊の、観光振興における位置付けについて問う。 (3) 志布志港を多面的に活用した、観光・漁業・商工業振興について問う。	市長 市長 市長
	2 住宅政策について	(1) 住宅政策の現状と、今後の方向性について問う。 (2) 空き家の現状と、その対策について示せ。 (3) 空き家の再生推進事業について。 ① 地域おこし空き家再生支援制度について問う。 ② 空き家再生を自治会の再生につなげていく考え方はないか問う。	市長 市長 市長
2 西江園 明	1 ふるさと納税について	(1) 今回本格的に始めようとした動機を問う。 (2) 市内への経済効果の見込みを問う。 (3) 他自治体を研修し参考にしたのか。 (4) 1万円以上寄付した人を対象とした理由を問う。 (5) お礼に特産品約40種類とあるが、このメニューの決定の経緯を問う。 (6) 手続き、クレジット決済について問う。 (7) 広報の方法と職員の対応について問う。	市長 市長 市長 市長 市長 市長
	2 どんぶり選手権について	(1) これに参加する目的を問う。 (2) 過去3ヵ年のメニューと成績を問う。 (3) その経費の総額と内訳を問う。 (4) 費用対効果と今後の展開を問う。 (5) 既存商店への対策は適正か。	市長 市長 市長 市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 岩 根 賢 二	1 保健医療行政について	(1) 5月27日に医療保険改革法が成立した。これを受けて、本市では医療費削減に向けてどのように取り組む考えか。 (2) 医療機関で1年間1回も受診しなかった世帯に対して、何らかの報奨をする考えはないか。	市 長 市 長
	2 観光行政について	(1) 市のPRと来訪者増にもつながるフォトコンテストを開催する考えはないか。 (2) 志布志駅の改築計画に併せて、JR日南線のさらなる利用促進をどのように図っていくのか。	市 長 市 長
4 平 野 栄 作	1 補助団体の経営状況の把握及び指導の在り方について	(1) 福祉関連の補助団体として位置付けられる団体がどの程度あるのか。 (2) 経営状況及び事業効果・課題等をどの程度把握しているのか。 (3) 指導・助言及び時代の変化に即した運営の改善等どのように行ってきたのか。 (4) 円滑な運営及びその効果、活性化の促進と市政の効率的運営を図る為には、評価制度や指導調整機能が必要と思うが、今後取り組む考えはないのか。	市 長 市 長 市 長 市 長
	2 教育行政について	(1) 市においては、青少年育成市民会議活動を通じて、地域ぐるみでの青少年健全育成を実施している。 近年、青少年育成校区民会議（今年度から、キラリ輝く「しぶしっ子」育成事業）で開催する行事に参加する児童が、ボランティアカードを持参するケースが多くなった。 企画者側からみると、参加してもらえることはありがたいが、ボランティア参加として捉えることが適当なのか疑問に思える。 ボランティアカードの活用について見解を問う。	教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 平野 栄作	3 学校施設の愛校作業に伴う刈り草等の処分について	(1) 小・中学校における敷地内の環境整備は、学校・P T A・地域等により実施されているところである。 作業実施後に発生する、多量の刈り草等の搬出に頭を悩ましている現状がある。搬出に、ごみ収集車（パッカー車）を市で提供する考えはないか。	市 長 教育委員長
5 小野 広嗣	1 認知症対策について	(1) 政府は本年1月、認知症の人への支援を強化する、「認知症施策推進総合戦略」を決め、基本的理念として「認知症の人の意志が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を掲げているが、本市の認知症対策の推進状況と今後の取り組みはどうなっているのか。	市 長
	2 特定健診について	(1) 生活習慣病の予防、早期発見を目指す厚生労働省の特定健診・特定保健指導は、スタートから5年を経て2期目に入ったが、本市の今後の課題と受診率向上に向けた取り組みについて示せ。	市 長
	3 I C Tの利活用について	(1) 行政機関が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを、利用しやすい形で公開する、オープンデータの展開については、今後どう取り組むのか。 (2) 授業にI C Tを取り入れ、学ぶ意欲や理解度を高めようと、小・中学生に授業用のタブレット（多機能携帯端末）を配布する自治体が増え始めているが、本市においても導入を図るべきではないか。	市 長 市 長 教育委員長
	4 社会保障に関する教育について	(1) 社会保障に関する学習は、子どもの将来の生活に関わる重要な教育の一環であると思うが、中学校ではこのことについてどのように取り組んでいるのか。	教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 青山 浩二	1 人口減少対策の取 り組みについて	(1) 若者の流出防止策について問う。 (2) 就労の場の確保に向けた取り組みについて 問う。 (3) 将来的（中・長期的）な、人口の目標「人口 ビジョン」について問う。	市 長 市 長 市 長
	2 教育行政について	(1) 学校と地域の連携（コミュニティ・スクール） について問う。	市 長 教育委員長
7 八代 誠	1 教育振興策につい て	(1) 市内の公立・私立高等学校の通学に対する支 援策等と、市内在住の高校生に対する支援策に ついて問う。	市 長 教育委員長
	2 自治会の在り方に ついて	(1) 過疎化及び少子高齢化に伴い運営が大変厳 しいとされる、市内自治会の現状と今後の支援 策について問う。	市 長
8 丸山 一	1 防災について	(1) 災害に強い街づくりを問う。 ① 上通山～押切西～菱田川への既存排水路 の増設について考えられないか。 ② 旧南部消防署跡地前から一丁田方面への 線路跡地の排水対策について問う。 ③ 市道一丁田・宇都鼻線の肆部合地区内の排 水対策について問う。 ④ 市内沿岸地域に避難タワーを設置する考 えはないか。	市 長
9 市ヶ谷 孝	1 道路行政について	(1) 市内の県道・市道における管理体制について 問う。 ① 市道の総合的な管理体制について問う。 ② 県道の改善要求への対応について問う。 ③ 各自治会の市道等伐採清掃の在り方に ついて問う。 ④ 道路の維持管理にかかる費用の妥当性に ついて問う。	市 長
	2 選挙について	(1) 選挙における投票率低下への対策について 問う。	市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 方 相 手
9市ヶ谷 孝	3 空き家対策について	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法の完全施行を受け、市の今後の空き家対策への影響と推進計画について問う。	市 長
10鶴迫京子	1 健康増進について	(1) 国の医療保険改革法が5月に成立し、予防や健康づくりに積極的に取り組む自治体には新たに財政支援を強化し、医療の効率化を目指すことになった。2016年度以降、自治体などが主催する健康教室への参加者らにポイントを付与する仕組みの拡充を関連法に明確化する等、健康づくりを後押しする。このことを踏まえて今後、健康増進を市民運動に発展させるための施策をどう考えるか。 (2) 若者や中高年など、現役世代に向けた健康づくりの施策をどう考えるか。 (3) 本市は健康づくり日本一を目指しているが、老化を遅らせ、病気の予防を目指す抗加齢医学（アンチエイジング）に取り組む施設を造る考えはないか。	市 長 市 長 市 長
	2 都市公園（市営墓地）の管理について	(1) 市営墓地の管理について、現状と今後の考え方を問う。	市 長
	11小園義行	1 政治姿勢について	(1) 本庁舎在り方検討委員会の取り組みについて問う。
	2 志布志事件の判決について	(1) 志布志事件のたたき割り国家賠償請求事件と無罪国家賠償請求事件について、5月15日に判決が出された。この判決をどの様に受け止めたか。	市 長 教育委員長
	3 国民共通番号制度（マイナンバー）について	(1) 10月から番号通知、来年1月から利用を始めるとして計画されているが、具体的な内容と本市の取り組みについて問う。	市 長
	4 国民健康保険について	(1) 国保会計の現状と見通しについて問う。 (2) 財政運営の主体を県にすることで今後の状況はどうかと考えるか。	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11小園 義行	5 生活保護制度について	(1) 保護基準が引き下げられたことで、本市にはどのような影響が出ているのか。 (2) 生活保護法の改正で、申請の在り方等これまでとどう変わったのか。	市 長 市 長

平成27年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成27年6月12日（金曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第1号 継続費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度志布志市一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）)
- 日程第12 議案第37号 志布志市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第39号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第40号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第41号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第42号 工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第43号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第44号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時10分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成27年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月3日までの22日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月3日までの22日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
議会運営に関する申し合わせの期間までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第8号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成26年度事業報告及び決算書、平成27年度事業計画及び予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

○
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。
現在の広域連合議会議員が、平成27年7月1日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（上村 環君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に平野栄作君及び西江園明君を指名します。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（上村 環君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（上村 環君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（上村 環君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（仮重良一君） それでは、順にお願いいたします。1番、市ヶ谷孝議員。2番、青山浩二議員。3番、野村広志議員。4番、八代誠議員。5番、小辻一海議員。6番、持留忠義議員。7番、平野栄作議員。8番、西江園明議員。9番、丸山一議員。10番、玉垣大二郎議員。11番、鶴迫京子議員。12番、毛野了議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。16番、岩根賢二議員。17番、東宏二議員。18番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。19番、上村環議員。

○議長（上村 環君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。平野栄作君、西江園明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（上村 環君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票0票。有効投票のうち、前之園正和君3票、上村環16票。以上のとおりでございます。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）



日程第5 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第5、報告第1号、継続費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成26年度志布志市一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） おはようございます。

報告第1号、継続費繰越計算書について、補足して御説明を申し上げます。

志布志市継続費の平成26年度年割額に係る歳出予算のうち、支出を終わらなかったものについて翌年度に逡次繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

これは、防災行政無線同報系デジタル化整備事業の平成26年度予算の支出未済額に基づく逡次繰り越しでございます。

進行状況等につきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の1ページを御覧ください。

平成25年度から平成27年度の3年間の継続費の総額が7億8,000万円、平成26年度の予算現額が1億8,200万円、前年度平成25年度からの逡次繰越額が656万5,804円、合計1億8,856万5,804円でございます。このうち平成26年度の支出済額は1億7,768万5,135円、残額が1,088万669円となり、この額を翌年度へ逡次繰り越しするものでございます。

財源内訳は、地方債が1,080万円、その他が8万669円でございます。繰り越しの理由としましては、契約による執行残で、この残額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、平成26年度志布志市継続費繰越計算書についての補足説明を終わります。

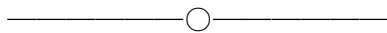
○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありま

せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

以上で継続費繰越計算書についての報告を終わります。



日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第6、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成26年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

一般会計の平成26年度から平成27年度への繰越明許費の繰越額が確定いたしましたので、報告申し上げます。なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の2ページから4ページを御覧ください。

繰り越し計算書にございます19件のうち14件が国の地方創生関連補正予算に係るもので、2款、総務費のU I J ターン推進事業419万7,000円、地方版総合戦略・人口ビジョン策定事業968万円、情報発信事業864万円、創業支援相談等事業80万円。

6款、農林水産業費、1項、農業費の農林水産物販路開拓促進事業200万円、2項、林業費の特用林産物（枝物）総合支援事業324万4,000円。

7款、商工費のプレミアム（割増金）商品券発行事業7,852万7,000円、多機能型拠点施設整備事業521万円、空き店舗調査事業462万9,000円、販路拡大支援事業300万円、シシフェスティバル開催事業546万1,000円。

10款、教育費の土曜学習教室事業523万6,000円、キラリ輝く「しぶしっ子」育成事業（土曜体験広場）240万円、クリエイティブクラブ活動事業200万円、これらにつきましては国の予算が、平成27年2月に成立したことを受けて、3月議会で補正予算を計上したものでございますが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、繰り越したものでございます。

3款、民生費の介護基盤緊急整備等特別対策事業711万円は、グループホームの耐震改修に必要な補正予算を平成26年12月議会で計上したのですが、耐震判定委員会の審査が想定以上にかかることを見込まれ、年度内での工事完了が困難であると判断したため、繰り越したものでございます。安心こども基金総合対策事業2億4,516万円は、事業採択を平成26年7月に受け、同年9月議会に

補正予算を計上したものでございますけれども、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

6款、農林水産業費、2項、林業費の分収林分収木売払金1,557万3,820円につきましては、落札業者から売払金延納の手続きがなされ、延納期限が出納閉鎖期間を過ぎることが確認できたため、繰り越したものでございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の市単独道路改良事業2,170万円は、平成26年度当初予算に計上したもので、6月に工事を発注しましたが、電柱移転に不測の日数を要したため、工事が遅延し、工期工程等における年度内完成が見込まれないため、工事費の一部を繰り越したものでございます。

社会資本整備総合交付金事業500万円につきましては、国の補正予算関連法案が平成27年2月に成立したことを受け、3月議会で補正予算を計上したものでございますが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

以上、19件で4億2,956万7,820円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が1億2,388万4,000円で、全額が国庫支出金でございます。未収入特定財源は2億8,980万820円で、このうち国庫支出金が2億5,062万1,000円、市債が2,360万円、その他が1,557万9,820円でございます。また、一般財源が1,588万3,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 先ほどの全協の中でも差し替えのことについて、市長の方からおわびという形で、私もあそこで聞けばよかったんですけども、ちょっと担当課も見えてなかったようですので、あの時市長は、「差し替えをしたのは歳入はあったんだけども、それを未収入という形で明繰の調書を作ったから、収入があったから差し替えるんだ」と、各課からの連絡調整不足というような表現だったんですけど、確認ですけど、そういうことでいいですか。

○財務課長（西山裕行君） 本日資料の差し替えをお願いしたところでございますけれども、これにつきましては、調書を作成した時に、担当課の方で収入が出納閉鎖期間中に入ったものを収入を確認するのを連携不足でございまして、そのことで調書の差し替えをお願いしたということでございます。

○8番（西江園 明君） その歳入、収入というのは、各課に入るんですかね、所管課に入るんですか、その国庫支出金というのはですよ。普通、財務一本じゃないんですか、財務課。各課に、事業ごとに所管課ごとに、そういう国から通知というか、幾ら収入というのはあるんですかね、ちょっと確認を。

○財務課長（西山裕行君） 歳入の受け入れにつきましては、会計の方で受け入れをして、各担当課の所管課の方で、その歳入の確認等についてはしております。

○8番（西江園 明君） 会計には国から一本にして入る、じゃあそれを各課に行って、それをあと財務がまた集計するという流れということですかね、今の説明では。その間の連絡がちょっ

とミスでこういう形になったというふうに理解していいんですかね。その各課からの会計から例えば財務に一本にしてくればいいのかなどと思ったりもしたものですから、その辺の流れが各課という、連絡をするあれが出てくるのかなど思ったもんだからですね、確認のため。終わります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[西江園明君「答弁は」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 答弁求めますか。

[西江園明君「答弁を求めます」と呼ぶ]

○財務課長（西山裕行君） 先ほど答弁しましたように歳入については、会計の方で受け入れをいたしまして、その管理につきましては、所管課の方で受け入れをいたします。その調書等の作成につきましては、財務課の方でその報告を受けて作成をしているというところでございます。

[西江園明君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 以上で繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第7、承認第1号から、日程第12、議案第37号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第37号までの6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例等を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） おはようございます。

承認第1号、専決処分承認を求めることについて補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、現在施行中の市税条例の改正を第1条で、第2条で昨年6月定例会におきまして、可決いただいた一部改正条例の改正を行っております。

それでは、付議案件説明資料に基づき、改正の概要を説明いたしますので、説明資料の6ページをお開きください。

税目全般では、減免の申請期限について各市町村の実情に応じて規定することが明確化され、あわせて総務省行政評価局から見直しあっせんにより、減免申請期限につきまして、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改めるものでございます。

二つ目は、ふるさと納税の拡充でございます。

改正項目としまして、特例控除の上限額が1割から2割に引き上げられ、申告手続きの簡素化を図るため、確定申告不要な給与所得者が、ふるさと納税を行う場合は、寄附者の求めに応じて申告特例通知書を寄附者の所在市町村に送付し、市民税所得割額から所得税控除額相当額を含めて控除し、確定申告が不要となる仕組みが導入されたところでございます。

三つ目は、軽自動車税についてですが、二輪車等の税率引き上げが1年延期され、平成28年度から適用されることになったことと、資料の8ページになりますが、27年4月1日から28年3月31日の期間に環境負荷の小さい軽自動車を取得した場合、税率軽減措置が1年限りで適用されることになりました。経過条件1に該当すれば75%減額、条件2に該当すれば50%、条件3に該当すれば25%軽減されることとなります。

四つ目は、固定資産税についてですが、参酌基準を参考に軽減割合を市町村で決める地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」が創設されました。津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において管理協定が締結された津波避難施設の課税標準額を2分の1にするものと、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税税額の3分の2を減額するものでございます。

説明資料の8ページをお開きください。

同じく固定資産税の課税標準の特例としまして、水質汚濁防止法に定める特定施設に係る汚水または廃液の処理施設に対しまして、課税標準額を3分の1とするものでございます。

二つ目は、土壤汚染対策法に定める特定有害物質に係る排出抑制施設に対しまして、課税標準額を2分の1とするものでございます。

三つ目は、資料の9ページになりますが、大気汚染防止法に定める指定物質に係る排出抑制施設に使用する施設に対しましては、課税標準額を2分の1とするものでございます。

四つ目は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定するノンフロン製品に対しましては、課税標準額を4分の3とするものでございます。

説明資料の11ページから22ページまでは、新旧対照表を載せておりますので、後もって御覧いただきたいと思います。

補足説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） まず一つは、今回はこれが1年また延期されたんですね。その主なる理由は何ですかというのが1点目です。

そして、軽自動車税の引き上げということで三輪以下等、そして軽自動車税ということですが、いわゆるこの二輪車についての引き上げの影響ですね、これは1年間、28年度からそうなるわけですがけれども、これをするによってどれだけの影響が本市のいわゆるそれを持っておられる方々に影響があるのかというのを教えてください。

そして、この説明資料では、それぞれ軽減の割合がずっと書かれていますね。それは理解をするところですが、この2条関係の82条の第2号、「ア」というやつですね、いわゆる軽自動車税が引き上げありますよということで、3,900円が4,600円、1万800円が1万2,900円、こういった軽自動車をお持ちの方々の税率が引き上がるわけですが、これについての総体での影響というのはどれぐらいになるのか教えていただきたい。その3点でございます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○税務課長（木佐貫一也君） 今お尋ねの1点目の二輪車等の税率引き上げの1年延期の理由でございますが、与党税制調査会、政府税制調査会におきまして、新車のみ税率の引き上げられる四輪車等に比べまして、既存車、新車すべての二輪車が引き上げとなること。四輪車等は平成28年度から適用になっているのに、二輪車は平成27年度からの引き上げとなっていることは、バランスを欠いているといった意見を踏まえて、今回の延期の決定に至ったようでございます。

2点目の三輪車以下の引き上げによる影響でございますが、平成27年度の台数で試算しますと、約585万円の影響額になります。なお、今回の数字につきましては、ただいま議員の方から御質疑の中で説明がありましたように、28年度から導入される13年経過車両への重課、環境負荷の小さいグリーン化特例車両については、現在申告データにございませんので、試算には入っておりませんことも申し添えておきたいと思っております。

三つ目の四輪車の引き上げによる影響額でございますが、これも27年度の台数で試算いたしましたところ、約4,056万円の影響額でございました。

以上でございます。

○18番（小園義行君） このバランスを欠いてるから1年延期という、そういうことですが、引き上げをするところでの、国がそうしたからということですね、このバランスを欠いているということがちょっと違和感があったものですからあれですけど、そこはそういう形で今回実際は27年度からだけど、先に送るといようなことですよ、引き上げを延期をするということで、それだけ心配を国がしているということでしょうね。そういった意味では、はい、分かりました。以上でいいです。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 承認第1号について、基本的に反対の立場で討論をします。今、提案理由の中でもいろいろありました。今回軽減をするもの、いわゆる軽自動車税、そして固定資産税、そういったもろもろについて、軽減をこういうふうにしますよと、そのことはよく理解をしますが、このいわゆる二輪車と軽自動車税の引き上げを来年からということでありますけれども、答弁の中でありましたように、いわゆる二輪車によっても585万円と、そして、四輪車では4,056万円の影響があるというふうになってあります。今、大変厳しい財政状況の中で、私達住民の皆さん方の暮らしは、よくここにおられる方は御存知だと思います。地方においては、いわゆる軽自動というものは必需品なんですよ。そこにこういう形で引き上げをするというのは、これは高齢の方々を含めて、軽自動車をお持ちの方は、いわゆる普通車だと維持管理費もかかると、そういったこと等があつて、軽自動車に切り替えられていく。そこに言葉が悪いけど、税を増やしていくためにこういう引き上げをしていくというのは、まさに今、国が「地方創生」と言つて、「地方を応援するよ」と一方では言いながら、こういうことが現実には生活の中では来年から起きてくる。地方を創生するというふうに国が言うのであれば、こういった問題についても配慮があつて私はしかるべきだと思います。私の周りの身近な人たちでも、軽自動車に乗っておられる方が本当にたくさんおられます。そういった方々への負担を増やしていくという、こういったものについては、とても承認するわけにはいかないという立場で討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

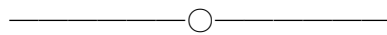
○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第1号は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急

に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） この都市計画税条例というのが、こういう上位法の改正によって提案がされるんですけど、本市は都市計画税というのを徴収をしてないわけですね。考え方として上位法がそうだからこういうふうにしなないけないということであれば理解もします。本市の都市計画区域を設けてますね、そこで事業をする際に、今後ですよ、本市として、この都市計画税条例を施行していくと、実施をしていくというような議論というのが当局の中でどれぐらい議論がされているのかなというのを少し、これまで1回も質疑をあんまりこれしたことないんです、正直言って。そういうことで、将来に向けての当局として、この都市計画税条例をちゃんとして、事業をする際に徴収しますよというような、そういった議論がまあ、されてなきゃされてないでいいですよ。実際にやったことないからですね。そこについてだけ、少し考え方をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、本市でも都市計画区域を設定しているところでございますが、その税条例、税については、特段制定してないところでございます。今後についても、そのことについて、内容を定める必要があるかどうかということについては、協議を重ねているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

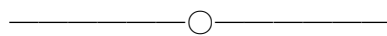
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。



日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げる等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今、市長の説明で議案等もらってますけど、よく分からないから質疑をします。

今回軽減の拡充とか、減免の申請、そういったものは大変住民にとっていい状況になっていると思いますが、課税限度額を引き上げるということで、これまでの基礎課税額51万円が52万円と、それぞれ後期高齢者支援金等課税が1万円引き上がって17万円と、介護納付金の課税額が16万円ということで、2万円の増ということで、これが引き上げられることによって、国保に加入されている方々の影響というのは、どういった影響があるのかということをお願いします。これ計算すると、最高限度額で85万円ということになるんですね、この85万円の方が課税限度額で一番、国保限度ですよということで、その方々がどれぐらいの年収だとそこに当たるのか少し教えてください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○税務課長（木佐貫一也君） 1点目の課税限度額引き上げによる影響世帯数でございますが、前年度データで試算しましたところ、影響世帯は1世帯減りまして、87世帯になりました。影響額としまして、約476万円の増で、1世帯平均で5万4,000円の増でございます。

2点目の年収についてですが、40歳から64歳までの2人世帯で878万円以上、3人世帯で847万円以上の方が限度額対象世帯ということになります。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 承認第3号について、反対の立場で討論をします。

この減免や軽減のそこはよく理解をします。この限度額が毎年毎年国保の場合引き上がって、本当に青空天井というような状況ではないのかなと思います。

今、質疑をし、答弁の中でありましたように、この限度額を最高85万円からなるわけですが、その方々の限度額でなる人の年収は、どこでなるのかとお聞きしましたら、878万円ということで、これは年収の1割を国民健康保険税に納めると、878万円あるからいいじゃないかというふうな考えもあるでしょうが、自分に置き換えてみてください。年収の1割を国民健康保険税に納めなければいけないということです、これは。それぐらい国保は高いという状況がここに表れております。800万円ももらえば、それだけ払っていいんじゃないかなということになりますけれども、そういう年収があると、ほかのものもすべからく高い税金を納めるということです。国保については、非常に大変な状況で当局の御苦労もよく分かるのですが、ここはひとつ、とにかくそこに課税の限度額を引き上げて取ってあげればいいんだということですけど、ほかにも影響があるということを考えて、こういう毎年毎年限度額を引き上げていくということについては、私は問題があるというふうに思います。こういう方々でも実際は大変なことだと思いますよ。年収の1割を国民健康保険税に納めなければいけないと、ほかにも税金はあるわけですので、そういった意味からしても今回毎年毎年、ただ限度額を引き上げておればよいという、そういったやり方については、もう国に対してもしっかりと声を上げて、考えてほしいものだという、そういう声を上げてほしいという思いがあります。

よって、この承認第3号については、とても承認をできるものではないという立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

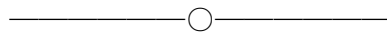
○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第3号は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度志布志市一般会計補正予算（第8号））

○議長（上村 環君） 日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成26年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成27年3月31日に平成26年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 承認第4号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に4,077万6,000円を追加し、予算の総額を196億4,739万円と定めたものでございます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、起債同意額の確定により、合併特例事業など5件の地方債を総額3,200万円減額変更したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、10款、地方交付税は国の補正予算により、交付税総額が増加することを受けた調整額により、普通交付税が追加交付されたこと、及び特別交付税の確定に伴い、それぞれ793万8,000円と7,993万7,000円増額し、交付総額は、76億455万7,000円となっております。

9ページの14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、国の人事院勧告に基づく、保育士等の人件費単価引き上げ等に伴い、146万2,000円増額し、10ページの15款、県支出金、1項、県負担金も同様の理由で73万1,000円増額しております。

11ページの16款、財産収入、2項、財産売払収入は、松山にある市有地、旧松山産業跡地の売却が3月に完了したため、384万円増額しております。

13ページの21款、市債は、事業費の確定に伴い、農林水産業債を20万円増額、総務債を10万円、土木債を2,610万円、消防債を430万円、災害復旧債を170万円それぞれ減額しております。

次に歳出予算について、主なものを御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、施設整備事業基金積立金を3,687万6,000円増額しております。

15ページの3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は国の人事院勧告に基づく、保育士等の人件費単価引き上げ等に伴い、保育所運営事業を390万円増額しております。

そのほか歳出予算につきましては、地方債の財源振り替えをいたしております。

以上が、承認第4号の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） 不動産売払収入について、伺いたいと思います。

旧松山産業跡地ということで、ございましたけれども、ここの総体的な面積と、そして今回売り払いされた面積はどれぐらいなのか、まずそこから伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましても、担当課長に答弁させます。

○松山支所長（上原 登君） ただいまの御質問でございます。

旧松山産業跡地の売却につきまして、今回公売に付しました面積が1万3,341.78平方メートル、売却価格が384万円ということでございます。

なお、松山産業から寄附をいただきました総面積につきましては、1万6,893.11平方メートルでございますので、残りが355.133平方メートルまだ残地が残っているという状況でございます。

以上でございます。

○20番（福重彰史君） あと残地があるようでございますけれども、今回この売却先はどこになるのでしょうか。

○松山支所長（上原 登君） 今回、公売に参加をいただいて落札をされたところは、鹿屋市白崎町にございます株式会社松設計でございます。用途としましては、太陽光発電所を設置したいということで、当地を求められたというふうにお伺いしております。

○20番（福重彰史君） いわゆる寄附を受けた土地でございます、そこに太陽光発電というようなことであるようでございますけれども、太陽光発電ということであれば、それに見合った状況の土地だけが対象になったんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、あと残った残地については、今後いろんな用途もあるかもしれませんけれども、どうなんでしょうかね、今後の活用については、非常に難しい部分もあるんじゃないかなというふうに想像もするわけでございますけれども、そのあたりについては、どのようにお考えでございましょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この土地については、旧松山産業跡地ということで、私どもは有り難く寄附をお受けしまして、市の事業推進のために何らかの形で活用できないかということをお内部検討を重ねてきたところでございますが、土地の形状がなかなか厳しい状況であるということで、今回公募いたしまして、売却をしたところでございます。残地については、また今後内部的な検討をいたしまして、そしてまた、地域の方々の声も聞きながら活用については、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今のに関連して、これ平米幾らだったんですかね、それ一つ。

そして、今回、民（みん）に売却されたわけで、太陽光発電ということであると、固定資産税がどれぐらい見込まれるのかですね、収入として、それをお願いします。

そして、15ページの扶助費ですけれども、いわゆる保育士の賃金引き上げということで、これ幾らの保育所にそれぞれ扶助費としてされたのかですね、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましても、担当課長に回答させます。

○松山支所長（上原 登君） ただいまの松山産業跡地のことにつきましてですが、鑑定評価を

専門の業者をお願いしまして、平方メートル当たり280円という単価で鑑定評価をいただきましたので、その単価で売買をいたしてございます。なお、固定資産税ですが、全ての所で太陽光発電が設置された場合に、189万円ほどの固定資産税になるのではないかという試算をいたしてございまして、ただし、3年間は特例の軽減措置がございまして、3年間は131万円程度の固定資産税になろうかというふうに試算をしております。

以上です。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほど説明があったとおり、人事院勧告に基づく保育士等の人件費単価に見直し増額を、途中入所増の分と合わせて3,900万円ほど見込んでいたんですけども、3月の保育所運営費の請求時の予想額より1割程度多い差額分の支払いが生じたため、今回の補正になったところでございます。

箇所数については、16保育所があるんですけども、入所処遇ということで、9か所ほどになるところでございます。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

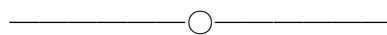
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（上村 環君） 日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地整備事業の実績に伴い、緊急に平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を補正する必要が生じ、平成27年3月31日に、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認

を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,764万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入歳出の市債は、6,270万円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、委託料を700万円、工事請負費を5,570万円、それぞれ減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

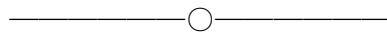
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



日程第12 議案第37号 志布志市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第37号、志布志市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、共済年金を厚生年金に統一する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、附則第2項中「特定警察職員等」を規定するために引用している法律名等を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成27年10月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

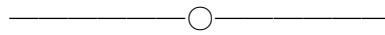
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第38号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第38号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、半島振興法の一部改正に伴い、半島地域の内発的発展をはじめとする産業振興をより効果的に推進するため、地方税の不均一課税に係る対象事業を追加する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第38号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

まず、半島振興法の一部改正について、説明を申し上げます。

これまで固定資産税の不均一の課税を受けることができる事業は、製造業及び旅館業とされてきたところでありますが、法改正により半島地域の内発的発展をはじめとする産業振興をより効果的に推進するため、新たに農林水産物販売業、情報サービス業等を追加する措置が講じられたところであります。

当該措置に伴い、不均一課税の適用を受けることができる事業者が拡大されることから、本市の効果的な産業振興が期待できるものとなっております。

また、不均一課税を受けるためには、市町村は法に基づく産業振興促進計画を作成し、主務大臣の認定を受ける必要があるところですが、本市においては、産業振興促進計画書を作成し、4月末に国・県の事前審査を経て、5月11日付けで当該計画書を主務大臣に提出したところであり、

今後は、国の審査を経て、6月中に主務大臣の認定を受け、その後官報に告示される予定となっているところであり、

次に、本案の内容につきましては、第2条の改正規定は、対象事業に農林水産物販売業、情報サービス業等が追加になったことに伴い、法第17条を引用して、施設及び設備の定義を規定するものであります。

第4条の改正規定は、不均一課税の対象を半島振興法に基づき、認定産業振興計画に記載された産業振興計画の区域内において、当該産業振興促進計画に定められた事業とするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成27年4月1日以後に新設され、または増設された施設もしくは設備について適用するものであります。

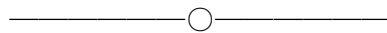
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第39号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第39号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、事務移管に伴い、認可地縁団体の印鑑登録の申請の審査に係る個人の印鑑の印影等の照合を印鑑登録原票から印鑑登録証明書に改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（西川順一君） 議案第39号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正は、現在市民環境課が行っている認可地縁団体印鑑の登録及び証明事務を地縁による団体の認可事務を行っている企画政策課に事務移管することに伴うものと、一部字句の整理です。

第4条中、印鑑登録原票を印鑑登録証明書に改めることについてですが、付議案件説明資料31ページの条例の新旧対照表をお開きください。

第4条は、認可地縁団体の印鑑登録に関する規定です。

認可地縁団体が、その団体の印鑑を登録する際は、その申請書に認可地縁団体の代表者個人の印鑑登録された印を押印しなければならないことになっています。これまで認可地縁団体印鑑の登録事務は、市民環境課で行ってまいりましたので、申請書に押印された代表者個人の印影等は、市民環境課の保有する個人印鑑に係る印鑑登録原票と照合することができました。

しかし、今回認可地縁団体印鑑の登録事務を企画政策課に事務移管ことに伴い、企画政策課では、個人の印鑑の印鑑登録原票は閲覧することができませんので、市民環境課が発行する個人印鑑にかかる印鑑登録証明書と申請書に押印された代表者個人の印影等を照合することになるものであります。このことから、第4条中、「印鑑登録原票」を「印鑑登録証明書」に改めるものでございます。

また、字句整理につきましては、第4条、第7条第2項及び第11条第2項中、平仮名の「うえ」を漢字の「上」に改めるものでございます。

説明資料32ページをお開きください。

地縁による団体認可事務及び認可地縁団体印鑑登録及び証明事務新旧対照表でございます。

これまで地縁による団体に関する事務は、認可事務につきましては、企画政策課が、認可地縁団体の印鑑登録及び証明事務につきましては、市民環境課が行っているところであります。今回、市民環境課が行っている認可地縁団体印鑑の登録及び証明事務を企画政策課に事務移管し、地縁による団体に関する事務を企画政策課に一元化することにより、住民の利便性を図るものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

終わります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 1点だけお願いします。

今回事務移管をされるということですけど、これ条例ですのでね、この地縁による団体の認可事務と、その認可地縁団体印鑑登録及び証明事務、この事務分掌ですよ、条例上のそこは変えなくていいのかなという、ちょっと心配があるわけですけど、それぞれですよ。一元化するとおっしゃってるけれども、実際は市民環境課でどうしても印鑑の証明というのをもらわないと、これできないんですよ、おそろくね。そうすると、住民の利便性は、今までと全く同じで、市民

環境課で証明をいただいて、今度は企画政策課でそれぞれのものが出ていくということに変わるわけで、今までもあんまり変わらんのじゃないのというのが二つだけちょっとあってですよ、あと委員会へ付託されるんでしょうからですけど、やっぱりどうしても必要性があったのかなということですね、その2点だけお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） まず1点目の事務分掌の関係ですけれども、課設置条例及び分掌事務規則においては、もともと「地縁による団体」という用語は出てこないところでございます。

課設置条例においては、地縁による団体の事務につきましては、第2条で各課の事務分掌を示しておりますが、企画政策課（2）地域行政に関することに含まれ、事務分掌規則においては、第14条別表6に示されている事務分掌ですが、企画政策課、地域政策係欄中（3）自治会に関することに含まれることとし、改正は必要ないと判断したところでございました。

2点目の件ですが、メリットとして、どのようなことが考えられるかということについてですが、必要ないんじゃないかということですが、メリットについて4点ほど一応考えているところ です。

1点目、市民の利便性ということですが、現在地縁による団体の申請、受付審査、そして、認可事務は企画政策課が、認可地縁団体の印鑑登録及び証明事務は市民環境課が行っており、市民は企画政策課と市民環境課で、それぞれ手続きをすることとなります。この地縁による団体事務に限らず、その事務の窓口は一本化した方が市民の利便性向上にもつながると考えております。

2点目は、地縁による団体事務の一元管理ですが、企画政策課では、地縁による団体登録台帳を、そして市民環境課では、認可地縁団体印鑑登録原票をそれぞれ備えています。その地縁団体登録台帳、または認可地縁団体印鑑登録原票には、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名などが登録されており、変更があった場合、それぞれ認可地縁団体登録台帳、または認可地縁団体印鑑登録原票を修正することになってはいますが、今回事務を企画政策課に一元化することにより、より地縁団体登録台帳と認可地縁団体印鑑登録原票との整合性が図られると考えております。

3点目ですが、全体事務量の減ということで、事務を一元化することで、関係課において事務量の増減が考えられますが、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する事務自体、地縁による団体の認可に関する事務と一体的な事務であることから、別々の課で行うよりも全体として事務の効率化により、事務量の減が行えると考えております。

そして4点目ですが、市長村長の認可権と、その他事務との整合性でございますが、本来地縁による団体に関する地方自治法の平成3年度にあったわけですが、改正は地域的な共同活動のための不動産及び不動産に関する権利等を保有するため、法務局に申請登記する法人とは別に法人格を与えようとするものでした。そのため、その事実をより把握できる市町村長に認可権を与えたものでした。一方、相続関係、契約関係及び登記関係において、個人印鑑に係る印鑑登録証明書が必要であり、市民環境課には、よく窓口に来られるところでありますが、これらと同様に扱

った方が事務の整合性もあるのではないかとということで、今回お願いしているところであります。
どうぞよろしくをお願いします。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第40号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第40号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、第1号被保険者の減額賦課について、その基準を定める措置が講じられたため、該当する第1号被保険者の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第40号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の34ページをお開きください。

1の政令改正の趣旨でございますが、平成27年4月から公費を投入して、低所得者の第1号保険料軽減強化を行うよう、法律が一部改正されたことを踏まえまして、介護保険法施行令が一部改正され、保険料軽減の対象者及び軽減の割合の基準が定められました。これに伴いまして、2の今回の条例改正ですが、平成27年度から所得段階が第1段階に該当する第1号被保険者の介護保険料については、基準額に乗じる割合を現在の割合0.5から0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じていた割合とされたため、第1段階に該当する方の割合を0.5から0.05引き下げて、割合を0.45と定め、低所得者の保険料の軽減強化を図るもので、保険料の年額3万6,975円が軽減後は3万3,277円となり、3,698円の減額となるところでございます。

対象者は、3,614人で被保険者全体の33.2%にあたります。保険料軽減額の総額は、1,336万5,000円で国が2分の1、県及び市が4分の1ずつを負担するものであります。

次に、新旧対照表の33ページを御覧ください。

第2条に1項を加え、第2項として、平成27年度から29年度までの各年度における第一段階の保険料を定めております。第11条の改正につきましては、普通徴収の方法により保険料を徴収さ

れている方の保険料減免申請の期限を「納期限前7日」としておりましたが、今回税条例の改正に合わせ「納期限」に改め、被保険者の利便性の向上を図るものでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） この第一段階に属する方は全体の33.2%、3人に1人がここに入っているということであるようでございますが、今回0.05を超えない範囲で市が減じた割合が上限の0.05と定めたということは、率直に評価をするところでございますが、そういう中で、この第一段階に属する方の滞納者数、そして、総体的な滞納額が分かればお聞かせをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきまして、担当課長に回答させます。

○税務課長（木佐貫一也君） 誠に申し訳ございませんが、資料がございませんので、後もって報告いたしたいと思えます。

○議長（上村 環君） ただいまの質疑に対する答弁をいただいて休憩に入りたいと思えます。よろしくお願ひします。

○税務課長（木佐貫一也君） 大変申し訳ございませんでした。

今、確認しましたところ、段階別の滞納人数、金額については、全体分しかないということでございまして、全体の滞納者数が約30人ということでございました。金額については、今確認中でございます。第一段階ではなくて、全体の滞納者数でございます。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時5分から再開いたします。



午前11時49分 休憩

午後1時05分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（木佐貫一也君） 失礼いたしました。

先ほど全体の滞納件数を約30件と申し上げましたが、税目が違ってございまして、介護につきましては、決算見込みで200件でございました。おわびして訂正申し上げます。

金額につきましても、今、税システムにおいて調べておりましたが、段階別のデータがございませんでしたので、総額で申し上げますと、決算見込みで約1,500万円の見込みでございます。

以上でございます。

○保健課長（津曲満也君） 平成26年7月1日現在の滞納者情報によりまして、滞納者数と滞納額を拾い上げてみましたので御報告いたします。滞納者総数116人、滞納総額808万2,406円、そのうち現在の第一段階に該当する者の人数は53人で滞納金額249万6,053円となっております。税務

課の滞納者数と現在日が違いますので、総数に差が生じております。

なお、給付制限のため税務課からの滞納情報を保健課にいただいておりますけれども、滞納者に対しての給付制限は行っていないところでございます。

以上でございます。

○20番（福重彰史君） 今ございましたけれども、平成26年7月現在ということでございましたが、滞納者数116名のうち、第一段階に分類するのが53名ということで、約半数近くがここで滞納しているというような状況であるようでございます。

こういうふうに保険料率を下げて負担軽減を図るということは、非常に評価できることであるわけでございますけれども、やはりこういうふうにして、率を下げることによって、そのことが収納につながらないことには何もならないということで、やはり目的というのは、そういうところにもあるのではないかなというふうに思うところでございます。そのためには、これ以上滞納者を増やさない、あるいは滞納額を減らしていくというような、そういう方向への対策というものが必要になってくるのではないかなと、ただ下げたから負担軽減をしたから、これでいいんだよということではないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そこで、今後の今の数的なものが出されましたけれども、それらを踏まえながら、これからの、これが可決された後のこととして、これからそれらに向けてどのような考え方を持って臨まれるというふうにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護保険につきましては、改定を行いながら、施設の充実を努めてきていると、そして、その介護事業に対するサービスの度合いを高めていくということを努めてきているところですが、基本的には介護にならないための健康増進運動を、介護予防事業を市民に普及させながら、その度合いについても改善を図るような方向というのを、基本的には考えて進めているところでございます。

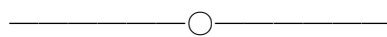
そういうようなことを更に今後も努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第41号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第41号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市立学校給食センターの統合に伴い、志布志市立松山学校給食センターを廃止するものであります。

内容につきましては、第2条の表、志布志市立松山学校給食センターの項を削るものであります。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第41号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は、35ページから38ページでございます。付議案件説明資料の36ページをお開きください。

学校給食に関しましては、児童生徒の栄養のバランスと食の安全性に配慮しながら、給食の提供に努めているところでございます。松山給食センターは、平成2年に開設、建設後25年が経過し、施設や設備が経年劣化等による老朽化が進み、施設の老朽化と衛生管理基準への対応が課題となっているところでございます。

松山給食センターの統合の必要性でございますが、建設当時、当時の衛生基準には適合しておりましたが、現在の学校給食衛生管理基準に一部適合していない項目があるところでございます。さらに調理機器等の設備が経年劣化等により老朽化が進み、故障しても部品の調達が困難な状況であり、設備の更新が必要な時期でもあります。

また、学校給食衛生管理基準に適合するためには、施設の大規模改修も必要であり、調理機器の更新と、施設の大規模改修を実施するとすれば多額の費用を必要とするところでございます。

また、平成20年度に有明地区に建設しました志布志市立学校給食センターは、将来児童生徒が減少した場合、学校給食を1か所で調理できるように処理能力を3,000食とし、松山給食センターの統合も視野に入れて市の中央部に建設し、統合しても名称変更する必要がないように名称を決定した経緯がございます。

一昨年から統合が可能かどうか、その検討を重ねてきたところでございますが、検討の結果、松山給食センターを統合しても、志布志市立学校給食センターで調理が可能であり、給食の配送につきましても、現在の配送車台数で時間内に配送できるとの結論に至り、今回松山給食センターの統合に伴う議案を上程するものでございます。

御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君及び野村広志君から発言通告が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可します。

○16番（岩根賢二君） 慎重な協議を重ねた上で提案をされたということでございますが、委員会付託になる前に確認をしておきたいということで、5項目ほど上げております。順に質疑してまいります。

まず、説明資料に「人件費等の削減が図られる」とあるわけですが、統合後の職員の配置はどうなるのか。人員の削減というのもあるのかですね、その点。

2点目に配送車の乗務員体制はどうなるのかということ。

3点目といたしまして、説明資料には「統合することにより、施設の維持管理費、人件費等の削減が図られる」とありますが、先ほどの全員協議会の中では、経費節減が目的ではないということの説明はあったわけですが、具体的に数値的にはどのような把握をされているのかお伺いいたします。

4番目といたしまして、補正予算にも第1号に備品等の補正が910万円ほど計上されておりますが、今後更にそういう補正の追加があるのではないかなということも危惧するわけですが、その辺の考えはどうかということ。

5番目に跡地の利用計画はどのように考えているかということでございますが、現在、志布志地区にも有明地区にも給食センター跡地があるわけですが、そのこともあわせて考え方をお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず1番目、統合後の職員の配置ということでございますが、学校給食センターに市の職員2名、調理員23名、松山給食センターには市職員1名、調理員5名が勤務しておりますが、統合後は市職員は1名減の2名、調理員28名の勤務体制を予定しております。ということで、市職員が1名減ということでございます。

2番目にお尋ねの配送車の体制でございますが、給食配送車の乗務員体制につきましては、運転手と補助員の2人体制での配送を考えております。運転手と補助員は、シルバー人材センターからの派遣となっております。

3番目にお尋ねになりました統合することにより、施設の維持管理費、人件費等の削減ということについての数値的な把握でございますが、統合後施設の維持管理費が500万円、職員の人件費が1名分削減される見込みでございます。職員1名の人件費の平均が約680万円ですので、合計で1,180万円の削減が見込まれます。

4番目にお尋ねの補正予算1号についてでございますが、統合に伴い、志布志センターの洗浄機システムで使用できない食缶と食器の購入経費を補正予算でお願いしておりますが、今後の補正予算については考えておりません。

5番目にお尋ねの跡地利用についてでございます。

現段階では、跡地の具体的な利用計画を検討していないところですが、施設が特殊ということでございますので、現状のままで活用される希望があれば、優先的に活用検討しますが、地域の活性化につながるような利活用がないか、広く意見を聞きながら検討してまいります。

なお、旧有明給食センターは、民俗資料収蔵庫として、旧志布志給食センター跡地は、更地にして、香月小学校の学童保育の送迎やP T Aの駐車場用地として活用しております。

○16番（岩根賢二君） 市の職員が1名減になるということでしたけれども、その方は、また本庁に帰るとかということになると思うんですけどね、給食センターそのものの経費的には削減になるわけでしょうけれども、全体的には人件費については削減にはならないということですよ、そうですね、はい。

それと配送車については、シルバーに委託しているから別に問題ないという考えでしょうか。もう一遍確認をいたします。

それと、食缶等の買い替えというか、そういうことがあるということでしたけれども、今まで使っていた品物はどうするのか、その辺の処分の仕方も確認をしておきたいと思います。

それと、跡地利用については、地域の活性化につながるようなことにとということでしたけれども、その最後の市長の答弁が聞き取りにくかったんですけども、何かそういうのを募集をするということかなと思ったんですが、そういうことですかね、そのことの確認と。

それと志布志の跡地については、駐車場に利用していますよということでしたけれども、それ以上のことは考えていないかというのを聞いているわけですので、有明についても、ただ保管庫にはなっていますけれども、何かもっと違う使い方があるのではないかな、単なる私が見た感じでは倉庫的な、倉庫にただ入れているという感じではないかなと思うんですが、もっと活用の仕方があるのではないかなと思うんですが、その辺についてのお答えをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1番目の御質問の市職員1名減につきましては、他の部署に配属と、この職員は他の部署に配属ということになります。

それから、配送車のシルバー人材センターにとということですが、現在この体制をとっておりますので、問題ないと考えております。

それから、食缶、食器の現在使用している分についてでございますが、このことにつきましては担当課長に回答させます。

跡地活用でございますが、跡地活用につきましては、公募するということで、一応考えているところですが、地元の意見をまず優先的に聞きたいと、そしてまた、広く意見を募って活用されるところを探していきたいということございまして、そのことをまず取り組みたいということでもあります。

有明の給食センターの施設につきましては、ただいま民俗資料の収蔵庫として活用しているところでございますが、現段階で他の活用ということについて、検討はしてないところでございますが、この民俗資料の収蔵庫というものが、どうしても必要だという経緯がございましたので、こちらの方に今活用をしているということでございます。

○教育総務課長（溝口 猛君） 統合後の食缶とか食器の利用についてでございますが、現実的には使っている品で古い状況もございまして、もし統合して希望者がいれば譲渡ということも

検討に入りたいと思います。あと、希望がない場合は、廃棄処分というような形になろうかというふうに思っています。

○市長（本田修一君） 志布志の給食センター跡地につきましては、先ほどお答えしましたように、香月小学校の学童保育の送迎やPTAの駐車場ということで、現在この活用が結構進んでいるということでございますので、こちらを中心に今後とも考えていきたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） 次に、野村広志君の質疑を許可します。

○3番（野村広志君） 発言の通告をいたしておりますので、質問をさせていただきたいと思えます。

議案第41号でございます。

ただいま同僚議員の質問がございました。内容が重複する点がございしますが、所管外でございますので、少しお聞かせいただきたいと思えます。4点ほどでございます。

まず1点目でございますが、松山給食センターの統合についてでございます。その必要性についてでございますが、十分にその趣旨は理解するところでありますが、仮に統合しなくて現在の施設や設備などを更新をした場合、どれくらいの試算がされているのかということをもまず1点、お聞かせいただきたいと思えます。

2点目でございます。統合となった場合でございますが、現在雇用されている方々ですね、これは主に調理の従事者でございますけれども、再雇用については、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

3点目でございます。納入業者の件でございます。納入業者においては、少なからずとも影響があると思われませんが、対応策についてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせをください。

最後4点目でございます。先ほどもございましたが、給食センターの跡地の利用についてでございます。地域の住民の意見を十分に考慮していただきまして、跡地の利用を進めていく考えがあるのか、この4点について、お聞かせを願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1番目の試算についてでございますが、まず調理器具等の設備でございますが、撤去費用まで含んで約9,000万円を見込んでおります。

施設の改修費用でございますが、衛生基準を満たすために汚染区域と非汚染区域の間仕切り、天井、床、配管等の工事、建物の増築等、大規模な改造が必要となりまして、他の自治体の事例を参考にしますと、概算ですが約1億4,000万円を見込んでおり、合計で約2億3,000万円を見込んでおります。

2番目にお尋ねの再雇用についてでございますが、松山センターに5名調理員が勤務しておりますが、統合後も引き続き雇用する計画としております。

3番目の納入業者において影響があるのではないかとということでございますが、統合によりまして、松山センターに納入されている業者につきましては、小規模な店舗が多く、今回の統合で少なからず影響があるというふうに考えております。

統合後につきましては、競争性を保持しつつも、なるべく影響が少なくなるような方法を今後検討してまいりたいと考えております。

4番目にお尋ねの跡地利用ですが、先ほどもお答えしましたように、現段階では跡地の具体的な利用計画は検討してないところですが、まず施設が特殊だということで、現状のままで利活用されるところがあれば優先的に検討してまいりたい。そしてまた、次に地域の皆さん方の御意見を賜りながら活性化につながるような利活用につきましては、広く意見を聞きながら募集をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） 4点お答えいただきましたけれども、1番目の方から、試算をした数字をいただきましたけれども、当然この試算の数字は、学校給食の衛生管理基準に適合した試算であろうかと思えますけれども、それはもう間違いないということによろしいでしょうか。

それと、仮に、この金額をかけて更新された場合等はですね、分かればですけども、耐用年数等は何年ぐらいまで試算されているのか、分かれば教えていただきたいなと思えます。

雇用のところでございますけれども、引き続き5名の調理員については、再雇用していただけるということでございます。ぜひともよろしくお願いを申し上げたいなと思っております。

納入業者については、今、答弁いただきました。小規模な事業所が多いということでございます。今後とも納入業者の方々とは十分に意見を組み入れながら、平等かつバランスよく、バランスのとれた指定業者の選定に心掛けていただきたいなと思っております。

最後の跡地利用についてでございますが、地域が非常に疲弊をしていく中です。この松山地区にとりましては、大変残念なことであるなと思っております。すぐ近くに定住促進の住宅の整備等も計画されているようでございますし、中学校の隣接地ということもございまして、一体的に捉えて、このことを地域が元気になるような形で跡地の利用を進めていただければなと思っております。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

調理員の再雇用につきましては、先ほど答弁いたしましたように引き続き雇用いたします。

そしてまた、納入業者においては、納入業者の方にも十分説明を重ねておりまして、影響がないような、なるべく影響が少なくなるような方向というのを考えていきたいというふうに考えております。

そしてまた、跡地利用につきましては、ただいまお話がありましたように、定住促進のための分譲地を今準備中でございます。できれば、すぐさま予定される分譲地が埋まりまして、次の分譲地が欲しいということになれば、この跡地についてもそのような方向で検討が必要というふうには考えているところでございます。

1番目の答弁につきましては、担当課長に答えさせます。

○教育総務課長（溝口 猛君） 先ほどの改修した場合の経費の件でございますが、これは調理器具におきましては、専門のメーカーに仮見積りをもらっているところでございます。

また、施設の改修につきましても、衛生管理基準に詳しい業者をお願いしまして、仮の見積りを出しているところでございます。事業費は施設の改修額で1億4,000万円というようなこととなりますが、全体的に中を改修しまして、今の衛生基準に合わせるためには、今の面積の1.5倍が必要だろうということで事業費が大きくなっているところでございます。

それから、耐用年数でございますが、設備につきましては、その機器によって違いますが、おおむね6年から10年程度でございます。また、使い方にもよるんですが、現実的には、今のよう形で20年近くも管理ができるというふうに思っております。

それから、建物の方につきましては、あと35年程度、法的な耐用年数でいけば、あと35年というふうな形になっております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第42号 工事請負契約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第42号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、工事請負契約の変更について説明を申し上げます。

本案は、防災行政無線同報系屋外拡声子局の数量等を変更することに伴い、志布志市防災行政無線同報系デジタル化整備工事の請負契約を変更して締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成25年6月14日可決された議案第38号に基づいて締結した工事請負契約の金額を7億3,384万5,000円から7億4,896万5,000円に変更して締結するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 議案第42号、工事請負契約の変更について、補足して説明を申し上げます。

志布志市防災行政無線同報系デジタル化整備工事の工事請負契約の金額を7億3,384万5,000円に1,512万円を増額し、7億4,896万5,000円に変更して締結するものでございます。

契約変更の内容につきましては、当初契約において、屋外拡声子局を182局整備することとしておりましたが、今回新たに5局を追加し、合計187局を整備するため、計画を変更するものでございます。追加する5局の内訳につきましては、これまで簡易的な設備で屋外拡声子局として、運用されていたものが4局、難聴地域対策として新たに整備するものが1局でございます。

なお、継続費につきましては、平成25年3月25日に可決していただきました総額7億8,000万円の範囲内であり、変更の必要はないところでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第18 議案第43号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税特産品事業、ふるさと志基金積立等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億6,890万2,000円を追加し、予算の総額を204億890万2,000円とするものでございます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、変更は消防車両整備事業に伴う合併特例事業を480万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。7ページをお開きください。

歳入の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、国の事業採択を受け、過疎集落等の維持及び活性化を図るため、八野地区ふるさと活性化事業等の財源として過疎地域等自立活性化推進交付金を2,300万円計上しております。

9ページの15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、加入組織の増加等に伴う多面的機能支払交付金を1,171万2,000円増額しております。

12ページをお開きください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと志基金寄附金を8,975万円増額しております。

13ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として7,144万5,000円増額しております。

14ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、畜産基盤再編総合整備事業等、県地域振興公社営事業参加者負担金として3,117万4,000円計上しております。

15ページの21款、市債は480万円増額し、総額で22億9,760万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

16ページの2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、ふるさと納税事業に係る委託料等を4,812万2,000円増額。過疎集落等の維持及び活性化を図るため、八野地区ふるさとづくり委員会を事業主体とした過疎地域等自立活性化推進交付金事業を1,600万円計上、地域の活性化を図るためのコミュニティ助成事業を490万円計上、ふるさと志基金への積立金を8,975万円増額しております。

17ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、老人福祉費は、公費補填による低所得高齢者の負担軽減を図るため、介護保険料軽減強化事業として、介護保険特別会計への繰出金を1,336万5,000円計上しております。

19ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、志布志茶レンジ風邪なし運動事業として543万円計上、6目、畜産業費は、畜産基盤再編総合整備事業等、県地域振興公社営事業の負担金として3,117万4,000円計上、8目、農地整備費は、加入組織の増加等に伴う多面的機能支払事業補助金を1,561万8,000円増額しております。

24ページをお開きください。

10款、教育費、6項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、給食センターの統合に伴う備品購入費等に910万3,000円計上しております。

以上が補正予算（第1号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、小辻一海君から発言通告が提出されておりますので、まず小辻一海君の質疑を許可します。

○5番（小辻一海君） 通告をいたしておりましたので、2点ほど質疑をいたします。

まず、説明資料4ページ、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業についてでございますが、この事業は、シルバー人材センターにおける就業開拓や会員確保などを行うコーディネーターへの営業活動の補助事業として予算計上されたものと理解しておりますが、説明資料の中の目的の最後の方に、「高齢者の雇用の場を拡大することを目的とする」とありますが、具体的にどのような雇用の業種拡大が見込まれるのか。

また、「会員確保」とありますが、シルバー人材センターにおける会員の状況の推移は、どのようになっているかお伺いします。

2点目といたしまして、説明資料5ページの空き家対策活用事業についてでございますが、市内の空き家の状況調査、情報管理、業務あっせんなどを2名のコーディネーターが行うシルバー人材センターへの補助事業だと考えますが、2名体制で全市のこれらの調査が可能なのか。

また、調査終了後、空き家活用を市行政及びシルバー人材センターは、どのように取り組みされているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の補正予算で計上しております高齢者活用・現役世代雇用サポート事業につきましては、シルバー人材センターにおいて、雇用するコーディネーターの人件費が主なものであります。そのコーディネーターを中心に育児分野や地域における人手不足分野等のニーズを把握し、高齢者の雇用の場の確保及び拡大、並びに会員の拡大を図っていくものです。

また、このことにより、女性の社会進出を後押しするとともに、女性を含め、働く現役世代が安心して働ける職場環境の形成にもつなげていく事業であります。

シルバー人材センターの会員数の推移でございますが、平成24年度で343名、平成25年度で318名、平成26年度で299名であります。

次に、空き家対策についての御質問でございますが、お答えいたします。

今回補正予算で計上しております空き家対策活用事業につきましては、シルバー人材センターにおいて雇用するコーディネーターの人件費が主なものでありますが、そのコーディネーターを活用しまして、空き家調査を実施するとともに、管理人の把握、空き家の今後の活用等の確認を行い、危険廃屋につながる恐れのある家屋や居住可能な家屋の活用などの整理を行います。

また、このことにより良好な家屋管理及び敷地内の管理を管理者等に提案し、敷地内の除草、せん定、室内清掃や空気の入替えなど、高齢者の雇用の場の拡大を図ってまいります。

○5番（小辻一海君） 市長、私は具体的にどのような雇用の業種というようなことをお聞きしたんですけど。

○市長（本田修一君） 具体的には、保育業務、調理業務、配膳業務、清掃業務等が考えられますが、今後あらゆる角度から研究しまして、新たな雇用の場の開拓を図っていきたいということでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

ただいまの説明をお聞きいたしますと、派遣事業の拡大というようなことになると、私の方は理解しましたけれども、このようなことになると、専門的業種、専門的な知識が必要になってくるとおられるんですけども、そのあたりはシルバー人材センターで、そういうような方々の確保が可能なのか。

それと、この二つの事業につきましては、この資料から見てみますと、一般財源の補助対応だけになっているように感じられるところでございますが、国・県からの補助制度はなかったもの

かお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

派遣と請負ということでございますが、請負は、発注者の注文に応じて会員を就労させることになるということでございます。その際、業務担当職員が発注者と打ち合わせを行いまして、会員と就労内容を確認して作業を行う。

一方、派遣につきましては、事業所等に必要とされる会員を派遣するというもので、仕事の内容に、その派遣先の指示を受けて作業をすることになりまして、就労先で指揮命令が発生するということとなります。

現在シルバー人材センターでの派遣事業というものにつきましては、給食センター配送業務及びマイクロバス運転業務と、それだけになっているということでございます。

それから、事業にかかわる財源でございますが、シルバー人材センターの予算は、おおむね620万円で、その財源の内訳は国と市がそれぞれ280万円ずつ、シルバー人材センターの自主財源が60万円となっております。

なお、国庫補助金は、市を通さずに直接シルバー人材センターへ支出されるということになっております。

○福祉課長（福岡勇市君） 雇用の場の専門的人材ということの質問だったと思うんですけども、具体的には保育業務、調理業務、配膳業務ということで市長が回答されたんですけども、その業務については、シフト的な時間作業ということで、多分1時間から2時間の業務だと思いますので、これについては、シルバーの方で協議して、専門的な方がいらっしゃれば、それを派遣するんですけども、1時間、2時間のシフト的なものですので、これについては、資格については要らないのではないかと考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 今、シルバー人材センターが主体的に請負事業から、今言われました派遣事業のようなことになるわけですね。その場合に、1、2時間でそういう専門的な知識は要らないような課長の答弁のようでございますけれども、やはり事業をあっせんして、事業主が、このコーディネーターは必ずそういう形で事業者を拡大するというので、仕事に入れるわけですね。そして、事業者と責任を持っていい方を派遣しますからというような形で多分言われると思うんですよ。その場合に知識が無いような人を派遣された場合にですね、今さっきの答弁のようなことになると、信頼関係がシルバー人材センターと事業者の中でちょっと曖昧になるんじゃないかと考えているところですけども、そのあたりはシルバー人材センターは確実にそういう可能な方々を派遣されるということで理解してもよろしいでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 誠にすみません、説明がちょっとまずかったと思うんですけども、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業ですので、高齢者活用の方については、派遣事業、請負から派遣事業を主にする事業でございます。

後ろの後段の現役世代雇用サポート事業について、育児分野とかをする事業ですので、これについては、シフト的な時間ということになっておるところでございます。派遣事業につきまして

は、高齢者活用、これの方を主としてする事業でございます。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 1点だけ、予算書の14ページ、雑入の中に右側の方に、雑入ですから入ってくるお金ですよね、その中に右側の2行目に県地域振興公社営事業参加者負担金というところがあるんですけど、これはどういう性質の金額ですかね。

○畜産課長（山田勝大君） 県地域振興公社営事業の参加者負担金でございますけれども、これにつきましては、県の地域振興公社が国・県の補助を受けて事業を実施しまして、その事業費から国・県の補助金を差し引いた分を事業補助物件を譲渡される農家の方が地域振興公社に補助残分を支払うわけですけれども、その分について、市が一旦農家から負担金を受け取って同額を県の地域振興公社に支払うということの流れですので、農家分の負担金を一旦受け入れて同額県に出すという流れの性質のものでございます。

[西江園明君「受益者負担金か」と呼ぶ]

○畜産課長（山田勝大君） はい、そうでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） ふるさと納税特産品事業ということで、今回これだけ大きな事業ですね、逆に志布志市にお住まいの方で、他の市町村にふるさと納税をされてる人が今年度どれぐらい当局としてつかんでおられるんですかね、過去のやつでもいいですよ、ちょっとそれを1点お願いします。

それと、先ほど小辻議員の方もありましたけれども、このシルバー人材センターにおける就業開拓のコーディネーターということで、事業として、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業とあわせて、空き家対策活用事業で二つありますね、これ2名、2名ですけど、同じ人というふうに理解していいんですか。それが1点ですね。別々に書いてあるけど、事業としては福祉関連事業補助金ということでの事業ですよ。それぞれの事業が二人ずつそういうふうに配置されるのかというのが二つ目の質疑です。

そして、この事業は、例えば4ページの左の事業ですね、それと右側の事業は、それぞれ別々に二人ずつあるということであると、またちょっと違いますが、まずそこを、同じ人なのかというのをちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきまして、それぞれの担当に回答させます。

○企画政策課長（武石裕二君） お尋ねの志布志市民の方が他の市町村にふるさと納税をした件数と額ということでございますが、26年分で申し上げますと、15件、277万5,000円が他の自治体へ寄附を行ったということになっております。

○福祉課長（福岡勇市君） 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業、そして、空き家対策活用事業のコーディネーターの件なんですけれども、各々事業が違いますし、コーディネーターについては、別々でございます。高齢者活用事業の方が2名、それと空き家対策の方が2名というこ

とで、積算しておるところでございます。

○18番（小園義行君） もう1回お願いします。

このふるさと納税の件はよく分かりました。

こののですよ、福祉関連事業補助金ということで二つそれぞれあって、シルバー人材センターに直接入るお金というのは、先ほどちょっと市長の方から答弁がありましたけれども、280万円と205万5,000円ですかね、それ以外に別個で国から直接にいくという、そういう答弁がありましたね、先ほどですね。これで同じ金額だと倍以上実際いくんだねというふうに思うわけですが、この高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の場合、派遣事業になるんですよね。派遣するんですよ。そのシルバー人材センターがそういった派遣をできる、派遣法のそういったのをクリアした上で、この事業としては取り組んでいけるというふうに理解していいんですか、私達は。

○福祉課長（福岡勇市君） 市長の答弁でもありましたように、市が負担する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業については280万円、それと空き家対策事業につきましても205万5,000円、同額を国から補助してもらう制度であります。

あと、両事業ともシルバーの自主財源も若干ですけれども、伴うところがあるところがございます。

あと、現役世代、それと高齢者活用についても派遣事業でございます。シルバー、今現在の状況でございますけれども、給食センターの配送事業と庁舎内のマイクロバスについては、派遣事業になっておるところでございます。それを国の方、県の方が派遣事業に推進していかなくやならないということで、高齢者活用・現役世代という形の分でコーディネーターの方が派遣事業の営業活動をする事業であるところがございます。

以上です。

[小園義行君「派遣法については」と呼ぶ]

○福祉課長（福岡勇市君） これについては、派遣法については、国の事業ですので、派遣事業の推進法になっていると思います。

[小園義行君「派遣事業なのか」と呼ぶ]

○福祉課長（福岡勇市君） すみません。ちょっと説明が悪かったんですけども、この事業については、コーディネーターを雇って今から先営業活動ということでありますので、事業としては3年間あるんですけども、派遣事業を推進する営業活動をする二人のコーディネーター料でございます。人件費でございます。

○18番（小園義行君） シルバー人材センターにコーディネーターの人を雇って、そして、そのコーディネーターの人が、例えば、うちのA君をちょっとみてよという、そういう育児支援という形での人を、いわゆる調達といいますか、雇ってですよ、そこに派遣をするという、そういうふうに理解をするんですよ、この事業だと。そういったときに、シルバー人材センターそのものが派遣法の中でのそういうものをちゃんと持った上でやるというふうになるんですかね。コーディネーターの人と、シルバー人材センターの関係と、コーディネーターの人が派遣をするAさん

という人のこの関係性というのが、非常にここ、ちょっと僕達よく理解が分かりにくいもんだから、ちょっとそこを聞いてるんですよ。この二人が育児支援だとか、こんなことをやるわけじゃないんでしょう。だから、人をまた雇った上で、その人を派遣するんでしょう。その時に派遣法という、そのくくりの中でしたときに、非常に難しいことが起きてこないのかなというのちょっとあったりしてですよ。

○福祉課長（福岡勇市君） この事業につきましては、コーディネーターの方が派遣するというのではなくて、もちろんシルバーの方が主体となりますので、この事業自体を見つける、事業者を見つけるというコーディネーターの役割でございます。事業所を見つけて、それでオッケーが出たときにはシルバーにつないで、シルバーの方達が、その事業所に派遣するという業務でございます。今現在も先ほど言いましたように、給食センター、そしてマイクロバスの運営についても、そういうような形でしているところでございます。それを拡大するという事業でございます。このコーディネーターの方が雇用の場を拡大するという事業でございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 所管外を3点だけ、まずコミュニティ助成事業ですけれども、今回二つの公民館が事業主体になっておりますけれども、この他には申請がなかったのかということが1点。

それから、過疎地域等自立活性化推進交付金事業ということで、八野地区ふるさとづくり委員会ということで、ここが事業主体になっているようでございますけれども、これは1,600万円ということでございますけれども、これは単年度の事業になるのかということ。

それから、福祉課関係の臨時福祉給付金の関係ですけれども、今回も返還が287万円あるようでございますけれども、対象者は何名で何名の申請が無かったのか、その3点について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、それぞれの担当に回答させます。

○企画政策課長（武石裕二君） 今お尋ねのコミュニティ助成事業につきましては、今回有明校区公民館、それから、潤ヶ野校区公民館の2件が採択ということになったところでございますが、申請に至りましては、合計で7件の申請を上げてございます。その中で2件今回認定になったということでございます。

それから、八野地区の過疎地域自立活性化推進交付金事業でございますが、これにつきましては、27年度単年度事業ということで、本年度中に事業を完了するところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 臨時福祉給付金ですけれども、対象といたしまして、1月1日現在の実人員が1万500名、給付対象者が9,359名ということで、申し訳ありません。支給対象者が1万263名、給付対象者が9,359名ということで、支給率が91.1%になっているところでございます。前3月議会での指摘を受けたんですけれども、未申請者については、分析をしたところでございます。

以上です。

○20番（福重彰史君） コミュニティ助成事業については、7件の申請があったということで、そのうちの今年度については、2件が採択されたということですが、まずこの事業の採択ですよね、この採択、7件、このあたりがちょっとよく分からないんですけれども、7件申請されて、2件が採択されたということなのか。あるいは、あとの5件については、採択要件を満たしてなかったということなのかですね。

それから、八野地区のふるさとづくり委員会への事業ですが、単年度事業ということで、この事業内容等を見ても、ここに四つことが掲げられておりますけれども、具体的につきましては、また委員会の中でももんでもらいたと思います。例えば、耕作放棄地の再生整備とか、あるいは6次産業の取り組みとか、いろんなのが書いてありますけれども、こういうものについて、この地区でどういうことをどういう方法でされていられるのか分かりませんが、なかなか単年度で、その成果というものが出てくるものもあれば、出てこないものもある。あるいは継続的にやっていかなければ、なかなかその成果が見られないというようなものもあるかというふうに思いますけれども、この取り組み、単年度ということですので、その取り組み方法について分かる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

それから、臨時福祉給付金の関係でございますけれども、執行率が91.1%だったですかね、いわゆる申請主義ということであるわけでございますけれども、やはり、その対象でありながら、それを受け取りがされていないというようなことであるわけですよね。これ、前も質疑をいたしておりますけれども、その周知について、申請主義であるんだけれども、対象者というは、もう私が言わなくても分かりますよね、その周知について、何らか工夫をされているのかですね、その点について伺いたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） お答えいたします。

まずコミュニティ助成事業につきましては、7件を、これは自治総合センターの方で募集しておりますので、7件をこの団体の方へ申請をしたということでもあります。その中で、今回2件が採択になったということでございます。今後においても、自治会、それから校区公民館、いろんな団体等におきまして、内容を精査して、再度また申請を次年度以降、今年度追加があれば、そういったところに対応していきたいというふうに思います。

それから、八野地区につきましては、単年度ということでございます。単年度で目的を達成をするというふうには、なかなか難しいだろうというふうに思います。今回、国の方が採択というこの補助の中で、今後継続的に収支を生む部分もございまして、そういったところを加味しながら今後も継続をしていただきたいというふうには考えております。

その中で、具体的にでございますが、いろんな事業ということで、まず耕作放棄地につきましては、なかなか高齢化率が八野については、約50%近くになっているというようなこともございます。そういったところで、なるべく耕作放棄地をこの八野地区の方々に耕うんをし、かんしょとか、紅はるかを作付けをしたいということもございまして、それからショウガを植え付けをし

て、特産品ブランド化を図りたいということもございます。

それと、移住・体験・交流促進事業ということで、八野の小学校がございまして、あそこを今社会福祉法人が運営をしていただいておりますが、連携をして学校跡地で、いろんな体験宿泊活動ができないとか、それから、空き家についても非常に多くございますので、これを改修をして、移住定住いろんな交流、それから市内の方々との交流の場としての活用ができないかということ。

それから、6次産業につきましては、先ほど言いましたショウガを粉末にして加工をして販売をしたいというような計画もございます。

それと今、八野地区については、社会福祉法人の方が「ハイジの学校」ということで、いろいろ野菜を校区の方々と一緒になって作付けをしておりますが、この面積拡大をしながら市内、あるいはいろんなところで販売をしたいということもございます。

それから、いきいき活性化というような形でイルミネーション設置をする。それから、毎年夏祭りを計画して実施しておりますが、さらに拡充をして、いろんな方々に来ていただいて、まず八野を知っていただく、それから交流を図っていくというようなこともございます。

いろいろ1年間の中で各部会を設置いたしまして、責任者を決め、それから、私ども企画政策課、農政、福祉、関係する課、それから、今回社会福祉協議会においても協力をするということもございましたので、それと市の職員のサポート職員、それから八野地区のOBの方々も踏まえて、そういう連携を図りながら、この今申し上げました各事業については、連携をして事業計画どおり実施できるようなサポート体制を取りながら、進めていきたいというふうに考えております。

○福祉課長（福岡勇市君） 臨時給付金の周知、啓発活動だと思うんですけど、周知についての工夫ということで、26年度につきましても、あらゆる手段で周知をしたところでございます。市の広報、行政告知、それと散らし、それと個人通知も対象者については、送付したところであります。申請が上がらなかったところについても、もう1回再度周知をした所でございます。あと地区を回りまして、巡回申請という形もしております。この臨時福祉給付金については、27年度もありますので、26年度を踏まえながら、また27年度は更に率が上がるように努力したいと考えております。

以上です。

○20番（福重彰史君） コミュニティ助成事業ですけれども、あと5件については、再度精査しながら、そしてまた、今年度申請したいということでありましたけれども、その中でですよ、結局今回申請をされて、いわゆる採択されなかった5件についてはですよ、見直しをされて申請をされるということなんですけれども、申請をされたんですけども、採択要件を満たしてなかったというようなことはなかったんですか。その採択要件を満たしてないということであるのであればですよ、また考え方を考えていかなきゃいかんわけですから、採択要件を満たしてなくて却下されたらと、採択されなかったということなのか。

それから、八野につきましては、1,600万円という相当な多額のお金でございます。国庫支出金ということでございますけれども、実質的には市からの持ち出しはありませんけれども、やはり有効的な活用というものをやりながら、この目的に沿ったそういうような地域づくりができることを望んでいるわけでございますので、その点についても役所側としても最大の指導・助言等をやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

それから、臨時福祉給付金でございますけれども、27年度もあるということでございますけれども、やはり何らかの事情があるから申請ができないわけなんですよね。だから、このあたりをしっかりと、そのあたりのことを調査をされながらですよ、そして、100%申請ができるようなですよ、そういう体制づくりというものはしていくべきであろうというふうに思うところでございます。そのためには、やはりどういう方が申請されないのか、前の年に申請されなかった方が今回、申請されているんじゃないとか、いろんなことがあると思うんですよ。そういうことも含めながらですよ、しっかりと実態把握をしながら取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。そのことにつきましても見解を伺いたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） お答えいたします。

このコミュニティ助成事業につきましては、実施要綱等がございます。その中で、今回7件を申請をいたしましたけれども、すべて要件を満たした形で申請はしてございますので、まず前段で要件を満たす者以外は申請ができないというようなこともございますので、それから、先ほども申しましたとおり、再度、もう1回また各団体等には連絡を取りまして、再度申請をするのか。それからまた、いろんな計画が上がってきたとした場合には、内容等を変更しながら対応していきたいと。

それから、今回申請をしてないところについても随時募集をかけながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、八野地区につきましては、1,600万円という国の全額補助ということもございますが、これについては、やはり国の補助でもございますし、会検の対象ということになりますので、備品、それからいろんな面で入札等についても、私どもを含めてちゃんとした形での事務というか、予算の執行をしていただくということ。

それから、変更等があった場合については、逐次これも国の方に報告をすると。それから、1か月、ひと月ごとに事業進捗については、国の方に報告をするようになっております。それから、今回地域おこし協力隊の方も2名志布志の方に配置をしておりますので、この前も、この件に八野については、直接出向いて校区の方々といろんな意見交換をしたということもございます。そういった意味で、総力を挙げて私どももこれについては、取り組みをしていきたいと。昨年度でしたか、有明の山重が1,000万円という事業がございました。ああいった形で先進的な事例もございますので、いろんな各団体とも協力をしながら単年度というか、次年度以降についてもこれが引き続きできるような形で、予算的には、なかなか無いかもしれませんが、八野が自立して地域活性化が図れるように取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○福祉課長（福岡勇市君） 臨時福祉給付金の申請されなかった、できなかったということで、26年度については分析をしたところでございます。その中で、一番多かったのが長期入院者、申請不可能者、郵送未確認者ということでありまして。あと住所地不明者、それと申請日、基準日の1月1日から申請書発送までの死亡者の方もおられたというふうに分しているところでございます。

あと、先ほども言いましたが27年度もありますので、この分析を踏まえて率を上げるように努力したいと考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第19 議案第44号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第44号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、第1号被保険者の減額賦課に伴い、介護保険及び一般会計繰入金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。予算書の3ページをお開きください。

保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を1,336万5,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰入金の一般会計繰入金は、低所得者保険料軽減繰入金を1,336万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から17日までは、休会とします。

18日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時25分 散会

平成27年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成27年6月18日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 一般質問

野 村 広 志

西江園 明

岩 根 賢 二

平 野 栄 作

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。

○
日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情を受理しました。

陳情第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

○
日程第3 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆さん、おはようございます。

梅雨入り以降、大変雨が多くて不安定な天候が続いておりますが、災害等が心配されるところでございますが、このシーズンから台風シーズンにかけてまで、非常に緊張感を持って備えをしておかなければならないのかなど、改めて今感じているところでございますが、それでは、時間もございますので、今回も一般質問のトップバッターとして、市民目線に立って、分かりやすい質問に心がけてまいりたいと考えております。

当局の皆様におかれましても、十分に御理解いただきまして、前向きな議論と優良な回答が得られますよう期待を込めまして、質問に入らせていただきたいと思います。

それではまず、観光振興についてお伺いをいたします。

本市は、広大な農地と温暖な気候を生かした農水産業を基幹産業とした緑豊かで志あふれる地域であります。それとあわせもって、観光としての拠点施設や多くの魅力と可能性を秘めた観光資源が点在をしている地域でもございます。

本市にとって、交流人口を増やし、入り込み客の増大や地域経済の活性化に大きく寄与するものであり、単に観光客の誘致にとどまらず、大局を見据え、広域的な見地で振興計画を考えていかなければならないものと思っております。

そこでお伺いをいたします。まず、志布志市観光振興計画にもうたってございますが、今一度、現在の観光振興についての取り組み状況についてお聞かせを願えますか。

○市長（本田修一君） おはようございます。

野村議員の御質問にお答えいたします。

観光振興につきましては、平成23年度に観光振興計画を策定し、おもてなしの心で観光客をお迎えし、ふれあい、交流することで、市民も観光客も元気になり、地域社会・経済が元気で幸せになる観光を目指しているところであります。

具体的には、観光入り込み客、宿泊観光客、旅行商品、ツーリズムの受け入れ、スポーツ合宿誘致などの数値目標を掲げて、基本方針と基本施策を定めており、実行計画の中では、にぎわいが生まれる拠点づくりや、ニューツーリズムの推進、情報の発信、志のおもてなしの実践を掲げております。

食の取り組みにつきましても、本市の地域資源を生かした志布志ならではのメニューを開発し、全国へ発信し、商店街の活性化、地域経済の活性化を図っているところであります。

また、重点整備エリアも定めまして、観光拠点の整備を推進しているところであります。

○3番（野村広志君） 今、概要というか、説明をいただいたところですが、観光の入り込み客の数や宿泊の数など、少しずつではございますが、増加傾向にあるように伺っております。やはりこのことは、行事やイベント、またスポーツ合宿によるものが非常に大きいのかなと、考えているところでございますが、そのところについて、もう少し詳しく状況を聞かせていただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度の観光入り込み客数においては、95万6,000人、宿泊観光客数が8万5,100人でございます。このことにつきましては、お釈迦祭りをはじめとする志布志市の4大イベントでございますが、毎年新たな企画を盛り込みまして、バージョンアップをしながら充実した内容で開催しております。イベントを開催するにあたっては、市内はもちろん、市外からの誘客の増加を図るため、イベント前には、あらゆるメディアを利用しまして、PR等を行うような取り組みを積極的に行っております。

また、各地域で実施されております伝統行事においても、志布志市総合観光案内所や観光パンフレット等でPRを重ねております。

そしてまた、スポーツ合宿でございますが、この推進につきましては、ブランド推進協議会のツーリズム推進グループにおきまして、目標を「スポーツ合宿誘致鹿児島県1位」を掲げまして、様々な取り組みを実施しております。

平成26年度は、既存大会であるサッカーフェスティバル、志布志カップU-15のほかに、スポーツ合宿閑散期における取り組みとしまして、韓国からの大学野球合宿誘致に成功しまして、36人、39泊で延べ宿泊数は約1,400泊の実績となったところでございます。

また、貸切バスの料金が改定になったこともありまして、これまで貸切バスを利用した北陸方面への合宿を実施してきた大学生を、さんふらわあを利用した志布志市への合宿にシフトさせることに成功しまして、今年の春合宿におきましては、前年比236.2%となったところでございます。このように、新たな試みで、スポーツ合宿の推進を図ってきております。

○3番（野村広志君） 毎年多くのスポーツ合宿の方々にこの志布志に来ていただきまして、大

変有り難く思っております。このことについては、多くの関係者の皆様方が長年努力をされたことだと思えます。敬意を表したいと思っております。

また、志布志の4大イベントの集客力についても、ここ数年、目覚ましいものを感じているところでございますが、この入り込み客でございますけれども、年間を通しますと、やはりスポーツ合宿などもそうなんですけれども、夏に集中をしているのかなと見受けられるところでございますけれども、このようなもろもろの誘致に関する問題点を踏まえながら、観光振興の計画のところの課題について、当局はどのように捉えているのか、少しお示しいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光振興計画としての課題は、先ほどいろんな行事やイベント、スポーツなどを通して、市外からたくさんの方においでいただいているということにつきましては、説明申し上げたとおりでございますが、課題となりますと、たくさんあるかと思っております。

一つには、観光客の立ち寄りを促す拠点づくりや、それから点在する資源の魅力の向上を図るという取り組み。そしてまた、自然環境や地域資源を生かしたニューツーリズムへの対応という課題。そしてまた、今ある観光資源の魅力を引き出す景観づくり。そしてまた、市内の各観光施設を結ぶ公共交通の便が悪いことから、交通アクセスの改善を図るための課題。さらに、志布志地域だけでなく、周辺市町村との広域的な連携ということが課題であるというふうに考えております。

そして、これらの事業の実践につきましては、行政はもちろんのこと、市民、市民団体、観光特産品協会、商工会、それからホテル業などの観光関連業者の皆様のご協力をいただき、連携いただきながら、連携と役割分担を深めることが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 抱えている問題等、課題等については捉えられているようでございますが、観光振興計画の概要版、この概要版でございますけれども、課題1として、「観光の目玉となる観光資源が無いことが課題である」と、いの一番に書かれているようでございます。

また、温泉施設やイベントが集客の中心になっていることや、そのための観光資源の掘り起こしや、資源の有効活用、また、今市長の方からもございました「観光客の立ち寄りを促す拠点づくりや仕掛けが必要である」とも書かれているようでございます。いずれにおいても、非常に重要な課題であると感じているわけでございますが、そこでお聞きいたしますけれども、特に具体的な観光資源の掘り起こしや資源の有効活用といったところは、今後大きなキーワードになってくるかと思っておりますけれども、どのようなところと申しますか、具体的な所を想定されているのか、イメージをされているのか、具体的に市長がお持ちであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお尋ねになりました件につきましては、まず、観光資源としまして、1番目に歴史、文化資源。それから、2番目に自然、景観の資源。3番目に宿泊施設、温泉。4番目に文化、スポーツ、観光施設。5番目に祭りとかイベント。それから、6番目に特産品というふうに、大き

くこのようなふうに分類されるんじゃないかなというふうに思っています。これらの観光資源を面的に総合的に活用するためには、ゾーニングをしまして、志布志中心市街地と港周辺、そしてダグリ岬公園周辺、そして蓬の郷周辺。それから、松山城跡周辺という、このゾーンを重点整備エリアと設定しまして、施設整備やソフト事業を優先的に実施し、本市の観光拠点として友愛が生まれる場所としてまいりたいというふうに考えております。

また、ただいま申しました重点整備エリアの中でも、特にダグリ岬公園周辺エリアにつきましては、利用客が低迷して、また施設も老朽化しているということから、早期整備地域として位置付けているところでございます。

はじめに申しました資源の掘り起こしという点から考えますと、ダグリ岬海水浴場の豊富な海洋性動植物を重要な環境資源としたいと。そしてまた、ダイビングをはじめとするマリンスポーツや、それらが育む生態系を通しての教育の場として活用したいということで、体験型観光の拠点としたいと考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 今お話をいただきました。まさに、この観光振興計画の中に記載をされておるようでございますが、この一番最後の方に資源のマップ等も記載されているようでございますが、その中に全て網羅されてるのかなと思っております。

では、まだまだあると思いますけれども、市長の中でですが、どの程度、このまだ生かしきれていない観光資源が存在しているのかということ、市長、どれぐらい把握されてらっしゃるのか、お持ちなのか、あればお聞かせいただきたいとこですけれども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の有する豊かな自然、景観ということに対する評価は高いものでありますが、この資源を大切にするために保全や保護の方法を検討する必要があると。また、そこにある施設の老朽化や管理が行き届いてない箇所も見受けられると。一部においては、廃虚等が点在するということもございまして。これらのものが景観を損ねているという現況もございまして、これらのことについても十分把握しておりますので、このことについての解決の方策を見つけなきゃならないということもございまして。

そのため、豊かな自然を保護しながら、観光資源の魅力を引き出していくということが必要であるというふうに思います。

そしてまた、資源の一つでございまして宿泊とか、温泉の部分についても、市内観光ルートやPRの方法の見直しが必要というふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） では、少し具体的に聞いてまいりたいと思いますが、市長は施政方針の中で、「これまで見る観光から、志布志市を訪れる人を喜んで迎えて、文化、歴史、自然に触れてもらい、市民と交流をしながら共によろこべるような観光を目指す」と述べられております。また、観光振興計画の課題としても捉えてあるようでございます。豊かな自然、景観資源を大切にするためにも、その保全や保護の方法を検討する必要がある。また、施設の老朽化や管理が行き届いてない箇所も見受けられると認識されているようでございました。

そこですが、この振興計画の概要版の中に、観光資源マップにも記載されているところがございますが、温泉施設について少し伺いをしたいと思っております。

ホームページの方でも、私確認をしたところ、市内の温泉施設として7か所表記されているようでした。また数件は休業や廃業せざるを得ない施設もあると伺っております。この温泉施設でございますが、市民にとりましては、保養施設の側面もあり、また多くの内外の市民の方々に多く利用され、憩いの場と、やすらぎの場になっていることと皆様御承知のとおりだと思います。当然民間の事業者であったり、指定管理施設であったりしているわけでございますが、現状、いくつかの施設においては、後継者の問題であったり、施設の老朽化などにより、経営や保全管理が非常に厳しい状況にあり、休業や廃業といった地域にとって望まない、また、市にとりましても、観光資源の損失につながりかねない状況に迫っているのではないかと思います。

先ほども話をしましたけれども、当然民間の事業者でございますので、市の関わり方については、限定的なものになるかと、ならざるを得ないと認識をしているところでございますが、観光振興の計画も踏まえながら、何らかです、ここ、手だてと申しますか、方策がないものかと頭を悩ませているわけでございますが、当局として、このことについて、ぜひとも知恵をお借りしたいと思っておりますが、見解を少しお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありました温泉施設ということでございますが、市内には公の温泉施設と民間の個人経営の温泉施設があるということでございます。

公の温泉施設につきましては、指定管理制度等を設けまして、それらに市民の憩いの場、あるいは観光客のための誘引の施設というふうに位置付けて、しっかりと整備はしているところでございますが、今お話にあります民間の施設につきましては、なかなかそのことについて、市の方で何らかの形で関与しながら助力をしていくということについてはとっていないところでございます。

しかしながら、はじめからお話がありますように、観光資源という観点から見ると、かなり貴重なものではないかなというふうには思っています。そのことにつきましては、今後、地域活動の中で運営していただく、あるいは共同出資で地域で運営していただく、あるいは地域から盛り上がりをしていただくというものがとられるとなれば、市の方でも何らかの形でバックアップできる体制が作れることになるのではないかなというふうには思っております。

○3番（野村広志君） なかなか難しい問題なのかなと思っております。確かに、言われるように民間のところでございますので、地域がその気になりまして、集落等を含めながら地域と一緒に考えてもらうということが一番理想ではないのかなと思っております。このような市内各所で抱える地域の課題等を真摯に受け止め向かい合っただきまして、前向きに検討していただけるような環境ができるといいのかなと思っております。

今、話をいたしましたように、観光資源の掘り起こしや資源の有効活用は、大変疲弊をしている地域でございますので、その地域が大変元気なというような要素も持っているかと思っております。

市民に寄り添うような政策という意味合いもございますので、ぜひとも前向きに考えていただきまして、当然環境、今言われましたように、地域を含めながら、そういった機運が上がってきた時には、ぜひとも市としても前向きに御検討いただきたいなと思っております。

そのような中で、今年5月に新規採用されました地域おこし協力隊について、少しお伺いをいたしますが、まずは、この地域おこし協力隊の採用にあたりまして、ちょうど一昨年、この6月議会の一般質問の中で取り上げをさせていただいたことが確実に取り組みがなされて、こうして実現したことは、関係当局の皆様方の御理解と御努力のたまものであると思っております。

全国より8名の有能な人材が受け入れされ、同時になされたということではありますが、地域創生が大きく叫ばれる昨今の中において、可能性を秘めたこの地域おこし協力隊に、今後とも大いに期待を申し上げておきたいと思えます。

それでは、この地域おこし協力隊のところで活用というか、観光資源に対する観光振興に対する関わり方という部分での話なんですけれども、先程来話をしています温泉施設等に、今後この地域おこし協力隊などを投入と申しますか、お願いを申し上げて課題の解決等に図っていけるのであれば、地域も非常に元気になるのかなという思いもありますけれども、その辺について、市長のお考えを少しお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年度地域おこし協力隊として8名を採用しましたが、そのうち観光振興関連としまして1名、観光特産品プロデューサーとして採用しております。本市の観光振興において重要と考えられます志布志の観光特産品のPRや各種情報発信、観光記念品、お土産、キャラクターグッズの開発の業務に従事しております。

そしてまた、地域おこし協力隊の関係業務としましては、出水中学校区や田之浦中学校区での地域資源の調査、地域ブランドづくり、ふるさとづくり委員会のサポート等の地域活性化に特化した業務に対し、地域おこし協力隊2名も採用しております。

民間の温泉施設で老朽化、後継者不足等の問題を抱えた温泉施設につきましては、当然、経営者の意向がございます。そしてまた、その周辺におられます地域住民の方々の合意形成が必要ということでございますが、これらが一体となってマッチングして希望となれば、地域での共同運営が可能というふうになってくるんじゃないかというふうに思っています。

そういった地域での話し合い活動や合意形成の場の取りまとめをしたり、それから廃業を余儀なくされている温泉施設の利活用の方向性を考えるなどの業務を中心としました、地域おこし協力隊の活用は可能というふうに考えておりますので、このことにつきまして、また別途このような方を専門的に掘り起こしができる方を募集していきながら、新しい地域おこし協力隊員として採用してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） やはり地域が一つになって環境をつくるということが、まず第一段階かなと思っております。また、そういった環境が整備されたときには、ぜひともそういったものに取り組んでいただければなと思っております。

2次募集等も計画が持たれていると聞いております。前向きに検討していただきまして、課題解決に向けて、この地域おこし協力隊の活躍を期待を申し上げておきたいと思っております。

また、非常に可能性を持った地域おこし協力隊でございますので、全面的なサポートと、やりがいがある環境づくりに傾注していただければなと思っております。

それでは、この観光振興にとりまして、大変重要なポイントとなる志布志港の多面的利用について、いくつかお伺いをいたします。

その前に、市長の見解を少しお伺いをしたいなと思っております。この整備が着々と進行していく中で、国や県また民間事業者など、当然市もそうでございますが、あらゆる立場で港湾整備計画が思わくと申しますか、考え方が異なる部分が若干あるのかなと思われまいます。港湾を抱える地域の自治体の首長として、市長がイメージされているとおりに、この港湾整備計画が進められているのかどうか、また、率直なところの意見を少しお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港につきましては、昭和44年重要港湾指定されて以来、着々と整備は進んでいるところでございます。

そしてまた、観光バースにつきましては、平成16年に供用が開始されてきておりまして、これらの利活用を中心にしながら志布志港の観光振興にあてようと形で本港の整備が進められているところでございます。

しかし、そのような観光バースが設置されてはきておりますが、その利活用につきましては、なかなか進んでいないということでございまして、まだまだこちらの方の目的に沿った形での振興というのは必要かというふうには思っているところでございますが、御承知のとおり、志布志港においては、平成21年に新若浜港を開港されまして、コンテナヤードが新たに展開しているところでございます。まずもって、こちらの方のコンテナターミナルの利活用の度合いを高めていくということが、まず第一の課題でございました。

そしてまた、平成23年には国際戦略バルク港湾に指定されましたので、こちらの指定に向けての取り組みが必要であって、指定を受けた後に、きっちりと事業化を図ってもらうということが必要ということで、そちらの方に全精力を傾注してきているところでございます。

ということでございまして、志布志港全体でのバランスを考えると、どうしてもそちらの方に力を集中せざるを得ないかったということで、はじめに申しました観光バースにおける利活用の推進のための活動ということについては、いまいち力を注いでいなかったということは現実でございます。

○3番（野村広志君） 木材の海外需要が伸びている中、ひっ迫する木材ヤードの対応であるとか、市が進めている臨海工業団地の企業誘致の件であるとか、県の港湾関係用地の企業誘致など、早急に進めなければならない事案が非常に多くあるなと思っているところでございます。

地元自治体としまして、国や県に確固たるパイプをつなぎ、積極的なアプローチをする必要性があるなと思っております。

この志布志港の多面的な利用については、本市のあらゆる産業の振興に大きく関係してくると思われまふ。最初に聞かせていただいたわけですが、皆さん御存知のとおり、志布志港は古くから海上交易が盛んで、長く海の恩恵を受けながら、その魅力ある資源を有効活用してまいりました。近年では、先ほどございました九州で唯一の国際バルク戦略港湾に選定されるなど、国際物流拠点港としてますます期待がなされております。

また、関西航路であるフェリーさんふらわあの就航によつてもたらされる観光浮揚は、関西地方圏とのパイプ役として長年にわたり、本市に大きな功績を残しております。

そこでお伺いをいたしますが、先ほどありました。現在、志布志港の若浜地区に設けている観光バスの利用についてでございますが、市長が今言われましたように、国と県からは重要な港湾として位置付けられ整備がされているのに対しまして、旅客船のふ頭でありますこの観光バスの利用がなかなか進んでいないのかなというところを感じられております。対岸の若浜地区の若浜中央ふ頭においては、毎日、関西航路のフェリーさんふらわあが就航しているのに対して、この観光バスは、なかなかそれが図られてないということでございます。そのことを踏まえながら、ポートセールスの現状まであわせて見解を少しお示しいただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） 先ほど志布志港全体を俯瞰（ふかん）してお話申し上げたところでございます。議員からのお話がありましたように、この志布志港は、もともと飼料コンビナートとして位置付けられて、その発展が図られてきましたが、近年においては木材の輸出が日本一の港になってきていると。

そしてまた、さらに国際戦略バルク港湾に指定されまして、それに至るアクセス道路の整備が進んでおりまして、その道路の周辺地域に市においても工業団地を造成すべく、今造成が進んでいるということございまして、それらの関連企業の誘致ということについて、重点的に取り組んできたということでございます。

ということで、先ほどからお話ししますように、観光バスの利活用については、少し手抜きをしてきたということについては、否めない事実でございます。

ただ、最近クルーズ船の寄港について、全国的ににぎやかになってきておりまして、本市でもこのことについては、また取り組んでいかなきゃならない課題になっているなというふうには思っているところでございます。平成23年度まで中国の上海と結ぶ旅客船蘇州号の寄港地として利用されてきておりました。また、平成12年に外港区にふじ丸が、平成21年ににつぼん丸、平成26年には、ぱしふいっくびいなす号が志布志港に寄港しております。旅客船ふ頭につきましては、上海フェリー蘇州号の寄港中止以降、単発での自衛艦や客船の寄港があるだけで、あまり利用されていないところでございます。

ポートセールスにつきましては、平成16年に旅客船ふ頭が供用開始になった頃に、その関係の船社や船舶代理店の訪問をしておりまして、平成21年に使用開始となりました新若浜国際コンテナターミナルの利用促進を図るために、荷主企業や船社及び物流業者を中心にコンテナの取扱高を増やすことを目標にポートセールスを行つておりまして、客船の誘致活動については、行つ

ていなかったということでございます。

先ほど申しましたように、最近そのようなことで、クルーズ船の寄港が話題になっております。観光客が「爆買い」と言われるような買い物をしまして、大きな経済効果も生んでいるようでございます。志布志市への経済効果並びに志布志港のPRという面から考えますと、このことにつきましても積極的に誘致活動をする必要があるというふうには考えるところでございます。

○3番（野村広志君） 市長の方からも積極的に「誘致活動をしなければ」という言葉をいただきましたけれども、この観光バス、海上自衛隊の掃海艇であるとか、巡視艇の寄港は、毎年各方面の働きによりまして、またイベントに合わせまして実現しているようであります。この寄港によっても、本市には経済効果がかなりもたらされていると思われれます。しかし、もう一步やはり踏み込んだ形でのポートセールスが必要なのかなということ非常に思っております。

昨今、グローバル化社会の中、また、発展著しいアジア市場を見ても、アジア、ASEAN（アセアン）地域全域から日本に大挙をなして人が押し寄せてくるニュースをよく耳にいたしますが、また、国も東京オリンピックを控え、国土交通省、観光庁による観光立国推進基本計画なるものを閣議決定し、観光のすそ野の拡大と、観光の質の向上を柱に、観光を国の成長戦略の一つとして捉えて、計画実現に向けて着手しているとのことであります。そのようなことを踏まえながら、やはりこの志布志港の利用ないし観光バスの利用というのは、やはり大きく前に前進していかなければならない問題なのかなと思っております。数ある優良な港に引けをとらない環境立地に恵まれた志布志港でございます。今後売り込んでいく手立てと申しますか、早急に取り組むべきだと思いますが、今一度、市長どうでしょうか。そこ辺の意気込みというか、思いをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

クルーズ船の寄港につきましては、志布志市単独ではなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。そこで、大隅半島4市5町で構成しております大隅広域観光開発会議が宮崎県の都城市、日南市、串間市、三股町と、大隅半島4市5町で構成します日南・大隅地区観光連絡協議会の中で、客船の停泊に伴う陸上ツアーメニューの作成、船舶会社のモニターツアーということの検討をしていきながら、このことについては、取り組みをしてみたいと考えます。

○3番（野村広志君） 観光バス水深がマイナス7.5mであるということで、岸壁の長さも220mあるということで、いずれにおいても国が示す国内大型客船の入港要項をおおむねクリアしているようでございます。現状でも十分大型観光船への対応ができると考えております。

また、同時に今ありました観光ルートの開発等、関係機関と十分に協議が必要であると思われれます。観光資源の掘り起こしや、有効活用という形で大きく影響をいたしてみたいので、今後とも注目していきたいと思っております。中長期的スパンを持って、このことに取り組んでいきたいなと思っております。

次に伺います。漁業者やそれに関連する事業者の振興につながることにについてでございます。

志布志港の観光振興計画の課題の中でニューツーリズムへの対応として、体験プログラムや着

地型の観光プログラムの必要性和志布志市が有する地域資源を生かした観光ルートの商品開発が必要であるとされておりますが、そのことでお伺いをいたします。

日南海岸国定公園内で志布志を代表する景観の一つであります枇榔島についてでございます。この枇榔島は、豊かな環境資源を保護しつつ、学術上「地球でもまれに見る価値を持っている」と言われております。自然環境を肌で感じてもらい、生態系の学習や環境保全活動などを取り入れたニューツーリズムの開発ができればと考えております。総合的な見地から見て、このことについての当局の御意見をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島についてのことだということでございますが、このことにつきましては、過去にも何回か質問を受けております。枇榔島の亜熱帯性植物群落が特別天然記念物の指定を受けておりまして、その群落の保存をしなければならないということから、群落の生態を乱すトウチクの伐採なども行っております。

観光振興の面からしますと、市内全域を対象としました自然環境や地域の取り組みを活かして体験型のニューツーリズム等を推進するためのツーリズム支援の掘り起こしをするということを考えているということでございますが、枇榔島につきましては、これまでも答弁してきておりますように、このソフト面を充実するというより、ハード面がまずネックになっているということでございまして、現段階ではただいま御提案のありましたようなツーリズムでの枇榔島の開発というのは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに考えます。

○3番（野村広志君） この枇榔島、いわば志布志の象徴ともいうべき島であろうかと思っておりますが、市長いかがですか、そこは。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も、この志布志におりまして、毎日志布志湾を眺めながら生活しているわけでございまして、その志布志湾の中に純然としている枇榔島につきましては、心のよりどころというふうになっているものではないかなと思っております。ふるさとの原風景になっているんじゃないかなと思っております。

しかしながら、それを観光資源として生かすということになれば、それなりの工夫が必要と、そしてまた、相当な予算措置をもった取り組みが必要ということでございますので、そのことにつきましては先ほどお答えしましたように、かなり難しい資源だというふうに思っているところでございます。

○3番（野村広志君） 市長の考えの中には、この島は確かに象徴であるというイメージ、認識はあるということでございますけれども、観光資源としての開発については、前向きでないという受け取り方ができましたけれども、ハード面、確かに費用等のこともネックになっているということでございますが、そのような受け取り方でよろしいですか。

○市長（本田修一君） 観光資源として開発するということが、当然、費用対効果ということが、まず考えられるところでございます。そういった面からしまして、投資額、あるいは関

係者の調整というものを考えたときに、得られる効果ということについては、極めて厳しいというふうには思っているところでございます。

○3番（野村広志君） これまで同様の答弁をさせていただいているようでございます。現段階では、取り組むことは考えられないということでございますので、そう受け止めておきたいと思っております。何度となく同僚議員の方からも同様の質問がされておりますが、なかなか市長の興味を示していただけないことに非常に残念に思うところでございますが、確かに様々な課題が混在すると思われませんが、和銅年間創建と伝えられる杵檜神社や天智天皇にまつわる伝説と歴史もひも解きながら、眠っている志布志の貴重な観光資源を掘り起こすことには価値があると思われまます。時期がきて取り組みできる環境が整ったときには、前向きに検討していただきたいものだと思っております。

それでは、この観光資源のところは最後になりますが、観光資源を引き出す、立ち寄りを促す拠点づくりとして、エリアは限定いたしませんけれども、トレジャーゾーンとして海浜海釣り公園の整備ができないかと考えております。志布志は豊富な漁場も点在し、週末などには遠くから多くの釣り客が磯（いそ）釣りや堤防などで釣りを楽しんでいる光景を目にいたします。これもまたひとつ志布志の海の恩恵を受けた観光資源ではないかと思われまます。港湾の用途変更などにおいては、国や県の許認可が必要だろうと思われまますが、市としてこれを前向きに検討していく余地があるか、考えがあるかどうか、市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港におきましては、港湾の管理者は、鹿児島県でございます。県が定めた平成5年の港湾計画の中において、本港地区の南側の方に遊漁船などが係留する小型船の船だまりや、それから隣接しまして、緑地のレクリエーションゾーンというものが描かれております。そちらの方に遊歩道とか人工海浜、展望場、ビーチハウス等の整備がされるということの絵になっているところでございますが、このことについては進捗は全く図られてないということでございます。

そのことにつきましては、先ほども言いましたように、より産業振興の面からこの志布志港は整備が進んでいるということでございまして、限られた財源の中で、そちらの方の整備をされているということでございまして、今申しました本港地区南側のレクリエーションゾーンにつきましては、今後このことについて整備がされるかどうかについては、極めて不透明というふうなふうに思っております。

○3番（野村広志君） 今答弁いただきました本港区の南側に、そのような計画があるということは聞いておりますし、以前からその計画がなっているようでございますが、その計画について、なかなか進んでないということでございましたけれども、働き掛け等はされていらっしゃるのでしょうか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 当然計画として定められておりましたので、この計画全体の進捗を図っていただきたいということについては、要望はするところでございますが、ただ、事業費等が示されて、そしてまた、次年度の要望事項ということになりますと、当年度あるいは前年度の予算

額に応じた要望、そしてまた、それに上乘せしてするとしても倍も3倍も、あるいは10倍もということではできないわけですので、限られた限定的な具体的な要望しかできないということでございまして、今お話がありますように、具体的には、このことの実現のための要望活動というものは、してきておりませんでした。

○3番（野村広志君） では、具体的なめどと申しますか、何年先にどうなるということ、まだ見えてないということでしょうか。

大自然を生かしたこのプレジャー拠点として、海釣り公園あたりが整備されることにより、志布志港の地区がランドマークとしての役割や地元の漁協の方々と協力をして一体的に整備が図られるのであれば、観光施設としての位置付けができ、観光や漁業、商工業を含めた起爆剤としてなり得るのではないかと考えております。ぜひとも関係機関と前向きに御協議をいただきまして、当然、いろんな働き掛けをして、このことが前向きに検討いただけるような環境づくりを努力していただきたいと考えております。大いに期待を申し上げまして、次に移りたいと思います。このことも含めまして、観光振興については、本市にとりまして、重要な総合戦略の一つとして捉えておりますので、今後ともこの観光振興については、十分に注目をしながら話を聞かせていただきたいと考えております。

志布志港は、先ほど、最初に申し上げましたように、海の恵み、恩恵を受けながら発達・発展してきたまちでございます。そういったもの、海の良さを十分に生かした形で、市民に還元できるような施策に転換していただければなと考えております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

住宅政策全般についてでございます。

公営住宅等の長寿命化計画に基づき、年次的に計画が進められているとのことでございますが、まずは、その計画の現状について、今後の方向性についてと、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の住宅政策は、志布志市振興計画を基本としまして、平成18年度に住宅マスタープランにおいて、住まい・まちづくり施策の方針を示しております。この中で市では誰もが安心して、いきいきと生活でき、心身ともに充実できる住まい・まちづくりを基本理念としております。具体的には、少子高齢化の居住安定に対応した住まい・まちづくり等を基本目標に定めまして、老朽化した公営住宅の建て替え、住戸改善におけるバリアフリー化など、高齢社会に対応した住環境整備、安心して居住できる良質な住宅ストックの確保としての住宅リフォーム事業、定住化を促す住宅政策の展開では、定住宅地用地の分譲や空き家バンク制度などを実施しております。

今後につきましても国が進める地方創生の移住定住交流のプログラムの中で、既存の事業の拡充や新規事業など、現在作業部会の中で検討しているところでございます。

○3番（野村広志君） 施政方針の中でも市長の方が話をされておりましたけれども、懸念されております沿岸部における公営住宅の整備計画でございますが、津波等の影響が心配されるなどで、関係機関と慎重に検討を重ねるとしてありますが、この整備計画について、今後の見通しに

ついて見解をお示しく下さい。

○市長（本田修一君） お答えします。

現在、高台にあります宮脇団地を優先しまして、平成26年度から整備を進めております。

沿岸部の公営住宅につきましては、今後も県や市の地域防災計画等の内容等も十分考慮しながら慎重に検討を重ねていきたいと考えております。

また、今後、高台への住宅建設も自然に増えていくと思われませんが、本市における津波避難計画では沿岸部に居住されます多くの方々の、まずは生命を守ることが前提でございますので、高台への避難を考えているところでありまして、避難階段等の整備を実施しております。

また、津波到達想定時間内の避難が困難な地域につきましては、津波避難ビル等の指定や避難方法の検討を行うということでございます。

○3番（野村広志君） 高台を優先する考えについては理解をいたすところでございますが、しかしながら、沿岸地域に住宅を所有している方々もたくさんいらっしゃるわけですし、当然、公営住宅も、そこにたくさん建っているわけでございますが、津波の影響等があるというようなことを言いますと、非常に不安を助長しているような感じで受け止められるところでございますが、そのところについて、今ありました津波避難ビル等、整備を考えているということも含めながらありましたけれども、この日本列島至るところで地震が頻発をしております。そういったことながら、3・11の津波の心配等が非常にぬぐい去れないわけでございますが、市民が安心して暮らしていける環境づくりもまた、住宅政策にとりまして重要な要素ではないかな思っております。十分な担保とまではいかななくても、防災計画に沿いながら、市民が少しでも安心できる住環境になるよう努めてもらいたいなと思っておりますが、そこについて、もう一度お聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、時間をかけながら進めなければならない内容ということになるかと思っております。そのような悠長なことは言っておられないということにつきましては、ただいま申しましたように、避難階段等の設置や、それから避難ビル等の指定を行いながら、避難方法の検討をしているということでございまして、避難していただくということをまずもって、地域の方々には考えていただく、そしてまた、対応していただくということでございます。

そして、住宅につきましては、高台の方に順次建設していきたいというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） 施政方針の中でも、市長の方から「津波も懸念される」という発言がございましたので、市民の方も非常に不安に感じていらっしゃると思われまして。早い時期に方向性を示していただきまして、市民が安心して暮らしていけるような情報の提供をぜひともお願いをしておきたいなと思っております。

では次にですが、均等ある地域の発展のために住宅の政策を進めていくわけでございますが、民間の事業者が積極的に住宅の整備に参入をする地域と、市が政策として進めていかなければならない地域とが存在すると考えられますが、このような地域においては、大枠としてございま

すが、学校単位で一定のバランスを取りながら住宅の政策を進めていかなければ、進め方いかんによっては、特にこの中山間地域においては、児童生徒の数が著しく左右される、影響を及ぼす結果となっているようであります。

そこで伺いをいたしますが、この人口減少が叫ばれる中、コンパクトシティー等の考え方もあるかと思えますけれども、疲弊している地域再生のために、均等あるバランスのとれた地域発展につながるような施策として、今後住宅の政策を進めていく考えがあるのかどうか、まずはお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

民間事業者が住宅建設を進めるという所につきましては、それなりに需要があって住みやすい環境があるのではないかなというふうに思っているところでございますが、一方、中山間地域という所においては、私どももそれなりに対応しなければならないというふうに考えまして、市外からの移住者に対しまして、移住定住促進事業等を実施しております。

また、定住についても住宅用地を造成をしております、今後また分譲促進を図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） では、市長はバランスを取られながらというか、取れて進められているとお感じでしょうか。

○市長（本田修一君） 現在の段階におきまして、少子高齢化と、それから人口が都市部に集中するという中で、中山間地域における様々な課題が発生しているということでございます。このことにつきましては、私どもが様々な面から、この解消を図る取り組みをしているということでございます。住宅の面からは、先ほど申しましたような事業を導入して、定住化を図っていかうとしているところでございます。

○3番（野村広志君） もう1点、児童生徒の数が著しく影響するとお話をしましたけれども、市長は、この住宅の政策の進め方いかんによって、ある程度学校の規模存続は図れるとお思いでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現実的に言えば、例えば、八野小学校、あるいは四浦小学校ということは、もう閉校になったところでございまして、そのことについては、誠に地域の方々にとっては申し訳ない形で推移しているというふうには思っているところでございます。

しからば、他の地域においてどうかというと、そのことについて、私どもは少しでもその影響が少なくなる形での対策というものは進めてまいりたいというふうには考えるところでございますが、前提として少子化というのはございますので、まずもって、この少子化を食い止める政策は必要ではないかなというふうに考えまして、そちらの方の重点的な取り組みをしているところでございます。

そしてまた、中山間地域において、そこにおられる方々の後継者というものが、しっかりと定住していただくということについては、また地域の方々自らの取り組みも必要ではないかなとい

うふうに私自身は考えるところでございます。そのようなことから、私どもは今回新たな分譲地を設けまして、定住化を図っていこうというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） 様々な環境や事情の中で、市内全てにおいて満足のいく住環境というのは非常に困難であるのかなと思われませんが、市民が少しでも住んで良かったなと思えるような取り組みを今後もぜひとも続けていってほしいなと思っております。

次にですが、住宅問題の中で問題が深刻化しております空き家についてお伺いをいたします。

自治会などでは集落内の空き家等について心配する声が、非常に最近多く聞かれるようになりました。実際に空き家が集落内にも目立つようになっており、環境や防犯等の観点からも心配する声が多く聞かれるようでございます。そこで、まずは現在市内における空き家の状況について現状をお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

空き家の現状でございますが、近年の少子高齢化等によりまして、人口減少や過疎化の進展によりまして、全国的にも空き家が増えていると、そしてまた、この放置された空き家の撤去等を促す空き家等対策の推進に関する特別措置法も施行されたところでございます。

空き家対策につきましては、本市におきまして、喫緊の課題となっております。空き家の解体を促すものや維持修繕を実施しまして、適正管理や活用を進めるものなど、その対策につきましては、個人の財産でございますので、今回国が定めた空き家特別措置法におけますガイドライン等を研究しながら慎重に進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

現在、本市におきましては、空き家の率は20.8%でございます。全国平均が13.5%、県では17%になっております。

○3番（野村広志君） 非常に深刻な問題かなと思っておりますが、本市が20.8%の空き家率だということでございます。全国からすると1.5、2ポイントちょっと高いのかなと思っております。これ、近隣の地域との比較はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県で17%、鹿屋市で14.8%、曾於市で19.8%でございます。

○3番（野村広志君） 鹿屋、曾於に比べていずれにおいても、本市の空き家率は非常にまだ高い数字だなと実感したわけですが、実際の家屋調査に基づくデータであるかと思いますが、その空き家の中で、地権者や管理者が不明や連絡がつかない物件というのは、何件ぐらいおありか、確認されている分を教えてくださいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成24年度に自治会長から報告がありました危険空き家につきましては、122件でございました。それを改めて現地調査しまして、危険度の高い建物として21件が確認されております。この21件のうち1件は市の解体助成事業で解体しております。現在、残りの20件の所有者を調査しまして、該当者に市の危険廃屋解体撤去事業助成の案内について文書を郵送しております。この20件のうち3件については、本人が所有している認識がないという旨が連絡がありました。また、2件に

については、宛先不明で返送されてきております。再度所有者の調査を実施してまいりたいと思います。

また、今回の補正予算で提案しておりますが、シルバー人材センターにおける空き家活用事業では、空き家を資源と捉えまして、市と連携した空き家の調査を実施する予定としております。

○3番（野村広志君） 122件空き家があるということで、これ24年度のデータということでございますけれども、危険と認識される物件が21件ありまして、そのうち1件は解体をされたということで、残りの20件について、今案内中であるということでございますが、市長これ、聞かれて、数字を聞かれて、どのように、率直な意見をお聞かせ願いたいですが、どのように感じられておられますか。

○市長（本田修一君） 空き家が122件、危険空き家が122件と、そしてまた、さらにその中でも、危険度の高いものが21件ということでございまして、20件も残っているということについては、かなり近いうちに倒壊等があるのかなというふうに思っています。それが直接的に隣接する住家の方々に影響があるとなれば、これはそのことについては、法的な措置が必要なものになるのかなというふうに思っていますが、現段階では、まだ所有者に確認をしているという段階でございませう。

○3番（野村広志君） 空き家においては、地域別であったりとか、集落別の調査をいたしますが、また24年度の自治会長さんからの聞き取りというか、報告という形でのデータでございますので、詳細についてはまだ、もう一度調べていただくと、顕著にその状況が把握できるかなと思いますけれども、市長、このような状況、空き家については、まだまだ増えていくのかなと思われるんですけども、人口が減っていく中で抜本的な解決策が見い出せない、見出しづらいのかなと、私も感じているところでございますけれども、この空き家については対策をとっていかねばならないかとは思いますが、市長としては、今後増えていくのではなからうかと思われるものについて、どのように対策をとられるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、少子高齢化が進んでくるということになれば、当然、空き家が増えてくるということになるかと思っております。その中で、危険度が高い廃屋ということにならないためのまず措置が必要かなと、そしてまた、そのような危険な廃屋になったところにつきましては、法的な措置を考えながら、対応しなければならないというふうには思うところでございませう。

○3番（野村広志君） では、もう一つ、その中で倒壊や半倒壊を含む危険家屋ということで、先ほど21件あるということでございましたけれども、国が先月全面施行いたしました、先ほど話がありました空き家対策特別措置法の施行に、今後、市はこのような物件を特定空き家として認定をしていかなければならないわけですが、その数値が、先ほどの数値ということでございますが、まだ詳細についてのガイドラインが出てないということでございましたが、この特措

法については所有者にも役割と責任が、また自治体においても責任と権限が与えられておりますが、仮に危険と判断され、特定空き家として認定された場合、先ほどお聞きしました管理者に連絡が取れない物件などの対応については、引き続き、当然連絡を取っていくということでしたが、何か得策のようなものをお考えでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 特定空き家の指定につきましては、ガイドラインが示されて、そしてまた、協議会等を設置しながら、そのことについては、取り組むというふうになっておりますので、今後そのようなガイドライン等が示されましたら、そのような方向に進んでまいりたいと思います。

ということで、現段階では、まだ所有者に確認するというレベルでございまして、何らかの形で市当局が関与していくということは、今の段階では考えてないところでございます。

○3番（野村広志君） 市は当然、修繕や撤去といった、しかるべき対応をとっていかねばならなくなろうかと思えます。勧告や命令をして対処していかねばならないかと思えますけれども、その建物の中には、個人の所有物等が残されている場合も想定をされております。また、仮に市の責任として撤去や取り壊しを実施した場合、所有者の方に撤去費用等を請求をしていくわけですけれども、そのことが困難であるのかなと予測されますが、このような場合は、どのような対応を考えていらっしゃるのか、現段階で分かるところをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 先ほどガイドラインが示されてないというふうにお話しましたが、訂正させていただきたいと思えます。

5月に全面施行と同じタイミングでガイドラインは示されておりますが、そのガイドラインの中の詳細なことについては、まだ示されてないということございまして、今後それが示されるのではないかなということございまして、それに基づきまして、そのことの説明が来月の7月に県の方で説明会があるということございまして、それに基づきまして、協議会等を設置しながら対応していくということにはなろうかと思えます。現段階では、まだまだ法的な執行ということについては、時間がかかる内容になってくるのではないかなというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） この建物の中に、先ほど言った所有物があるところですが、なかなか撤去、取り壊しというのは難しいのかなと思えますが、こういった危険家屋として特定空き家として認定されて、また管理者になかなか連絡が取れないというような状況が発生をしていると、あるということ。

また、解体の費用についても請求しても回収が困難であるというふうな予測される物件がいくつか見受けられるようございまして、非常に八方塞がりのような感がいたしますが、何か手立てと申しますか、お考えの分がございましてか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、放置すれば、放置するほどだんだん危険性が増してくる。また、衛生的な状況も悪くなっていく。それに伴って景観も悪くなっていくということございまして。

ということで、このことについては、法的な行政代執行が可能というふうになっておりますが、そのことにつきましては、また代執行の費用についての徴収ということについて、まだまだ検討すべき内容があるようでございます。そのようなものを更に内容を検討しながら、このことについては、取り組まなければならないというふうに思っております。

○3番（野村広志君） まだ、そういったものに対する対応というのは考えてらっしゃらないということでもよろしいわけですか。分かりました。なかなか難しい問題なのかなとは思いますが、今後、全面施行されて詳細のガイドラインが出た中で、また方向性が見えてくると思われまます。こういった問題は、やはり対応していかなければ、市としての責任というのでも出てまいりますので、しっかりとした対応を図っていただければなと思っております。まだスタートしたばかりの措置法でございまして、今後、国や県の指標を受けながら、しっかりとやっていただきたいなと思っております。

では、次に移りたいと思います。市が取り組んでおります空き家バンクについて、お伺いをいたします。まず、現状とその成果について、お示しをいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） 空き家バンクについて、現状でございまして、これまで登録があった空き家は6件、空き地が6件、そして、そのうち空き家で3件が成立して現に住んでおります。この3件のうち1件が県外で、2件が市内からの方でございまして。

また、現在登録の準備を進めている空き家は5件、空き地が6件ございまして。この物件についても早急にホームページに掲載できるように進めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 数件の契約と、また何件か登録の依頼等があるようでございまして。ホームページ等を検索をして見ていくわけですが、実際のところどうでしょうか、私もホームページをよくチェックしておりますが、以前に比べて少し見やすく工夫されてるのかなと思っております。ですが、なかなかやはり登録件数が上がっていないということ、あっせんの登録業者等も四、五件登録されているようでございまして、現状はなかなか厳しいのかなと見受けられました。

では、この登録件数が進まない要因と申しますか、課題について、もう少し突っ込んだところでお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） これまで空き家バンクの登録について、ホームページでお願い、あるいは散らしでお願いして各戸に配布しております。そしてまた、校区公民館の総会にも出向いていきまして登録のしております。なかなか登録は少ないという状況でございまして、その要因としては、家財道具が入っていると。あるいは、親戚が帰省した場合、その時のためにとっておく家だということでありまして。あるいは、仏壇等がありまして、先祖代々の財産となっていると。そしてまた、どうせ登録しても住む人はいないんじゃないかなと、あるいは知らない人に貸すのが怖いんだということのようで、このような理由から登録件数が増えないんじゃないかなというふうに思うところでございまして。

○3番（野村広志君） では、少しちょっと戻りますけれども、先日の全員協議会の中で説明が

ございました地方再生計画の中で、地域おこし空き家再生支援制度という、先ほど市長からも少しありましたけれども、新たな制度の取り組みが紹介されましたけれども、その詳細について、少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 地域おこし空き家再生支援制度につきましては、平成27年3月27日に内閣府より認定いただきました志布志市地域再生計画「シシプロジェクト」に位置付けられました7事業のうちの一つでございます。今回国の認定を受けました事業計画「地域おこし空き家再生支援制度」でございますが、結婚等を機に廃校活用の「シェアビレッジ事業」から、市内に転居する方の受け入れのため、また空き家活用の「志布志地区商店街再生事業」での開業者受け入れのため、補助対象地域を限定しまして、持ち主が空き物件を再生する時、または空き物件を購入して入居する時にリフォーム費用の一部を市が助成するという計画案でございます。

地域再生制度を活用しますと、各府、省、庁、横断的に様々な支援制度を活用できまして、既存の補助等、制度の対象事業と、独自に取り組む事業を一体的に実施することで、より一層の効果が期待できるということでございます。

なお、地域再生戦略交付金の補助率につきましては、地方公共団体で2分の1、民間団体等は3分の1以内で、一つの認定地域再生計画あたりの交付金の上限額は1年度で5億円となっておりますが、この場合でも、市の負担も求められるということでございます。

○3番（野村広志君） 新たな制度で、まだちょっと理解し難い、難しい部分があるのかなと思っております。やはり、この空き家バンクについて考えてみますと、古い物件やリフォームが必要な物件については、敬遠されがちなのかなという印象を持っているわけですが、また、貸し出す側にとりましても、先ほど市長の方からもありましたように、空き家はあるけれども、中に家財道具がそのままになって貸し出せない、処分等ができてないと。また、貸したいけれどもリフォームが必要だったりとか、様々な要件の中で進んでいかない現状があるように見受けられます。そこで今お話いただきました地域おこし空き家再生支援制度という新たな制度が始まるわけでございますが、説明の中でありましたリフォームの費用の一部の助成がされるということで、これは志ストリート事業の開業者であるとか、シェアビレッジからの転居者であるとか、非常に限定的なものになっているようでございます。

そこで、お伺いをしたいところですが、趣旨は若干違うと思えますけれども、このような制度を受け皿にしながら、一般の空き家のリフォームの助成制度を導入していただけないものかと考えておりますが、お考えをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしました地域おこし空き家再生支援制度につきましては、限定された事業の中での取り組みということになります。

今お話にありますように、他の事業を活用しながら、市全体で空き家再生のための事業はないかということでございますが、このことにつきましては、総務省の定住促進空き家活用事業、括弧書きでございますが、過疎地域集落再編整備事業というものが対象になるようでございます。

今後このことにつきまして、関係課と調整を図ってまいりたいと思います。

○3番(野村広志君) 現在の市のリフォーム制度というのがございますけれども、この制度は、居住していなければ適用されないということでございます。空き家などは対象外になっているということで間違いはないですかね。

こうした中古住宅に対しても国も国土利用計画の中で人口の減少を踏まえながら、空き家や中古住宅の有効利用を促すという計画案を承認しておりますし、本市でも、今後さらに増え続けると予測される空き家に対して、早急に対応策を整備していただきたいと思いますと思っておりますが、最後にもう一つ伺いしておきたいと思っておりますが、先程来話をしておりますこの制度に、もう一歩もう踏み込んだ政策としてですけれども、優良な空き家の物件がある時、あったその物件を管理者から市が一時的に借り受けをいたしまして、リフォームをして貸し出すような事業はできないものかと考えております。当然、宅地建物取引業法との関係や、もろもろの問題が懸念されるころではあります、いくつかの抱えている課題が同時に解決できる良い方策であると考えております。前向きに検討していただきたいと思っておりますが、当局の見解を少し伺いしたいと思います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今お話がありました市が借り受けて、リフォームをして貸し出しということにつきましては、先ほど答弁いたしました総務省の定住促進空き家活用事業になるかというふうに思います。このことにつきましては、過疎地域市町村の中で、空き家を借り受けて整備する場合には、10年以上の借り受けであること、そしてまた、空き家を整備する戸数は3戸以上というふうになっております。期間的集落に点在する空き家を有効活用しながら、住宅を整備して、そしてまた、それを貸し出していくということになりますので、このことにつきまして、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○3番(野村広志君) このことで空き家が活用されれば、環境や防犯上の懸念が拭い去られると同時に、もともとこの空き家というのは、集落内に建てられております。この空き家がリフォームをされて、新たな住人が居住することにより、地域内集落の活性化にもつながっていくと考えられます。先ほど話をしました地域間バランスを持ちながら、住宅政策を考えていくことも大変重要であり、同時に進めていかなければなりません、従来の建物が集落内に存在する空き家や中古住宅を更に利活用できれば、集落内の再生にも大いに貢献できるものと思っておりますが、最後に市長、お気持ちというか、これをぜひ進めてもらいたいと思っておりますが、市長のお気持ちをもう一度お聞かせいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

事業としましては、中核の集落に中心として3戸以上ということになりますので、まずもって、そこに移住定住する人がいるかどうかということが肝心の項目になるんじゃないかなと思っております。そのような環境をつくりながら、この空き家対策については、取り組まなきゃならないということでございますので、今後両面からこのことについては取り組みを高めてまいりたいと思

います。

○3番（野村広志君） 豊かな生活を育むためには、住環境は大変重要なポイントであると思われます。誰しものが満足いく環境であるとは言いがたいかもしれませんが、少しでも望むべき環境に近づけるよう、皆様方の知恵をお借りして、本日質問をさせていただきましたことが一歩でも前進できますことを願って、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、8番、西江園明君の一般質問を許可します。

○8番（西江園 明君） あともう少しで昼ですけど、やるだけ進めて、一般質問をさせていただきたいと思います。

通告しておりましたので、市長並びに執行部の誠意ある答弁を期待いたします。

まず、ふるさと納税についてであります。この件は昨年も行いましたけれども、志布志の基幹産業であります農畜産物の大きな消費につながる制度をどうして導入しないのかと不思議に思い、市長に尋ねたところでした。市長は、「他の自治体、他の市の状況、市町村の状況を見ながら、参考にしながら検討をしてみたい」と答弁されました。

そして、今年の当初予算に数百万円計上されていまして。さらに今回大きく追加補正され、先般の全員協議会の中で説明がありました。私たち議会でも初めて議会報告会を旧町ごとに3か所で行いました。私は、松山地区の担当でしたけれども、ここでも市民からの意見として、ふるさと納税について、「どうして志布志市は取り組まないのか」との意見が出されました。私どもは当初予算の数字で回答したところです。

そこで伺いますけれども、全員協議会でも一部質問されましたが、今回当初でなく、補正でという形で大幅に予算を計上して、本格的にふるさと納税制度を導入しようとした動機というか、思いを改めて市長に伺います。

また、あわせて6月から始めましたけれども、受け付けを始めたと同時に、早速反響があったと聞いていますが、現在のその状況を伺います。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、4月からの税制改正による制度の拡充に伴いまして、返礼品を贈る自治体が増えるなど、全国的な広がりを見せております。今後このような盛り上がり全国的に、更に拍車がかかるということが予想されております。

本市におきましても、本年度予算化いたしまして、6月1日から寄附者による特産品の送付を開始しているところでございますが、4月以降、多くの自治体で、金額が大幅に伸びるということで4月の1か月分で前年度1年分を上回るということになったようでございます。

このような状況と、貴重な自主財源の確保、特産品のPRなど、ふるさと納税がもたらす効果につきまして、改めて検討を行った結果、寄附件数の増加に伴う、受付管理体制や特産品の発送など、寄附者への対応が滞ることのないよう、事業を円滑に推進する必要性と、今後もさらに多くの自治体に取り組むことが予想されますので、新たな特産品の企画や寄附者の掘り起こしなど、

さらなるPRと特産品の充実が求められるということから、これに関わります補正予算を今回提案させていただいたところでございます。折しも事業の開始と、今回の補正予算の提案が重なったところでございますが、その状況につきましては、開始10日目で寄附額が2,000万円を超えているということでございます。今日の段階で2,953万円でございます。これは予想以上の反響となっているということでございまして、さらなる体制の強化を必要としております。

ふるさと納税をめぐる状況につきましては、国からも過剰な返礼に対する自粛要請がされまして、各自治体、良識ある対応が求められております。

本市におきましても、制度本来の趣旨を十分に踏まえながら、応援していただいた方々への思いに応えられるよう、取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございます。

○8番(西江園 明君) 本格的に導入しようとした市長の思いちゅうかですね、その辺をちょっとお聞きしたつもりだったんですけど、ちょっと答弁とすると、ちょっとズレているような感じもしましたけれども、全国的な流れの中で進めると。

それで今、市長の方から約2週間で3,000万円弱の数字というか、寄附がもう既にあったということですけども、このような、たった2週間で反響があることを市長は想像していましたか。そしてまた、この数字を聞いてどう思いましたか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

先進的な他の取り組みを見た時に、本市においても、本格的に取り組めば、例えば、1億円とか2億円とかの数字は達成可能だなというふうには思ったところでございます。そのような思いで、今回補正予算の提案をしているところでございますが、現実に6月1日スタートして以来、予想以上にふるさと納税の申し出があるということについては、本当に想定外というふうには感じているところでございます。

○8番(西江園 明君) うれしい想定外ということで、はい。

次に伺いますけれども、予算上は収入の方というか、寄附額を約1億円見込んでいますが、この数字でした場合に、市内への経済効果というのは、どのくらいというふうに見込んでいるんですかね。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

ふるさと納税の地域経済に及ぼす影響につきましては、地元特産品を市内業者から購入する場合の直接効果がございます。そしてまた、それに伴う原材料等の購入や民間消費支出による間接効果、そしてまた、生産性の向上に伴う雇用の誘発と、増加ということになりまして、様々な経済効果があるというふうな思うところでございます。

例えば、具体的に言いますと、一番人気が高いのがうなぎでございますが、このことにつきましては、予算規模に対しまして、すべて1億のものが出たとすれば、5,810万円の経済効果が認められるというふうな試算しております。

○8番(西江園 明君) 1億円だった場合には約6,000万円ぐらいの経済効果が、市内に経済効果があるという答弁でございますけれども、この制度は国も制度を拡充してまで導入を推進して

おりますけれども、そういう中で、遅ればせながらという失礼ですけれども、スタートしました。今市長がありましたように、今後大きな事業になることを期待しています。

この事業は全国でも多くの自治体が導入しておりまして、度々マスコミ等にも取り上げられております。先般の全協の中でも配付されました資料にもありましたが、今年に入ってからですけれども、たまたま私がテレビを見ている時に、資料にありますように、長崎県の平戸市の例をかなりの時間を割いて報道されていまして。全国でトップの、資料によりますと13億円近くのふるさと納税があったということです。平戸市は、人口も志布志市とほとんど似たようなものですが、ここは市民税が約10億円の自治体であって、そこにふるさと納税で、その市民税を大きく超えたということで、テレビ報道の時点では、私が見た時には15億円を突破したという時のニュースでした。最終的な資料によりますと、企画政策課から先般全協で配付されました資料によりますと13億円近くですけれども、ホームページでは約15億円近くのように。昨年の実績がですね。

ここが、この平戸市がニュースに取り上げられたのは、寄附額が大きく伸びたことだけではなく、その平戸市ですよ、市役所の担当課に新しく異動になった、確か二十四、五歳ぐらいの若い職員です。その人が異動になったことによって、次から次へとアイデアが出され、制度を拡充した結果、その職員が来るまでは前年度までは年間100万円のふるさと納税、その担当が取り組まれいろいろ出して、1年後には約4,000万円、そして2年後には今言いましたように15億円です。たった一、二年間で大きな成果を生んだことが、その職員の写真も大きくテレビに報道されていました。

ここなんですよ、私は以前も言いました。「若い職員が意見を言える組織になっているのか」とお聞きしました時も、市長は前は、「その辺がちょっと完璧でないかもしれないと思う」と答弁されました。風通しのいい職場であれば、たくさんアイデアが出てくると思います。

そこで伺いますが、今回本格的に始まるにあたって、どこかの自治体を研修したのですかね、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回事業を開始するにあたりまして、他の自治体の研修につきましては、特に近隣市町におきまして、曾於市、それから都城や小林、三股ということで、全国で上位の実績がある自治体へ赴きまして、受け付けから発送までの一連の事務処理や苦情・問い合わせ、寄附者への対応と、そしてまた、商品の選定、業務委託の内容、PRなど、詳細に伺ってきたところでした。各自治体それぞれ取り組みの内容に多少の違いはあったものの、共通する課題としましては人員の体制の確保と、それから特産品の発送、品質管理ということが挙げられておりました。

私どもは、これらのものを基にしまして、今回改めて事業の構築を行いまして、6月からの取り組みに向けて準備をしてきたところがございます。

○8番（西江園 明君） 今、近隣の市町村を研修したということですが、どこも似たようなものだったのかなというふうに、今答弁を聞いて思いました。

次に、資料によりますと、市が設けているのは1万円以上を対象としていますけれども、この

1万円以上に設定した理由と、例えば、5,000円寄附した人はどういう扱いになるのですかね、その辺のところを伺います。

○市長（本田修一君） お答えします。

1万円の設定につきましては、近隣自治体でも多くの自治体が1万円からの設定をしているということでございまして、この特産品の選定にあたりまして、商品代というのがあります。それから、送料があります。そしてまた手数料がございまして、これらのものを経費を考慮しますと、実質的な収入額が、1万円以上ないと、そういうような実質的な収入が得られないということでございまして、1万円以上というふうに設定しているところでございます。

お尋ねの1万円未満の寄附につきましては、前回と同様な形で市報の送付や、それから茶業振興会の皆さん方の協力によりまして、お茶を50g送付するというふうに予定しているところでございます。

○8番（西江園 明君） 私が先ほど研修、どっか研修したのか、とお聞きしたのは、そこなんですけれども、次に通告しておりますメニューとも関係しますが、1万円はちょっと厳しいけれども、5,000円ぐらいだったらできるという人も多いと思うんですよ、やっぱり気持ちはあるという人はですね。そのために、積立方式を採用している自治体もあるんです。先ほども言いました長崎県の平戸市も、この積立方式を採用しています。寄附する人が金額を指定して、その額になるまでポイントとして預金通帳じゃないけど、そこに貯めておくわけですよ。ですから、例えば、2万円を目標額に定めれば、5,000円ずつだったら4年後になると、その2万円相当分の記念品が受け取れるという仕組みです。数年後に押しますが寄附する人も楽しみにしますけれども、受け取る方の役所側も収入の見込みはあるわけですよ。単年度だけで処理するのではなくて、積み立てる方式です。他のを調べてみますと、ポイントとして積算しているのは4割から5割ぐらゐを積算して、それを貯めていくというような仕組みのようですが、このような仕組みというのは、志布志市の場合は検討したんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このポイント制につきましては、実際先進地においても取り組んでいるということでございまして、例えば、近隣でも大崎とか鹿屋でもやっているという内容でありました。

今お話がありますように、このポイント制のメリットがございまして、今後につきましては、本市でも、このポイント制の導入については、考えてまいりたいと考えます。

○8番（西江園 明君） ポイント制については、今後取り組みたいということで理解してよろしいですね。はい、分かりました。

また、平戸市があんなに一躍脚光を浴びて伸びたのが、特産品のメニューの多さと、カタログというか、豪華にしたことで、ネット上でも詳しく閲覧ができるようにしたことで、説明書きを詳しく見ることができるようにしたのが、好評の一因ではないかというふうに、テレビなんかでも報道されていまして、まさにその辺のところ、先ほども言いましたアイデアだと思うんです。

今、市長が今後検討したいということでございまして、そういう積立方式を採用するこ

とにより、少額の寄附が見込めますし、貯まればそういう小さな客でも多くの人からいただければ、大きな自主財源、大きな金額になると思います。

資料によりますと、我が町は「お礼に特産品40種類の」というふうにあります。このお礼のメニューを決めるに至った経緯を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、お礼の特産品のメニューは40種類と決定したところでございます。この決定につきましては、企画政策課を中心としまして港湾商工課、農政課、畜産課、耕地林務水産課の関係課及び観光特産品協会を含めた調整会議を開催しております。その会議の中で肉類、水産物、農産物などの選定候補を掲げ、品質の管理や安定的な供給が可能かどうか、寄附者の趣味嗜好に合わせた複数の組み合わせや、季節ごとの特産品など、様々な提案を基に観光特産品協会の加盟事業者が取り扱う商品でメニュー選定を行ってきております。これらの選定を基に関係課の協力を得ながら、各事業者との調整を図りまして、最終的に40種類のメニューで開始したところでございます。

○8番（西江園 明君） では、その調整会議の中では、特産品だけに限定するという形で議論ちゅうか、協議したということですかね。

○市長（本田修一君） 特産品だけということ限定したわけではございません。例えば、本市の特色でございます、さんふらわあを活用しました、さんふらわあの乗船券というものも、このメニューの中に取り組んできております。

○8番（西江園 明君） 世間には多くの方は、特産品だけを目当てにふるさと納税をするのではなく、行政の行う取り組みに賛同して寄附してくれる人も多いということです。

私が今回、このことについて一般質問する大きな動機ですけれども、私は12月議会で猫の去勢手術費の助成について質問いたしました。先月になります。5月中旬の南日本新聞の「南風録」に、広島県の神石高原町の取り組みが載っていました。ふるさと納税を使って、ここの場合は犬でしたけれども、「保護して飼い主を探す活動に数千万円が集まった」という記事です。

私も、たまたま委員会の所属の中で、ここを訪問したことがありますけれども、ここの町は特産品はもちろんですが、各自治会、各町内会やNPO法人への支援も募集のメニューに入っているんです。その結果、昨年度の実績ですと、約4,000件近くの寄附うち、98%以上が町が行っている、その町が行っている取り組みに対しての寄附、NPO法人とか自治会とか、そういうところへの寄附になっています。その町が行う事業の趣旨に賛同しての寄附です。「お礼のはがきも要らないから、目的のために使ってください」と、お礼状を辞退する例も南風録には載っていました。中には、ネット上ですから、この中にはですね、この神石高原町の取り組みに対して、「役所に寄附したのに何でNPOに回すのだ」というような批判の意見もあることも確かですけれども、市長は、今話しましたけれども、この神石高原町の取り組みは、御存知でしたか。また、この取り組みについてどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この神石高原町の取り組みにつきまして、一般質問の通告を受けまして、初めて勉強したとこ

ろでございます。

しかし、私どもとしまして、本来ふるさと納税の趣旨というのは、このようなどころにあるのではないかなというふうには思っているところでございます。本市が取り組もうとする重点的な事業について、この本市の、特に出身者の方々に応援してもらおうというのが、ふるさと納税というものではないかなというふうには考えていましたので、このことにつきまして、きちんと応援される方が多数おられたということについては、びっくりする内容でございます。

特に、私どもが考えもしなかった切り口からでの募集ということにつきましては、非常に参考になる事例かというふうには思っております。私どもも今後、様々な市の事業について、このふるさと納税につきまして、対応してもらえそうな事業については、積極的に募集の中に盛り込みをしてまいりたいというふうには考えております。

○8番（西江園 明君） 市長が今ふるさと納税の本来の目的、市が取り組む、行政が取り組む姿に賛同してのということで、このような自治体の取り組みについて、今後また我が町でも、そういうメニューの中に、積極的に取り組んでいきたいというような答弁であるなら、もうこれ以上はしなくてもいいんですけれども、先ほど調整会議という話がありましたけれども、このるる関係機関を市長が述べましたけれども、今私が言った関係と一緒に、この会議の中に企画政策課が主管でしょう、市民環境課は会議には参加してないんですね。

○市長（本田修一君） 市民環境課については、参加しておりません。

○8番（西江園 明君） その会議では、特産品ということで、こういうメニュー的なやつは考えてなかったというふうに理解します。

また他にですね、関西のある自治体では、そこには動物愛護管理行政の在り方検討会議という組織がありまして、そこで行政のあるべき姿について提言がなされ、それにより動物の愛護を目的とした寄附金を募り、基金を設置したところ、始めて3か年で2,000万円以上が集まり、毎年野良猫の不妊手術費用などの経費の助成として支出されています。

また、福岡市もふるさと納税の使い道として、「動物愛護」というメニューで、不妊去勢手術にかかる費用として明記してあります。

また、神奈川県は犬・猫の殺処分がゼロになったことから、これを維持するために、ふるさと納税をお願いしています。このように、今市長も先ほどおっしゃいました趣旨に賛同しての寄附ですから少額にもなりがちです。ですから、特産品に限定せず、金額も検討して、市の行う事業の趣旨に賛同する仕組みをメニューに検討する考えはないか、もう一回そのところをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も勉強不足でございまして、このような形でのふるさと納税が、多額の寄附が集まるということについては、本当にびっくりする内容でございます。そのような気持ちをお持ちの国民の方が多数おられると、そしてまた、そのことをしっかりと事業としてやろうとするならば応援しますよということ、明確に表現される方も多数おられるということにつきましては、非常に

参考になる事例でございます。

本市としましては、この事業ということのみでなく、本市は本市の独自の取り組みたい事業がございますので、そのことは、今後ふるさと納税の中で提案してまいりたいというふうに思います。

○8番（西江園 明君） 先ほど言いました広島県の神石高原町も「このようなメニューにしたことによって、一気に寄附額が80倍になった」とありました。今市長がありましたけれども、我が町でも始まったばかりですので、いろいろ忙しいところもあると思いますけれども、今のところでは、そういうメニューの見直しというのは年に1回とか、随時とか、そういう考えはあるんですか。

○市長（本田修一君） 私どものまちで、このような急激な形で、ふるさと納税が多額になったということにつきましては、その都度その都度、新たなメニューを加えながら取り組みをしてきた結果ということでございます。今後も定期的に新たなメニューを加えまして、このふるさと納税のサイトの方に閲覧する方が増える試みは積極的にしてまいりたいと思います。

○8番（西江園 明君） 魅力あるメニューに展開されることを期待しております。

今市長もありましたように、そういう取り組みというか、メニューが今後大いに評価されると思いますので、最近よく「クラウドファンディング」という言葉を耳にします。これもふるさと納税ではありませんが、似たような仕組みで、今言いましたように、ある目的を持った法人や個人にインターネットを活用した仕組みを使って、不特定多数の人から資金提供を受けるもので、資金調達の方法です。これも趣旨に賛同することで、多くの資金が集められるのです。この流れが、ふるさと納税と似ているなと思ったところです。このように資金調達もアイデア一つで可能になるということを、ぜひ日本一になる取り組みをメニューに入れることを期待します。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。



午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（西江園 明君） 午前中に引き続き一般質問をしてまいりたいと思います。

メニューを拡大して、ぜひ大きな事業になるような取り組みを期待したいと思います。

次に入りたいと思いますけれども、先般の全員協議会の説明の中で、手続きのことで、「ふるさとチョイスから入っていくように」というような説明の中で、私も全協の中で、ちょっと一部質問をいたしましたけれども、市役所も私も市のホームページを開いて、「ふるさと納税」のところをクリックすると、お釈迦祭りの写真など、志布志のPRの画面が出てくるわけですね。ですから、あれっと思いつつもホームページからは、このふるさと納税についての申し込みという

のはできないんですかね。その辺のところをちょっと、私の操作不足ですかね、確認いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ホームページからの申し込みにつきましては、これまで寄附申込書をダウンロードしまして、それをメール等で送付する方法でしたが、今回ふるさとチョイスの申し込みフォームをリンク先としてホームページにはり付けて移動できるように更新しましたので、これまで同様、郵便振込による寄附の方もクレジット決済による寄附の方も、どちらかを選択して、申し込むことが可能となっております。

○8番（西江園 明君） 市のホームページからは、そちらにはリンクできないということですかね、ふるさとチョイスからでしかできないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさとチョイスの方で別途申し込みができるということになっております。ホームページから直接はできないということでございます。

先ほども申しましたように、ホームページの方にリンクすることができるようになっておりますので、そちらの方から移動しまして、ふるさとチョイスに入ってくださいということになります。

○8番（西江園 明君） そうだったらですよ、だから、特産品を欲しい人は、まず知っていますから、ふるさとチョイスから入ると思うんですよね。でも、何らかの思いつきというか、いろいろな人から聞いてじゃあ志布志にやってみようかという人が、ふるさと納税したことない人が、いきなりふるさとチョイスというのは知らないと思うんですよ、まずホームページから入ると思いますから、そのところは、やっぱりせっかくしようという気持ちの人が、うまくガイドができるようにホームページの方もお願いしたいと思います。

今市長の方からありましたけれども、クレジット決済についても、この中でも、「ふるさとチョイスからヤフークレジット決済による」というふうに書いてございますけれども、今はカード社会ですから、寄附する方もぐっと手続きが楽になります。

最近では、全国でも多くの自治体が公金の納入にカード決済を導入しているところがあります。志布志でもやっと、今年でしたですかね、奨学金の返済がコンビニでできるようになりました。志布志市では公金のカード払いというのは、検討されてるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市民の方が税金や各種料金等を納付する方法としましては、市役所や金融機関窓口での納付及び口座振替ということになりますが、昨年度から新たにコンビニ収納を開始したところがあります。納付者にとりまして、納付方法の選択肢が増えたということでございます。

ふるさと納税の納付に採用しています、ヤフーの公金支払いというクレジットカードを使用するサービスにつきましては、追加利用申し込みの契約によりまして、税金や各種料金等の公金もインターネットで支払いできるサービスとなっておりますが、サービス利用の際に納付者が本人に決済手数料、あわせて市にはコンビニ収納の場合の2倍近い手数料がかかるものとあります。インターネットを利用しましての納付方法としましては、この他に市内の金融機関を通じて、パ

ソコンからのインターネットバンキング、あるいは携帯電話やスマートフォンからのモバイルバンキングで、電子納付できるPay-easy（ペイジー）というサービスがございます。市内の金融機関はすべて、このPay-easyのネットワークを運営する日本マルチペイメントネットワーク運営機構の会員でありますので、導入は可能であります。市民への行政サービスの充実、一方、年間経費に対する費用対効果の両面から導入を検討する必要があると考えますので、今後関係課等で協議しながら検討してまいりたいというふうに思います。

○8番（西江園 明君） 今、市長の答弁では、そういう手数料もかかるけれども、費用対効果を見て今後検討するということがよろしいわけですね。いろいろ、私も先月は自動車税をネット上で支払いましたが、自宅に居て納めることができるという非常に便利な社会ですので、ぜひ取り入れ、もし可能であればですね、費用対効果をこれから検証されるでしょうけれども、導入をしていただければと思います。これがですよ、指定金融機関がJAだからうんぬんということはないですね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○会計管理者（立木清美君） ただいま市長が説明申し上げましたPay-easyという収納サービスにつきましては、先ほどありましたように、日本マルチペイメントネットワーク運営機構に管内の全金融機関が会員となられておりまして、この関係上、このシステムを利用するということが可能という状態にあります。ただし、コンビニ収納が昨年度から開始されたわけでありまして、基本料金に加えまして、1件当たり税別の57円という料金がかかっているところでございます。コンビニ収納につきましても、昨年度が件数にいたしまして、2万3,000件の実績があったところでございますが、今年度は約3万3,000件を見込んでいう状況でございます。そういった状況を踏まえまして、今後情報化も推進している立場上、インターネットを利用するところも、先ほど市長が申されましたように関係課等との協議を踏まえまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

申し訳ありません。JAとの関係でございますが、今申しましたように市内の全金融機関の中に、当然指定金融機関でありますJAそお鹿児島、並びにJAあおぞらも会員としてなっておりますので、やはり入りの段階では、指定のJAそお鹿児島を中心として、具体的な段階に入った時点では、そういう手続きになろうかと考えております。

○8番（西江園 明君） コンビニ収納だけでも約3万件を今年は見込んでおるといふ、やっぱり便利になればですよ、それだけ収納も確実に入ってくるようです。

次にいきます。広報というか、周知の方法について伺います。

ふるさと納税の場合は、全国を対象にするわけですが、インターネットを利用する人は心配いらないんですけども、ネットを利用しない人への周知というのは、どういうふうに考えていらっしゃるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税の広報の方法につきましては、市のホームページでの情報発信の他、各郷土会で

のPR活動や市の職員に対する寄附者の紹介依頼などを行っております。

また、これにあわせて、過去の寄附者に対しまして事業開始のお知らせと、パンフレットを送付し、広く呼び掛けを行う予定としております。

全国各地へ広く情報発信できる大きな情報源としましては、やはりホームページやインターネット上の情報媒体というふうになろうかと思いますが、市民の皆様からの情報提供など、いろいろな形で寄附者の掘り起こしを行ってまいりたいと考えております。

○8番(西江園 明君) 非常に難しいことです。でも、PRの仕方ひとつで大きな差が出てきますので、それこそ職員の知恵を出し合って、成果を期待いたします。

次に、通告しております職員の対応というか接遇についてお伺いします。

私は、以前もふるさと納税のことについて一般質問した時も、私の知人が、ふるさと納税をするつもりで市役所に電話したが、その対応に怒って寄附をやめた人がいたということをお話しました。その後、担当課からその人におわびの電話を入れたら、その人も気持ちがよかったですでしょう、その後すぐ寄附があったと聞きましたが、幾らの寄附があったんですかね。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

以前の一般質問で、議員御指摘の手続きについてお問い合わせの際、不親切な対応に非常に不愉快な思いをされ、そしてまた、ご迷惑をおかけしました。このことについては、本当に誠に申し上げてごさいませんでした。議会終了後に、直ちに担当の方から御本人へおわびの電話をいたしまして、接遇の謝罪をしたところでございます。

御本人からは、ただいまお話のように、今回の対応については残念であったが、今後も志布志市応援したいということで、後日改めておわびの手紙と、問い合わせの資料をお送りしましたところ、その後しばらくしまして20万円を頂戴いたしましたところでございます。

○8番(西江園 明君) つい先般のことですよ。ですから、今回始まったような記念品というか、特産品を目当てにしたふるさと納税ではなくて、純粋に志布志を応援したいという気持ちだったんです。そういうふうにお礼を求めない人も多くいるのです。ですから、その辺のところは職員の対応というか、対応ひとつなんです。対応ひとつで1万円のつもりが2万円になるかもしれない。

先ほど、先進地研修に行った時の話でもありましたけれども、今の企画政策課の中で、今の組織のままで対応しきれるかという懸念を持ちます。さっきも言いましたけれども、私ども議会でも5月に議会報告会を行いましたけれども、その中で、市民の意見として、報告会、開口一番に出たことが職員の接遇でした。「議会としては、どのように取り組んでいるのか」というお叱りの意見でした。「在籍が長いんじゃないか」とか、「異動は適正に行われているのか」とか、そういう中身でしたけれども、ほとんどの職員の皆さんは一生懸命業務に励んでいることは十分理解しますが、一部の職員の怠慢が役所の全てと見られることは、ここに座っている皆さん方、課長さんたちも本当に残念と思うでしょう。

私ども議員という立場上、市民から様々な要望や意見を聞きますが、時々ですけれども、一市

民よりといって、匿名で手紙をいただくことがあります。議会便りを見て賛同の手紙もありました。ところが、今年に入ってもいただきました。2回いただきました。ここに「一市民より」ってあります。残念なことに2件とも職員の業務態度についての苦情です。先の全員協議会での事前説明の時も同僚議員から職員の対応についての苦言が出されました。このように、議員個人の意見として職員の皆さんに言ってるんじゃないんですよ、苦言をですよ、すかんことを。市民を代表している議会人として言っているのです。残念ながら匿名の手紙ですので、経過を回答することはできませんが、このように投書までさせる職員がいることは真摯に受け取るべきと思います。市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

投書につきましては、私の方でもその内容につきまして、すぐ担当に指導をしたところでございます。そしてまた、嘱託職員、臨時職員を含めまして、全職員の方々に対して、こういった事例があったので、さらに職務厳正、そしてまた適切なる対応というものについて求めたところでございます。

接遇について度々、悪いという御指摘があるということについては、誠に残念でございます。そのことでもって、ある特定の職員が全体の市役所の資質について疑いを持たれるということについて認識を深めて、そのようなことがないようにということをいつもいつも指導をして、そしてまた、接遇向上委員会なるものを設けまして研修を重ねながら接遇向上について努めているところでございます。

私自身の印象としましては、年々改善はされてきてるのではないかなど。そしてまた、接遇についてのアンケート等も随時年何回かしておりますので、そのことについての回答の中で、特段に悪いというような指摘が減ってきていると。最近では、ほとんどなくなってきている状況でございますので、安心というか、いい状況になっているなというふうには思っているところでございますが、やはり気が緩んだり、あるいはその時々、本当に来られた方々に真心から接していなければ、そういうような形での市民の御指摘があるのではないかなどというふうには思っています。

今後も、そのような事案が発生しないように職員に厳しく指導を重ねてまいりたいと思います。

○8番（西江園 明君） 本当、私は前も12月議会だと思えます。皆さん優秀な職員、みんなそれなりの難しい試験を受けて職員になってるのに、そういうちょっとした怠慢、一部職員の怠慢が、今市長がありましたように、全てが見られるというのは非常に残念だと思います。今市長の今後のそういうところの職員についての指導を期待いたします。

次に入ります。次に、全国ご当地どんぶり選手権について伺います。

4月末に自治会に配布された回覧文書の中に、全国ご当地どんぶり選手権で3位だったという散らしが入っていました。

私だけでしょうか、いまいちこの事業の取り組みが理解できません。そこで、まず最初に伺いますが、東京まで行って参加する意義というか、目的はなんですかね。志布志市をPRしたい

という気持ちは十分理解しますが、職員の皆さんも裏方として苦勞しています。ここまでの意義、目的をまず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の商工業を取り巻く環境ということにつきましては、消費税増税に伴う、消費者の買い控えや長引く不況と景気の低迷による事業不振と、それから後継者不足の後に廃業、大型郊外店の出店による消費者の買い物圏域の変化と、特にこのような環境の中で、中小企業者には極めて厳しい状況であります。

そのようなことで、かつてにぎわいを見せていました千軒街（まち）を取り戻すべく、地域経済の活性化を目指し、地域資源を活用した食に着目しまして、その開発・普及やブランド化等を行いまして、ふるさとの食材やご当地に根付いた食文化としてのどんぶりを広く多くの方に伝え、味わってもらい、ふるさとご当地のファンになってもらうということで、志布志市を全国にPRすることで、市内外からの誘客を図るということを目的に、平成23年度から4か年にわたって取り組んできているところでございます。

○8番（西江園 明君） 市長の今、商工業を取り巻く環境のうんぬんというお話がありましたけれども、どうしても見ていけば、一部だけが盛り上がり、市民はほとんど知りません。まして食べたこともありません。ですから、担当課でも市民権を得ようとして必死でお店を回ったりして理解をもらう努力をしています。

先般も大変だったでしょう。お釈迦祭りの時、あれだけのどんぶりのメニューをそろえるのに、いろいろお店を回ってですよ、理解をもらって、そして出品協力をもらうためには、いろいろ苦勞があったと思います。その中では、当然苦情も多かったはずですよ。

担当課長、どんな苦情を言われましたかね、差し支えない範囲で苦情を。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今議員のお話があったとおり、お釈迦祭りの時に14店舗、15種類のどんぶりを提供していただいたところでした。

その際、各店舗を回る際に、既存店舗を含め、市民の皆さん方から、いろいろ意見をお伺いしたところでした。その中で、やはり意見が出されたのが、大会参加までの経緯、参加したどんぶりの決定方法とか、今議員のお話がありました「一部の人たちのイベントになっていないか」とか、また「どこで食することができるのか」、そして「志布志を代表するどんぶりは何なのか」、というような意見が出されたところでした。

逆に、「志布志の代表として頑張ってもらいたい」とか、「誰かが頑張らないと志布志は変わらない」と、そういった意見も伺ったところでした。そういった意見を私ども真摯に受け止めまして、どんぶり選手権の趣旨等について御説明を行ってきたところでした。

情報の提供の在り方について課題があったのかなというふうに認識したところでした。

○8番（西江園 明君） まさに我々が思ってるというか、我々が耳にしている苦情は、やっぱり課長なんかにも、そういうふうによっぱり言われて、非常に伝わったと思います。

よくテレビで、今日かな、「県民ショー」という番組がありますけれども、全国の隠れた食べ物

とか、その土地独特の食べ物などを紹介している番組ですけれども、その地方の名物は多くのお店で食べられて認知され、有名になっているんです。ところが志布志の場合は、今先ほどもありましたけど、「えっ、そんなのがあるの」、「どこで食べられるの」という状況が今のところですよ。ご当地選手権といいますけど、ご当地では知られていないんです。それがご当地と言えるんでしょうか、疑問ですけれども、そこで伺いますけど、ここ二、三年で結構です。メニューと、そういう出場した成績を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このどんぶり選手権に参加した当初の経緯というのは、私自身が四、五年前ぐらいから、全国でB-1グランプリがはやっているということを知りまして、本市でもこのB-1グランプリに参加できる体制にならないかということをお伺いしたら、こちらの方に参加するには、まずもって参加資格があるということで、参加資格を得るのに3年ぐらいかかるというようなお話でした。そういうような経緯がございまして、こちらの方の出場については、見合わせていたところではございますが、商工会青年部の方々が全国ご当地どんぶり選手権に参加したいと、参加するというような事業を立ち上げておられましたので、これを応援する形になったのが当初でございます。その時において、川越の方で予選会があったところではございますが、この予選会の方に私どもも商工会青年部の方々の取り組みを応援しまして、参加しましたところ、本戦出場の機会を得まして、選出をされまして、本戦の東京ドームの方に出場することができたということが始めてございます。

ご当地には、そのようなグルメがないのかと言われれば、それは個々の店舗のグルメというものはあるわけではございますが、志布志ではそれでは代表する志布志の何かというものはないということでございますので、それでは共通してみんなで考えていこうやというのが、当初の始まりでございます。そのようなことで、商工会青年部の方々が、その取り組みを始められまして、そして、現在のメニューを開発されたということになっているところではございます。そのことを取り組みの始めとしまして、できれば日本一グランプリをとりたいたいということで、今現在4回目を重ねてきてるところではございますが、同じような流れの中で、その翌年から鹿児島県版のShow-1グランプリというグルメ大会も開催されましたので、そちらの方にも挑戦するというところではございます。こちらの方も、やはり商工会青年部の方々が中心となって、主体となって挑戦され、それを市の方でバックアップするという形になっております。

現在の段階では、初年度において「背白ちりめん三昧丼」というもので、全国ご当地どんぶり選手権は挑戦いたしました。2年目以降は、「黒豚三昧丼」という形で参加しております。

○8番（西江園 明君） では、昨年の方だけでも結構ですが、かかった経費というか、どのぐらいの経費がかかって、これに市が補助金を出していると思うんですけれども、分かっていたら内訳をお願いします。

○市長（本田修一君） 全国ご当地どんぶり選手権の参加につきましては、経費が平成26年度で730万円でございます。販売収入が、平成26年度で1万1,400食、570万円でございます、差し引

きの160万円について、本市が補助してる額というふうになっております。

○8番(西江園 明君) 今市長、差額の160万円を市が補助したということですね。これにはいろいろ、ネットで見てみますと、参加費とかいろいろ必要ですけども、職員は応援とか、当然市長も激励に行かなきゃいけないと思いますけど、そういう人たちは除いてですよ、職員は除いてですよ、そういう関係者というのは、10日間にわたって行われますけれども、これは前後を入れると、相当長い滞在になりますよね。何人が何日間ぐらい滞在してるんですかね。

そして、会場で使用する道具とか、いろいろありますよ、リースとかいろいろありますけど、こういうのも志布志から全部送るんですかね、それともリースですかね。

○市長(本田修一君) ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

○港湾商工課長(柴 昭一郎君) 経費の主なものにつきましては、売上に対する販売手数料が約85万円。それと食材、包材費約450万円、旅費等につきましては約80万円、人件費約35万円でございます。この人件費と申しますと、現地でのアルバイト等を雇用いたしますので、その人件費に充てております。

滞在期間は、当然大会が開催される前々日等に東京の方へ赴きますので、そういった方々が約四、五名で10泊から11泊、その程度宿泊されております。ほかには私ども職員、プラス商工会等の職員等で対応しているところです。

○8番(西江園 明君) 道具なんかの使用料とか、そういうのは。

○港湾商工課長(柴 昭一郎君) 現地で使用する器具等については、全てこちらから送って、使用しております。

○8番(西江園 明君) もう一回伺いますけど、市長は160万円の補助という、もう1回160万円という額に決めた根拠をもう一回お願いします。

○港湾商工課長(柴 昭一郎君) 根拠といたしましては、当然どんぶりを販売するわけですので、その売上から経費を除いて、不足する分を補助という形で支援しているところでございます。

○8番(西江園 明君) ああそんな補助金の支出があるんですかね。というのは、ある事業費に対して何割とかではなく、差し引きして、例えば極端にありますと、売上が少なかった、経費は最低かかりますよね。となると、どんどんまた補助金ちゅうのは増えますよね。ですから、ちょっと根拠というのをお聞きしたかったんですけども、今、先ほど市長がありました売上から経費を引いて、その差額が補助金ということで理解していいんですか。

後でまた、大変ですから、確認を1回したいと思います。

○港湾商工課長(柴 昭一郎君) 先ほど、当地での重機等はどうなってるのかということに対しまして、答弁といたしまして、「こちらから送付してる」と申し上げましたけど、重機についてはリースで対応しております。それ以外は送付しているということでございました。訂正させていただきます。

それと、補助の根拠につきましては、今確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○8番(西江園 明君) 今のような答弁ではですよ、補助金というのがですよ、経費が幾らかかりました。売上は少なかったですから、そんな200万円になったり、いくらでも変わりうる補助金という、そんないい加減な補助金の額の根拠というのはですね、やっぱり行政の姿としてはいかなもんかと思えます。後でまた数字が出てくるでしょうから、根拠の決め方はですね。先ほども市長からありましたけれども、23年から4回出場してますよね。単純に前後バラツキがあると思えますが160万円とおっしゃいましたけど昨年度ですから、でも過去4年間をすると500万円から600万円という税金が、このために支出されるということですよ、トータルはお聞きしませんけれども。これは先ほども市長がありました「ふるさと祭り in 東京」の中で行われるメニューの一つでB-1グランプリに対抗じゃないけど、その中に枝分かれしたようなひとつのメニューですよ、的を絞ってどんぶり物にしたという。ですから、私が言いたいのは、これほどの五、六百万の税金を使ってるんだけど、どれほどの市民が理解して、これを食べたことがあるでしょうかね。福祉課長は食べたことはありますか、これ。

○福祉課長(福岡勇市君) 全部は食べたことはないんですけども、ある品物については、店にうかがって食したことはあります。食べたことはあります。

○8番(西江園 明君) さすがやっぱり課長ですね、食もちよかんなどということですけども、私が、またこっちの課長にも聞いたかったですけれども、またあれですので。

市民には、食べたことがある人が、本当私が聞いたところいませんでした。どこで食もいがないかも知りません。このような状況で経済効果が出ているとは、とても思えませんけれども、冒頭にありました市長が長い目で見ての投資と言え、それまでですけども、先ほど課長が、いろいろ苦情の中でもあったみたいですけども、この大会に出場するお店というか、品物はどうやって決めるんですかね。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

平成24年7月25日に開田の里におきまして、志布志市ご当地グルメ取り組み事業検討会を開催しまして、地域資源を生かした郷土メニューの開発を目的に市内の10店舗に参加をいただきまして、試作品の開発をお願いしたところです。

そして、これをコンテストを行いまして、食材を黒豚に決定しまして、7月30日に、この黒豚を使ったどんぶりをまた再び出していただきまして、そのどんぶりのコンテスト行ったところがありました。その中で一番高い評価を得ました「黒豚三昧丼」というものをShow-1グランプリ及び全国ご当地どんぶりへメニューとして決定しまして、挑戦したということでございます。

ということで、一応広く商工会に呼び掛けまして、そして関係店に呼び掛けをしまして、本市のグルメを選定していったということでございます。

○8番(西江園 明君) 最初はそういう10店舗とかで予選みたいのはありましたけれども、その後はメニューを決めて、もうこれでいこうということで、ここ何年かは出場しているということですね。そこで何人かの方は、食べられたかもしれせんけれども、市民が食べたことがないものが東京で志布志の代表として参加しているということですね、そういうふうに理解していい

んですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このメニューにつきましては、特定のお店のメニューということではなく、みんなが選んで、これを選定したメニューでございますので、メニュー自体はレシピが公開されております。それで、このことの評価が全国的に高まり、そして、この志布志に来ていただいたお客様が黒豚三味井を食べたいということであるならば、そのレシピに基づいて、それぞれの店舗において用意していただくということが前提になっております。その流れが今ようやく出てきたのではないかなと、各店舗において、この黒豚三味井のメニューが用意されるようなまちになってきたというふうなふうに、私自身は思っております。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほど、補助金の基本となる補助金の金額の設定の仕方についての回答をいたします。

当初どんぶり選手権大会に臨む収支予算を計上いたしまして、その予算計上があったものを商工会から補助金申請がございまして、当然、事業を実施する商工会も商工会予算として計上をしておりますので、その不足する分を市の予算として補正等をお願いするものであります。その予算の範囲内で商工会の方には、どんぶり選手権に伴う補助金を決定させていただいて、それを支援しているものでございます。

○8番（西江園 明君） 1点だけ確認しますが、じゃあ経費、売上ありますよね、先ほどの説明では差し引きでうんぬんちゅうあれがありましたけれども、そういうことで売上とか経費が片方が少なかったり増えたりして、ということは補助金も変わりうるということですか、それとも一定額ですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 補助金が増減をするということはありません。その不足する分については、参加団体もしくは商工会等で対応しているところです。

○8番（西江園 明君） 先ほど課長の答弁の中で、いろいろ苦情の中で、反省として過去のですね、情報の仕方がまずかったのかなという反省点の言葉もありましたけれども、かなりここ数年で五、六百万円という税金を負担しているわけです。そこまでの意義が市民から理解を得られるか疑問に思います。通告には、費用対効果とありますが、ほかの一般的な事業の場合は、費用対効果というのは絶対条件になるでしょう。この事業の場合、厳しいでしょうから答弁は結構ですけども、今後の展開というか、今後の計画を伺います。

○市長（本田修一君） 今年度につきましては、前年度3位入賞ということでございまして、予選に臨まないで本選に参加できる資格を得ております。私自身、いつもいつもこれに挑戦する前にチャンピオンを獲ってくださいということのお願いをし、まずはハッパを掛けて、私自身も応援に行っているところでございます。

今回、チャンピオンの座を狙える地位にきましたので、チャンピオンを得られたら、それでこの分野については、一応完結するのかなというふうには思っております。

○8番（西江園 明君） 市長も、もう早くチャンピオンを獲って、もうこんとはもう終わりと

というようなふうに思っていらっしゃるのかなと受け取りましてけれども、税金を使って出場するんですから、もう少し市民から認知されたものが、参加すべきと思います。志布志にはおいしいところがたくさんあります。カツ丼など認知されたどんぶり物だったら、市民もあそこんとか、というふうに、あそこのカツ丼かと、誰もが知っていますが、これが私のご当地だと思うんですけれども。

次に最後、既存商店への対策について伺います。

今るる申し上げましたどんぶり選手権については、予選はないけれども、毎年百五、六十万円という税金を投じて、志布志市の代表として参加しています。

ところで、昨年末から今年の2月にかけて、テレビ局が主催の鹿児島県ラーメン選手権が開催されました。年末に発表された地域ごとの予選で3位に志布志町にあるラーメン店が入賞して、テレビで報道されていました。これだけでも大いに志布志をPRし、経済効果も即出ました。

そして、2月に鹿児島市内で行われる本大会に出場することになりました。予選は地区ごとでするので、どうしても人口的に鹿児島市には勝てませんでした。しかし、いざふたを開けて見ると、本大会では圧倒的差で優勝でした。一気に志布志の名店が全国を駆け巡りました。優勝してからは、連日長蛇の列で地元の人が食べられない状況が続きました。ほとんどのお客さんが市外からで、鹿屋とか鹿児島市内からが多く、北薩方面からわざわざ来た人も多かったと聞きました。

本大会の会場でも長蛇の列で食べられなかったから、わざわざ志布志まで食べに来たお客さんも多かったようで、国道沿いのお店では、関係ないコンビニとか含めてですね、「何とかラーメン店はどこですか」という道順を尋ねる車も多かったと聞きました。すごい経済効果だったと思います。

しかし、残念なことに、これには行政は一切手伝ってくれなかったのです。1月に市長のところに、本大会に出場することになったことの報告を兼ねて表敬訪問がありましたですね。そこで、お店側から「大会は土曜・日曜の休日なので、大会の会場で志布志ののぼり旗を立てるなどして、地域を盛り上げたいので職員に手伝ってもらえないか」とお願いしたところ、「志布志の代表ではないので支援はできない」というのが市長の回答だったようです。私は、これを聞いて残念でした。水泳にしろ大相撲にしても、それぞれ頑張った姿に支援しているのではないですか。ここのお店には金銭的な支援でなく、職員を二、三名でも派遣できないかとお願ひしただけです。ここが志布志の代表でないと思われたのはなぜですか。予選もなく、誰も知らないところが東京まで行って代表として出場しているのと代表の違いは、どう違うんですかね。

○市長（本田修一君） ラーメン選手権にお答えする前に、先ほどの全国ご当地どんぶり選手権について、ちょっと答弁漏れましたので、答弁したいと思います。このどんぶり選手権においては、本当、商工会の方々が、まずやろうということで一生懸命取り組みされたと、私どもはそれを全面的に応援してきて、そしてまた、これが地域の業界の方々も応援するような形で進んできたということでありまして、今やっと、それが全体として盛り上がってきまして、そのメニューがだんだん認知されているんですよ。そして、そのメニュー自体はオープンメニューで、レ

レシピは公開されてるんですよと、それを提供されるされないは、それぞれの個店のお考えですが、このことによって、全国から来られるとすれば、当然その個店によっても、そのレシピに基づいたどんぶりを提供されるということで、現在の段階でもこうして、それぞれの個店で黒豚三味を使ったメニューが開発されております。

そのような流れをつくるためには、やはり、そのようなコンテストにおいて優勝をしなければ意味がないというようなことを私はいつも申してきておりまして、これは全国大会ですごくハードルは高いわけですが、どうせやるなら優勝を目指していきましょう、ということを重ねてきたところでございます。

そのようなことで、やっとならチャンピオンを狙えると、優勝を狙えるという位置まで来たということについては、本当にうれしいことでありまして、そのことで繰り返しますが、市民のそういった関係者の方々も、その優位性に気付かれて、それぞれでメニューを開発されて準備をされているということでございますので、これが本当に全国でチャンピオンを得られるとなれば、全国からこの志布志にこの黒豚三味丼なるものを食しに来られる流れができるのではないかなというふうに思いますので、経済効果については、これから楽しみにしていただければというふうに思うところでございます。

そのためには、くどいようですが、チャンピオンにならなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ってます。すみません、よろしくお願ひします。

それからラーメン選手権についてでございますが、このラーメン選手権につきましては、実は予選会なるものはアンケートの投票でした。この投票については、ここで言うのもちよつとどうなんですが、少し工夫をいたしまして、その上位に位置付けられるようなアンケートの集計をしまして、関係者の方に投票したところでございます。そのような結果があつて、今回本選に本市のラーメン屋さんが出場できたということでございまして、私自身も3位で予選突破でしたので、それについても少し意外でしたが、本選においては、さらに厳しいんじゃないかというふうに思っております。本選は何といつても15店舗ぐらゐの出場がありまして、ブースがございまして、そのうちの2店が地方店で、残りは全部鹿児島市内のラーメン屋さんでございまして、圧倒的に地元のひいきの方々に応援に食べに来られるものだというふうに思いまして、これは厳しいなというふうに思っております。

ということで、そのような予選突破についての御礼、そしてまた、本選出場についての挨拶に私のところにお見えになりました。私自身は、このことにつきましては、今回は個店での出店ですので、全面的に市として応援できる立場ではございませんが、しかし、バックアップするという形では様々なことの御協力はさせていただきたいということをお願い申し上げまして、職員に対しても、このような経過で本選に出場されますので、職員は応援に行くようにというようなこと。そしてまた、様々な関係者の方々、そしてまた、市民の方々にお会いするたびに本選出場になったので、このことについては応援するように。そしてまた、鹿児島の有明会の方々にも、このような経過で出場するようになりまして、当日は応援に行ってくださいというようなお願

いをしたところでございまして、決して私が、そのことについては全く関与しない、市では関与しないということを行ったことは絶対ございません。

ということで、結果的に本選において圧倒的に列を成しておりましたので、これは多分優勝だなというふうに思っていました。実は、その前に行われましたShow-1グランプリにおいて、霧島市で行われましたが、そちらでも圧倒的に志布志のブースは列を作っておったんですが、結果的に3位入賞できなかったということで、本当にそのことについて心配していましたが、結果として優勝ということになりまして、本当にうれしい限りでございました。そのことをまた、私どものところに出場されましたラーメン屋さんが御挨拶に来られまして、「本当に感謝を申し上げる」という言葉を受けまして、私どもは、その言葉とともに一緒に記念写真を撮りまして、市の広報誌でも紹介したところがございます。

そういうことで、少しだけ議員の御指摘された内容については、誤解があるような気がしますので、そのようなことで全面的に私自身は応援してきたということをお理解いただければというふうに思います。

○8番（西江園 明君） 私も聞いてるんです。その人から市長と会って、市長は個店だから応援はできないと、志布志の代表としては認められないと、だから、あと側面的には職員にも行くようにとか、そういう場があったらいろいろ声掛けはしますというのは聞いてるんですよ、全部。ただ、あまりにもどんぶり選手権と比べたときですよ、その熱意はわかりますよ、どんぶり選手権の今るおっしゃったですね、志布志を売ろうという気持ちはわかりますけれども、こうやって地域が努力して、それだけそういうところを応援をちょっとした応援もできなくてですよ、こうして第三者的に見たときに、片方には百五、六十万円税金をつぎ込んちよって、片方には声掛けを職員にお前どんも行かないかんどとか、ちゅうぐらいの扱いだったのかなど。代表の違いちゅうかですよ、をお聞きしたかったんですけども、個店ではないということで、どんぶりについては、志布志全店、私もパンフを見ますと、レシピも全部書いてあります。それは理解します。ですから、志布志全体のということで、若干ずればございますけれども、本当、農政サイドの補助金と比べたらすごい差でしょう。農政サイドなんか郡体、県大、全国大会行っても多くの助成をしますよ。これを商業関係の人が知ったら怒りますよ。ここのお店は大会に向けて志布志をPRするために、店の名前よりも志布志という名前を大きく書いたTシャツまで作って大会に臨んでいました。大会でも、もしビリだったらどうしよう、スタッフに何と言って声を掛けたらいいのかなど、そこまで悩んで大会に臨んだようでした。そのように、みんな必死で努力しているんですよ。現在のお店、既存店、先ほど市長が中小企業、小さな店のうんぬんとおっしゃいましたけれども、そこの扱いにすごい差を感じて、こういうところで、行政の目がどこを向いているのかと感じたところです。

私はまた以前も一般質問の中でも話題にしましたが、市長の家の近くに、そば屋さんがありますよね、有名な。ここでも県内で有名な番付でトップクラスです。久しぶりに、この前行きまして、テーブルに座ると、コップにお水が出てきました。私は、あれと思って、暑い季節になって

きたからお茶でなく水になったのかなと思っていたんです。違いました。以前は、ここにですよ、志布志はお茶の産地です。おいしい有明のお茶をたくさん召し上がってください。十分召し上がってくださいというはり紙がしてありました。わざわざですね。志布志のお茶をPRしてました。しかし、このサービスが突然中止になりました。理由は、「原材料の値上げによりメニューの単価を値上げすることができないので廃業まで考えました。でも結果、お茶のサービスをやめました。お茶の欲しい方は有料になります」というはり紙がしてあります。このことは市長の近所ですけど、御存知ですかね、それとあわせて、このことをどのように受け止められますか、伺います。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、知りませんでした。あそこのおそば屋さんは、おそばがうまいのは当然でございますが、他のお店にない濃い濃いしたお茶を飲ませると、すごいおいしいお茶なんですよ、それは一つの売りじゃなかったかなというふうに思ってます。そのサービスが無くなったということについては、誠に残念でございます。また、もうちょっと店主さんと、お話をさせていただきまして、よくよく事情をお聞きしたいと思います。

○8番（西江園 明君） お茶どころで、お茶畑を見ながら飲むお茶が有料という姿が志布志の姿か、私はそれを見て残念と思いました。

今市長もありました志布志で特産であるお茶を贅沢に使って濃ゆいお茶を出してお茶をPRしてました。それが突然、お店側もやめるというふうに決断した時は、どんな気持ちだったでしょうか。ここも市外のお客さんが多いから、志布志のお茶のPRにはなっていたのに非常に残念です。

今言いましたように、二つのお店のことだけでなく、実力で県内でもトップクラスの地元の小さなお店には何も支援もなく、先ほどは市長が熱意はいろいろ理解しますけれども、毎年150万円以上の税金をつぎ込んでいる大会と比べた時に、どうかと思うんです。これだけのもしお金があったらお茶なんかいくら買えますか、生産者も喜んで、お店も喜びますよ。この辺のところを踏まえてですよ、今こういう姿、実際市長は冒頭におっしゃいました。小さな商工業を取り巻く環境は厳しいからうんぬんとおっしゃいました。現に、こういうお店が出ているわけですけど、こういう既存店をもう少し大事にしようとか、そういう気持ちはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは商工観光の関係のパンフレットを作りますときに、当然こういった有名店というものは載せて、その個店の営業のために取り組みをしているところでございます。

それは平等な形で、そのような形をするということをごさしまして、特に何らかの形で更に規模を拡張したい、そしてまた、販路拡大したいという方につきましては、商工会なり、私どもの方の様々な事業を導入していただきながら、販路を拡大したり、事業規模を拡大してもらったりするということになろうかというふうに思います。

そのようなことで、よくある方々については、当然そのような形で対応しているということをごさしまして、そのようなお店というのは、やはり、自らの努力によって光り輝く何かがあるか

ら残っていて、更に発展していくのではないかなと。そして、そのようなものが外来から来たお客さんにとって、本当に志布志のすばらしさが認識されるものになってくるというふうに思うところでございます。私どもは、そういった方々を中心として、この地域の魅力あるまちづくりをしていくんだと、そしてグルメの町をつくっていくんだというようなことを考えまして、今全体での盛り上げに取り組みをしているところでございます。特に、今お話を申し上げましたおそば屋さんにつきましては、今「しぶしの夏そば」においても協力をいただいているお店でございます。

○8番（西江園 明君） 今市長が、店に聞いてみて、私もお店の人と話をしたこともないし、お名前も存じないんですけど、よく行くもんですからですね、非常に残念なはり紙がテーブルの上に出ています。

以前もお尋ねしましたが、今回は時間の都合から、ちょっと割愛しましたけれども、本当は法人税、分割法人税のこともお聞きしたかったんです。以前、このことを質問した時、市長は「もう少しこういう商業関係に予算を付けるべきだ」というふうに答弁をされています。今、るる質問しましたが、今後市民に認知されたようなお店が、先ほども言いましたように、何らかの大会とか何かに出場するようになった時は、農政サイドは、いろいろ助成がいっぱい補助金がありますけれども、こういう商業関係の場合は、今後も支援は行わないということですかね。

○市長（本田修一君） そのような場合には、多分商工会の皆さん方に、まず相談をされるんじゃないかなというふうに思います。そしてまた、商工会の方々が、その会の中で力が不足という時には、行政にも応援を求められる内容になってくるのではないかなと思います。まずもって関係される方が同じような認識で、そして同じように応援するという気持ちにならなければ、特に個店について、私どもの方で特別に応援するという体制については、難しいのではないかなというふうに思います。

○8番（西江園 明君） はい、分かりました。

12月の私、一般質問の中でも言いましたけれども、個人にしろ、お店にしろ、みんな努力をしてくださる、その結果いろいろ出て、それぞれに対して支援をいろいろやっております。このような小さな力というかですね、努力の成果を伸ばす手伝いをするのが行政だと思います。今後に期待して終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、10分間程度休憩いたします。

○
午後2時05分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○16番（岩根賢二君） それでは、質問をいたしたいと思います。

今日は3人目ということで、4人目の方が5時までに終わるように、そのつもりでやっていきたいと思います。

私の今日の質問は、保険医療行政と観光行政についてということで質問をしてみたいと思いますが、執行部とともに推進をしていきたいと思いますという立場で質問いたしますので、明快なる回答をお願いしたいと思います。

それではまず、保険医療行政についてお伺いをいたします。

5月27日に医療保険制度改革法が参議院で可決し、成立しました。この改革法は、日本が高齢社会になり、医療費が増大する一方の現状を踏まえ、医療保険制度そのものを継続・維持していくために世代間や組織間での負担の在り方を見直すものとなっております。

具体的には、所得の高い現役世代の保険料を上げたり、入院時の食事代を段階的に引き上げたり、紹介状なしで大病院で受診をすると5,000円から1万円の追加負担を求めるなど、国民に負担増を強いる内容となっております。

また、3年後の平成30年度には、運営主体を市町村から県に移すことになっていますが、保険料は市町村で、それぞれ異なるということですので、市としては、どうしても医療費を抑えることに力をそそがなければなりません。

医療費の削減については、市長も事あるごとに市民に訴えておられます。昨年の所信表明では、「健康づくり日本一を目指す」と表明されましたし、施政方針では、「平成24年度には県本土で医療費が一番低いまちになりました」という報告もありました。しかし、その施政方針の中で「医療費は毎年増加しており、今後も医療費適正化を推進し、特定健診の受診率を向上させることにより、医療費の削減に努める。そして、前年に引き続き、全国と同規模の自治体の中で、医療費が日本一低いまちを目指したい」とも述べておられます。

また、今年の3月には、健康増進計画として第2次健康しぶし21も策定し、市民をあげて健康づくりを推進していく姿勢を示しておられます。

このような中、この医療保険制度改革を受けて、本市では医療費削減に向けて、どのように取り組んでいく考えであるかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

5月29日公布されました、いわゆる医療保険改革法の中で、医療費の削減に係るものについて、二つあると認識しております。

一つは、保険者が行う保険事業に予防健康づくりに関する個人の自助努力へ支援する制度。今年度から前倒しして実施されることとされております。これは保険者が、個人が実施する健康づくりや予防の取り組みに対し、ヘルスケアポイントを付与したり、保険料への支援を実施することとしておりますので、長期的に健康づくりに取り組んで、病院に行く方を減らすことが目的だと理解しております。

今後、国がガイドラインを策定しますので、情報収集に努め、現在実施しております健康づく

りマイレージ事業との調整を含め、積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

二つ目は、新たな補助制度として、保険者努力支援制度が創設され、平成30年度から実施されます。これは保険者が実施する医療費適正化や収納率の向上の取り組みや成果に応じて支援金を配分するものでございます。具体的には、後発医薬品の使用割合、特定健診・保健指導の実施率、糖尿病の重症化予防、及び保険料収納率への取り組みと成果を基に支援金が交付されます。これらの取り組みにつきましては、特定健診受診率70%をはじめ、現在取り組んでおりますので、30年度からの支援金の獲得に向けて、更に体制を整えて取り組んでまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 今取り組みの姿勢というものを示していただきましたけれども、以前から取り組みは、もちろんされているわけですが、ただいま市長の答弁の中にありました「ジェネリック医薬品の使用割合を上げる」とか、「糖尿病への取り組み」とかいうのが示されましたけれども、これらについては、これからするということではなく、今までも取り組んでおられたと思うんですね、その辺についての数値的なものを把握しておられるか、例えば、ジェネリック医薬品の使用割合はどれぐらいであるとかいうことの把握はされているのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、後発医薬品普及、ジェネリック薬品でございしますが、これらの取り組みとしまして、投薬中の方に年2回後発医薬品を使用した場合の差額をお知らせしております。また、保険証の更新の時に、薬局等で提示するジェネリック医薬品使用希望カードをお送りしまして、後発医薬品の使用を啓発しております。

しかしながら、本市の後発医薬品の使用率は、平成25年度で47.4%となっておりまして、国の平成30年3月末の目標である60%までは、まだまだ開きがあるところでございます。今後、被保険者への周知はもちろんですが、医師会等にも御協力をお願いしまして、さらに使用割合を向上させてまいりたいと考えております。

○16番（岩根賢二君） 取り組みをしていると、だけれども、まだ目標には達していないということですが、周知の方法がなかなか難しいと思うんですね、今現在では、どのような周知の方法であるか、何か改善の方法はないのか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○保健課長（津曲満也君） ジェネリック医薬品の周知の方法でございしますが、保険証更新時におきまして、希望カードの同封以外に市報とかホームページに掲載しております。

そして、数は少ないのですが、のぼり旗を購入いたしまして、市民の方に周知しております。また、差額通知実績といたしまして、9月と3月に年2回郵送しております。9月が489人、3月が406人となっております。その中で「ジェネリック医薬品を推進してください」という通知をしているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 推進策はとられているということで理解をしたいと思っております。

それと、自治会を対象とした特定健診の受診率向上対策の制度があったと思うんですが、これについては、目標の達成度はどのようなものであったのか、26年度で実施されたということですか。

が、25年度でもいいですけども、実績が分かっておれば、お示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全体でいきますと、平成26年度見込みで、53.2%になるところでございますが、自治会別に取り組みを深めるために、元気度アップポイント事業という取り組みをしているところでございます。自治会ごとのデータにつきましては、また後ほど担当課長の方で答弁します。よろしく願います。

○16番（岩根賢二君） 今、市長は「自治会ごと」っておっしゃいました。自治会ごとは要らないですよ、全体でいいですよ。

○保健課長（津曲満也君） 報償金のことにつきましては、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 通告をしての一般質問ですので、それぐらいのことは質問が出るんじゃないかなということで、調べておいていただきたいなと思いますね。

それでは、別の角度からお尋ねをいたしますが、この6月16日、おとといの新聞ですか、南日本新聞によりますと、政府は2025年度には全国の病床を現在の134万7,000床から119万床に減らすよう求める報告書を発表いたしました。特に、鹿児島県にあっては、3万600床から35%減らして、1万9,900床にしようという内容でございます。削減率も削減数も全国一ということでもあります。

都会の高齢者を地方へ移住させたいという方針を示しながら、地方の医療は縮減するという、何か矛盾を感じさせるような政策ではないかなと思っておりますが、このような状況の中で、曾於地域の医療はどうなっていくのか、大変危惧をいたしておりますが、この病床削減についての市長の考え方と、それと医師会の現状と今後の展望はどうなっているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 先日の国の医療費の抑制に際して、鹿児島県の病床を1万700削減するという新聞発表につきましては、本当にびっくりしたところでございました。そして、それがまた、全国でも一番削減率が高いということにつきまして、どうしてなのかというふうに、私、その新聞記事につきましては、詳しく見させていただいたところでございます。基本的には、やはり国全体で医療費を削減しなければならないということは分かるわけでございますが、今現在、様々な医療費削減策がとられている中で、こうして病床を減らすことが本当に医療費の削減につながるのかどうか。そしてまた、今お話がありましたように、地方にとって、その方々を更に減らしていくと、鹿児島県のような医療過疎地域において、そのようなことがとられることについても不思議に思ったところでございます。

そのようなことを考えますと、現在の曾於郡医師会立病院においては、日中は普通の地域の医療支援機関として機能しているわけでございますが、午後7時から翌朝の7時まで夜間急病センターとして機能を有しているということで、現在8人のお医者さんで、内科医1人、外科医4人、整形外科医3人で担っておられると。そしてまた、腎臓内科など週1回の診療科目を10人の非常勤医師でもたれて機能が維持されているということでございます。

また、夜間については、志布志市内の開業医の先生方が15人で交替で11時までされておりまして、11時以降につきましては、医師会立病院の先生が1人、そしてまた、看護師が2人で対応されているという現況でございます。そのような現況であります、極めてこの地域の医療を担う機関としての機能が低下しているということがございますので、平成25年に志布志市、曾於市、大崎町、県及び大隅曾於地区消防組合並びに曾於医師会などで構成する曾於地域医療確保対策協議会を立ち上げまして、医師確保をはじめとしまして、地域住民の保健・医療・福祉の充実に関することや、医療提供体制の構築を行うための施設及び設備の整備に関することなどを目的とし、このような機関を立ち上げて、今後作業部会を立ち上げながら具体的に検討を進めようとしているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 市長自身も病床削減については疑問を持ったということでございましたので、その気持ちをですね、やはり上の方にぶつけていただきたいと思いますね。

それと、この曾於地域の医療については、今協議会を立ち上げているということでございますので、地域住民が困らないように、その方向で協議を進めていってほしいと思います。

先ほどの何か数字が分かりましたら教えてください。

○保健課長（津曲満也君） 大変失礼いたしました。特定健診受診率向上対策自治会報償金の26年度の交付状況でございますが、全自治会388のうち支給が257自治会でございます。支給率といたしましては66.2%で、金額といたしましては235万8,450円を支給しております。

以上でございます。

○16番（岩根賢二君） 今の数字はですよ、自治会の数の割合ですね、特定健診の受診率はどのような数字だったのかということをお聞きしているわけです。

○保健課長（津曲満也君） 90%から100%の自治会が7自治会、70%から90%未満が75自治会、60%から70%未満が81自治会、55%から60%未満が41自治会、50%から55%未満が53自治会ありまして、50%未満の自治会が103自治会でありました。

全体の26年度の受診率といたしましては、暫定でございますけれども、53%弱でございます。

○16番（岩根賢二君） この報償金制度が始まってから、だいぶ受診率は上がっているみたいですよ、以前は100%というのは、なかなか無かったんですけども、それとさっき、多分数字の読み間違いだろうと思うんですが、50%以下が100なんぼとおっしゃいましたけれども、そんなにはないはずですね。

それはいいとして、この特定健診の受診率をどんどん上げていくということが一番の課題かなと思っておりますので、そのことに関連しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、報償制度についてお尋ねをいたします。

健康づくりを推進するために、自治体や健保組合などで商品と交換できるポイントや現金を支給しているところもあるようでございます。ポイントや現金目当てで受診を控えて、かえって重症化する懸念から、このようなインセンティブを疑問視する声もありますが、政府としては、自分で健康管理して生活習慣病にならない努力をする人にインセンティブを与えることは当然であ

るという方向で、積極的な姿勢を示しているようであります。

全国では様々な報償の制度があるようですが、先日の南日本新聞に掲載されていましたが岡山県総社市では、国民健康保険加入世帯を対象に、次の三つの要件を満たせば、現金1万円を支給しているとのことでありました。

まず一つ目の要件として、4月から翌年3月までの1年間に保険診療を全く受けなかった世帯。二つ目の要件として、40歳以上の被保険者がいる場合は、対象者全員が特定健診を受けていること。三つ目の要件が国民健康保険税を完納しているということでありました。この三つの要件を満たせば、受診を控えることへの懸念は払拭されると思うのですが、このような制度に対して、市長はどのようなお考えであるかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国の方で、新たにそのような制度を設ける際に今お話がありましたように、医療機関を受診しなければ受診をちゅうちょしてしまい、そのことで、重症化してしまうという懸念があるという考えが従来あったわけですが、今回そのようなインセンティブを設けて健康増進につなげるというようなことについては、私自身は基本的には賛成でございます。

○16番（岩根賢二君） 賛成ということであれば、何かそのことについて検討をもう既にされているのかなと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 私どもにおいても、このことにつきましては、従来から何かそのような対応をしたいというふうには検討してきているところでございますが、まずもって特定健診の受診率を上げることが先決だということで、そちらを深めているところでございます。

今後、このことについては、また検討を加えたいと思います。

○16番（岩根賢二君） そのような方向で検討を加えるということですね。

私としては、この場でそういう、具体的な話が出てくるのかなと思っていたんですが、そこまではいってないということですかね。

今、健康マイレージだとか、高齢者の元気度アップのポイント授与だとか、そういうのは、されてますよね。それの他にということで、私は質問をしているわけですね。それが該当するという、市長はそういう考えですかね。

○市長（本田修一君） 元気度アップ事業や、マイレージ事業につきましては、それぞれ別途、別途というか、健康増進にはつながるわけですが、そのような各種団体において、そのことを高めるために取り組みをしていただくというような制度にしているところでございます。

今お話になるのは各世帯で、そのようなインセンティブを与えて健康増進について取り組みを深めていただくような内容でございますので、そのことについては、まだ具体的にどのような形で進めようかということの検討はしておりませんが、今後検討をしてみたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 今後検討していくということであれば、参考までにですね、その総社市の例をちょっと申し上げてみたいと思うんですが、総社市においては、先ほど言いましたように、三つの要件を満たせば、三つの要件というのは、三つの要件いろいろありますけれども、三つの

要件を満たせば、その世帯に対して1万円を支給しているということでございます。その支給の仕方について、ちょっと確認をしたんですが、該当者に病院に1年間1回も行っていないという家庭、それと特定健診をちゃんと受けているというところに対して該当者に連絡をしてから申請を改めてしてもらおうということらしいですね。その時点で受診をしていない、受診をなぜ1年間受診をしなかったんですかと、健康であればそれでいいですけども、病院嫌いとかいうこともありますよね、いろんな受診をしない理由の確認ができるということが一つあるわけですね。それと、新たに病気の発見にもつながるといようなことがあったそうです。そういうことですので、この具体的に1万円、金額とか現金とかいうことについては、そのように同じようにしてくださいということではないんですけども、やはりそのように特定健診を受ける意欲を持ってもらう、そういうきっかけづくりにもなるということでございますので、そのようなことで、この3要件をどのように設定するかということについては、また志布志市の考え方もあるでしょうから、そういうことを参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 本市においても特定健診の受診率向上につきましては、特に力を入れていらっしゃるということでございまして、目標70%とするもなかなかそこまで到達するのに時間がかかっていると状況でございます。

ということで、まずは様々な角度からのこの向上についての取り組みは必要かというふうに考えますので、今お話にありました事例ということについても参考にさせていただきたいというふうに思います。

○16番（岩根賢二君） そのようなことで前向きに検討していただくということでございますので、何回も言いますがけれども、現金でなくてもいいわけですね、いろんな、例えば温泉券であるとか、ひまわり券であるとか、いろんな考え方もあるわけですけども、その中で私が一つ提案といいますか、こういうのはどうですかということでお尋ねをしたいんですが、健康増進に積極的に取り組むという意味で、最近よくスポーツジムに通われる方もあるわけですけども、そのようなところも温泉券と同じような趣旨の理解をすることで、健康増進につながるんだということで、例えば、そういうスポーツジムの利用者に対しても、そのような助成をする考えはないか、それだけお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えします。

今お伺いしましたときに、スポーツジムに通うような人は、それこそいわゆるマッジョとか、健康な方じゃないかなということを考えてところで、特定健診の未受診者というのは、どちらかというと、そのような機会がない人とか、あるいは健康に自信を持っている方、それかまたは病院に入院されている方、あるいは行くために機会のない方というようなことでございます。そのような掘り起こしの対象としてふさわしいかどうかということについては、検討をさせていただければというふうに思います。

○保健課長（津曲満也君） いわゆる医療保険改革法の中で、保険者が行う保健事業に予防、健康づくりに関する個人の自助努力へ支援する制度が今年度から前倒しで実施されることとされて

おりますが、今後、国がガイドラインを策定いたしますので、情報収集に努め、現在実施しております健康づくりやマイレージ事業との調整を含めて考えていきたいと思っております。

○16番（岩根賢二君） いずれにしろ前向きな姿勢で取り組んでいただけるものと理解をして、次の質問に移りたいと思います。

次に、観光行政のうち、フォトコンテストとJR日南線の利用促進策の2点について質問をいたします。

まず、フォトコンテストの開催についてであります。

6月1日は御存知の方もいるかと思いますが、日本写真協会が写真を通じて国際親善を推進し、文化の発展に寄与することを目的として、昭和26年に写真の日と定めた記念日だそうです。その頃の写真そのものの捉え方は、今とは全く違うとは思いますが、写真をこよなく愛している方々の熱い気持ちは、今も昔も変わらないだろうと思っております。

写真は、デジタルカメラの普及により、いつでも気軽に自分の好きな時に好きなものを撮ることができるようになりました。最近では、いろいろな祭りや催物の場で、盛んにシャッターを押しているカメラマンの姿をよく見かけます。

これらのカメラマンの中には、プロの方やプロ並みのアマチュアの方もおられるようであります。また、そのようなマニアでなくても、最近ではコンパクトなデジカメで、日常生活のあらゆる場面で写真を撮られる人が大変多くなっていると思っております。これら多くのカメラマンを対象にして、市内の名所旧跡や祭り、あるいは知られざる穴場スポットなどをテーマにしたフォトコンテストを開催すれば、志布志市のPRにもなりますし、また、本市を訪れる人も増えて、市の活性化に大いに貢献すると思っておりますが、市長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、生涯学習講座においてデジカメ講座を開設し、その作品を生涯学習フェスティバルやふれあい交流事業を活用しまして、市内の事業所で展示を行っております。

また、笑顔フォトコンテストをあわせて開催し、志布志市の人物にスポットを当て、作品のお披露目の場としているところであります。

観光での取り組みとしましては、昨年からは観光入り込み客を増やす目的としまして、東郷医院洋館や麓地区の歴史建造物に写真や絵画等を展示しまして、歴史とアートを連動させた取り組みを実施しております。

また、今年のお釈迦祭りにおきましても、東郷医院洋館、天水氏庭園に写真を始めとするアート作品の展示を実施し、好評を得たところでございます。この取り組みについては、新聞やテレビ取材等でも取り上げられ、市外からの誘客につながるPR効果が得られたものと考えております。

今後は、この歴史アートプロジェクトを拡充させまして、お釈迦祭り実行委員会や観光特産品協会と連携を図りながら、フォトコンテスト形式で写真を展示する方向を検討してまいりたいと考えます。

○16番（岩根賢二君） 今市長がいろいろな例を示されましたけれども、これらについてはですよ、写真、あるのを展示するという形ですから、コンテストではないわけですよ。後段では、そういうコンテストも企画をしたいということでしたので、前向きな回答だということでは理解はしたいと思いますが、前向きですので、それ以上言うことはないんですけども、始良市で市民から要望があつて、コンテストをぜひやってくれということ、26年度ですか、26年度に市民から要望があつて、その年に、もう早速3月にはコンテストをしたということがあつたようでございます。それは錦江湾奥の4市共同でやったということでしたが、それは桜島をテーマにしたということで、桜島のいろんな角度からの写真が掲載をされておりましたけれども、それを受けて、評判が良かったもんですから、始良市独自のコンテストもやろうということでは取り組みが始まったということではございます。

本市でも市長がそのようなことで開催の方向で検討するということですので、ぜひ期待をしたいと思つています。それについては、これから協議ということになるかと思うんですが、ここで一つ提案をしたいと思つていますが、そういうコンテストをする場合に、先ほどのふるさと納税ではないですけども、コンテストということになれば優勝、最優秀賞とか優秀賞とか決めていくことになると思うんですけども、そういう賞品の中に特産品を入れていただくということで考えていただければ、また志布志のPRにもなりますし、そういう地場産業の活性化にもつながるのではないかなと思つておりますが、そのような形で検討していただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど錦江湾奥の沿岸の地区でコンテストをされたということについてお話があつたところでございますが、志布志湾においても、そのようなフォトコンテストが、平成22年と23年、新大隅青年会議所が中心となって開催しております。志布志湾に面する五つの市町、肝属町、東串良町、大崎町、志布志市、宮崎県串間市が「ふるさと自慢」といったテーマでコンテストをしております。この時には239点の応募があつて、入賞作品につきまして、平成24年2月から3月にかけて、県庁並びに各市町の観光施設等で展示を行い、参加各市町のPRを行ったという事例がございますので、これらのものを参考にしながら、今後フォトコンテストについては、検討をしてまいりたいと思つています。

また、商品については、どのようなものがふさわしいか十分検討を加えまして、そのような特産品について、活用をするということも当然議題の中に入ってくると思つていますので、検討を加えたいと思つています。

○16番（岩根賢二君） 先ほど始良市の例を申し上げたんですけども、始良市で市民から要望があつたのが去年の10月、そして、実施をされたのが3月ということで、迅速な対応がとられたなと思うんですが、市長の今の考え方として、いつ頃までには開催できるとお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） 当然このフォトコンテストするとすれば、何らかのテーマを設けてしなければならないというふうに思つてます。私とすれば、できれば志布志市のPRということを考えれば、志布志の4大祭りを撮ったものをコンテストすれば、さらに4大祭りに対しての集客力

も高まってくるのかなというようにも考えたりしております。具体的に、まだ決めておりませんので、関係機関とその内容についても検討をしながら、開催時期についても広く応募があるような形の開催を検討してまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） そのような方向で、ぜひお願いをしたいと思います。

関連の話も出てくるかと思いますが、最後に J R 日南線の利用促進施策について質問をいたします。

市では、J R 志布志駅の改築に向けて着々と計画を進めていますが、立派な駅舎ができたとしても、J R の利用者が増えなければ、将来的に鉄路なしの道の駅になってしまわないとも限りません。駅舎ができる前から、そのような縁起でもないと言われるかもしれませんが、2008年、平成20年度の統計によりますと、日南線の輸送密度は1日851人で、J R 九州の路線の中で最下位から3番目で、志布志線や大隅線が廃止対象となった昭和62年当時の半分程度だそうです。この統計の時点からは、もう既に7年経っていますので、現在ではもっと少なくなっているのではないかなと心配をしております。最悪の事態にならないよう、私たちは利用促進策を真剣に考えていかなければなりません。

幸いなことに、J R 日南線利用促進連絡協議会なる組織がありますが、その会長は、現在本田市市長ということでありますので、本市の利用促進策と、その連絡協議会での取り組み等、どのような取り組みが行われているか、あわせてお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の駅舎の整備につきましては、年次的に整備を進めてきたところでございました。平成21年に観光案内所を開設しまして、そして、23年には待合室とトイレを改修しました。そして、25年に案内所に接して北側にあります J R 乗務員宿泊施設を移転完了しまして、現在は、J R 所有であった駅構内の施設については、志布志市へ譲渡がされたところでございます。

市では、このことを受けまして、志布志駅を観光客等を迎えるにふさわしい玄関口として整備したいということで、志布志駅舎整備総合計画の調整を行っているところでございます。

そしてまた、その志布志駅の振興のためには、当然日南線の乗客が増えるということを目指さなきゃならないということでございますが、ただいまお話がありましたように、J R 日南線利用促進連絡協議会において、様々な取り組みを沿線4市で行っているところでございます。

御案内のとおり、5月14日の新聞等で J R 九州の上場後も路線維持をするという報道がありまして、赤字ローカル線の存続につきましては、ひとまず胸をなで下ろしているところでございますが、この J R 九州においては、営業成績が好調の中で路線の維持については赤字ということが出ておりますので、今お話がありましたように利用率が低い、この日南線の存続ということは極めて厳しい状況ということでございます。

ということでございますので、私どもは駅舎の改築を行い、この駅舎が観光の拠点となるようなものにしていきながら、J R 日南線の維持存続を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 「促進策を図っている」と今おっしゃいましたけれども、具体的にどのようなことをされているのか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 昨年度は、特に「海幸山幸」運行5周年を記念しまして、「海幸山幸5周年記念イベントin 飫肥」等、様々なイベントを行いまして利用促進を行いました。

また、JR日南線利用低迷区間である串間～志布志間のJR利用促進をするために、沿線学校に対する利用啓発活動とエリア情報のPRを行っております。具体的には、沿線学校に対しまして、アンケート調査を行いまして、その結果をもとに遠足社会見学施設ガイドを作製しまして、沿線学校や保育園、事業所へ配布いたしました。今年度も引き続き、沿線学校等に対する利用促進活動を行うとともに、「海幸山幸」と、本市の「さんふらわあ」、それから宮崎市の「宮崎カーフェリー」を利用したツアーを計画しております。その他にも、JR日南線を利用したカップリングパーティーと、様々な利用促進を行ってまいります。

○16番（岩根賢二君） 「海幸山幸」の話が出ましたけれども、5周年記念事業ということでございましたが、この「海幸山幸」は、南郷駅までしかこないんですね。それで、私が一つ申し上げたいのは、「海幸山幸」が志布志まで乗り入れができるようなことはできないのかなということもいつも思ってるんですけども、この「海幸山幸」については、あの有名な指宿の指宿線を走っている「いぶたま号」よりも利用者が多いらしいですね。鹿児島県内にあっては、あっちの方が知名度が高いわけですけども、この「海幸山幸」については、非常に列車の中身ですか、そういったのも内装もいいし、利用者が特に多いということで聞いております。それで、南郷駅で停まって、それからまた下ってきて、上っていくまでに4時間の待機時間があるということで、その待機時間の4時間を利用して志布志まで来てもらうということではできないのかな、単純な考えですよ。そういうこともできるのではないかなと思うんですが、その点については、何かこちらから働き掛けをしたことはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この「海幸山幸」の志布志までの導入ということにつきましては、私ども考えてきてはいるところがございます。試験的にお釈迦祭りにおきまして、この「海幸山幸」の誘致については、成功したところがございます。

ということで、やはりこの「海幸山幸」の乗車率は、今90%以上ということを知っておりまして、極めて人気の高い列車ということでもございまして、その原因というのは、当然日南飫肥の観光の拠点、観光する所がきちっと整備されておりまして、それらの滞在するお客さんに対して満足度が高いということになっているのではないかなというふうに思ってます。

そのようなことから、志布志まで来てもらうとすれば、志布志まで来ていただいたお客様に、どんな形で満足がいただけるようなツアーを提供できるかということが肝心ではないかなというふうに思ってます。そのことにつきましては、今、観光特産品協会等とも、それから、関係課とも協議を重ねておりますので、今後、駅舎の整備とあわせまして、このことについてはJRの方に提案していきたいというふうには思っているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 先ほどの同僚議員の質問の中にも食のまち、グルメのPRということもありましたけれども、私は、このJR日南線と「海幸山幸」も当然ですけれども、JR日南線の利用促進と食のまちのPRと兼ねた企画というのができないかなということも考えているわけです。それとか、先ほどのフォトコンテストではないですけれども、JR日南線をテーマにしたフォトコンテストというふうなことも考えれば、また少しでも利用促進につながるのではないかなと思っているわけですが、そのようなことについての私の今の提案ですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 正直申し上げまして、日南から志布志の間につきましては、極めて乗車率が低いということで、かなり力を入れて様々な企画を盛り込みながら、乗車率の向上を目指さなければならないというふうに思うところでございます。現段階では、廃線というお話は全然聞いてないところでございますので、そのような状況というものを吉といたしまして、様々な企画を組み立て、少しずつ少しずつでいいですので、乗車率を高めていく取り組みをしてまいりたいというふうに思います。ただいま御提案がありました内容についても検討させていただきたいと思っております。

○16番（岩根賢二君） 前向きな検討だということで理解をしたいと思います。市長の話の中に、そのような廃線の話はまだないからということで、安心をしているということでしたけれども、やはり、これには廃線対象ですよとなってからでは遅いんですね。

それで、先日の新聞にも出ていましたが栗野駅とか、県内でも無人駅になったところに駅員を自治体が派遣して運営をしているというところの記事が出ておりましたけれども、その中で一番私が印象に残った言葉がですね、「人を置いて駅を支えている姿勢を示すことで、路線の存続につながるんだ」という、そういう考え方の基に、その自治体が職員を派遣していると、もちろんどこかに委託しているところもありますよ。そのようなことで、そういう姿勢を示された方がいいのではないかなと思います。現在、駅舎の方は観光特産品協会に委託しているわけですね。そのようなことの話し合いを観光特産品協会と駅員としての働きをしてみようかとかいうことの話し合いはしたことはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、志布志駅においては無人駅ということになっております。

そのようなことで、今後JR業務を担う立場の人を置くかどうかということにつきましては、またJR側と協議させてもらわなきゃならないところでございますが、私どもとしましては、いわゆる観光の拠点として位置付けするというので、今後また観光特産品協会とも協議を重ねなければならないところでございますが、もっとあの駅舎に人員が増やせるような体制というものをつくってはいきたいというふうには思っているところでございます。

○16番（岩根賢二君） 先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、特産品協会に、もちろん今委託しているわけですが、新駅舎ができたとして、JR日南線が利用促進が進んだとしてですね、そこで仕事をしている職員の方の対応というのは一番肝心なものになってく

ると思いますね、あまり言いたくはないですけども、その対応次第でお客さんが逃げていくということもありますので、その辺については、十分に教育をしていただきたいと思います。その点を確認をしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、先日ある方から「志布志駅の観光案内所の職員が極めて対応が良かった」というお褒めの言葉をいただきまして、すぐさま、その職員の所にまいりまして、こういったうれしいお話がありましたよということの話をしてきたところでございます。その職員に言わせると、私は普通のことをしたまでですけど、というようなふうに極めて控えめな方でありましたが、きちんと案内については、対応ができているんだなというふうに私自身は感じたところでございます。

ということで、今後も人員が増えたとしても、そのような意識でもって、来られたお客様におもてなしの心がきちっと通じるような対応を更に深めるように指導してまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 本日の質問については、すべて前向きな回答が得られたということで理解をいたしまして、質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、3時30分まで休憩いたします。

—————○—————
午後3時14分 休憩
午後3時30分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） こんにちは、本日最後です。同僚議員の御配慮により、たくさんの時間をいただきました。回答次第では、また短縮になるのかなとは思っておりますが、どうか最後までよろしく願いいたします。

私も議員という立場に立たせてもらって、今まで一貫して市民の声を、この一般質問という形でお届けをしてきているわけなんですけど、この6年間ずっと届けてはいるんですが、なかなか改善が見られないということで、今回いろいろと調べました。なるべく市民の皆様の意向に沿うような市政がスタートできる。

そして今、行政改革等で非常に職員の方々にも負担がかかっている。そういうところを外部団体との協力をみながら効率的な市政運営ができる、そういう組織体にぜひしていきたいという思いで一般質問をさせていただきます。

まず、補助団体の経営状況の把握及び指導の在り方について、4項目ほどお尋ねをしたいと思います。私、通告する際に、ほかの市のホームページ等を見ましたところ、ほとんどが外郭団体という位置付けで捉えておられました関係で、当初外郭団体という形で質問をつくりましたが、本市におきましては、外郭団体の捉え方が4団体、農業公社、土地開発公社、まちづくり公社、

開田の村管理組合に限定されているという関係で、ちょっと絞りをかけまして、福祉関連の補助団体についてという形で、まずはお尋ねをしたいと思います、この福祉関連につきまして、どれほどの補助団体があるのか、まずはお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

福祉関連の補助団体につきましては、地域福祉の推進を図ることを目的としております。社会福祉法人志布志市社会福祉協議会、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的としております公益社団法人志布志市シルバー人材センターの2法人。また、高齢者の方々に構成してあります志布志市老人クラブ連合会をはじめとする各地区の老人クラブが41団体、障害者福祉の推進を図ることを目的としています身体障害者連絡協議会及び手をつなぐ育成会運営協議会が2団体、並びに母子福祉の増進を図ることを目的としてあります母子寡婦連絡協議会の合計46団体であります。それぞれの団体には、会員相互の活動を円滑に実施するために団体運営補助金を交付しております。法人に対しましては、それぞれ目的に応じた事業に対し、補助金等を交付するなど、福祉関連の補助団体として位置付けております。

○7番（平野栄作君） 法人格を持った団体が2団体というようなことだろうか、あとは老人クラブとか身障協、手をつなぐ親の会、母子寡婦会、それぞれ各団体が市の補助金等を利用しながら相互の連携を深めながら、事業の推進に邁進していらっしゃると思いますが、ほかに法人格を持つ補助金を交付している団体、それが分かればちょっとお示しをいただきたいと思うんですが。

分からなければ後でもいいです。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、後ほど回答させていただきます。

○7番（平野栄作君） 後もってお願いします。

2番目なんですけれども、今言われました二つの団体ですね、この補助団体につきましては、設立から相当数の年数が経過をしているわけです。経過することによりまして、その事業を取り巻く環境というものも少しずつ変化をしていると思っております。高齢化の問題、少子化の問題もあります。そして、高齢者の中でもシルバー人材センターで申しますと、職能の移行というんですか、立ち上げ当初は農作業が中心だった方々から、だんだんとホワイトカラーの層に移ってきている。そういう形で、事業総体ですね、外郭は変わらないんですけれども、その中身において若干ずつ変化をしてきていると思っております。そういう変化をたどりながら、何十年という期間が立っているわけなんです、この間、行政当局としては、この補助事業を実施しているこれらの各種事業に対して費用対効果の検証、また、最小限の必要なことだと私は感じてはいるんですけれども、各団体の経営状況及び事業効果に加えて、他市町村で実施している類似団体等の比較を行い、事業に対する課題を把握されていると私は思っておりますが、どのように収集し、どの程度把握をされているのかお聞きをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

福祉関連の補助団体における経営状況及び事業効果、課題等の把握でございますが、補助金等

交付団体におきましては、補助金等交付規則及び補助金等交付要項の規定によりまして、補助金交付申請に基づく審査を踏まえ、交付を決定し、事業終了後、事業実績の報告を受ける中で事業効果等を把握しております。特に、法人格を有する志布志市社会福祉協議会と、志布志市シルバー人材センターにおきましては、各法人の定款の規定による役員に行政機関として所管の担当課長が選任されており、定期的開催される理事会等へ出席し、法人の経営状況や審議事項に対しまして、指導・助言を行うなど、内部的な立場で関与しております。私は、その都度報告・相談を受け、適宜指示しているところであります。

また、地方自治法第199条第7項による財政援助団体等の監査結果に基づき、団体事業運営に関し指導・助言を行っているということでございます。

○7番（平野栄作君） 今、聞くところによると、書類上ですよ、でも、市当局についてはですよ、いろいろな市民から、いろんな角度で苦情なり、いろんな要望等が届いていると思うんです。

そして、今各課長が内部の中で理事会なり、評議員会とか、そういう場所なんでしょう、そういうところで、いろいろなものを発言をしているということらしいですけれども、ここ数年来ぜんぜん改善がされないという話をずっと聞いています。実際、この前の総会にもある団体のものに出していただきましたが、非常にクレームがある。そして、私もその団体で理事をしている方からも相談をいただきました。「どうかならんのか」と、その時に我々は、こういう立場で市政に関わっているけれども、外部の団体のことについては、何も口が出せない、そういう立場にいるんだなというのを痛感させられました。

今回、この質問をするにあたりまして、いろいろな方から相談をいただきました。「どうかならんのか」、「どうやれば意見が伝わるのか」、「総会は最高の議決機関であるけれども、そこで発言しても何ら改善されない、そういう外郭団体を市はどう見ているのか」と、そういうお叱りを多々受けたところでございます。そういう中で、今回この質問を取り上げてみました。

それを置いて、次3点目にいきますね。

課題や問題点、そういうものが把握できれば、それらに対する指導や助言というものも可能であり、事業効果を最大限に高めるよう市側も積極的な関与があるべきであると考えます。また、先にも述べましたが、時代の進展により、事業の大枠への変化はなくても、事業内容の一部に変化が生じ、それらに対する対策と新たな事業が付随してくることが考えられます。それらに対して市当局として、指導・助言及び時代の変化に則し、運営の改善等をどのように行ってきたのか。その点について、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助団体の指導・助言についてでございますが、志布志市社会福祉協議会におきましては、民間団体でございますが、社会福祉法に定められた行政区分ごとに組織された団体であります。運営資金の多くが、行政機関の予算措置によるものであり、民間と公的機関、組織の両面のメリットを生かした自主的経営を行っております。

市としましては、法人における関係法令等を踏まえ運営、福祉事業の企画・立案、実施及び成果において指導・助言を行っております。

また、シルバー人材センターにおきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の目的により、設立されたものであり、高齢化社会の急速な進展に対応する政策として、地域の高齢者の就業ニーズと、地域に潜在している仕事や地域でつくり出した仕事を結びつけることを目的とし、単なる職業紹介でなく、公共性、公益性を有しております。

しかしながら、近年では生きがい就労だけでなく、生活のための就労を求めている高齢者も増えてきており、そのような中で生活を支えるだけの収入の就業確保はできないが、生活のために働きたい高齢者にとっては、重要な職場確保の場となっていることから、職業紹介、あっせんは、シルバー人材センターの重要な役割となっております。

また、国や地方公共団体においては、財政支援及び公共事業の発注など、可能な限り実施しており、そのような面でも指導・助言を行っております。

今回、補正予算で計上しております高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び空き家対策活用事業は、シルバー人材センター自らが新たな職域拡大による高齢者の活躍の場を創出する事業であり、その取り組みにつきましても、関係課と協議をし、企画・立案したものでございます。

○7番(平野栄作君) この二つの団体が全て悪いということでは言っているんじゃないんですね。やはり設立当初からすると、非常に周りの環境も異なってきております。

そしてまた、冒頭申しましたように、行革のせいで職員の方々もどんどん減らされております。そして、それが外郭団体はどうかといったところを見たときに、うちの行政改革大綱の中では、この市のレベルだけなんですよね、外の改革というか、補助団体、そこまで影響力がないんですよ。ほかのところをずっと見てみますと、これは横浜市の分なんですけれども、これは白書を出してるんです。ものすごく明確に、その団体の状況というものを、これは市民向けなんです。これを行政の方でつくって市民の方々にも公開してるんです。そして、この事業の重要性、そして今あるべきものに対してもパブリックコメントの募集とかですね、そういうことまでつなげてるんですよ。当市においては、そういうことがまず一切ありません。

それと、私不思議に思ったのが、いろいろとほかのところを見せてもらって、うちの行政改革大綱、これをつくって、そして集中改革プラン、これに結びつけているんですけども、この中でも、ほとんど行政の中身のことだけなんです、職員適正化とか、財源規模はどうしますよ、何年先にはどうなりますよ、職員数をどうしますよと。そういう中で、冒頭に書かれているのは、「最小の経費で最大の効果を上げる」とあるんですよ、これは補助をもらっている団体にも私は該当していくと思うんです。ただ、そこに何というんですか、直接的なものがないんですよ、何も。担当課の課長さん方は、そういう組織の中の一員として役職に就いてらっしゃるんでしょう。ただし、我々議会としても、その部分に直接タッチすることはありませんし、その情報というものが上がってくることもない。まず、見に行かなければ、我々の手元には上がってこないです。上がってくるのは、先ほど当市の4団体ですね、その状況については、各自資料として上がっ

できます。ただし、ほかの団体については、ないんですよ。我々もいろいろな声を聞いて、それを確かめる、ああこれはちょっと問題だなと思うけれども、担当課に行って、何度も足を運びました。しかし、それすら改善ができない。そして、その構成の役員である理事の方々も頭をかしげている状況がありました。

それと、この中に補助金の整理、合理化と公正で適正な執行というのがありまして、「すべての補助金等について、その必要性、費用対効果、妥当性などについて見直しを行い、補助金などの整理、合理化を推進します。」とあります。これって今の補助体系では、どういう位置付けになるのか、そこをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助団体の設立目的につきましては、行政機能を補完、代替する役割を担っておりまして、社会経済情勢の変化や多様化、高度化に対しまして、市民ニーズがございますが、それに対しまして、民間の資金や人材、経営ノウハウを活用することによりまして、本市が直接事業を実施するよりも効率的、効果的な公共サービスの提供が可能というようなことを考えるところでございます。

このような団体は、独立した経営主体であることから、自らが積極的に改革改善に取り組み、公共サービスの供給主体としての効率性や費用対効果の観点から効果を上げているかなど、財政支援等に行政が関与する事業につきましては、毎年度、事務事業マネジメントシートを作成しまして、現状把握、評価を実施し、公表しているところでございます。

御質問の取り組みにつきましては、団体における今後の社会情勢の変化による事業の必要性や行政関与を含め、先進自治体の取り組みを参考にするなど、研究してまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） ちょっとよく分からなかったんですが、結局、その補助金等について、「必要性、費用対効果、妥当性についての見直しを行い」という部分は、どういう形でやられているんですか。

○市長（本田修一君） 所管の部署におきまして、団体の組織、人員、財務状況の執行状況及び成果といった運営状況を把握するために、その団体の持つ特性、自主性、自立性を尊重しながら円滑な運営及び効率化を活性化するために、団体に対しましても指導するわけでございますが、その根拠としまして、毎年事務事業マネジメントシートを作成しまして、評価をしながら公表を重ねて指導しているということでございます。

○7番（平野栄作君） それでは、市長はそのマネジメント効果を見て、どう思われていますか。

○市長（本田修一君） 私自身は、現在この内容につきましては、マネジメントシートによりまず評価につきまして妥当というふうには考えるところでございます。

○7番（平野栄作君） 総体の事業額で見れば、事業の効果というのは、相当なものがあると思います。ただし、実績等を見てみると右肩に落ちてますよね、それが効果があるのかなど。我々の視線でいくと、結局、費用対効果ということは、費用に対しての効果が何で見るか、実績で判

断するしかないわけですよ。実績が落ちているにもかかわらず効果があるという、その評価、それがちょっと私には理解できないんですが、そこをもう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほど事務事業のマネジメントシートにつきまして、現状を把握、評価をするということ述べましたが、このことにつきましては、市の委託事業についてのみそのような評価をするということでございます。それぞれの団体、総合的な内容についての評価ということはしてないということでございます。

○7番（平野栄作君） 委託事業のみということですけど、その委託事業を受けている本体の評価がないと、どうなのかなと思いますよね。本来ならば、その本体の評価をして評価がいいから委託を出すという形に私はなると思うんですけども、委託事業だけを見て、本体のことは見ないという、そのこと自体も私は不思議に思います。そこはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおりであろうかと思えます。従来、私どもとしましては、この様々な委託事業につきまして、その効果というものにつきましては検討しているということを申し述べたところでございますが、冒頭ございましたように、それぞれの団体において、様々な意見・要望等があることが、なかなか解決できないということについては認識しているところでございますので、これらのものが相対的に市として指導・助言ができるということについては、何らかの取り組みが必要だというふうには考えるところでございます。

○7番（平野栄作君） ぜひですね、何らかの取り組みを進めて行って欲しいと。

それと今委託というのが出ましたので、あれですけど、指定管理制度が出てまいりましたよね、指定管理制度にも乗っかってますよね。指定管理を受けている、その本体を評価してないわけですから、それが今度は公募なしで継続をされていく状況になっていく。ものすごい悪循環じゃないですか、そうになっていくと。本体の評価がない中で、あらゆる委託は出していくことになるわけですから、それ自体もおかしいと。

それともう1点は、私これ、いい悪いということじゃなくて、またこれを基にしながら、新しい形を構築しないといけないと思うんですよ。今は社会福祉協議会、シルバー人材センターという福祉の団体があります。ここがつながってないんですよ。健康な働ける人はこちら、じゃない方がこちらということじゃないですよ。一生懸命ボランティアをしてらっしゃって、一生懸命活動してらっしゃる方がいる、それとシルバーの会員である方もいらっしゃる。会員はつながりがあるけれども、組織体自体が別個に動いてるんですよ。もうこれやめません。何かが、福祉の団体ですよ、共有するところはあると思うんですよ。だから、そこを今後は見いだすような活動をこの改革に向けてですよ、そこも今後していかないといけないんじゃないかなということが根底にあって、一つの今団体について、条件について今お示しをしてるんですけど、そこについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

社会福祉協議会においては、文字どおり社会福祉をするために様々な事業が組み立てられており、そのことについて私どもは様々な事業を導入しながら委託をしているということでございまして、その事業を担う方々が、またシルバーの方々だったという面もあろうかと思えます。シルバー人材センターにおいては、自らが何らかの就労をしながら、ボランティアという形ではなくて、しっかりと収入を得るといような目的で就労されるということでございますので、若干その組織の形態というのは違うというふうに思っています。

それらのものを融合させた形で、新しい考え方、新しい組織ということについては、また今後検討させていただきますが、現在の段階では、まだそのことについては、考えていないところでございます。

○7番（平野栄作君） 突飛やったですね。ちょっと詳しくいきますと、シルバー人材センターができる前ですね、多くのところは社会福祉協議会の中にその機能を持っておりました。それが社団法人という形で、全社協、全国にそういうのができて、各町とか単位でシルバー人材センターができました。そして、社協から独立をしていきました。従来、もともとは一緒のところであったケースだったんですよ。そこで、なぜそうなったかという、福祉団体です、一つの。そして働く、そして収入を得る人たちが、こちらに分かれたんです。でも福祉という共通するものがあります。そして今、少子高齢化、会員が足りないというのが今シルバー人材センターの悩みですよ。今、会員数いくらですか、前500近くいたのが、もうその半分以下になっているはずですけども、そして、今補助金の体系からいきますと、もうそれを私は戻すべきじゃないのかなという時期にきているんじゃないかと思うんですよ。分かれることによって補助金はたくさん出される、各団体ですので、ただし、国からもこちらは補助がきてますので、一概には言えませんが、もともとは一つの団体だったんです。その中でやっていたわけですから事業を、それを孤立した。だけど、その中で共通する部分もあるんですよ、会員さん方、ボランティアの関係でもそうですよ、シルバーの会員さんが総体ボランティアの組織に入れば、ボランティアの数は相当数上がりますよ、そういう意味合いの中でもですよ。

そしてまた、この前、福祉給食の部分でもありました。統合することによって、作るメリットはあります。配食の欠点が出てきたわけですよ。だけど、今後は、作るものを各地区にして、配食を手で届けられるぐらいのそこにしていけば、また違うメリットがある。そこらあたりは、またそういう二つの団体が話し合うことによって、同じようなものを質を落とさずにできるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、今まで分けることによっていい面もあれば、単体になりすぎて、もう前が見えなくなっているような部分も非常に見受けられるんですよ。ですから、今回そういうことも視野におきながら、この指導・助言、それを市の方でどうやるかということで、一応お尋ねをしておりますが、この点については、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

シルバー人材がつくられた経緯につきまして、ただいま議員がお話になりまして、ああそうい

うことだったんだなど、私自身も改めて思い起こしたところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、社会福祉協議会は、いわゆる福祉を担う団体であるということで、ほとんど委託事業を担っているということでございます。

それにひきかえ、シルバー人材センターは、自らの所得を得るための団体となっているところで、少しまたその辺がどうなのかなというような気もするところでございます。現在、シルバー人材の会員は299人と、300人を切っている段階でございまして、お話になっているように減っているということでございます。ただ、組織を一つにすれば、その組織自体に維持を要する職員の数というものは調整はできるというふうに思ったところでございますが、現段階でまた一緒になって機能を発揮していくということについては、十分検討を要する内容かというふうには思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 一緒になるというのは極論でございまして、そういう流れもあるのかなと、出発点がそういう形で出てますので、実際は財政的に困難になってくると、どこかを切っていかなければいけない、切るというのはあれですね。どこかを抑えていかないといけないということになると、必然的にそういう形も出てくるんじゃないかなと思ったものですから、今そこをお尋ねしたところです。

4点目なんですけれども、今もう出ましたけれども、円滑な運営及びその効果、活性化の促進、それと市政の効率的運営、ここは補助金等をいかに抑えるかということなんですけれども、これを図るために評価性では、指導調整機能が必要と思われるんですが、今後、市長は今取り組むような方向で回答を今もらいましたけれども、これについては、本当進めていただけますか。

○市長（本田修一君） 先ほどお話がありましたように、本市自体においては、行政改革を真摯に取り組み、毎年毎年定員適正化計画に基づきまして、定員の削減をしてきている中でございます。そのような中で、外郭団体、また補助団体においては、逆に人員を増やしているところもあるということについては、私自身も納得はいかないなと思いつつも対応している面があるところでございます。そのことにつきましては、きちっと評価をしていきながら、対応すべきというふうには思うところでございます。そのことにつきまして、団体の健全化に関する指針等を作成しながら、今後指導・助言をする方向にしていきたいと思いますというふうには思うところでございます。

○7番（平野栄作君） それでは、ちょっとまた質問を変えますね。

本市における外郭団体という枠組みは、なぜ今こういう形になっているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししますように、本市の業務の運営の遂行上、外部団体に任せの方がいい事業等について、特に外郭団体をもって、その事業の委託をするということでございます。その外郭団体の形態については、様々な形態があるということでございます。

そしてまた、その外郭団体の他にも補助団体というものがございまして、自主的な運営をされているということでございます。

○7番（平野栄作君） 私が尋ねているのは、なぜ今、その4団体になっているか、前は公社ま

で入ってましたよ、5団体ですよ、この大綱の中に書かれている第三セクターの見直しのところにありますけれども、それについては、5団体が示されてるんですよ、公共管理公社も入ってました。なぜそのくくりになっているかということなんです。

○市長（本田修一君） 外郭団体につきましては、地方自治法第221条第3項に該当するものとして、本市では定めているところでございます。これらのもので、今御指摘になりました公社につきましては、NPO法人化しておりますので、外郭団体をはずれるということでございます。

○7番（平野栄作君） 221条の第3項については、どこもそれに準じてやってるんですよ、どこの自治体も、ちょっとお示しします。

厚木、摂津、浜松、龍ヶ崎市、姫路市、市川市、薩摩川内市、熊本市、堺市、高槻市の資料をちょっとまとめてみました。この中に、いわゆる外郭団体ですね、この中身を後ろの方に付けてありますので、ちょっとお目通しをいただきたいと思うんですけども、ほとんど補助を出している法人格を持った団体。そこがほとんど網羅されてるんです。なぜうちはそれが網羅されていないのか。

そして、そこに対する指導要綱もあるんですよ。これは浜松市ですけども、「外郭団体の経営健全化に関する基本方針」というのがあります。法律は自治法の221条の第3項です。それはもう間違いないんですけども、なぜうちは四つの団体に絞ったのかなというのがちょっと不思議で、いろいろ調べてみるんですけど、この自治法のもとにはほかのところも、この外郭団体の枠を決めてるんです。各やっぱり自治体で違います。鹿屋はシルバーとかは入ってないようでした。だから、そこあたりが、なぜ縛りを掛けているのかなと、せつかくであったら、その法人格をもって補助を出している団体、そこ全部をひとくりにすると、指導・助言、そういったものがこういうものをつくれればできるわけなんです。そこをもう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、本市においても外郭団体への取り組みは定めておりますが、それに対して、特段明確な形で指導・助言をするような指針というものは設けていないところでございます。

今後においては、他の先行事例を参考にしながら、そのようなものを設けて、指導・助言の強化をしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 行政だけがですよ、どんどん大綱等で絞られて、人員は減っていく、だけど外の団体については、先ほどもありましたように、職員が増えているところもあるわけですよ。

そして、これは薩摩川内市です。ここは、市政改革大綱の中で、この外郭団体についてを位置付けてます。そして、この第2章の見直しの視点というところで、事業実施の必要性、妥当性、簡素で効率的な経営、顧客志向、成果志向の経営、人材の活用、育成、透明性の確保ということを求めています。

あとは、これは姫路ですけども、姫路市も外郭団体、指導調整要項ということで、「助言及び

指導が統一的かつ円滑に行われるよう、必要な調整を行う」ということをうたって、調整機能を果たしてるんです。そして、自治体の目が届いてるんです。そこだと思っただけですよ、今は全く分かれてます。市長も言われましたように、他ではそういう理事会なり、役員会があります。その中で、その事業については、事業計画を立てたりとか、そういう審議をしています。

そしてまた、今そこにすごい責任が置かれてるんですね、もう会員なんか、総会を見てみると、いてもいなくてもいいんじゃないかというぐらいの総会です。承認事項じゃなくて、報告事項がほとんどになってきています。そこで、会員さん方の声が届きにくくなっているという点も確かにあると思います。

そしてまた、社協等に行きますと、また規模が大きいので、評議委員会、またその上に理事会とかいう組織があるんでしょうけれども、やはりこの時代の流れの中で、ひずみじゃないですけれども、事業総体の枠じゃなく、その中身が若干ずつ比重が移っているところはあると思うんですよ。そういうところを第三者的な視点で、やはり見てあげる。そういう組織というか、そういうものをつくっていかないといけないんじゃないか、そして、その基が補助金を交付している自治体だと思うんですけども、その点はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

委託事業を委託している団体につきましては、始めにお答えしましたように、所管の課長等を役員として送りまして、その団体の健全育成に努めさせているところでございます。ただ、そのことにつきまして、なかなか意見が通り難い、あるいは団体自体の方向性について、コントロールできないということについては、ただいまお話があるとおりであろうかと思えます。

今後そのようなコントロールがきくような形での指針を定めまして、今後は市も厳しい行政改革の中にあるということですので、他の団体においてもきちっとその機能性を発揮しながら、行政改革に取り組むべき姿勢を示してもらいたいというふうには思います。

○7番（平野栄作君） ぜひですね、そこは取り組みを早い段階で進めていただきたいと思えます。

我々もいろいろ同じ市民の方々から、冒頭申しましたように、いろんなことを聞きました。だから、自分たちではなかなかないですよ、ホームページも持っていない、社協さんなんかはホームページを持っていらっしゃる、その中で見ることはできますけれども、そういう決算の状況。そういうことも我々には、何も情報として無いんですよ、行かない限りは。声として聞いても実態を探るには、やっぱり聞かないといけない、周りの人に聞いたり、ああこれは間違いないことなんだろうなというのをば思っただけで今こういう質問をしているんですけども、今は本当そういう状態なんです。だから、やはりその団体の自主性は確保しつつも、ある程度ですよ、やはりちょっとはずれたかなというときには、率先してすぐ軌道修正をしてあげる。そういう機能的なものをやはり市が先導してやっていかなければいけないと。そういうことで、他の自治体についても、こういう項目を設けているんだろうと。

それともう1点は、やはり財政ですよ、非常に厳しい、それを末端は分かってるのかなど、結局は仕事をしようがしまいが、実績が上がろうが上がるまいが何も影響がない、そういうことです。それでいいのか。今さっきもありました市の職員であればすぐ苦情がきます。そして、トップである市長がすぐ対応します。しかし、我々はいろんな方たちから苦情を聞いても、何ら解決する方策が今まで見つかっておりません。こんな残念なことはないです。同じ市の機関でありながら、補助という形で市の税金等も使っているわけですから、やはり透明性のある、そして費用対効果が分かる。そして、費用対効果は、なかなか今先ほども言いましたけれども、会員さん方の質、質というか、やっぱり時代の流れですよ、前は農家出身の方だけというスタイルから、今年を迎えた方々が入ってこられる。そういう形にまた変わってきておりますので、そういう歪みの中で、実績が落ちるのは分かるんですよ。ただ、それに対して、どういう取り組みをしていて、そういうものが伝わってこないから、特に実績だけを見ると、費用対効果というのは、納得ができないという形になってしまうんですよ。ですから、そういうところをですね、やはり透明性を持たせる、市民の方々にも。そういう中で、先ほどの白書なり、ホームページ等で、こういうものも閲覧ができますので、ここはですね。そういうことをやっていただきたい。

そして、自らもやはり自分たちで透明性を確保するために、こういうことをやってますということをやったり出すべきだと思いますよ。社協さんなんかは、またそういうことはやっていらっしゃいます。ちょっと自分で足りないなというところも若干あったんですけども、一生懸命取り組んでいらっしゃるところがありますので、やはり同じ団体であれば、同じレベルの情報発信をしていく、そしてまた、経営に対する危機感をやはりもたないといけないのかなど。先ほど、一緒にというようなことでありましたけれども、それは最悪のケースですね、本来なら別々に機能を発揮しながら融合しながら、連絡調整をしながら、形は違うけれども、条件が合うところがあれば一緒になって、その事業を進めるような、そういう体験も模索していかないと、そういうことを本来ならば、自分たちで気づかないといけないと思うんですよ、それができていない。だから我々は、やはりどこかで調整機能を持たせないといけない、そういう思いでおりますが、再度この点について、どうぞ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話をお伺いしながら、改めて私どもの指導の及ばないところがあるのだなというふうに自覚したところでございます。

市当局としましては、常に緊張感をもって、そしてまた、財政健全化に向けて組織の見直しを常にしながら取り組みをしているところでございますが、関係団体等につきましては、私どもは補助金を減らすというぐらゐの手しか無いような形しか対応してなかったということについては、反省すべき内容だというふうに思うところでございます。

今後は、しっかりとその団体が目的に合うような機能性を持てるように、そしてまた、そこに参加する会員等が満足できるような内容になるように、市としても、しっかりとした指導体制ができるようにしてまいりたいと考えます。

○7番（平野栄作君） これはですね、市民の声ですので、我々がどうのこうのじゃなくて、市民の皆さんが、やはり、そういう団体に入って良かったと、そして、それをすることによって生きがいにつながっていく。そしてまた、社協さんであれば、ボランティアをどんどん広げていこうと、地域のためにやっていこうという形の意識が出てくればいいと思うんですよ。そういう組織があることによって、市民の方々がやる気を出すようなシステムがつくられれば、実績、そういうものも必要でしょうけれども、また違う意味での価値観が生まれてくるんじゃないかなと思うんですけれども、今は全くそれが無い状況にあります。それと、ちょっと見えづらいのかなと、社協さんにしても、大きくなりすぎて、「ささえあい」の中で、決算書が出ますけれども、あれを見て、なぜ補助金が必要なんだろうというぐらいの金額が出てますよね、我々としては、本当必要なのかなということも実際分からないんですよ。決算書は分かりますよ、なんだけれども、こっだけ4,000万円も幾らも補助を出しているわけですから、それでも自助努力ができないんだろうなとは思いますが、やっぱりそこらあたりですね、もうちょっと透明性を明確にさせていただいて、また市がその中に入ればですよ、市の方からそういう情報が我々に伝わると、市民に伝わっていくと、そういうシステムをぜひ構築していただきたいなと思います。最後にもう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えします。

補助事業を導入いたしまして、委託としますと、そこに雇用が確保できるという面があるわけでございます。ということで、それを見直しをすると、じゃあその雇用されている人はどうなるという問題がございますので、なかなかそこにつきましては、手が加えにくいようになっているのかなと、硬直化した内容になっているのかなというふうにも思うところでございます。

しかしながら、行財政改革につきましては、常に取り組んでいきまして、最小の費用で最大の効果をあげなければならないという目的がございますので、関係団体においても、そのことについては、今後強く求めていきたいと、そのためには、先程来申しますように、その指針というものを定めながら取り組みをしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○7番（平野栄作君） それでは、前向きな答弁でしたので、ぜひお願いをいたします。

それでは、2番目教育行政に移ります。

この問題については、取り上げるのはどうかなというのもあったんですけども、ちょっと、やはり、これまで受け皿として地域でいろんな事業等を実施してきた団体、仲間の方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々の中でも、やはり、事業としては同じことをやっているんですけども、この2年間ちょっと体系が変わってきたよね。なぜ、この今ふれあいカードなのかなという素朴な疑問、「私のふれあいボランティア活動カード」というのが出てきて、朝来たら印鑑をもらう、校長先生なり印鑑をもらっている。確かに中身については、ボランティアに関することも盛り込まれてるんですよ、ですから、その部分についてはいいのかな。ただし、これを今の児童の方々にこれを進めていくと、ボランティアの捉え方というものが若干違った形で認識

をされていくんじゃないかなというのがありました。この中にも書いてありますけれども、内容としては非常にいいことなんです。ただ、これをボランティアという言葉をつけたことで、ちょっとおかしくなってるんです。県の社会福祉協議会に一応尋ねてみました。鹿児島県が独自でやっている事業ということで、県の福祉課が委託をしているということでしたけれども、担当者いわく、教育委員会との協議がなされないまま始まった事業で、若干見直す所も必要なのかなというようなニュアンスのことはありましたけれども、この点について、いい悪いというよりか、ここはやはり区分けをした形で進め方をさせていただきたい。

だから、これを本市において、これを導入するにあたって社会福祉協議会なりと、教育委員会、市当局との話し合いがあった後に、これを導入されたのか。そこをまず1点お尋ねをします。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長からの委任がございましたので、答弁をさせていただきます。

ふれあいボランティア活動事業は、平成26年度から志布志市社会福祉協議会ボランティアセンターで取り組んでいる事業です。小中学生のボランティアや地域活動を始めるきっかけづくりとして、地域活動に応じてポイントを発行し、10ポイント達成により認定証を交付し、福祉の心を育むことを目的とされています。

体験活動への参加がボランティアカードの対象事業となるかという御質問でありますけれども、本来ボランティアとは、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕作業等を行うことと認識しております。様々な体験メニューの中で、高齢者等の交流や福祉、防災、地域学習などは、ボランティアに取り組むきっかけづくりとしてボランティアカードの対象としての活用は有効であると考えております。

教育委員会といたしましては、このカードの活用などによりまして、次代を担う子供たちに地域福祉の担い手になっていただきたいと考えております。

なお、先ほど教育委員会と社会福祉協議会との協議はあったのかという御質問でしたけれども、これにつきましては、管理職研修会等で社会福祉協議会の方々が、ぜひ説明をさせて欲しいという機会がありましたので、そういう機会等を通して、一応、私どもも理解しております。

以上でございます。

○7番（平野栄作君） ちょっとどうなのかなと思うんですけど、内容としては非常に面白いことなんです。ただですね、これ、ボランティアとつけないと、委託事業にならなかったのかなと思うんですけども、私はこれ、このボランティアを除いて、ふれあい活動カードとしてもらったほうがより中身の濃いものになって、そして、この趣旨に乗ったんじゃないのかなと思うんですよ。この児童生徒のふれあいボランティア活動について、自治会とか公民館の活動に参加したり、多くの方は心をふれあううれしい気分になりますというのが書いてある、出てきてもらって、そういうふれあいの機会を増やしていく、非常にこれはいいことなんですよ。ただ、この下の方ですよ、ボランティアの心得と、ボランティアは、いつでもどこでも誰とでも気軽に楽しく参加できます。まず、身近でできることから始めましょう。相手の方の気持ちを考えながら

活動しましょう。無理をせずに、余裕を持って計画を立てましょう。けがないように安全に気をつけて活動しましょう。そういうのが書かれてますよね。結局ボランティアっていうのは、もとの語源というのは、志願者とか、有志者という言葉を持つものであって、そういうことを自主的に、こういう、ちり拾いであればちり拾いをやろうよと、主体的になって取り組むものがボランティア活動だと、聞いたときにですね、たしかにそうだと、私も認識をしていた。そういう中で、今ボランティア活動カードを持ってこられる。確かに、我々も開催する側になると、人数が少ないよりも多い方が確かにいいです。そして、いろんな子供たちの顔を見れます。それは非常に楽しいことです。それは、今までも一緒でした。ただ、先ほど言われましたように、26年から、このボランティアふれあいカードを持ってきて、何か活動に参加するという以前に、ボランティアカードに印鑑を押してもらおうという、何かそういうイメージがですね、ちょっと強いのかなというのを感じて、そういった時に、我々も、実施団体が我々だけじゃないですから、ふるさとづくり委員会であったり、校区社協であったり、老人会であったりという形で開催をします。そういった時に、その開催者側がどう見るのかなというのがあったもんですから、今回ちょっと質問をさせていただいたところです。その点についてもう一回お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） ボランティアの基本的な考え方としては、先ほど議員言われましたように、ボランティアの原則というのがございます。

一つは、とにかく自主的に活動するということが一つありますし、それから二つ目に社会性、つまり社会のために地域のためになる活動。そして、三つ目に無償性、結局見返りを求めない。そして、四つ目に、創造的にいろんな活動をする。という、その四つが純粹のボランティア活動の原則としてあるわけですが、そういう原則に則っていきますと、多分にこのカードを持ってきた子供たちが、ひょっとすると料理教室、それに参加するときこのカードを持ってきて印鑑を押してというような、そういう状況があるんだろうと思います。

社会福祉協議会の基本的な考え方は、ボランティア活動に入るきっかけづくりという意味合いを強く持っていると思います。今回のこのカードにつきましては、教育委員会は配布しているカードではない関係で、学校を通じて配布されておりますが、1年生から中学校3年生まで配布しています。そうしますと、1年生の子供がカードを持ってきた時に、自分たちがやってる活動が本当にボランティア活動なのかどうなのかというのを判断することは、まず難しいだろうと思います。従って、私としては、低学年の子供たちがこのカードを持ってくる意味というのは、例えば、ラジオ体操に行った時に参加したから、スタンプを押してという、何かそういう感覚で、多分に地域の方に「スタンプを押して」というような感じで持ってきているのではないかなと、そういうふうに思います。

だから、今後につきましては、社会福祉協議会は、純粹にボランティア活動はこういうものであるということを示しておりますけれども、ボランティア活動を進めるにあたっては、まず最初に大事なものは、ボランティア活動というのは、どういうものであるのかということをお子たちに理解させることが第一段階で、それに基づいて、今度は具体的に体験をする。そして、それをま

た還元するという、そういう段階がありますので、とにかく最初の段階では、なかなか子供たちに、これボランティアじゃないよ、これボランティアだよというのは、なかなか判断は難しいところがあると思いますけれども、しかしながら、やっぱりボランティア活動というのは、こういうものであるということに少しずつ気づかせていくことは大事なんだろうと思いますので、地域の方々が判断に迷う部分はあると思いますので、社会福祉協議会の方で、要項等もつくっておりますので、そういうものを参考にしながら、まず子供たちが参加したことは褒めてあげて、それはまずぜひ、していただいていると思いますので、こういう活動に参加すること自体は素晴らしいことですので、そのことを褒めたうえで、それぞれの学年の発達段階で、実はこういうのはどうなんだろうという、そういう形で声掛け等をしていただければと思います。ただ、学校においても様々なボランティア活動をしておりますので、そういうことについては、やはりきちんとボランティアというのは、こういう活動であるということをご指導していくことも大事なことかなと、そういうふうに思っております。

○7番（平野栄作君） 私も、これを見たときですね、この趣旨は、非常に分かるんですよ。多分言われたように、持って来る子なんかは分からないんでしょうね。その時にスタンプをしてもらうという、それぐらいの意識しかないのかなと思うんですけども、やはり高学年になってきたときに、その意識が拭えないままですよ、ボランティアというのは、こういうもんだということ意識してもらおうと、ちょっと困るのかな。

それと、もう1点はですよ、これをやる前に、やはり我々の事業が、これに該当するのであれば、こういう形でこういう事業を実施しますよということが前もってあれば、我々も納得を、私自身したいんですけども、やはり開催者側に立つとですよ、今までは健全育成を進める一環として、体験活動を企画をして、そこに来た子供たちに体験活動をしてもらうという趣旨で我々はずっとこの事業を町時代からやってきているわけですよ。それがここになって、急にボランティアというものがひっついてしまったというか、ちょっと言葉が悪いのかもしれませんが、純粋にですよ、私のふれあい活動カードとかというんだったら、ものすごくいい感じだったと思うんですよ。どんどん出て行って一緒に活動をしてくださいと、そして、それで我々にも、やはり今度は次はあなた方がこういうことを主催者として、今度はボランティアという形で携わっていくんだよという、次のステップというものが生まれてきたと思うんですけども、それがなくなると、ポンとこういう形になってくると、ちょっとやはり抵抗する部分があったのかなということで、ちょっと質問をしました。また、これについては、我々もうまくまた説明をしないといけないと思いますので、もう1回そこを教育長お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

確かに、この校区の方々にボランティア活動カードのことについての説明というのは、ほとんど持たれてなかったと思います。社会福祉協議会が独自に取り組んだボランティアの活動ですけども、今後、今回土曜体験広場ということで、市全体でこの体験活動を進めていこうという新しい事業を立ち上げてますので、特に志布志校区の公民館長さん達も戸惑いというのは、結構あ

るのかなと思いますので、機会を持って、こういうカードを社会福祉協議会が各子供たちに持たせていますので、その趣旨等についても、また理解をさせる機会をもって、できるだけスムーズな形で、このボランティア活動が進められるように、また配慮してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○7番（平野栄作君） ぜひですね、やっぱり説明が事前であれば、理解すると思うんですよ、ただ唐突に学校の先生方がポンと押すもんですから、最初は何なのか分からなかったんです。そしたら見てみると、やはりこのカードだったんですね。これを見ると、ボランティアなのかなっていうことを聞いて、ちょっと今までやってきたのは、何だったんだろうっていうのがあったもんですから、やはりそこあたりは、うまく連携を取っていかないと、ちょっと誤解があると、また今度新しく事業も拡大しましたので、そこあたりをうまく進めていく上でもですね、ちょっと障害が生じるなと思ったもんですから、一応質問をさせていただきました。ぜひですね、そういう形で、もうちょっと連携を取って、なるべく子供さん方が参加する機運をつくって行って、そして、我々も出て来てもらえるような充実活動をつくりたいと思いますので、その点については、ぜひ今後も検討して行っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、この学校関係の愛校作業については、今までも数回質問をさせていただいております。今回は、この刈り草ということで、限定した形で質問をしておりますが、学校関係ではPTAとか地域が出てやる愛校作業をする機会というのは、3回かな、4回かなかなと。あとは、学校の職員の皆さんが日常の管理をなさっていらっしゃる。そして、その管理している中で、搬出される草木等については、日常管理の中でやると捨て場とか、そういうところに持っていくトラックとかも無い関係で、空いている所に仮置きをして、そして、PTA等が主催する愛校作業の時に、あわせて搬出をしていくというのが通常スタイルではないのかなと思っております。

今までそういう形で、ずっと実施をしてきていて、これまでは、保護者数も少なくなってきたいて、この愛校作業の在り方自体も、やはり今後考えていかないといけないのかなということも質問しましたけれども、なかなか予算の関係上厳しいというような回答でありました。今回ですね、保護者の間から出ている問題で、刈り草を運搬するのにダンプ等が必要になってきます。そして、ダンプに積むには重機等が必要になってくる。我々が役員をする時代は、土木に携わる人がいたり、畜産を営む人がいたりして、大体重機類については、ほとんど心配することはなかったんですけども、今、ほとんど農業をされる方ということも少なくなってきたいて、まずそういう面から非常に苦慮をされているのが実情みたいなんです。

そして、今、搬出先が松山かな、あそこのリサイクルのところに持っていかないといけない。ただし、遠方、我々は大崎境ですので、そこから車を走らせると、往復1時間以上経過をする。そういう状況です。そして、まずダンプ、1時間ですから、うちで今3台、我々も持って行くんですけども、3台、4台で五、六回回転をするぐらいの量になるんです、夏場は。それぐらいの量をですよ、今度は車も無くなってきたいて、そういう状況の中でどうしているかという、

結局全部を残すわけにはいかないから、役員が残ってあるもので搬出をしていると。だから結局1時間で作業自体済むんだけれども、搬出自体が午前中かかるとか、そういうスタイルが大まかに見えているんです。あとは捨てる場所の問題、そこらあたりについても、まず各学校でいろいろ検討をされて、近場ということを探されているんでしょうけれども、これもやはり今度見直しをかけていかないといけないのかなと思っております。そういう中で、ごみ運搬車、通称パッカー車と言われる車両ですけれども、これについては、2tダンプに積載する以上の量を1回で運ぶことができる。そういう機能を持っている特殊な車両ですので、こういうものを毎回というわけにはいかないと考えますけれども、年に1回、2回ですね、市の方で提供してもらおう、そういうことは考えられないか、そこをまずお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の小中学校の環境整備につきましては、日頃から学校職員による管理作業が実施されておりますが、学校敷地は広いことから、年に数回職員、保護者、児童生徒、地域が一体となりまして、愛校作業を実施していただいております。保護者や地域の皆様の御協力をいただいていることにつきまして、心から感謝申し上げているところでございます。

質問にありましたように、愛校作業におけるごみ収集車の利用につきましては、学校によっては保護者の協力により、利用されているというふうに聞いておりますが、御指摘のように課題を抱えている学校があるということがあれば、教育委員会と協議しながら考えてまいりたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

市内小中学校の愛校作業につきましては、日頃から保護者や地域の方々の御理解、御協力をいただき、大変感謝しております。

現在、市内各学校では、年2回から年4回の愛校作業を行っていただいておりますが、作業時に発生する刈り草につきましては、各学校において処分していただいているのが現状でございます。教育委員会としましても、児童生徒の安心・安全な教育環境の整備に努めており、愛校作業では、対応の難しい高木の伐採や施設管理等につきましては、学校からの要望を基に計画的に実施しているところであります。

議員御質問の愛校作業におけるごみ収集車の提供につきましては、現在のところ学校からの要望等はございませんが、児童生徒が年々減少する中、特に小規模校においては、教職員や保護者への負担が増えつつあるという現状もあることから、今後の環境整備の在り方については、学校要望等を参考にしながら対応策を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（平野栄作君） 昔からすると、学校関連の予算は相当縮小されているなというのを感じました。この前もせん定作業等ですか、あれを見てもみますと、前はうちの原田小学校につきましては、全部せん定ができるぐらいの予算、せん定だけでですね、それぐらいの予算規模があったのに、今はもうごく一部分しかできないと。この前、カイズカイズキがほとんど途中で伐採され

ておりましたので、「どなたがされたんですか」と尋ねましたら、建設会社の方がボランティアで実施をしてもらったというようなことでした。非常にもう、学校は市の所管ですよ、そして、本来ならばそういう維持管理というものについても、学校もですけれども、教育委員会、市なりが手助けではないですけれども、ある程度のことはやらないといけないのかな。ただし、今まではPTAという団体で実施をしてきた経緯があって、それが何も違和感がありませんでしたけれども、ここになってやはり会員数の減少、そして、職種が異なってきたこと。そういうことで大分違ってきている。そして、我々も年1回ですけれども、8月には校区の方から、各自治会から2名ずつ出て実施をします。その時に足りないものがあれば、声を掛けてくれということでタイヤショベルなり、2tダンプなりを持参するわけなんですけれども、ただ、搬出する草木の量が半端ではないということです。

ここでちょっとお尋ねしますけれども、各学校が搬出している草木の搬出先というのは、把握をされているのでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) 各学校が刈り草をどのように処分しているかということについては、把握をしております。松山の方の有機センターへ搬出しているところがございまして、これについては、松山の方に搬出している先が、ちょっとお待ちください。

失礼しました。松山の方に搬出しているところが13校、それから、とりあえず置いておいて、後で搬出する方法もありますし、それから、地域の方の協力をもらいながら山に捨てているという、そういう学校もございます。

以上でございます。

○7番(平野栄作君) 山への搬入ちゅうか、そこはどうなんですか。

○市長(本田修一君) 山に搬入して処分するということにつきましては、堆肥化ということで、可能だということでございます。

○7番(平野栄作君) 可能であればまだいいですけれども、搬出先も非常に限られてきているのかなというのを実感しております。

それと、降ろし方でトラブルになりかけたということも耳にしております。長い目で見ると、どうしてもそこに置かなければいけないということですね、いろいろ工面されたということも聞いておりますが。

それと、もう1点は、今そういう企業に勤めてらっしゃる方がPTA会員でいらっしゃるところについては、無償というか、無償なのかちょっと分かりませんが、そういう車両を持ってきていただいているというような話も聞きます。我々の所は、そういう方もいらっしゃいませんので、それ自体が平等性の観点からどうなのかなという。そして、やっぱり個人のもんではないものですので、そこはあたりは、やはり市が総括して、そういう活用については、考えてもらえば、まだいい方向が見えて、経費的なものについても、まだ交渉ができるのかなというのがちょっとあるもんですから、その点についてはいかがでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) この処理のことにつきましては、この前調査いたしましたら、各学

校重機の使用で搬出しているという学校がほとんどでして、パッカー車を利用しているところが7校ございます。そのほか、ダンプカー、軽自動車、タイヤショベル、そういうものを使って搬出しているということがありまして、重機がぜんぜん入ってない学校は、今のところございません。ただ、効率的にいくと、先ほど議員が言われましたようにパッカー車が一番いいんでしょうけれども、なかなか今使っている7校は、ほとんどが保護者の方々の協力といいますか、そういう形でしていただいている状況がございます。今後、特に小規模校等は、なかなか搬出等も厳しい状況があるでしょうから、そこら辺の対応については、また市の方の関係課ともまた協議しながら、いろいろ検討していてもいいのかなと思ったりしています。

○市長（本田修一君） ただいま教育長が答弁いたしましたように、パッカー車等の利用につきましては、関係する会社に保護者がいるというようなことで、利用がされているというふう聞いております。

そういった面からして、じゃあその関係する社員がいない学校については、不平等ではないかというようなことも考えられるところではございますが、歴史的に見たときに、そのような形で保護者が何らかの形で愛校作業について、協力する場面で自らの協力できる力というものを最大限発揮しながら、されていたということは、まぎれもない事実であろうかというふうに思います。

しからば、今後どうするかということで、ございます。少子化ということで、学校が少子化で子供の数が減ってきて、保護者の数も減ってきていると、そしてまた、地域全体も減ってきているということでございますので、今後につきましては、長期的な視点から教育委員会とも協議しながら、このことについても検討をしてみたいというふうには思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 私が一番懸念しているのは、議員御指摘のように小規模校、50名以下の学校が4校あるわけですけれども、そういう学校については、本当に子供、それから保護者、それから地域の方々も本当100%の出席状況の中で頑張っているわけですね。そういう状況を見たときに、何らかの形で手だてができないのかなということで、私なりに今考えているのは、一つは教育委員会の総務課に施設係に営繕担当の職員が一人いるわけですけれども、そういう職員については、小規模校を優先していろいろと頑張ってくださいというようなこととか。

それから、二つ目に例えば、今年の私どもの予算のいろんな配置を考えたときに、学校からの要望として、例えば、プールの横の草とか、それからプールの横の木々が非常に茂って、そして、それがプールに入って大変だという、そういう状況も結構あるわけですが、今年度はそういう学校に対しても、6校ほどですけれども、コンクリート化して、そういう除草の必要がないように、そういう配慮をして、少しでも作業分担が少なくなるような配慮をしたりとか、今後地域の建設業者等は積極的にボランティアとか、そういうことについては、取り組みを進めてますので、そういう方々への協力依頼とか、そして、先ほど申しましたように、何らかの形で対応ができるものであれば、そういう小規模校については、何か配慮してもいいのかなと、そういう思いがありますけれども、しかしながら、いろんな状況が今後あると思いますので、また関係課とも協議しながら、検討を進めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○7番（平野栄作君） 愛校作業自体は、人数が少なくなってきたとしても何とかやれると思うんですよ。だけど、要は最後の処理なんですよ、持ち出し、これが非常に捨て場も無い状況で、そういう状況がどんどん出てくるのかなと、だから、これは待たないじゃないのかなと思うんです。学校というのは勉強する場ですから、環境を重視しないといけないんですけれども、要は学習する場ですので、そっちをどんどん子供たちにも、学校にいる間はしてもらい。

そしてまた、体験活動というのは、その地域の中でも我々が主体となった事業の中でもできるわけですので、そっちで体験活動もやってもらうということも必要だと思うんですけれども、そのいちばんネックになっているところを根本的に考えないと、ここ何十年という形で学校任せ、保護者任せになっているのが現状ですので、そろそろ、そこらあたりについて、何か打開策をある程度見いだしておかないといけないのかなという気はするんですよ。我々も地域、特に校区と言われておりますので、校区にいる住民については、やはりその学校を出たりしておりますので、そこに対しての加勢とかできるんですけれども、やはり最後のネックというのは持ち出し、搬出先、そういう問題だと思うんです。そこらあたりをもう本当待たないだと思わなければならないんですけれども、これについては、やはり相当協議をするのに時間を要するものなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

奉仕作業のことにつきましては、いろんな課題が今のところ学校はあります。例えば、共働きの家庭が増えまして、参加率が極端な例を言いますと、ある学校は50%しかない、ある学校は100%の出席率、そういう状況の中で奉仕作業をやっているわけですが、学校の方としては日常的にやっぱり自分たちの環境は自分達で守るという視点で、頑張っていていただくわけなんですけれども、ただ、どうしても学校だけでは対応できないところは、やはり保護者の方々にお願いせざるを得ない、そういう思いでやっているわけです。

先ほど言った刈り草の最終的な処分のことにつきましては、今のところ学校から得に要望はございませんが、学校等の要望もまたいろいろと聞きながら、教育委員会としても対応を考えてまいりたいと思っております。

○7番（平野栄作君） 教育長はああいう答弁ではございましたけれども、市長の方はどうですか。やっぱり距離もありますよね、最終処分場までの距離、運搬本当1時間かかるんですよ、この前堆肥を取りにいくだけでも、往復1時間はゆうにかかるんですよ。それを何回転すればいいのか。そういう実情を抱えているところもあるわけですよ。近くは短時間で運べるところもあるでしょう。だから、そういういろんな位置によってもまた違うと思います。そしてまた、学校で遠くても自分達で処理できるよというところもあるかもしれません。だから、そこらあたりをうまく調整しつつ、やはり早い段階で、私は解決をしていただきたいなと思うんですけれども、その点、市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では松山の方でセンターがございまして、そちらの方を利用いただいているということでございます。そのことにつきましては、多分集落においてもそういったことで、松山のセ

ンターを利用していただきながら、環境整備について、取り組んでいただいているということをごさいます、現段階においては、松山センターの活用ということに今後もなるのではないかなというふうには思うところをごさいます。

ただ、学校はそういったことで、非常に厳しい環境になりつつあるということは、今お話のとおりをごさいます、集落においてもそのようなことが今後も考えられると、そしてまた、集落の中の農道、あるいは集落道、あるいは市道においても、そのようなことで今後の維持について、地域の力を得られないことが多々出てくるということには十分認識しているところをごさいます。そういったのも含めまして、改めてその整備について、環境維持については、考えなきゃならないということをごさいますので、その学校の環境、愛校作業も含めた形での取り組みというものについては、協議を進めてまいりたいというふうには思います。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしていただきたいと、先生方も子供さん方の学力向上に一生懸命です。私も評議員をさせてもらってますけれども、そのことを今、前からするとやはり下がってきているということを非常に危惧されて、どうしても子供たちの学力を伸ばしたい、そういう形で職員の方々も一生懸命やってらっしゃいます。

ただ、一方で時間を割かれてしまう要因があるわけなんです。だから、そこらあたりを我々も一緒になってやっぱり解決をしていかないといけないのかなと思ってます。そこには、学校だけじゃなくて、やはり地域も交えて、学校、地域、教育委員会、市、そこらあたりで協議をし、どういう形が一番ベターなのか、そういうものを早急に出して、先生方は先生方の仕事を進めてもらいたい。そして、そうすることで、また我々は横から健全育成をサポートするような体験活動等を実施していく。そういうこともお互いが協力をしながらやっていく、そして、そのことで保護者の皆様方も地域活動への参加をしてもらう、そういう流れが作れば非常にいいのかなと思ってます。

だから、これが非常に大きな問題ではありますけれども、うまくいくといい流れをつくり出す一つのきっかけになるのではないかなと思いますので、ぜひこの点については、早急に検討をしていただきたいと思います。

最後にもう1回市長、教育長、お願いします。

○市長（本田修一君） ただいま議員のお話にもありましたように、先生は本当に子供たちの健全育成のために、特に学力向上のために一生懸命していただいているということについては、有り難い話だなというふうに思います。

その学力向上も去ることながら、子供たちにとりましても、愛校作業というのは、先生が自ら示すこともかなり教育という面からしても必要なことだというふうには思うところをごさいます。ただ、バランスの問題で、そのことについて、余力がなくなってしまうという現実があるならば、真剣に考えながら協議を進めてまいりたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 有り難い御指摘をいただきました。私は、かねがね子供たちに知・徳・体のバランスの取れた子供たちを育成したいということで取り組みを進めておりまして、特

に学力向上ということが、非常に協調されてますけれども、しかしながら、やっぱり心の育成ということは非常に大事なんだろうと思っています。今回の大綱の中にも志布志の志ということで、六つほど志の心を紹介して、提起しておりますけれども、あの中に公德心というのがあります。ボランティア活動というのは、奉仕作業というのは、まさに保護者、子供たちにとって、そういう公德心、自分のためだけではなくて、地域のためにどういうことができるのかという、そういう考え方を持った子供たちを育てたいという意味でも、非常に意義のある活動なんだろうと思っています。学校の先生方にとってみれば、奉仕作業というのは大変なのかもしれませんが、でも逆に言うと、保護者の方々、地域の方々の協力があるから学校もある。したがって、学校はやっぱりそういう保護者、地域の方々の期待に応えなきゃいけない義務があると、そういうふうに思います。その義務は、どうして応えるかと言いますと、やはり子供たちに知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育てていくことが保護者や地域の方々の期待に応えることなんだろうと思いますので、これからもまた地域の中の一員として、先生たちが頑張れるように、そういう環境整備ができるように、私も取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（平野栄作君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時58分 散会

平成27年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成27年6月19日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

青 山 浩 二

八 代 誠

丸 山 一

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。

二日目の一番バッターということで、久しぶりの一番でございますが、この後2番手の同僚議員が昼をまたいで質問はしたくないということでございましたので、私の方で何とかお昼前まで頑張りたいと思っておりますので、どうぞ当局もよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、早速質問をいたしたいと思います。

はじめに認知症対策の観点から質問をいたします。

政府は1月27日、認知症の人への支援を強化する省庁横断の新たな国家戦略となる認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを決めました。本人や家族の視点を重視した施策の推進が柱となっており、団塊の世代が皆75歳以上になる2025年までを対象期間といたしております。この年には65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になるとの推計を提示し、基本的理念として、認知症の人の意志が尊重され、住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を掲げております。

そこで、こういった総合的な国家戦略が示される中で、本市の認知症対策の推進状況と今後の取り組みはどうなっているのか、まず伺いたいと思います。

次に、特定健診について質問をいたします。

生活習慣病の予防、早期発見を目指す厚生労働省の特定健診、特定保健指導がスタートして以降、本市もこれまで保健課を中心に受診率の向上へ向けて鋭意努力をされ、年々その成果が現れてきておことは一定の評価をいたしているところでございます。

一方、他の自治体でも個人事業主や専業主婦などは定期的な健康診断を受ける機会が少ないために様々な知恵を出して受診率向上に向けた取り組みが行われておるようでございます。

そこで、本市における特定健診、特定保健指導の今後の課題と受診率向上に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

次に、ICTの利活用の観点から2点質問をいたします。

まず政府機関や自治体など、公的機関が保有する情報であるオープンデータの取り組み推進に

ついてであります。

行政機関が保有する情報を従来には無かった視点で活用をすることで、新たな価値が生まれ、市民生活をより豊かにすることができるとして、各自治体がオープンデータの取り組みを現在進めております。国からも電子行政オープンデータ戦略とIT総合戦略本部によって、三位一体のその方向性が出されております。行政機関が保有する地理空間情報、防災減災情報、調達情報、統計情報等々の公共データを利用しやすい形で公開をする。そのオープンデータの展開について、本市としては今後どのように取り組まれるのか伺いたいと思います。

ICT利活用の観点の2点目は、タブレットの導入についてであります。

文部科学省は5月19日、ICTを活用した教育の推進に資する実証事業の成果報告書と活用の手引きを公表をし、タブレット端末の有用性やICTの活用が最適な指導方法の事例などについてまとめております。

教育を強化する対策として、既に電子黒板、タブレット端末など新たな情報機器やデジタル教材等、教育分野にICTの利活用が進んでいることは既に御存知のことではありますが、文部科学省は、2020年までに全ての学校で1人1台のタブレットを導入したIT授業を実現するとの目標を掲げております。こういった方針を受けて、事業にICTを取り入れ、学ぶ意欲や理解を高めようと、小中学生に授業用のタブレットを配布する自治体が増え始めておりますが、本市においても市長の掲げておられる「学力日本一」、その向上を目指す上でも導入を検討すべき時期に入ってきたのではないかと思います、お考えを伺いたいと思います。

次に、社会保障に関する学習について質問をいたします。

厚労省では、昨年7月、社会保障の教育推進に関する検討会の報告書をまとめました。副題は、「生徒たちが社会保障を正しく理解するために」としております。報告書の冒頭には、社会保障と税の一体改革を国民の理解、協力のもと進めていく中で、特に次世代の主役となる児童生徒には、社会保障の給付と負担の関係をしっかり理解してもらうことが重要であるとしております。国に対しても、より丁寧な説明を求めたいところではありますが、とりわけ社会保障に関する学習は子供の将来の生活に関わる大変重要な教育の一環であると思います。中学校では、このことについて、どのように現在取り組んでおられるのか伺いたいと思います。

以上、執行部の誠意ある答弁を求めるものでございます。

○市長（本田修一君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の御質問であります。認知症についての本市の取り組みでございます。

本市におきましても、要支援、要介護認定を受けている方の中で、日常生活に何らかの支障を来すような症状や意思疎通の困難さがあるといわれる認知症高齢者の自立度判定基準2以上の方が1,435人おられます。割合では65歳以上の約14%であり、平成37年度には、おおよそ2,150人になると推測されます。

現在、地域包括支援センターにおきまして認知症の方を含めます高齢者の総合相談事業を実施

しております。平成26年度は延べ103人の相談があり、継続して支援が必要であった方、延べ129人に訪問支援を行いました。

また、認知の低下がある方への配食は、平成26年度延べ1万7,916人の方を見守り、実施しました。

認知症は、誰でもなる可能性のある病気ではありますが、認知症になると何も分からない、認知症は治らない病気だなどといった偏見が、まだまだ根強く残っている現状があります。認知症の啓発の一つとして、平成26年度末現在、1,611人の認知症サポーターを養成しております。今後は、修了者名簿の登録を行い、地域の様々な場面で活躍していただける場づくりを行うとともに、更なる学習の機会を設け、身近な方々や地域の方々へ正しい知識を伝える役割を担っていただきたいと考えております。

本市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、第6期介護保険事業計画にあります、「みんながつながり、高齢者の尊厳を守り・支え合うまち しぶし」を基本目標に取り組みを進めております。

地域の中で個人の意思が尊重され、尊厳を持って生活することができるよう高齢者本人をはじめ、家族や地域の人たちが認知症を身近なこととして受け止め、認知症があっても地域の方々に伝え、協力をもらえるような社会とするため、認知症に対する市民の理解を深めるとともに、初期段階での発見、進行予防への取り組みを地域で支援する体制づくりに取り組んでまいります。

次に、特定健診の受診率向上についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

平成24年度から開始されました特定健診の受診率につきましては、当初23.5%でしたが、健康づくり推進員や職員全員による未受診者への訪問受診勧奨等、様々な取り組みを行った結果、平成26年度は速報値ですが、53.2%となりました。しかし、国の受診率の目標値は60%ですので未達成となっております。

本市は、平成23年度から国の目標値を上回る70%を受診率の目標とし、達成に向けて取り組みを続けており、今年度におきましても、職員全員による訪問受診勧奨等、昨年までの取り組みに加え、新たに集団健診の未受診者や医療機関における情報提供の未提出者に対しまして、はがきによる受診勧奨を実施することとしております。更に、私自身も市内14か所の医療機関へ訪問しまして、特定健診の個別健診や情報提供への積極的な協力をお願いしてまいりました。

今後の課題としましては、市民に特定健診が糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の発症や重症化などへの進行を予防するために必要であることを理解していただいて、市民の受診に対する意識を変えることだと考えておりますので、周知・啓発活動に、さらに積極的に取り組んでまいります。

次に、ICTの利活用について、オープンデータについての取り組みでございます。

本市では、統合型GIS地理情報システムを保有しまして、内部事務専用に利活用しているところですが、このGISシステムのデータのうち、一般公開できるものはないかということから、地図をベースとした行政情報の一般公開によるサービスの在り方と方向性を探るため、平成26年

度に志布志市統合型GIS利活用協議会を設置し、市の保有する様々なデータ等の現状把握と、今後の一般公開に向けた利活用方法を協議、研究してまいりました。現状を把握する中で、共同利用しているシステムや課、あるいは係独自に利用している個別利用システムなど様々で、それぞれデータを保有するためのファイル形式が違い、専門的機能を有しており、これらを統合して一つのシステムとするためには、経済的・時間的にも困難を多く伴うため、既存のシステムを運用しつつ、共有データを集約し、幅広く利用し、そのうち公開可能な情報は一般に公開する、との方向性に至ったところであります。

また、昨年度の試みとしまして、台風接近等に伴う避難所開設等のお知らせ時に、ホームページ上で避難所一覧を掲載し、一覧の中の施設をクリックすると地図上に表示されるようにしたところでした。

また、地理情報だけでなく、議員お話のように様々な形態のオープンデータが公開されておりますが、個人情報保護も叫ばれていることから、これらに十分配慮しながら、本市でも一般公開できるデータ等の選定や範囲、経費等について協議会をはじめ、関係各課等と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ICT利活用の中でタブレットの導入についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

授業用のタブレットを導入する自治体は、全国的にも多くなっております。タブレットの導入で学ぶ意欲や理解度が高まり、学力の向上につながった事例も報告されております。

私も先月の九州市長会に出席した際、沖縄県浦添市におけるタブレットを活用した学習について研修したところでございます。その感想としましては、導入すれば学力向上日本一の目標に、また一歩前進できるのではと考えた一方、浦添市での課題もありました。タブレットを使用する教員のスキルアップをさせることも必要であると感じたところであります。いずれにしても、学力向上に向けてタブレットは非常に効果的なツールであると考えております。多額の経費が必要なことから、今後教育委員会とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。導入に向けた本市の現状につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） それでは、まず最初にICTの利活用についてお答えいたします。

本市の学校におけるICT環境といたしましては、全小・中学校において、全ての普通教室に電子黒板機能を有した大型テレビを配置しております。無線LAN環境も整っており、タブレットを導入する環境は整っております。

本市においては、現在のICT環境のもと、電子黒板を使い、画像の拡大表示や動画を見せることで、子供たちの興味・関心を高めさせる授業が行われております。今後、ICT機器の効果的な活用方法と研究を深め、教師の授業力改善に努めていきたいと考えております。

タブレットの配布につきましては、先進地の例に学びながら、本市の子供たちの学力の向上につながるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、社会保障に関する教育についてでございます。お答えします。

子供たちが将来、自立した大人として自分らしい生き方を実現するためには、社会保障に関する学習をしておくことは重要なことであると考えております。この社会保障教育に関しましては、現行の学習指導要領にも指導すべき内容として位置付けられており、中学校での取り組みについては、社会科の公民的分野における国民の生活と政府の役割という内容として位置付けられております。

具体的な指導事項としては、社会保障の充実をはじめ、その財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせるものです。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに納税の義務について理解させる内容となっています。

また、財源については、少子高齢化社会などの現代社会の特色を踏まえながら、指導するようになっております。今後も、このような趣旨を踏まえ、中学校における社会科の授業を展開するよう各学校への指導を徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） それでは、認知症に関する観点から、市長、一問一答で行ってまいりたいと思います。

冒頭市長の方から述べていただきました本市の認知症の現状ですね、現在1,435人、14%、37年度には、これが2,150人になっていくという形ですね。現在、地域包括支援センターで相談事業、総合的な相談事業を展開されている中での状況もお示しをいただきました。こういった質問をする中で、当然市長も認知症に関する関心というのは、高いものをお持ちであろうというふうに思うわけですが、現実、こういった通告をいたしまして、こういった数字を受け止められて、先ほど述べられましたけれども、こういった本市の今の現状、そして10年後の現状、こういったものが見えている状況の中で、率直な市長のお気持ちをお示ししていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど本市において、現在14%の方が65歳の中で認知症になっているということにつきまして、おおよそ10%を超える方がなっているということについては、びっくりする数字であるというふうに思っています。そしてまた、更にそれが10年後においても、その水準で移行していくんだということについても、このことについては、非常に深刻な状況であるというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 昨年も全然別の角度ですけどね、人口減少で、この6月議会に質問をしたときですね、そういう意味では20年後、30年後、あるいは50年後まで見渡した長期的な展望が必要ではないのかと。ある意味では、そういった意味で20年後課とか、30年後課とか、そういう課を設置しているところもありますよというようなお話もしたんですね。

今日は、いろんなことを認知症、あるいは特定健診、本市の健康増進に向けた取り組みの中で様々なやり取りをしようと思っておりますけれども、そういったことを踏まえる中で、今後いろんなやり取りをしますけれども、基本的には、いわゆる健康長寿課であるとか、健康安心課であるとか、名称は様々なあるでしょうけれども、様々な様々な自治体が今工夫をして、市民にそのことに

対する理解を求めようということやってますので、その基底部にはそういった背景があるということをお聞きいただきながら、答弁をしていただければなというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思います。

先ほど市長の方からも答弁をいただいた中で、僕が今回質問する経緯も様々な新聞記事等を読む中で、やはりいまだに消えない誤解であるとか偏見ですよね、やはり地域にあって徘徊（はいかい）老人が出ていると、かわそうだなって思う気持ちの人もおれば、それを逆にばかにするような風潮もあつたりする。やはり、認知症を抱えている家族の御苦労というか、そういったことに対する理解が、まだまだ社会的に整っていないなということがあるわけですね。ある意味で超高齢化社会に今突入している中で、誰もが必ずこういった世界に入り込んでいく可能性があるわけですね。今後、今20人に1人というふうに言われてますけれども、これが2060年ですか、10人に1人というところまでなる。身近に必ずいらっしゃると、自分の家族の中にもいる、そういった時代が必ずくると。そういうことをやはりしっかり押さえていかないと、理解が進まないんだろうなと。他人ごととして思っていれば、このことは全く進まない。そういう意味では、市長が先ほど言われたように、見守り体制であるとか、サポート体制であるとか、様々な取り組みをして、今動かれているわけですが、現実にはこの周知・啓発がなかなか進んでない、そういうふうに思いますね。

今、先ほど言われました。うちもこのサポーター制度を導入して講座を受けて、認知症のサポーターを、いわゆる増やしていつていると。この講座を受けて人数は増えていつているんですが、この具体的な数が26年度までの累計を見ていくと1,611人と、先ほど市長が述べられたとおりでございますが、じゃあこの講座を受けてサポーターは増えてる、受けた方々は認知症に対して理解は進むと思います。しかし、現実的な現場において、この方々が本当に寄り添ってサポーターとして機能しているのかということになると疑問符を付けざるを得ない。ここに対しての仕組み、在り方、こういったものを本当に検討しなければ、サポーター講座を展開していく、このことは大事なことで、理解が進みますので。でも、現実的にはサポーターとして活躍していく仕組みが弱い。ここに対しての当局の考え方をお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サポーターの方々につきましては、現在1,611人ということで、更にこれを増やしていくという方向になっているところでございます。

今後につきましては、修了者名簿の登録を行いながら、地域の様々な場面で活躍していただける場づくりを行うとともに、更なる学習の機会を設けまして、身近な方々や地域の方々へ正しい知識を伝える役割を担っていただきたいというふうに考えております。そのような場を今後つくってまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 所管課である保健課のいわゆる、何て言うんですかね、このマネジメントシートをちょっと見させていただきました。こういったのを見ていても、これは昨年度26年度、25年度総括してやっているわけですがけれども、こういったのを見ていても、対象者、いわゆ

る関わってらっしゃる関係団体であるとか、そういった対象者が限定されていていっている中でのいわゆる認知症のサポーターの養成講座ということでやってきているもんだから、着実に数は増えていっているけれども、市民全体にそういったものが広がっていないということは、当局も分析しているんですね。そのことについて、今後課題としてはもう出していますので、どういった取り組みをしていくのかというのが一つと、いわゆる実際的に機能させていくためにどうするのかと、そこを再度答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○保健課長（津曲満也君） 平成30年度までにでございますけれども、認知症初期集中支援チームを設置する予定でありますけれども、今年度は認知症地域支援推進員を養成いたしまして、市内の認知症サポーター医との連携を強化いたしまして、相談業務、既存のサロンの拡充等を含め、認知症の人や介護者の交流、認知症について不安がある人が専門職と出合う機会が得られるような認知症カフェの設置や、家族会立ち上げの支援等の認知症ケア計画を作成して、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 今、課長が答弁されました。その件は、この高齢者保健福祉計画、ここにしっかり載っけてありますね。今年3月策定されたわけですが、この中にも確かに載っていますよ。認知症の今言われました認知症地域支援推進員の設置に努めますということで、これは、今課長答弁されましたように、この27年度で、その設置をし、推進員の養成を始めてスタートするという事によろしいんですね。これが一つ。

それと今言われた認知症カフェの話されましたね。今、全国的に展開されてきています。いわゆる沙龙的な雰囲気の中で、専門の方がいらっしゃったり、お互いそのことで悩んでらっしゃる方、あるいは認知症の方々、それぞれがそこで寄って、様々に交流をしていくという、この認知症カフェ。これスタートさせるということは、すごく大事だと思うんだけど、ただ、これを軌道に乗せるというのはなかなか、まだ本市の状況の中では難しいのかなと思いましたが、今さらっと言われましたけど、どこまで考えてらっしゃるんですか。

○保健課長（津曲満也君） 認知症地域支援推進員の役割ということでございますが、認知症の方が、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実態に応じた認知症施策の推進や相談業務を行うこととなります。

本市の取り組みといたしましては、認知症地域支援推進員を配置するには、指定された研修を受講しなければなりませんので、本年度は、その受講の職員は3人を予定しております。そして、本年度の研修につきましては、市職員及び民間の方で、先ほど申した3人の受講を考えてところでございます。研修につきましては、10月頃開催される研修に参加しようと考えております。

そして、認知症カフェでございますけれども、現在2か所で実施されております。お茶を飲んだり、話をしたり、軽い手足運動などを行っているところでございますが、既存の52か所ありますサロンでも似たような事業展開をできれば進めていこうかとは考えておりますけれども、そのためには、認知症のサロンで活動されてます皆様方の理解も必要になってくると思っておりますので、順

次進めていこうかなとは思っております。

○13番（小野広嗣君） よく分かりました。そういった形で、この推進員に関しては進めていくということで分かりますけれども、この認知症カフェなんですけど、今後どんどん展開をしていただきたいなというふうに思いますが、数を簡単に増やせるようなことではないと思いますね。ですから、既存の施設を使ってということもあるでしょう。ただ一つ申し上げたいのは、庁内横断的にいろんな議論をされていく中で、いわゆる今商店街の空き店舗利用とか様々な政策がありますね、地域創生の中で。そういった中で、いわゆるこういった認知症カフェも、そういった中に一つぐらい設置していければ、歩いていける範囲で通ってこられる方々がいらっしゃるのになという部分が結構あります。旧志布志町のいわゆる海側に沿ったあの街部というのは、人口の集積地帯ですね、あの地域、健康プラザ等もありますけれども、上町商店街であるとか、昭和商店街であるとか、そういったあの通りにやはりそういったものができる。あるいは志布志支所の会議室でもいいでしょう、1階のですね。そういった部分を利用してということも考えられますので、できるだけ早いうちに、そういった部分を展開をしていただければなと思いますが、市長、その辺どうですか。

○市長（本田修一君） ただいま担当の方でサロンを中心に、今後カフェを開設するというように進めているようでございます。

サロンの設置につきましても、志布志地区に最近どんどんサロンが開設されてきておりまして、非常にいい状況になっているなというふうに思っています。

ただいまお話になった地区につきまして、そのような核になるものがあるかどうかと、それからまた、商店街の活性化のために新たな空き店舗活用事業を導入しているわけですが、このことについても何らかの形で対応ができればいいのかなというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。ぜひですね、ちょっと検討を加えていただけて、中身の充実と、そして拡大という両方の線でやっていただきたいと思います。

市長、普及啓発ということでいったときに、一生懸命努力もされていらっしゃると思うわけですが、実際この認知症に関するパンフレットをしっかりと配布しているところがあるんですね。「知って安心認知症」というのは、特に東京都が中心になってやってるんですが、そして、それをもっと発展的に各市とか、区が独自に中身を濃くして行って取り組んでいる小冊子ですよ。それを見ていくと、そこに認知症のチェックシート等も付いていて、家族から見てもどういった状況なのかというのをそのチェックシートを使って理解をすることができるし、そういった取り組みがあります。もっと発展的なのは、そこに認知症を発症してからどんどん重病化していくまでの流れ、その流れに沿って、どういうふうに取り組んでいけばいいのか、どういったところで検診を受ければいいのか、どういった施設に相談すればいいのかと。その認知症の発展段階に応じて、手を打っていけるシステムも認知症のパンフレットの中に導入している自治体があるんですね。これは、すぐにでも取り組めることだと思うんですが、その辺はどういう情報をお持ちなん

ですか。

○保健課長（津曲満也君） 認知症パンフレット、独自のパンフレットは作っておりませんが、地域包括支援センターの利用についての中に認知症とは、こういうもんだと。あと地域包括支援センターの活動等は載せているところがございます。

○市長（本田修一君） ただいま担当課長が答弁いたしましたように、本市では、まだそのようなパンフレットというのは、作成されていないということでございます。

今議員のお話がありましたように、先進事例等を参考にさせていただきながら取り組みをしてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長の方から先進事例を参考にしながら、早速取り組むということで、費用もそんなにかかることじゃないですので、本市における認知症の普及啓発。そして、その理解ですよ。一番今回質問したい趣旨は、そこですので、いわゆる偏見であるとか、誤解であるとか、そういったものを打ち破っていく、我が町で本当に一人一人が他人ごとではなくて、寄り添いながら暮らしていける、そういった本当に市長が目指される志のある優しいまちづくり、それ、そこを基点にしてですね、今回質問をさせていただいているわけでございますが。

それともう1点、ここでもう一つ提案をさせていただきたい。今はパンフレットですね、これだったら、いわゆる周知がある程度進むと思いますね、配布ということで。これまでもですよ、広報誌等でも啓発というか普及活動されてるんですよ、だけれども、そこまで見るのかといったときに、どうしても見過ごしてしまう。僕、広報誌を見ていつも思うのは、やはりどうしても伝えたい情報がある、BTVありますけれども、告知端末等を通じていろんな放送もされますけれども、活字的にいうと、どうしても広報の情報量が多くて、活字でぎっしり詰まるとなかなか読めない。後で健診のところでも同じようなことを言いたいというのがあるんですけどね。ですから、やはりそういった分かりやすい情報として落とししていくためには、やはり小冊子にして、しっかり手に取って、そのことに特化して読んでいただくと、これが大事だと思いますね。

もう1点はホームページの活用も、もう1点導入をお願いしたい。これは、それこそ今全国的に広がってきているわけですが、パソコンとか、スマホでですね、認知症のチェックができる。これまでも提案をいたしまして、23年度から提案させていただきまして、うつ病対策で心の体温計の導入をしていただいていますね。ここと同じ形態なんですけど、ここのやはりシステムを使って認知症、「私って認知症なんだろうか」とか、あるいは逆に家族の側から「自分の家族は認知症なんだろうか」とかいう観点から10項目にわたってチェックをしていって、20点で点数をつけていくシステムがあるんです。そして「認知症ではない」、「認知症の可能性はある」、そして、まさしく「認知症である」、その結果どここの、例えば本市であれば、地域包括支援センターを紹介する。そして、各関係機関を紹介する。まさしく心の処方せんと一緒にですよ。こういった取り組みが、東京の国分寺市からスタートして、今もう200自治体を超えてるんです、市長、こういった取り組みが。そして、このことに関しては、いわゆる立ち上げに関して国分寺市を例にすると3万円で立ち上げて、月々の経費2,500円ですよ。それで大変な利用者が増えている。そして、ホー

ムページとかスマホで見られますので、いわゆるその町に住んでいなくても、遠くに離れた家族がそのチェック機能を使っていて、自分の家族がそういう状況にあるなどというのを発見して相談にみえたとか、様々なケースが生まれてるんですね。そういったことは、すぐにでもそういった事例を学んで取り組みがスタートできると思うんですが、ここについては、市長どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御提案につきまして、私自身それこそ勉強しておりませんでした。また私自身も勉強しながら、担当課とこのことにつきましては、費用も安いと、そしてまた、すぐできるという内容でありますので、対応してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長は当然お忙しいですから、そういった細かい情報まで知り得ているはずがないわけで、それらはもう当然、今の答弁理解するわけですが、担当課としてはですよ、こういった先進事例というものをしっかりアンテナを張って仕事をされていると僕は思ってるんですよ。

先ほどのパンフレットの件に関しても、今のスマホやホームページを使っての認知症のチェックですね、これができるシステム、こういったのは情報としては持ち合わせていないんですか。

○保健課長（津曲満也君） 長谷川式認知症よりも、今議員が申されたのは、ちょっと簡単というふうには聞いております。

認知症チェッカーということは、耳にははさんでおります。

[小野広嗣君「具体的には」と呼ぶ]

○保健課長（津曲満也君） 具体的に中身までは、ちょっと精査していないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 冒頭市長が言われたように、本市の今後の今現在14%、多分10年後は22～3%ぐらいでしょうね、あのデータでいくとですね。そういった状況にくる、5人に1人という。国の流れとほとんど一緒ですよ、5人に1人というような状態になってくる。それを考えたときに、やはりしっかり所管課としては、そういった情報にアンテナを張ってやる。いわゆる導入費用がめちゃくちゃかかるわけじゃないわけですよ。そういったことを考えたときに、やはり仕事をする上で、もっと言いたいことはあるんですよ、もっと提案したいことあるんですよ。でも、後が控えてますし、自分の質問の中でもいっぱいありますので、抑えてるんですけども、やはりそういった意味での仕事というのをしたいんですね。一生懸命保健課が頑張ってるのは分かっています。特定健診の方でも一生懸命されています。だけれども、今はですよ、情報はどんどん入ってくる時代じゃないですか。新聞を細やかに何誌も読んだりすることもできますよ。インターネット上で全誌をざっと読めますよ。全部僕はパソコンの中で見れていますよ、各新聞社のホームページをざっと読んで、どんな論調なのかというのも読んだりしますよね。そして、インターネットで様々な情報も得ることができるわけですので、そういったチェックを日々やっていたら、いっぱい情報はあります。その中で我が町に導入できるのは、これじゃないかなって思ったものは、やはり市長におつなぎをしていくと。当然、我々もするわけですけども、

議員よりも先にお仕事をなさっている方々が市長につないでいくということも大事なと思うんですが、どうですか市長、僕はいつもそこを思うんですけど。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来、特定健診の受診率向上につきまして、本市の職員は本当に一生懸命やっているという褒めの言葉をいただいております。

ということで、市職員自体は本来の自分の業務につきましては、先進的に取り組んでいるというふうに思っているところでございます。

ただ、今お話がありましたように、様々な先進事例がたくさんあるということについては、多分どのレベルまで自分が捉えればいいのかということについては、なかなか難しいところがあるのではないかなというふうに思います。

しかしながら、ただいま御指導がありましたように、その意識でもって、取り組んでいかなきゃならないと。そしてまた、このただいまの案件につきましても、将来的に見たら本当に深刻な社会状況になっていくんだなということが想定されますので、それが少しでも本市にとっていい状況をつくっていくために、どうすればいいかということについては、改めて職員は自分の専門性を認識しながら情報収集に取り組んでいかなきゃならないということについて、改めて申し伝えたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、僕、本当に本市の職員の皆さん、今回は保健課に対する質問を2点用意しておりますけれども、一生懸命仕事をされているということは十分理解してます。その上で様々な情報が取りやすい時代ですからね、そのことに常に意識を持って仕事を、お忙しい中であつてもして欲しいなという思いで質問をさせていただいておりますので、そこらはずいぶん理解をしていただければというふうに思ってます。

次にいきたいと思えます。

今回、特定健診の件、過去にも何回となく質問をしております。この第2次健康しぶし21というのが、今年3月にいただいているわけですが、これを見ていくと、先ほど市長が言われたように、速報値で26年度53.2%の受診率になってきていると。国は60%だけれども、本市は70%を目指しているんだということですよ。そして、各自治体が様々に悩んでいる。30%台で、まだ推移をしている自治体も結構ありますね。そういった中で、本市は一生懸命頑張っていたいと思うわけですが、これを見ていったときに、40代とか50代の受診率が低いなというふうに思うわけですが、この要因をどう分析しておられて、どうそこに対して、手を打っていかうとされているのか、そこを少しお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特定健診の受診率向上につきましては、毎年毎年その中身につきまして深みを高め、少しでも受診率が向上するような取り組みをしているところです。その中で、しからば、その原因は、対象とすべき人は誰なのかということについても把握しながら取り組みをしているところでございます。やはり40代から50代、元気な方々がなかなか受診率が向上しないということが現実でござ

います。その方々は、自分は元気だから特定健診受診ということは必要ないと、あるいはお仕事が忙しいから必要ないというようなことで受診になかなか結びつかないということがあられるようがございます。

私どもとしましては、そのことは、十分承知していますので、改めて市全体としてこのことについては取り組みをしていきたいと。そしてまた、御自身にとって、その受診をすることにより、隠れている病気の早期発見、そしてまた、早期発見からつながる早期治療に持っていくということをお話しながら受診率向上のために、この方々については、そのようなお話をしてみたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、その件に関しては、市長の答弁で納得ができますので、そういった方向で今後をしっかりと分析もされていると思いますので、進めていただければ有り難いなというふうに思うんですけども、何ていうのかな、市長自ら先ほどの答弁でしたよね、市内14ですか、14地域、14の関係団体を回って、医療機関ですね、お願いをされているということで、本当トップが先頭に立ってことについて力を入れていらっしゃる、保健課と一体になって市長が動いていらっしゃるということで、すごく評価をするわけですけども、これを見ていったときですね、こうあるんですね。例えば健康カレンダーを知ってる人の割合、これはちょうど半分で56.5%。そして、健康マイレージ事業を知っている人となると22.2%なんです。この健康マイレージ事業、この参加者募集の中に冒頭に出てくるのは、特定健診や特定保健指導を受けて、ポイントを獲得だというふうになっていますが、このことが知られてなければ、22%ですよ。知られてなければ、特定健診にも多少影響を与えるのかなと、知っている特定健診の受診率も多少上がるのかなというふうに思うんですが、そこらの分析、連携、つながりというのは、どう考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

受診率向上のために様々な取り組みをしているということでごさいます、その取り組みにつきまして、それぞれの項目について参加率がなかなか上がらないという現状はあるところでございます。その上がらない現状について周知、告知で高めようと、そしてまた、本来目的とする有用性、そしてまた、そのことを利用される方々の利便性ないしは効用性ということについても十分お話しするところでございます。この健康マイレージにつきましては、本当に私どもが考えたときには、相当広がりがあるんじゃないかなと、これはもう先進事例がそういう広がりを持っていたものですから、その広がりがある内容になるんじゃないかなというふうに期待しているところでございますが、なかなか広がってないということにつきましては、また今後改めて内容を分析しまして、広がりを高めていきたいというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長もそれなりに状況を見てらっしゃると思いますけれども、事業として決して悪い事業だと思いませんね。また、特定健診のためだけの事業でもこれはないわけですが、そういったポイントが加算されていくということを周知をしていくということが大事。

僕、今回すごく言いたいのはですね、ずっとここ最近、平成22年ぐらいからの広報を見てたん

ですよ、チェックをしてたんですね。特に、この特定健診に関して、12年ぐらいに5ページだてぐらいで特集を組んで、一生懸命訴えてらっしゃる。本年になっても2月だとか5月であるとか、きっちり訴えて70%を目標にと、国保の状況が危機的状況であるということも訴えていらっしゃいます。ただ、それはそれで載っていることは大事なんですよ、大事なんだけれども、当然見てらっしゃる方もいる、細かく読まれる方もいる。だけど読まれない方も一方にいる。だから、やはりこういったことを先の認知症もそうですけど、やはり議論していく場合に、大事なって僕が思うのは、やはり行政側の訴える力なんですよ。訴える力が、どこに力点が入っているのか、ぜんぜん伝わり方が違うなっていうのをすごく感じるんです。なぜかといったら、さっきの健康マイレージ事業もそうですし、カレンダーの件もそうですし、例えば、特定健診の件に関しても、本市でも、それなりに取り込もうとされてますね。どれだけ特定健診を受ければ効果があるのかということも訴えてらっしゃるんですよ。ただ、訴え方が活字があまり多いと入ってこないなというふうに思うんですね。僕があちこちの自治体のやつを見て行って、ああこれ、こういう訴え方で簡単に分かるんだなというのが一つありましたね。本市もそれに近いことを1回やられてるんですけど、まだ少し弱いかなと僕自身は思ったんです。それは、こういうふうにありますよ。「健診のここがすごい」って言っているんですね、そのポイントとして三つ、その1ってなってるんです。そこに例えば、本市は特定健診を有料とした場合5,491円ですから5,500円でいいですよ、ね、「5,500円が無料」って、ただそれだけ入ってるんですよ、その1がですね。

そして、2点目が「自覚症状のない生活習慣病予防できるのは、この健診だけなんですよ」といった上で、健診を受けた人と受けない人のその後の治療費、これは本市も出しているよ、11万円。これをドーンと出せばいいわけでしょう。

そして、その三つ、健診の後は無料で、保健指導が受けられますよというのをタイトルで出すべきなんです。文章の中にちょこっと入ってるんです。この三つだけでインパクトぜんぜん違うと思いませんか、どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国が、この特定健診の受診率につきまして、当初は29年だったと思いますが、29年に国保の会計を国・県の方に統一化するという方に方針を示した時には、その時には特定健診の受診率70%というのを掲げたところでした。しかし、それから2年後に、その70%はあまりにも高すぎるという声が出まして60%に現在下がってきてるところでございますが、その時に、実は県内でも、すぐさま70%を達成した町がございました。そこはどこかと言ったときに、なぜそういったふうになったといった時に、それまで特定健診の受診につきまして、受診料は半額ぐらい助成だった。それ無料としたことによって、すぐさま70%が達成されたということを聞いたところでした。

私どものまちは残念ながら、もうその時点で無料でした。それで、その効果を発揮することはできなかったということでございまして、今改めて思った時に、本当に実際このことを受けることは、5,000円ないし6,000円かかるんですよ、しかし、私どもは無料でやってるんですよというこの訴えは、まだまだ使えるのかなというふうには思ったところでございます。

そしてまた、その特定健診で生活習慣病の予防が必要な人については、保健指導が受けられるということについては述べているところがございますが、そのことについての効果については書いておりますが、要するに弱いということについて、本当に改めて感じたところであります。

特集としまして、ずっとこの国保については、本市の市報に毎回毎回のように載せておりますので、訴え方につきましては、ただいま御提案ありましたことにつきまして、特に力を入れて今後述べてまいりたいというふうに思うところがございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、広報でもですね、「特定健診お得情報」とかいうふうに載せてあるんですよ。あと1枚にずっと文章があるけれども、そういった中に、今言ったように5,500円が無料、そして2番手は予防をすることによって医療費で11万円違うって、11万円というのを表に出す。

そして、特定健診を受けられますじゃないですよ、特定健診も無料で受けられるという「無料」を強調すればいいわけですよ、その1、その2、その3だけでドーンと増えた自治体があるわけですよ。僕は、そこをぜひですね、つかんで今後いつていただきたいなと思います。これはぜひですね、その方向で、課長、進めていつていただきたいというふうに思います。

あと、見ていきますとですね、当局が事務事業のマネジメントシート、これを僕、細かく見させていただいているんですよ。これを見ていくと、こういう声が出ていますね、声が、「健診の時間が長い」、「場所が遠いので公民館単位で実施してほしい」、「交通手段がない」等々様々な意見があるというふうに昨年整理をされてるんですけども、これを受けて、どういうふうにしようと、今、庁内で議論が進んでいるのか、その過程で結構です。

○保健課長（津曲満也君） ただいまのことですけれども、健診を受ける場所が遠いとか、そういうことではございますけれども、今現在、協議等を行いながら、どうしたらいいかということをしようかと思っているところなんですけれども、場所等もありまして、健診車が大きいので、そのためにスペース等ありませんので、今現在は個別による受診勧奨をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 答弁に少しなっていないですよ、自分でもそう思われると思うんですけども、まあいいですよ。とにかく、こういった課題があって、それに対してどう対応していくのかということをしっかりもんで進めていつていただければいいですので、答えが返ってくれば有り難いなと思いましたが、まだそこまでいつてないということですね。課題として上がっているだけでとどまっているという理解でいいですね。ぜひこれを前向きに進めていつていただきたいというふうに思います。

あと、昨日も出てましたけれども、僕の議論の方向と少し違うわけですが、いわゆる、この特定健診を自治会、集落で受けていつたときの助成、補助金が出てますね。これ、24、25、26年の3か年の事業でしたね。そして、そのデータも僕は分かっていますけれども、これの一定の効果、あったと僕は思います、一定の効果。だけれども、これが3年打ち切りになっている現状で、そして、今市長が言われている、上がってきたんだけど、この50%台で大体横ばいになりかかって

きてますね、うちは。この時に、これまでのこの3年間の補助事業、そこを見てどういう分析をされているのか、そこを少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御議論されています事業につきましては、集落ごとに、その特定健診の受診率の向上を高めようということで、集落ごとの助成金を提示したところでございます。

私どもとしまして、この事業を提示しましたら、集落でいつも協議はされている集落がございますので、そのことが話題になって、その受診率の向上が果たされるのかなというふうに思ったところでございますが、現実的にはなかなかそのことが、私どもの思うような形では上がりきらなかったということで、また別途な形でこのことについては、取り組むことにしたいということで、今回3年間の事業の終了としたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 昨日ですよ、同僚議員からこのことで質問がありましたね。そして、一定の効果があつたというふうなことで求められましたね。そのことに関しては、答弁ということではなく、うなずかれていますよね。となると、今の答弁を見ていきますと、こういった事業に3年間取り組んだけれども、当初期待していたような結果には結びつかなかったという答弁ですよ、市長。昨日のやり取りとは、ちょっと矛盾してきますよね、どうなんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、この健康増進の、そしてまた、特定健診受診率向上のための取り組みにつきましては、様々な事業を用意しているということでございます。それらのものを提案して、そして、実施していきながら、少しずつ少しずつ上げていこうということで、やってきたということでございまして、この自治会の方々につきましては、提案しました事業については、今回改めて自治会提案型活性化助成金メニューに特定健診の受診勧奨をまた改めて追加しながらやっていきたいということにしているところでございます。これはまた、新たにこのような形で提案いたしますので、もっともっと認識が深まるような形の提案にしたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） まあ分かりました。このことで、細かくずっと言いたくないですけども、一応、今市長がそういった形で、新たな成果を上げるように、新たな提案をしていきたいということですので、それを見守っていきたいなというふうに今は思うんですが、市長、特定健診を受けて健診指導がなされていますね。これは健診率より指導というのは、当然指導率というのは落ちるわけですが、これは40%台、これを見ていった時に、指導した後に、例えば糖尿病であるとか、様々な傾向が見られますよと、そこに指導をしていきますね。そして指導を受けたにもかかわらず、そのまま放置をしているという状況が4割方あるというデータが国のデータで出てきたんですね。僕もそれを見てびっくりしたわけですが、そのことを放置していくと、その人の当然健康が悪化するということも問題ですし、医療費としても増大化していくという悪循環を生むんですが、そこに対しての視点というのは、本市ではしっかりチェックなさっているのかどうか、そこをお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成24年度の対象者で、25年度に正常に戻った人の割合というのが、特定保健指導をした結果正常になった人は、全体で600人のうち81人おられたということでございます。

そしてまた、24年度保健指導を受けまして、25年度「異常なし」ということになった方々が全体258人のうち56人、21.7%あったということで、この指導について効果があったということの結果は得ているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、ちょっと答弁違うんですよ。そういった指導を受けますね。指導した後にもかかわらず、そのまま病院にもかからず、放置状態になっている人たちが国のデータで今4割状態になっているというデータが上がってるんです。これをそのままほっとくと大変ですよという議論なんです。

○保健課長（津曲満也君） 保健指導は、6か月に2回から3回の面接が必要ということでございますので、対象者と面接の日程が調整できなかつたり、先ほど市長の方からも申し上げましたが、「自分のことは自分です」とか、「身体のことば分かってる」とか、「指導は受けたくない」とか、そういう関係で多いということも感じておりますので、今後は、そういった方の意識を変えるための周知・啓発活動に今後は取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） まさに今、課長答弁していただいた、そこにですね、また力点を置いていくと、また特定健診の結果、医療費のことを考えても、また御本人の健康管理を考えても大事になってくる部分、デリケートですのでね、そこから強く言う姿勢というのが、すごく難しいんだと思うから、こういったデータが残ってるんだろうとは当然思います。ですけども、それを放置している人、今度は市が放置するということもよくないことですので、そこに対しては、鋭意努力を払っていただきたいというふうに思います。

この件に関しては、受診率向上へ何とかならないかという議論ですが、市長とも何かの機会でちょっとちらっと話をした経緯がありますけれども、今、全国的に少しずつですが、広がってる流れの中で、コンビニでの健診という話、これは、ちらっとしか言ってませんので、詳しくは全然意識ないんだろーと思えますけれども、いわゆるローソンですよ、ローソンは「街角の健康ステーション」というのを企業の理念としてうたってるんですよ、このローソンと提携をしてローソンの敷地内で、いわゆる健診を行っていくと。そして、若年層、若い人たちの健診、本市も30歳から39歳というのがあります。ところがまちにおいては、いわゆる18歳からとか20歳からとか、そういった予備軍の時から健診もやっているとところもありますね。そして、先ほど言いましたように、いわゆる専業主婦の方々とか、なかなか受けられないの方々、こういった方々に対するコンビニの受診というのが、すごく効果を上げているというのがあります。ローソンと提携して、ローソンで健診を受ける、ローソンで予約もできますし、インターネットでも予約できます。そして、役所でも予約ができる。そして、健診を受けたらローソンの健康に配慮したパンまでいただけると、そういった様々な工夫をやって健診に取り組んでいるところが増えてきてるんですよ、九州でもやっているとところもあるんですよ。

そういったことを考えたときに、新しい視点だなというふうに思うんです。それで結果はしっ

かり出てきています。早くスタートした所が、もうおととしからスタートしていますので、それが今どんどん展開してきていますね、この情報も含めて、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コンビニの中で志布志にもローソンが各所あるところがございます。そのローソンの、例えば駐車場の所に健診車がきて、特定健診を受けるという光景があれば、本当にまち全体でされているという光景というか、そういった感じが、市民の方々にも広がってくるんじゃないかなというふうには思ったところがございます。ただいまの件につきましては、勉強させていただきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） なかなか写真でもないと分からんでしょうけれども、こういったローソンでやって、ここにパンがありますね。尼崎市は、これはローソンとの提携ですけれども、尼崎もローソンと提携をしている中で、このパンをいただく前に、コンビニで健診を受けられる方々には、いわゆるごみ袋まで提供してるんですね、二重三重に健診率を上げようと思って取り組んで、その成果が上がっているというのがあります。これはコンビニで健診予約ができますよというやつですね。

そして、あちこちの団体の申込書です。申込書は様々ですけれども、全部ローソンとの提携ですね。ローソン自体が、こういった健康ステーションの取り組みに対して、すごく理解のある企業として、今取り組まれておるようですので、少しこういった自治体の状況を見ていただきながら、このことに理解をして取り組んでいただく、あるいは健診にスタートする前の段階としては、ローソンのやはり一角を借りて健診の前、健診相談を市職員が行って受けていく。結構若手が多いですからね、買い物に見える客層がまた違ったりもします。これはもう若い世代から年配まで様々な方が利用されますので、ここで定期的に健康相談に乗るというシステムをやる。その上で、今度は健診の申し込みも希望をとるとか、様々な工夫をしていますので、ここについての取り組みを進めていっていただきたいなと思います。

特に、市長は健康保険組合連合会ですか、ここの理事長ですよ。ですから、ここの理事長の足元が健診率で何とか頑張ってますけれども、もっともっとアップしていかないと、お前のところはどうなってるのよという世界ですよ、理事長されながら会議招集してもですよ、そこどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、鹿児島県の国保連合会の理事長を、もう6年ほどやっております。

当初は、本当に私のまちでも特定健診の受診率も低い状況でしたので、そしてまた、私自身が国保財政について危機感を持ちましたので、それ以来、本当に職員と一緒に、この健康増進運動、そしてまた、特定健診の受診率向上について取り組みを高めてきたところであります。

その結果と言ってはなんですが、実績としまして、鹿児島県内の本土で一番医療費の安い町、そしてまた、後期高齢者においても本土では一番安い町、そしてまた、一番うれしいのは、健康寿命率の一番高い町というふうになってきているところがございます。

特定健診の受診率は、まだまだ及ばないところではありますが、そういったこともいつも国保連合会の職員につきましても、折々訓示をしておりますので、私どものまちの取り組みを紹介しながら、そしてそれが県全体の方向につながればいいというような思いで話をしているところでございます。本市の取り組みが、モデルになるような形の取り組みを今後も深めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、市長、この健康の上でも日本一を目指すということが大事だろうと思いますので、そういった看板を背負って理事長としても頑張っていただきたいというふうに思いますので、ぜひとも前向きに取り組んでいていただきたいと思います。

次へ移りたいと思います。

特にICTの観点から2点質問をさせていただきました。

市長も答弁で、これからだなというふうに当然思うわけですが、ICTの利活用については、特にこのオープンデータを生かした取り組みについては、今後ということですよ、早いところですね。やっとならでどういった情報を市民に公開できるのかということまできたと。先ほどの話では、ホームページ等を使って災害の時の避難所をワンクリックしていくと、その状況が分かるといったところまで、本当初期的な段階ですが、まず取り組んではいただいているという理解でありますけれども、特にですよ、市長、いみじくも言われましたので、ですけれども、東日本の大震災があって以降ですよ、特に災害、防災に関しての市の情報、いわゆる要介護者、こういった方々の情報であるとか、個人情報等の問題も様々であって、そこをクリアした情報というのはしっかり出して行って、特にこの災害対策、防災対策に対するオープンデータ、これの構築というのは一番急がなきゃいけないと言われてますけれども、そこに対する認識をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、本市においては、今御指摘のとおり、まだまだというような状況でございます。

災害、震災の際に避難所について取り組みをしたという極めて限定的な内容になっておりますので、今後、先進事例を参考にさせていただきながら、私どものまちで取り組めるものにつきまして、取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 少し先ほどの冒頭の答弁を聞いて、大体想像していたような答弁だなというふうに思ったんですよ、それが遅れているから何やってるんだということではないわけで、ただですね、本市においてはですよ、地域情報基盤整備、高度通信基盤整備事業ですね、地域、こういった全市挙げての取り組みをして、いわゆるICTのまちづくり日本一ということも含めて、発展を遂げ始めているまちですよ。そういった意味では、先進自治体をしっかり見ることも大事ですけれども、そこに先駆けて、やはり進めていくということは大事だろうと思います。先進地あちこち見ていきますと、この市のオープンデータを50以上公開しているというところがいっぱい出てきてるんですよ、そして、そのデータをもとに、民間活力を生かして様々な知恵が

出てきて、その地域の課題に取り組んでいく市民が増えていく。市と市民の協働、このスタイルが、このオープンデータを基にして開かれつつあるというのがありますね。今、シビックテックという言い方をしますが、いわゆるICT、このテクノロジーを使って、地域の課題に対して、市民がいろいろ知恵を絞ってプランを出していく、こういったものがオープンデータと絡んで様々に出てきています。びっくりするぐらいの知恵が出てきていますね。例えば、この松山市であれば、観光地を巡るルート、これ20ぐらいのルート、あそこは漱石だとか正岡子規だとか、有名人のコースもありますので、そういったコースを観光コースとして、あるいは健康のための道歩きとして、そして災害時のそれこそGPS、あるいは市で先ほど言いました地理情報システム、こういったものもリンクさせながら防災対策にも使える、そういったスマホ用のアプリ、これはパソコンでも当然使えます。こういった取り組みをやっているところ。そして例えば、うちは環境問題にも強いですし、ごみ問題でも一生懸命取り組んでいる。市レベルではトップ、そういった状況の中でのごみの分別、そういったものが情報誌としてありますね。だけれども、アプリで、若い人たちは行政との絡みが薄いんですよ、こういった方々が、そういったアプリを使って、ごみ出し情報、そして分別の中身を全部探れるとか、様々知恵を出しています。もう挙げればきりが無いぐらいあるんですね。保育園マップだとか、子育て支援情報であるとか、いっぱいあります。こういった取り組みに対して、市で行政マンが、このことに特化して仕事ができるかという、なかなかできないですよ。だけれども、市がオープンデータを公開することによって、そのデータを基に民間活力で、こういったアプリをどんどん作り上げていく、そのことによって市と市民とが協働でまちづくりをしていける。こういった取り組みが大きく広がってきています。そこについて市長、どういう見解をお持ちでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、ただいまオープンデータになるかどうか分かりませんが、新たな形でシシガーデンという情報発信の場を設けたところでございます。こちらの方に投稿を呼び掛けることを述べております。ということで、これがどういった展開になるか少し分からないところでございますが、私としては、それぞれの団体が、このサイトを活用しながら、本市の情報発信をしていただければいいのかなというふうに思ったところでございますが、今お話があるような形の新たなアプリ等を開発する流れになるためには、やはり基礎的なデータを公開しなければ、そのようなことには発展しないというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） まさしくそのとおりなんですよ、市長。だから、そういった個人情報にも配慮した上で出せる情報というのをしっかり整理をして早めに出していくと、どこよりも早くそういった知恵が民間活力で生まれてくる。まさしくシシガーデンに取り組んでいる若い方々、こういった方々の中から市のために便利となるアプリが出てくるかもしれない。

そして、僕が個人的にお付き合いをしている方々の中にも、こういったことに精通している人たちがいます。そういった方々からも、こういったことができますよね、という話も僕もいただいています。そのことは僕も知ってたよという話で、じゃあいい機会だから、そういったことも

今回提案してみようねとかいうお話も今させていただいている最中なんですね。そういった方々が知的財産という言い方はおかしいでしょうけど、そういった方々が本市にも住んでいらっしゃる。そういった方々にしっかりした情報を落としていく、あるいはそういった流れの中に市民を巻き込んでいくということで、新しいまちづくりがまた一步進むのかなというふうに思うもんですから、公開できるデータの選定に入っていきますということですので、その選定に対しては、これからでもですよ、1年ぐらいしっかり時間をかけて入って行って、28年度ぐらいからはそれを公開できるように、順次でもいいんですよ、順次公開していけばいいわけですから、できる分から。その分を使って民間活力を利用していくというのは大事。この点では、まだいっぱいあるんですけども、後で資料としてお渡しできればと思いますけれども、オープンデータを生かして地域の課題を解決ということで、今すごく有名になっているのが、ウェブサービスの横浜版、「税金はどこへ行った？」というやつなんですよ。これは市民にとって自分の納税額がどのように反映されているのか分かりにくいと、そこで自治体が公開しているデータを基に自分の年収を入力すると、自動的に納税額、年間の分と、その1日当たりの具体的な使途が明示されると。もっと詳しくいろいろ書かれているんですけども、これが瞬く間の内に広がって行って、そして、我が町でも取り組みたいということがどんどん増えて行って、もうこれは200自治体を超えていますよ。これ、アプリでもホームページでも取り組めるんです。こういったことをやっていくと、市民が、行政のやっている仕事に対する理解というのが大きく前進するんじゃないのかなというふうに思うんですが、市長どうでしょうか。

○議長（上村 環君） 毛野議員、着席です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま横浜の事例の御紹介でしたが、私からすると、少し想像を絶する内容までになっているんだなというふうに思ったところでございます。

本市としましては、先程来お話しますように、まず公開できるデータというものを精査しまして、そのことから順次取り組みをしてみたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、想像を絶するような話じゃないんですよ。瞬く間の間に広がったんですよ、1年足らずで。だから、精査して行って公開できるデータをまさしく整理していくと、我が町でも半年後でもできる事業なんですよ。そこを勘違いしないでくださいね。雲をつかむような話をしているんじゃないですよ、だったら、こんなところで話しませんよ。そこは理解をしっかりとってくださいね。

あともう1点、市民とやはり共同でスマホアプリを開発した流れの中で、いろんな市民の声をあげていくわけですね。どういったことが分かれば、情報が入れば、あるいはどういった声を上げようかとされてますか、行政に言いたいことはなんですか、そういったものどんどん洗い出していくときに、いろんなことがあるんですけども、これは埼玉の戸田市ですけど、ここでは検討を重ね、出来上がった市政のアプリの状況ですが、環境問題、うちは得意な分野ですね、「環境」。そして「子育て」、そして「イベント」、「おすすめコーナー」と、そして「その他」と五つの情報

ジャンルを設けたわけですね。そして、その中を三つに絞るんです。それをただ閲覧するだけということもできます。そして、今度は逆に投稿を市民がすることもできます。そして、今度は「戸田市からのお知らせ」というコーナー、三つがある。ここにどう関わるかというのは、市民に選択権があるわけです。そうすると、様々な情報を市民が挙げていく、それを閲覧する。市の情報だけじゃないですよ、市民が出した情報をほかの市民が見ていくんですよ。子育てサークルをここでやってますよ、今日はここで集まりますよというふうにやると、ほかの方々が見て、そこに加わることもできる。そういったシステムもいっぱいあるんですね、市の情報も当然落ちてくる、こういった取り組み。

そして、GPSを活用した位置情報、あるいは写真等を基に、今度は行政側が、これ、前回僕質問もしましたけれども、例えば、どこどこの道路はこうですよと、がけ崩れがちっちゃいけど、こうやって起こってますよと、それを写真に撮って、そのまま行政当局へ送ると、そうすると、わざわざ電話で説明せんでも一発で分かるわけですね。そういった取り組みも市民と共同で、もうスマホ用のアプリとして、あるいはパソコンで取り組めるようにしている自治体がどんどん出てくるんですよ。

ですから、僕はこれを行政で一つでやりなさいと言っているんじゃないですよ、そうできることじゃないです。だけれども、そういったことを情報を提供することによって、民間と一緒にやっていく。そんなに費用もかかることではないです、調べたところ。ですから、そういったところに対する取り組みというのを場内です、情報管理課、あるいは総務課等も含めて、様々な庁内横断的に議論をしていただいて、どの時点ぐらいから取り組めるのかなという議論をそろそろされてもいいんじゃないのかなと。

ICTに関しては、副市長が中心になって取り組むという会議がありますけれども、実際なかなか機能をしてないじゃないですか。副市長、答弁どうぞ。

○副市長（外山文弘君） 様々な先進的な事例等指摘していただきましたけれども、本市におきましては、一般の市民向けのフェイスブックとか、そういうものも、ツイッターとかやってませんし、そういう意味では他の団体からすると、若干そういう情報提供は遅れてるかなと思っております。本当に、今おっしゃるとおり、電子自治体関係の組織もございますので、そういうものを活用しながら、市庁舎内での議論を深めて取り組んでいきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 副市長のそういう答弁ですので、市長は、もう答弁されなくて結構ですので、次に移りたいと思っております。

ICTの関係で、とりあえず学校現場ということで、本当はもっと市議会当局あるいは市行政当局のとの絡みで、タブレットの導入ということも、本当は質問したかったんですけども、まず学校現場で進んでますので、そこでの議論を経てから次の機会にこういったことは譲ろうかなというふうに思って質問をしました。

市長の方でも、全国的にタブレットの導入が多くなっているということは承知していると、そして、その結果学習意欲がわいてきているんだということも分かっている。そして、九州市長会

で浦添市でその現場を見て、これはためになるなと思われたんでしょうね、日本一を目指す上で、こういったものを導入すれば、一步前進になるなということ率直に、先ほどお述べいただきました。ただ、今後そういったものを導入する時に、教員のスキルアップということも含めて課題があると、そこをクリアしていかなければいけないだろうと、そして効果的なツールと考えるけれども、費用の問題、そういったこともあるので、教育委員会と今後協議をするという答弁でよろしいですね。それはそれでよく理解をします。

教育長の方に関しては、このことは市長も答えられましたので、ごくごく簡単に30秒ぐらいで答弁をされたんじゃないかなと思いますけれども、同じような理解なんでしょうね、市長とね。今後、効果的な考え方に立って、先進自治体の事例を学びながらうんぬんと、学ぶ必要もないぐらい情報は氾濫（はんらん）してません、いっぱいお持ちでしょう、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

I C T教育につきましては、私どもの大きな教育課題として取り入れていかなきゃいけないというふうに思っています。ただ、非常に多くの予算を伴うものですから、やはりそこには慎重な配慮というのは必要なんだろうと思っておりますので、そういう意味で先進的に今いろんな所が、取り組みを進めてますので、成果、これはたくさんあります。先ほど言いましたように、非常に子供たちにとってみれば、動画、音声、拡大縮小が自由にできますので、非常に興味・関心を持って授業ができるとか、一人一人がタブレット持つことによって、非常に興味・関心を持って意欲を持って取り組めるとか、そういうメリットもあるわけですが、片や今度は、先ほどちょっと言いましたけれども、その使い方によっては、なかなか個人差が大きくなると、そのことが果たして費用対効果ということはどうなのかということとか、課題もいろいろありますので、そういうところについては、まだまだ私ども情報が不足していると思っておりますので、今後は、そういう情報も十分取り入れながら、本市にとってどのような導入がいいのかということについては、前向きに考えていきたいなと思っております。

○13番（小野広嗣君） 前向きに考えていくという方向では一緒ですが、その負の部分に関して、今心配される部分がありましたけれども、もうこの5月にですよ、国は、これまでの実証結果をまとめて報告書を上げてますよ。その時に、そこでもう、この効果は絶大であるということも含めて、報告書にまとまっていますよ。だから、今教育長が言われた全く危惧はないということは、僕も申しませんが、クリアしなければいけない部分というのはありますけれども、今、もうその時にきてるんだということで今回質問をさせていただいてるんですね。その理解が少し弱いなという気がします。そこらはしっかり国の報告書とか読まれました、僕持ってますけど。

○教育長（和田幸一郎君） 国の報告書も読んでおりますが、なにしろ先ほど言いましたように、非常に多くの予算を伴うものでありますので、そこは慎重に考えていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っています。

例えば、今回佐賀県の武雄市が3億円余の予算を使って全小中学校にタブレットを導入した経緯がありますけれども、実際導入してみると、なかなかいろんなことで、授業がうまくいかない

ような状況というのもし出てきたりしているということは、やっぱり事前にきちんと私どもの方も、そこら辺を精査しながら取り組んでいかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っていますので、先ほど前向きと言いましたけれども、モデル的にでも実施できるところは実施していくとか、そういう方向で考えていきたいということで御理解いただきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 今、武雄市の例を出されましたけれども、実際武雄市に問い合わせた聞かれたんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 直接は聞いておりません。

○13番（小野広嗣君） 今、教育長が答弁された部分というのでも多少出てますけれども、逆の部分の方がしっかり出てますよ、情報としては。実際武雄市に問い合わせ、そして、その状況を聞いた僕の党の同僚議員からも僕は詳しく聞いてるんですよ。そういった部分というのは、やはりしっかり捉えた上でですね、答弁というのはしてくださいね。こちらが質問する時というのは、様々な情報を握って質問をしているわけですから、少し違うなというふうに思ってますけれども、課題がないとは言ってませんよ、当然。反転授業を一生懸命やっていますよね、反転授業の効果については、どう捉えているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 私ども、従来の例えば黒板を使った授業とか、あるいは子供たちがノートに書いて授業をする。そういう、これまでの授業というのは大事にしながら、このICT教育というのを積極的に進めていくということが大事なんだろうと、そういう基本的な考え方というのは持って、ICT教育を進めていかなければいけないだろうと、そういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 昨日の答弁でも、教育長、日本一の学力、学力向上を目指すのは当然、大事だけど、知・徳・体が大事だと、当たり前ですよ、それは。そうなんだけれども、市長が、やはりそういった思いに立って、学力の向上を目指そうという流れの中で、どういったことに取り組めばいいのかなど。これまでと同じような教育の取り組みをしてれば横ばいで変わらんわけでしょう。どうすれば学力アップが図れるのかといったときに、こういったことも一つのツールとして使えるわけですよ、そこに対してのやはり意識というのをもっていかないと、立ち入ってもっていかないと、このことは進まないですよ。

予算のことを言われますけれども、確かに多少かかりますよ、全小中学校に導入したら膨大な金額ですね。モデルとして4年生だ、6年生だ、中学生だとかいうやり方もありますね、段階を踏んで、そして進めていく方法がある。他が進んでいる時に、学力向上日本一を目指す本市がそのことに対して遅れをとっていけば、差がつくじゃないですか、ほかの自治体と比べて。全小学校にタブレット大館市、17校261台、授業の質向上を目指すためとあって、これ、ふるさと納税を活用しているんですよ。こういう取り組みで全額補っているんじゃないですよ、1,000万円ほどふるさと納税で補って、足りない分を一般財源から当然持ち出している。こういう取り組みをして工夫してるんです、みんな。そして、そのことを言えば、ふるさと納税をされている方々にもしっかり確認をとっている。そして、市職員にどういう取り組みが大事だろうかといったら、タブ

レット購入が大事だと、ふるさと納税は使えないだろうか。市職員の中から、そういう声が上がってきているんですよ。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日、ふるさと納税のお話があったところでございますが、思いのほか、その納税額が伸びてきているということにつきましては、本当にうれしい限りでございます。

先進的な地域において何億も上げてきているということは、あちらこちらから聞こえてきておりまして、その使途というものについて、じゃあどうするのかなというふうには関心を持っていたところでございます。

私自身は、今議員がお話がありましたように、実は学力向上日本一というものを掲げておりますし、そしてまた、浦添市の事例について研修をいたしまして、その研修の中身においては、市長が今後においては、ICTの活用が本当に様々な分野で必要なんだと、そして、特に教育においては子供たちに早くからそのことをなじませて、そして更なる次の世代が1ステップも2ステップも上がるような日本の未来を築かなければならないという内容のお話であったわけでございます。私どもは、ややもすると扱うことは、本当に子供たちからすると十分でない世代になってきているわけでございます。しかしながら、ICTの世界は更に更に更に日進月歩で進んでいくということでございますので、子供たちには早くからそのような環境になじませていかなきゃならない。それを教育の現場で生かしていくということで、タブレットの導入がされているというようなお話だったわけでございまして、私自身も、実は本市において地域情報通信基盤整備事業を導入する時に、このタブレットを一緒になって導入しようというふうに国の方には提案したところでした。

しかしながら、その時点においては、全国各地で、この地域情報通信基盤整備事業の手が挙げだったので、志布志市は少し遠慮してもらえませんかということで、行政告知端末機になったという経緯がございます。

ということで、私自身は、このタブレット導入につきましては、十分子供たちにとって、学習向上のためにも、そして様々なこれから生きるためにも必要なツールというふうに考えておりましたので、先ほどの話に戻りますと、このふるさと納税の全国からいただいた有り難い篤志についても、教育現場に生かしていきたいと。そして、タブレット端末の導入に生かしていきたいなというふうには思っていたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 非常に整理をされた答弁であったと思います。よく理解ができます。教育長が全然理解されていないって僕言いたいわけじゃないですからね。学校現場を預かる長として、予算の関係、当局との交渉もあるわけで軽々にこの場で発言はできないと思いますが、予算措置ということでは、いろんな知恵を出して、今ふるさと納税を使って、周りの全ての理解を得てやっているところもあるわけですので、我々の既成観念だけで判断をすべきではないなというふうに思うんですが、今の市長の答弁を聞かれてどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の小野議員さんの提案ということにつきましては、ICT教育

というのは、これから育っていく子供たちにとっても欠くことができない、欠かせない大きな課題だと思っています。

私としては、今回このタブレットを導入することの意義として、一つは先ほどから言っていますように、子供たちが興味・関心を持って学習ができる。それがひいては学習意欲、そして、学力向上につながっていくんだらうという視点が一つと。

それからもう一つ、やはり子供たち自身がICT機器に積極的に慣れる、利用できる、そういう子供たちを育てるといふ、この二つの視点で、こういう教育機器を導入していかなきゃいけないだらうと思っています。いずれにしても、先ほど前向きと言いましたけれども、今市長の方からも予算的な部分は、こういう部分でどうにかできるんじゃないかというような、有り難い答弁をいただきましたので、私の方としても、全校一斉にやるのか、あるいは小学校、中学校を別々にやるのか、あるいは各学校に数台ずつ配置するのか。いろんな方法があると思いますので、そこら辺も含めて、また来年度に向けて検討していきたいと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） これまでのパソコンと違って、このタブレットというのは、移動端末ですので、移動しながら、あらゆるところで使えるという、そういった利点も別途あるわけですね。

そして、武雄市の件が出ましたけれども、この成果が6月12日ですよ、6月12日の新聞に載ってましたけれども、東洋大学が検証をした結果、タブレットを使って反転授業をやってますね。反転授業の議論もしたかったですけれども、時間がないから今日はそれはできませんけれども、これを使った結果が成績に大いに向上、アップにつながっているというデータがもう出ていますよ。ですから、そういったことも含めて、今後取り組んでいただければというふうに思いますので、参考にさせていただければというふうに思います。

時間があと少しですので、社会保障教育についてです。

もういろいろと申し上げませんが、中学3年公民の中で教えていただけていますが、これ、なぜこういう質問をしたかといったら、最近の年金の問題ありましたね。ああいう情報の流出ということに兼ね合わせて、新聞等にいろんな投稿があったんですよ。その投稿を見ていくと、大学生の投稿にしても、あるいは学校の先生の投稿にしても、少し現実を知らないなという投稿だったんです。年金問題に対する理解が、マスコミが騒いだり、過去にしましたので、そういった認識のままで年金が破たんをするんだとか、自分の世代の時には、もうもらえないんだとか、額が少なくなるんだとか、そういったちまたで流布されている誤った情報の基に投稿がなされてました。そういったものを掲載する新聞もどうなのか、でも、そういった思いに立っている方々がいるということで載つけたのかもしれない。それを見るにつけ、学校教育の中でしっかりやっついていかないと、学校の先生でさえ間違った投稿をしてるんですよ。だからこそ、学校教育、子供たちに対するこの社会保障教育が大事、それを教える先生の能力が、僕はどうなのかなって心配しているんですけども、そこはどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） この社会保障制度について詳しく教えるのは、先ほど議員言われたように、中学校3年生の公民の授業なんですけれども、実際ですね、時間的にはそんなに多

くはないわけですね。その中で、基本的な社会保障制度の仕組みとか、そういうのを教えていくわけで、公民、社会の先生たちはそれぞれ専門の立場で指導しておりますので、その指導力の差というのはあるのかもしれませんが、学習指導要領にのっとった内容ですので、そこは子供たちには、間違いなく指導しているんだらうと思います。ただ、その指導の中身が、どれだけ子供の方に、きちんと映っているのかということについては、はっきり言えませんけれども、少なくとも社会保障に関わる授業の中身について、各それぞれの先生たちは一生懸命取り組んで指導していると、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 僕ですね、時間が、コマ数が少ないということも分かっています。それで、こういったことが試験になかなか出ないということで、なおざりにされるということも分かっています。けれども、子供たちが将来社会を背負っていくときに、このことをしっかり学んでおかなければ、おかしなことになりますよね。だから、その意味でも今回質問してますし、教員の質、その考え方によっても教え方が変わってくる問題だなと、すごく思うんですね。

先ほど、租税教育の話もされましたよ。本年の4月に、この租税教育の事例集をまとめたものが出されております。そういったものというのは、学校現場まで今、届いて学ぼうという空気は出来上がってるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 租税教育の副読本というのは、それぞれの学校に配布されてます。これは副読本ですので、それぞれの学校で積極的に活用するようにということでお願いしていますので、それぞれの学校の実態に応じて使ってるんだらうと思いますが、どの程度使ってるのかということについては、はっきりここで言えませんけれども、具体的な資料でありますので、各学校では、これからも活用するように、また指導をしてまいりたいと、そういうふうに思っています。

○13番（小野広嗣君） この租税教育の事例集というのが、本年の4月に発表になってます。そういったものが、学校現場にしっかり落ちてくるのか、そして、それをどのように活用しようとしているのか。まだそこまでいってないとは僕は思ってます、実際は。だけれども、これはぜひ早急に取り組んでいていただきたいなというふうに思うんですね。やはり、社会保障という、この給付と負担の関係、こういった部分というのをしっかりやっていかないと、わがまま勝手な子供たちが育っていきますよ。

そして、人の心の痛みが分からない。お互いに支え合っていくということが分からない。そういった子供を、この少なくとも、国自体で取り組まなきゃいけないけれども、少なくともこの我がまちからは出してはいけないというふうに僕は思って、今回この質問をさせていただいています。どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のこの御質問について、私は一つは社会保障制度の仕組みを教えるという、そういう学習の中身だけのことではなくて、私たちの社会というのは、お互い助け合いながら、支え合いながら生きている、そういう社会でありますので、大事なことは日常の学校生活の中で、子供たちに相手に対する思いとか、優しさとか、尊敬とか、そういうものをずっ

と教えていくことが、将来大人になってからも、こういう社会福祉制度についての理解が深まることにつながるんだろうと思いますので、学習の中身プラス、これからの子供たちの生き方として、それこそ志布志が目指す「志のある子供」ということで、思いやりとか優しさとか、お年寄りを大事にするとか、そういう気持ちを育てていくという、二つの視点でこれからも進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○13番（小野広嗣君） ぜひ、そういった今の教育長の答弁理解できますので、そういった思いを学校現場にしっかり染み渡るようにお伝えをしていただきたい。

冒頭申し上げましたように、新聞の投稿が僕は原因です。今回質問をすることの。そして、うちの子供にも聞きました。覚えてないですね、うちの子供の能力の問題もあるのかもしれないけれども、「あんまり覚えてない」って言うんですよ。ですから、インパクトがやはりなかったのか、能力の問題なのかは分かりませんが、新聞の二人の投稿の話を簡単に言いましたけど、そういった投稿、間違った情報、誤解の元に成長していくことをすごく恐れるものですから、このことについては、ぜひとも学校現場にしっかりと、お伝えをしていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

○

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。まずはじめに、同僚議員の御配慮によりまして、私が昼またぎにならなかったことを感謝申し上げたいと思います。

では、改めまして新生志の会、青山でございます。

今我々志布志市議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会改革に取り組んでおります。

そして、その中で、今回本市議会におきまして、初めて結成されました会派、新生志の会は、常に議会の政策議論をリードするとともに、議会改革の先導的役割を果たしてまいりたいと思います。

また、私どもは一人一人自立した議員として各自の問題意識に基づいて、自由な調査・研究・議論を通じて自己を高め、その全ての責任を自分自身で負い、協働して志布志市の市政発展と議会の活性化に向けて行動する。このことを会派の行動理念とし、積極的に政策提言を行うとともに、山積する市政課題に対して、果敢に取り組んでまいりたいと思っております。

そして、私も一議員として、この場に立たせてもらう喜びと責任をしっかりと噛みしめて、市民の負託に応えることができるよう、真剣に質問してきたいと思っております。

それでは、質問通告書に基づき一問一答方式で、順次質問してまいりたいと思います。

はじめに人口減少対策の取り組みについてでございます。

この人口減少対策については、過去複数の同僚議員からも様々な角度から質問があったかと思いますが、私は私なりの視点、そして私なりの思いで質問したいと思っております。

まず、若者の流出防止策についてお伺いします。

本市の将来を考える上での最大の課題は、人口減少問題であると考えております。急速な人口の減少は、産業・経済・福祉・医療・社会保障や税収減による自治体経営の悪化、地域活性化の衰退に大きく影響しているからであると考えております。

今後の本田市長の打つ手に期待しているわけですが、現時点での志布志市の人口が約3万2,700人となっており、ピーク時の昭和55年からすると5,000人も人口が減ってきており、少子高齢化に伴い、人口ピラミッドも時代とともに大きく変化してきている状況にあります。

ただ、現在本市では、少子化、人口減少対策を重点戦略の上位に掲げ、子育て支援など先進的な施策を遂行しており、出生率も2008年から2012年の平均値では1.95と高水準であり、市レベルでは全国12位、県内ではトップという結果が出ております。

また、2012年の単年におきましては、2.04で人口維持に必要とされる2.07という数字に迫るほどの高水準であることから、こういった施策が一定の成果へとつながっており、高く評価するところでございます。

しかしながら、一方で、若年層の流出が止まらないのも現状にあるところでございます。大切に育て上げた子供たちが流出することによる本市の損失は数字では計り知れない大変大きなものと感じております。

そこで、若者の人口流出に歯止めをかける施策は、いろいろ考えていると思われませんが、もう待ったなしの状態であります。良いと思うことは、進んでやるべきと考えておりますが、本市において若者の人口流出に歯止めをかける施策をどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

若者の流出を含め、人口減少問題につきましては、全国の地方が抱える共通の問題でありまして、昨年の6月に民間の日本創成会議が発表した、いわゆる増田レポートは、このまま人口流出が続けば、今後30年間で20～39歳の若年女性が半分以上に減る自治体が全国の約半数にあたる896市区町村に上るという試算を発表したことは、記憶に新しいところです。

本市におきましては、昨年7月16日に庁内関係課からなる人口減少対策プロジェクトチームを立ち上げ、また、若手職員による子育て・教育、移住定住、雇用就労、アンケートの四つの作業部会を編成し、取り組みを進めてきたところです。

また、昨年12月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、国は2060年に1億人程度の人口を維

持するという展望を示した人口ビジョンに基づき、人口減少と地域経済縮小の克服と、東京一極集中を是正するための方針と基本理念等を定めております。

その中で、地方における人口ビジョンと総合戦略を策定するよう求めており、現在庁内で、地方創生推進本部を設置すると同時に、五つの作業部会、産業界、行政、学校、金融機関、労働団体、市民代表等からなるまち・ひと・しごと創生推進協議会を設置し、本市の実情に応じた特色ある総合戦略策定に向けて取り組んでおります。

若者の人口減少に歯止めをかけるということは、若者に魅力のあるまちづくり、つまり若者にとって魅力のある地域かどうかということになります。今回、国が、まち・ひと・しごと創生法で示しております四つの基本目標である、1番目に、地方に安定した雇用を創出する。2番目に、地方への新しい人の流れをつくる。3番目に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4番目に、時代にあった地域をつくり、地域と地域を連携するということを踏まえ、本市の実情に応じた、また本市の特性を生かした施策を検討してまいりたいと考えております。

特に、本市の農林水産資源を活用した農業振興、東九州自動車道や都城志布志道路の整備による交通アクセスの向上が見込まれること。国際バルク戦略港湾に指定されている志布志港の活用、そして、臨海工業団地の分譲による企業誘致など、他市町村に無い、様々な今後可能性がある分野があると考えております。

以上です。

○2番（青山浩二君） そういった施策は、大変大事ではなかろうかというふうに思います。

それでは、視点を変えて逆転の発想で、都会に住む人から見ると、自然に恵まれた志布志市は住みたい町として有力ではないか。観光宣伝も大事なことでありますが、志布志市をあなたの住む町にしませんか、というのを発信することも大事ではなかろうかというふうに思います。

そのためにどうすべきか、流出防止策と同時に、他地域からの流入を促す施策に発想を転換する必要もあると考えます。

そして、その対策は一つではすまないと思います。まずは、住むところが第一に必要であり、次に生活支援のニーズ全てに対応が必要になってきます。住宅取得への支援制度、出産、育児、子育てについて近隣自治体に負けない支援制度など、まだ他にもたくさんあるような気がいたしますが、まずはこういった支援策を優先して、志布志市民になってもらうためのPRを市内外で行うことが大事ではなかろうかと思えます。

なぜよそから移住してきた人だけに、そんな手厚い支援をするんだというような批判もあるかもしれませんが、先ほども申したとおり、もう待ったなしの状態でございます。このことにつきまして、市としてどのように取り組んでいるのか、また、どのように取り組むつもりなのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在市で取り組んでおります主な支援制度としまして、移住定住に関しましては、地域おこし協力隊事業、定住促進住宅用地整備事業、移住定住促進事業、空き家・空き地バンク事業、そし

て、出産、育児、子育て等につきましては、出産祝い金支給事業、子ども医療費助成事業、保育所建て替え助成事業など、特に子育て支援に関しましては、総合的に見まして、他の自治体と比較しても誇れる充実した支援内容になってると考えております。

このような取り組みのPRにつきましては、市のホームページやシシガーデンのほか、移住交流推進機構のニッポン移住・交流ナビや、今年5月に総務省が開設しました全国移住ナビのサイトで情報発信しております。

また、平成または26年度におきましては、鹿児島県が主催し、東京や大阪で開催されます移住定住セミナーに参加しまして、本市の取り組みなどをPRしているところであります。

ただいま、議員から御意見ありますように、本市の取り組んでいる様々な支援策等についてのPRにつきましては、今後の施策の拡充や新規事業などの検討とあわせまして、さらなる効果的な情報発信についても検討を加え、今後も本市に一人でも多くの方が興味を持ち、移住してもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○2番（青山浩二君） 分かりました。何回も繰り返すようでございますが、人口減少対策については、もう待ったなしの状態にあります。

今、答弁にありました取り組みを積極的に行って欲しいと願っております。

では、次に就労の場の確保に向けた取り組みについて質問していきたいと思っております。

若者の流出の問題点の一つに、仕事に関することがございます。衣食住は、生きる上において大切な要素であり、住むところというのは、生活の根っこの部分だと思っております。

そして、衣食住＝仕事という図式も成り立つわけですが、勤務したい会社、若者が入りたいと思う会社が志布志市に無いという意見があるのも現実でございます。家庭を持った若者世代、家庭を持つ前の若者世代という観点から人口減少対策を捉えて見ると、働く場所、いわゆる雇用の場の創出が強く望まれております。

高校を卒業して就職しようとしても、地元には就職先がなかなか見つからないため、地元を離れなくてはならない。また、大学・専門学校等で一時地元を離れたものの就職するにあたり、地元に戻ろうと思っても勤める場所が無いため、戻ってくるができない。こういったことなど、若者の流出を抑えるためには、働く場所の確保が欠かせない大きな要因となっております。

そこで若者の流出防止策の一つとして、就労の場の確保に向けた現在の取り組みについてお伺いします。

あわせて臨海工業団地の企業の応募状況並びに考えられる本市民の雇用創出の数が分かっているれば、お示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市が取り組んでおります若者の就労の場の確保に向けた取り組みとしましては、本市の主幹産業であります第1次産業の農業におきまして、ピーマン栽培の農業公社の研修制度が、これまで成果を上げており、本市の特色ある取り組みであるところです。

このほか、就労につながる支援策としまして、新たに就農する方に対しましては、支援金を交

付する新規就農支援事業や新規就農者育成事業などを実施しているところです。

また、保育所の建て替え支援事業によりまして、保育士の雇用の増につながっております。さらには、今後雇用創出につながる取り組みとしまして、空き店舗調査事業、創業支援相談事業など、地方創生の先行型で実施するところです。

臨海工業団地の企業の応募状況、並びに考えられる本市民の雇用創出の数についてでございますが、現在の応募の受付につきましては、8月からを予定しております。現段階では、倉庫業7社、製造業3社、その他の部門1社から問い合わせがきております。

雇用創出のニーズにつきましては、想定される業種としまして、食品関連産業をはじめとする製造業の企業誘致を期待するところですが、平成22年度工業統計表を参考に試算しますと、7haの分譲地に5社の事業所で約200名の雇用規模が想定されるところであります。

○2番（青山浩二君） 今、答弁にありましたように、就労の場の確保に向けた取り組み。そして、臨海工業団地のような大規模な雇用創出が生まれれば、若年層の流出に一定の歯止めがかかるのではないかと期待するところでございます。

また、キャリアアップ支援の観点から見ますと、それぞれの若者が置かれている状況は、就労場所との距離、持っている能力、環境等様々であり、その置かれている状況に応じて複合的な問題を抱えている者への支援、専門的相談、職場体験支援、フリーターから正規雇用化に向けた個別相談支援、職業訓練等の一元的な管理と、最も適したメニューへの確実な橋渡しを行うなど、若者が着実にステップアップしていけるよう、若者に対して能力開発の機会を与えて、離職者の防止につなげていくことが必要であると考えます。このようなキャリアアップ支援について、本市はどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年5月に日本創成会議が取りまとめたストップ少子化・地方元気戦略の中で、非正規雇用の割合は若年層ほど大きくなっており、非正規雇用の男性は正規雇用に比べ、20歳代から30歳代の未婚率が2倍以上高い状況にあるとされております。

また、特に介護分野においては、離職率が高い状況にあるとも言われております。

内閣府や各関係大臣、経済界、労働界の代表者等で開催される政労使会議での議論等を通じて、非正規雇用のキャリアアップ、処遇改善に向けて、多様な正社員制度の導入をはじめとする、多様な形態の正規雇用の実現、普及を促進すべきであるということなどが示されているようであります。

地元企業の雇用に関する情報を照会、提供するとか、先進自治体の取り組みも参考にしながら、現在取り組みを進めております総合戦略策定に向けた作業部会等で検討してまいりたいと考えております。

○2番（青山浩二君） はい、分かりました。この点につきましても、しっかりと検討していただきたいと、そういうふうに思います。

では、違った視点からもう1点だけ質問したいと思います。

市内において起業、創業する若者についても融資制度のみならず、助成制度などを新設し、若者の転出、流出防止、そして転入促進のためにも支援体制を図っていただきたいと考えておりますが、起業家支援新制度について、本市の現状をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の起業家支援助成制度の現状につきましては、基幹産業である農業分野において、ピーマン栽培の農業公社研修制度や新規就農支援事業、新規就農者育成事業などの他、さかき、しきみの支援事業や、アピアにおけるチャレンジショップなどにも取り組んでいるところです。

創生先行型の事業におきまして、商店街の方々と意見交換を行いながら、空き店舗調査事業や多機能型拠点施設整備事業などを実施するところで、このような事業に取り組みながら起業しようと考えている方々が、どのような支援を望んでいるかを把握しながら、今後の支援策についても検討してまいりたいと思います。

○2番（青山浩二君） 農業分野、それからまた地方創生先行型、こういったことに関しましては充実した支援策があるようで安心いたしました。他の分野におきましても、そういった様々な角度からの支援策を切に願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

本市の将来的、この将来的というのは、中長期という意味での将来的という意味でございますが、人口の目標、いわゆる人口ビジョンについて質問していきたいと思ひます。

人口減少の抑制や東京一極集中の是正など、地方創生に向けた基本理念を定めたまち・ひと・しごと創生法案と、活性化に取り組む自治体を国が一体的に支援する地域再生法改正案が成立しました。この創生法案は、結婚や出産、育児で希望を持てる会社の形成に向けた環境の整備、魅力ある就業機会の創出などを基本理念に掲げ、政府による総合戦略の策定に加え、都道府県や市町村にも各地の実情に応じた地方版総合戦略策定を努力義務とし、平成28年3月までに作成するよう促しております。

そこで、まずお尋ねいたしますが、国の地方創生関連2法案に対する期待や感想について率直なお考えをお聞かせください。

また、地方創生に関連して本市特有の有利な点、そして課題点などありましたら、あわせてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年9月30日の国の臨時国会において、安倍首相が地方創生国会と位置付けまして、若者に魅力あるまちづくり、人づくり、仕事づくりを進め、これまでとは次元の異なる大胆な政策を実行していくと所信を述べられました。この内容を聞いた時に、私は本市がこれまで取り組んできた日本一を目指した取り組みが、特に環境、健康、教育、子育て、Iターン者による農業研修制度など、これがまさしく志布志の地方創生だと感じ、非常に期待をいたしました。

そして、地域再生法につきましても、国から申請について提案を求められ、若者を呼び込み、地域資源を活用した若者に魅力あるまちづくりを中心としたシンプロジェクト再生計画を策定し、認定を受けたところでした。

国は、アイデアややる気のある自治体を支援するというものでありましたので、いち早く国に出向いて、本市の取り組みを先進的なモデルとしていただくよう説明を行いました。

結果としましては、先行型の交付金の配分については、人口割等、一律の配分となり、また地域再生計画についても先に全員協議会の中で説明いたしました。全国で152事業が認定され、各省庁に該当する補助事業等が優先し、該当しない場合に、この地域再生戦略交付金が該当し、補助率については2分の1という内容のもので、今後5か年の計画となっております。

また、本市特有の有利な点としましては、まず広大な農地や温暖な気候を生かし、大規模な畑地かんがいを活用して、お茶や野菜など、生産性や付加価値の高い畑作農業が展開できる。また、肉用牛、豚などの畜産物、うなぎ、はも、しらすなどの水産物も盛んであります。

さらには、国際バルク戦略港湾に指定されている志布志港の活用、臨海工業団地の分譲による企業誘致、東九州自動車や都城志布志道路の整備による交通アクセスの向上等が期待できるなど、このようなものが本市の強みであると考えております。

課題としましては、これらを活用して若者の流出を食い止める、あるいは、どうして若者を呼び込むか、若者の働く場の確保など、若者に魅力あるまちづくりを進めていくことが課題になるうというふうに考えております。

○2番（青山浩二君） 他の自治体におきまして、いまだに有利な点、それから課題点がぼんやりとしか見えていない状況がある中で、今の答弁のとおり、本市にとっての有利な点、課題点のはっきりと明確に分かっている状況こそが地方創生において本当の意味での強みではなかろうかというふうに思います。

国の方針、長期ビジョンでは、50年後を見据え、2060年の人口も1億人程度を維持するよう、1人の女性が生涯に産む子供の数の推計値を表す合計特殊出生率を2013年の1.43から1.8程度に改善するとしております。幸いにも本市においては、先ほども申し上げたとおり、ここ数年の平均値が1.95と高い数字を出しておりますが、他自治体では喫緊の課題として取り上げられているようでございます。

若い世代が将来に不安がなく、夢を抱いたり、結婚に関して希望を持ったり、更に言えば子供を2人以上持ちたいと思うようになれば出生率を上げることはできませんし、これは本質的には国を挙げて取り組んでいくべき課題であると、そういうふうに思っております。

そういった中で、さらに本市の出生率向上のためには、どのような取り組みが有効と考えられているのか。また、出生率向上以外で自然減の割合を減らすための具体的な施策には、どのようなもの想定されておられるのか、あわせてお尋ねをいたしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の平成24年度の合計特殊出生率は、2.04で、鹿児島県平均1.64、全国平均が1.41という数字を大きく上回っているところですが、この数字を向上させるためには、結婚して子供を産みたい人の希望を阻害する要因、つまり希望阻害要因の除去に取り組む必要があるところであります。若者が自らの希望に基づき結婚し、子供を産み育てることができるような環境、社会をつくるこ

と、産みたいと思う女性が産める環境をつくることが重要で、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、それぞれのステージに応じた切れ目のない支援が必要だということでございます。

具体的には、婚活支援など、出会いの機会づくり、不妊治療支援や産後ケアの充実、子育てや、教育ができる収入や時間を持てるようにし、出産を理由に仕事で不利益な扱いを受けない社会をつくることなどが挙げられます。

また、自然減の割合を減らす具体的な施策でございますが、本市においては、2025年を境に65歳以上の人口が減少に転じていくと試算されていますが、同時に新しく生まれる子供も減っていくと試算されています。自然減を減らしていくためには、死亡する人が増えていくことは、ある程度甘受せざるおえない中で、新しく生まれる子供を増やすために今以上に子育て環境を良くして、出生率を高めていく必要があります。この出生率を高めるために、子供を産むことのできる若年女性の流出を抑え、また逆に若年女性を流入させることが必要になってくると考えているところでございます。

○2番（青山浩二君） 日本世論調査会が全国250地域の男女3,000人を無作為抽出で選んで、昨年9月末に実施した世論調査によると、日本の人口減少について、「大いに不安を感じる」と答えた人が41.6%、「ある程度不安を感じる」と答えた人が41.9%と、合わせて84%もの人が人口減について何らかの不安を感じているという結果が判明いたしております。人口減を不安と感じる理由については、「年金や医療などの社会保障制度が破綻する」が、60%と最も多く、「働き手が少なくなり、経済力が衰える」が48%、「子供や若者が減り、社会の活力が失われる」が46%と続いております。

また、人口減少対策として効果的だと思う施策については、「子育て世帯への支援拡充」、これの49%を筆頭に、「医療や福祉サービスの充実」が40%、以下、「企業誘致などで雇用の創出」、「住環境の充実」、「電車やバスなどの公共交通網の整備」などとなっております。住民の多くが従来のハード面ではなく、ソフト面重視の政策や対応を望んでいることが浮き彫りになってきております。

そして、ここ数年、議論が活発になってきた人口減少問題や地方創生について、今後の取り組み方針や政策を企画立案していくにあたっては、本市においても独自に人口減少に関する住民意識調査を実施し、それらの結果を施策に反映させてみてはいかがでしょうか。

また、人口減少率がワースト1の秋田県では、昨年11月に2040年の人口構造と社会に及ぼす影響、例えば、医療費、高齢化率、要介護者数、児童生徒数などに関するシミュレーションを独自で行い、その結果を公表しております。

本市でも、今後人口減少対策を実施する際の議論や検討の材料として同様の試算を行ってみたいかどうか、このようなことをちょっとお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、人口減少に関する住民意識調査の実施につきましては、議員のお話のとおり、現在市民アンケートの実施に向けて、準備を進めております。市民3,000人を無作為に抽出いたしまして、雇用や住環境、結婚、出産、子育ての分野などについての内容でアンケート調査を行うところに

しております。

今月に発送いたしましたして、7月はじめに回収しまして、年代ごと、男女別、それぞれに結果の調査分析を行いまして、市民ニーズに対応した効果的な施策となるように取り組みを進めてまいります。

また、医療費、高齢化率、要介護者数、児童生徒数などに関するシミュレーションを市独自で行うということにつきましても、これまで人口減少対策プロジェクトにおける作業部会等でも、検討してきている内容でございますし、今回国がシステム化しております「地域経済システム」と呼ばれる、いわゆるビッグデータというシステムも活用しているところです。可能な限り様々な検討できる材料をそろえながら、今後人口ビジョンや総合戦略の策定を進めてまいりたいと思います。

○2番（青山浩二君） 人口ビジョンや地方版総合戦略の策定においては、活用できるデータは多ければ多いほど、より現実に近い策定ができると考えておりますので、可能な限りのデータ収集を進めていって欲しいと、そう思います。

また、先ほど触れましたように、国は自治体に対して、地方版総合戦略を平成27年度中に策定するよう求めております。

本市においては、この地方版総合戦略策定に関し、どのような方針や理念を持って策定しようとしているのか、今後の進め方、スケジュールや策定体制などとあわせてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

策定するにあたっての方針につきましては、国が示しております。1番目に、安定した雇用をつくる。2番目に、人の流れを地方に変える。3番目に、結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4番目に、時代にあった地域をつくり、地域と地域を連携する。という基本目標がございますので、これらを目標としまして、特に若者が志布志に希望と夢の持てる夢のあるまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

今後の進め方等につきましては、現在庁内に地方創生推進本部、そして、具体的な施策等を検討する作業部会、そして、外部組織でなりますまち・ひと・しごと創生推進協議会を設置しまして、協議検討を重ねながら、本年10月末をめどに総合戦略の策定に向けて、取り組みを進めてまいります。

○2番（青山浩二君） 本年の10月に具体的な人口目標数が明らかになるということで、どんな数字が出るのか、今から楽しみでもありながら、不安でもあるところでございます。

若者の流出防止策にしろ、就労の場の確保の取り組みにしろ、起業、創業に対する新たな支援策にしろ、そして将来的な人口ビジョンに関しましても、市当局の真剣さが伝わってまいりました。

国においても地方創生が重点施策として掲げられている今、本市においてもここ四、五年が非常に大きな転換期、ターニングポイントであると感じております。ぜひ人口減少を最小限に食い止めて、若者が住みたい、住んで良かった、さらには住み続けたいと感じられるまちを目指して、

引き続き企業誘致、志布志市の活性化についても関係部署及び地域住民参加の上で施策を推進していただきたいと要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

教育行政についてでございます。

近年生活の多様化や少子高齢化、核家族化の急速な進展など、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化しております。それに伴って、これまで家庭や地域で培ってきた教育力が低下し、他人を思いやる心、規範意識や道徳心、自立心など、私たちが大切に育んできた人としての力が失われつつあると言われております。

子供たちの生活や学習を取り巻く環境は、改めて申すまでもありません。学校では、これまで子供たちの変化を注意深く見つめ、その対策を進めてきておりました。そして今、学校と家庭と地域とが、それぞれの持つ役割と機能を発揮し、手を携えて子供たちの成長を支えていこうという動きが活発化してきております。この三者連携の具体的な実践が学校、家庭、地域の教育力の向上につながるものだと、私は信じて疑いません。

政府の教育再生実行会議により、平成16年に地方教育行政法が改正となり、保護者や地域住民が学校運営に参加する取り組みの一つとして導入された学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールというものがございます。この協議会制度をうまく活用すれば、私が先ほど申し上げた諸問題は、少しずつでも解消していくのではないかと考えますが、まずは、このコミュニティ・スクール、このことについての現時点での市長並びに教育長の認識及び考え方をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学力向上日本一を目指して、基礎学力はもちろん知・徳・体のバランスの取れた教育を推進するためには、学校、家庭、地域が緊密な連携を図っていくことが重要であるというふう考えております。

コミュニティ・スクールは、学校改善、学校評価、生徒指導、学力向上など、教育問題を解決する上では有効な仕組みであり、地域とともにある学校づくりが推進されるものであると考えます。現在、先進的にコミュニティ・スクールを実施している市町村の事例を参考にしながら、コミュニティ・スクールの導入について、教育委員会と協議してまいりたいと考えております。

本市における学校と地域の連携の件につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える取り組みは、更に重要になってくると考えております。

各学校においては、郷土芸能、農業体験、部活動、高齢者とのふれあい活動等々、様々な教育活動の中で地域の方々の協力をいただいているところです。

また、学期1回、学校評議委員会を開催し、学校運営や教育活動、学校、家庭、地域社会の教育上の問題などについて御意見をいただいております。出された御意見は学校運営や教育活動の

改善に反映しております。

教育委員会としましては、地域の人材を学校の教育活動に更に活用していくとともに、現在実施している学校評議員会を充実させていくよう努めてまいりたいと思います。

全国で導入が広がりつつあるコミュニティ・スクールについては、先行実施している学校の成果や課題、保護者、地域の方々の意向について情報を収集しながら、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 市長、それから教育長の考え方や認識については、理解したところでございます。

現在、子供たちの学校外の生活については、習い事や郊外でのクラブ活動等の時間が増えるなど、学校の外で子供たちの多様な能力を伸ばそうとする動きが見える一方で、子供たちが地域の方々や地域の自然の中で過ごす時間が減り、異世代の大人や異年齢の児童・生徒と交流したり、集団で活動する時間が減少してきているように感じます。

そこでお尋ねしますが、本市における学校と地域の連携に関する取り組みの現状、そして課題にはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校と地域と連携した伊崎田サタデーの取り組みとか、あるいは登校中の交通安全立哨指導とか、地域の方々の指導による稲作とか、あるいは田之浦小でのだご花作り、それから伊崎田小での紙すきなど、全ての学校で地域の方々から支援をさせていただいております。

また、子供たちは地域の行事に参加することで、貴重な体験をしたり、それからふるさとの良さを感じたりしています。しかしながら、その取り組みは、地域による温度差があるように感じております。

以上です。

○2番（青山浩二君） 今の答弁のとおり、学校と地域とがしっかり連携している地域もあるようで、取り組みについては理解するところでございます。

そのような取り組みが、市内全地域に広がっていけば、素晴らしいことでないのかなというふうに思うところでございます。

そして、それはまさにコミュニティ・スクールの原点であるのではないかと考えております。

先ほど申し上げた教育再生実行会議は、本年3月に「全国の全ての公立小中学校においてコミュニティ・スクール化を図る」と、提言を取りまとめております。制度発足以来、徐々に指定校が増えてきているようですが本県におきましても、現在10校が指定されており、また、南さつま市においては、2016年度までに市内の小中学校の全17校をコミュニティ・スクールに指定する方針を明らかにしております。

地域人材の活用でカリキュラムを豊かにし、子供たちの学習意欲を高めるためにも、いい施策であると私は考えますが、本市においても学校運営協議会制度を導入してみてもどうか。また、

導入にあたっての課題としては、どういうものが考えられるのか、更には課題克服のためにはどうしたらよいか、考えをお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 学校運営協議会制度の導入については、国の動向を踏まえながら検討していかなければいけないものだと考えております。学校運営協議会の導入にあたって、委員の人材確保というのが一番問題になるのかなと、そういうふうに思っています。

また、現在学校には、学校評議委員会や学校関係者評価委員会、そういうものもありますので、その委員会との関係というのも明確にしていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○2番（青山浩二君） コミュニティ・スクールを導入することによって、学校と地域の連携、共同による教育活動を通じた人的ネットワークの構築や、地域住民の学びの機会の充実、それらを主体とした地域の振興、再生についてもつながっていくのではないかと考えます。

そして、本市の歴史や文化、産業を教え、郷土に対する愛情や誇りを育むための教材作成や授業を取り込むことも大変大事であると思いますが、この点については、どのように考えているのか、お考えをお伺いします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

郷土を知り、郷土に誇りを持って、愛情を持った子供たちを育てるというのは、すごく重要なことだと考えております。

本市では、「わたしたちの志布志市」という社会科の副教材を作っておりまして、これを小学校3年生、そしてまた、4年生も利用しているわけですが、そういうことで活用を図っていることが一つございます。

あと、本年度から全ての学校で4月24日が「しぶしの日」ですけれども、その「しぶしの日」の取り組みということで、志布志の自然とか、それから文化とか歴史等を学んで、郷土のすばらしさを学ぶ機会を設定したりして、郷土に愛着を持つ子供たちを育てるための取り組みを進めているところでございます。

○2番（青山浩二君） それでは、視点を変えて、もう一つ質問をしたいと思います。

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校施設においてクラスルーム等の普通教室としての利用以外にも様々な用途に活用できるゆとりが生じてきております。

特に、学校施設は地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから、学校教育に支障がない範囲内で地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいと考えられております。

学校の空き教室などを利活用し、子育てや高齢者のサロン機能や地域活動の拠点機能を持ったこういう施設について、十分取り組んでいていただきたいと思いますが、この点について、どのように感じているのかお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 学校の空き教室の利用ということについては、全国的な課題でもあるんだろうと思いますが、本市においては、現在空き教室を利用して、放課後児童クラブとして

活用してるところがございます。開かれた学校づくりの観点から、地域の方々が学校を訪れて、それから学校の様子を知ってもらうことは、大変有意義なことであると思います。地域の要望、そしてまた空き教室の状況から利活用について、今後考えていかなきゃいけないなど、そういうふうにも思っております。

○2番（青山浩二君） 地域活動が盛んな学校区では、地域の方が日常的に学校に出入りしているため、学校や教員のことをよく理解し、逆に教員も地域のことや制度趣旨をよく理解しているため、学校運営協議会における提案が実現しやすいような気がいたします。そういった場をうまく活用して、広く市民にこのコミュニティ・スクールとは何なのか、こういったことなどを周知活動していけば、おのずと機運も上がっていくのではないかとこのように考えております。このように継続的にアナウンスをし続けることが、導入に向けて大事になってくると思いますが、この点については、いかがお考えでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） コミュニティ・スクールの導入については、学校、それから保護者、地域の方々の意向を踏まえて、最終的には教育委員会が決定することになります。そのためにもコミュニティ・スクールの制度について、学校や保護者、地域の方々に、その趣旨等を理解していただくことは、非常に大事だと思っております。

私どもの方としましては、管理職研修会でも取り上げたり、あるいは学校評議委員会等でも、また話題にさせていただいてコミュニティ・スクールについての啓発を進めていきたいと、そういうふうにも考えております。

○2番（青山浩二君） また、コミュニティ・スクールの導入により、地域、学校によってはメリット・デメリットが生じてくるかもしれません。

今、考えられる範囲の中でのメリット・デメリットが分かっているとお示しいただきたいと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 先進的に、このコミュニティ・スクールを実施している学校のいろんな評価というのがあるわけですが、その中を見ますと、例えば、メリットとしては、学校に対する保護者、地域の理解というのが、今まで以上に深まったということ。それから、あわせて学力向上、それから生徒指導上のいろんな問題解決、そういうことが図られたということがメリットとしてあります。

デメリットとしてあるのが、学校運営を推進する上で、この委員の方々というのは、権限が与えられるわけですが、その委員の方々の協力が学校運営に対して、いろいろと批判的なことが出たりした時に、学校が困るというようなことも若干あったりする、そういうデメリットというものもあります。

それから、何と言っても委員の方々が、学校に頻繁に行くことができる状況じゃないので、そういう中で、その権限を任されるということで、責任の重さというのが非常にあるわけですが、そういうところをどの程度把握して、意見を述べていくのかと、そこら辺の責任の重さというものも委員の方々は非常に課題として持っていらっしゃるようでもあります。

以上です。

○2番（青山浩二君） 今、答弁にありましたように何らかのデメリットが出てくるかもしれませんが、しかしながら、それらのデメリットを確実に解消し、メリットの部分伸ばしていけば、素晴らしい制度であることは間違いないと、私はそう思っております。

本市においては、導入にはまだまだハードルが高いような気がしますので、今すぐ導入に向けての賛否を問うというのは困難であるような気がいたします。

しかしながら、将来を見据えて少しずつ準備するのも一つのステップアップにつながるのではなかろうかというふうに思います。

そこで、まずは既存の組織や取り組みの強化を図りつつ、学校運営協議会委員となるための人材の育成、確保を進めてみてはどうか。また、先進地の研修やモデル校の設置などにより、地域の方々や教職員の方々の理解を促進する考えはないのかお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 類似の組織として、先ほど言いましたように、市内全ての小中学校では、学校評議委員会というのがございます。議員も学校評議員になってらっしゃると思いますが、そういう学校評議委員会を更に充実させていくということは、人材の育成と確保につながるのではないかなというふうに考えています。

教育委員会といたしましても、先行している市町村や学校について、更に情報収集を図りながら、どのような形で導入したらいいのかということについて、また検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○2番（青山浩二君） 学校は、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められ、コミュニティ・スクールにより学校、教職員、保護者、地域とが連携、共同体制を構築し、学校を核とした地域づくりへの発展を目指すことが重要であると考えます。

現在、国が示しているコミュニティ・スクールの普及推進や将来的な必置化の方向について、市長、教育長は率直にどのように感じているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国におきましても、2017年度までに全公立小中学校の1割に当たる3,000校に拡大するという目標が示されております。

また、政府の教育再生実行会議でも将来的には、全小中学校をコミュニティ・スクールにするという提言がされております。

今、教育長が様々な課題について述べられましたので、これらの課題を克服しながら、本市においても、その方向に向けていきたいというふうには考えるところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

これまでも開かれた学校づくり、地域の中の学校づくりということで、指導をしてまいりました。地域の方々が学校の教育活動に興味、関心を持ちながら参画していただけることは、非常に有り難い、うれしいことだと思っています。普及推進や必置化の動きについては、今後とも十分に情報を収集しながら研究をしてまいりたいと思います。

○2番(青山浩二君) 教育再生実行会議の提言においては、「教育がエンジンとなって地方創生を」と題する項目が置かれ、地方の豊かな環境と結びついた魅力ある学校教育の展開は、人口流出を防ぎ、都市部からの人口流入も喚起し得るとされております。まさに、この施策も本市が目指す地方創生にマッチングすると、私は信じております。

保護者や地域住民と学校の間で調整役を担うコーディネーターを配置し、課題を整理しながらコミュニティ・スクールの設置や学校を核とした地域づくりを目指すことを私は提案いたします。

今は難しいかもしれないコミュニティ・スクールの設置ですが、他県、そして本県の他市町村においても着実に設置されつつあります。

この流れに乗り遅れることなく、そして、できることなら先進事例となるよう、建設的に検討をしてみる気はないのか、いま一度お気持ちをお聞かせください。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

先ほどいろいろと成果と課題を申し上げましたが、コミュニティ・スクールの委員の確保、それから既存の組織との関連について明らかにしながら、各学校の実情、保護者、地域の意向を十分把握しながら検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○2番(青山浩二君) 学校、家庭、地域の連携は、長年の課題であります。他県、そして本県の他市町村においても、連携を推進するための様々な工夫がなされており、それらを参考にして本市における取り組みの一層の拡充を図っていく必要があると考えております。

教育とは、昔は「学校と家庭の両輪で進めるものである」ということが言われてきておりましたが、現在では学校、家庭、地域、そして行政が一体となって四輪で進めていくべきものであり、それがコミュニティ・スクールの理念であると、私は考えております。

本市の未来を担っていく子供たちのために学校、家庭、地域、行政が一体となって、子供たちの生きる力を育てていくことの重要性について十分理解を深め、今後の教育施策、教育活動に生かされ、具体的な成果として実を結ぶことを期待いたしまして、私の一般質問を終了します。

○議長(上村 環君) 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。



午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開



○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します

○4番(八代 誠君) 改めまして、皆さんこんにちは。新生志の会、八代誠でございます。

さて、梅雨に入りまして、ほとんど毎日雨が降っております。我が町志布志市も局地的な大雨に見舞われ、そんな地域がたくさんあるのではないかなというふうに、今心配をしております。

実は、先週9日、火曜日になるわけなんです、田んぼが崩れているので、現場を見て欲しい

という連絡が入って現地に向かいました。現地には、70歳後半の依頼主が雨がっぱを着て、待っておられました。私が依頼主に「車がありませんけど、どこに止めやったら」というふうにお聞きすると、「歳もとったし、目がとろくなつたから車の免許は更新せんかったのよ」ということでありました。また続けて「事故を起こして子供には迷惑をかけることができない」というふうに答えられました。自宅からの距離は約3km近くを歩いて来られておられました。現場は扇状地でありまして、私は携帯電話を持って行っておりましたので、のぞいて見ると、通話のできない区域を示す圏外でありました。依頼主とお話をしている間、ずっと大粒の雨が降り続けております。これが志布志市の中山間地域での現状であります。

それでは、早速一問一答方式により質問してまいります。

まず、教育振興策についてであります。昨年12月、さらに今年3月の議会において地域振興ということで、志布志高校に対する支援策をテーマに質問がなされました。

市長は、「市全体のバランスを考慮したい」ということであり、教育長は「学校側と協議を重ね、いろんな角度から支援できることについて検討したい」ということであります。いずれにしても、市としては来年度から何らかの支援策を実行していくんだという方向性だったというふうに私は受け取っております。

通告書には、あえて通学に対する支援策と記載いたしましたが、市長が言われるバランスを念頭に置いた時に、通学費補助に特化した場合の話なんです。この補助については、その割合、試算額がかなり割合によって異なってくると思います。また、この取り組みにはかなりの予算を要するのではないかということが考えられるわけです。例えば、一つ目に市内高校に通う高校生を対象とした場合、つまり志布志高校、尚志館高校の生徒。二つ目に市内在住全ての高校生を対象とした場合に。また三つ目には、志布志市内の中学校を卒業して、例えば、鹿児島市内、遠隔地に住んでる子供たちはじゃあどうするんだというようなこと。バランスを考えればですね。支援する範囲、区分、それから補助率、支援する期間ですね。通学費ということであると、高校によっては、バイク通学をする年齢に達する場合もあるわけです。そういったことで様々な課題があります。そういった課題に対しての線引きもしなければならぬ。そして、その線引きができてからの事務処理ですね、かなり煩雑になるんじゃないかなというふうに考えられます。

5月には志布志高校の保護者に対してアンケート調査も行われたというふうに聞いております。また、7月には本市の中学3年生を対象に進路先についての調査もあるというふうに伺っております。

市長、そして教育長、この通学費補助という支援策に特化した場合の考え方を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

志布志高校の生徒確保のための支援策につきましては、今年3月と昨年12月議会で御質問がございました。市としましては、本市には県立高校の他に私立高校もございますし、市外の高等に通学している生徒もおりますので、そのこともあわせて、どのような手法が最も効果的であるか

の検討をしたいと答弁したところでございます。

また、志布志高校においても、保護者を対象に支援希望のアンケート調査を行い、その中に通学補助以外に資格取得に関する支援やセンター試験受験に対する支援、全ての生徒に支援できるものを考えて欲しいといった意見もあったようでございます。

高等学校は、上級学校への進学や就職に有利な資格取得を目指すための教育機関でありますので、生徒の学力向上や資格取得の手助けになるような支援の在り方の方が望ましいのではないかと考えております。

昨年の地方教育行政法の改正によりまして、総合教育会議が設置され、市長と教育委員会が協議・調整を行い、教育に関する施策の方向性を共有するようになっておりますので、このことは総合教育会議でも、これから議論してみたいと考えております。

なお、志布志高校の支援希望アンケート調査の結果につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今年5月に志布志高校で保護者を対象に支援希望のアンケート調査を行っております。PTA戸数363戸のうち、回答数が258戸で回答率は71%ということでございます。

行政から支援してほしい項目として、第一希望で一番多かったのが通学費でございます。

第2希望で一番多かったのは資格取得費、第3希望では上級学校受験料となっております。これ以外に要望が多かったのが、高校入学準備費、模擬試験受験料、上級学校入学準備費といったものでございます。自由意見で特筆すべきものとしては、「バス代がかかるため近い私立学校に行く人も少なくない」、「公立ばかり支援するのはどうか」、「魅力ある校風をつくらないとますます私立高に生徒も取られると思う」、「県内で統一して欲しい」といったものがございました。高校生に対する今後の支援の在り方につきましては、市長答弁にありましたように、総合教育会議の中で十分議論していくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） 5月にアンケート調査をされたということで、様々な希望等があったということでありませう。

昨年12月の時点での質問に対して教育長は、市報で、志布志市が出している市報ですね、両校の取り組みや頑張りを紹介する方法がありますねというふうに答えられております。

先ほど、通学費というような話をしたわけなんですけど、ここでまずですね、多額の予算を必要としない両校に対する支援策ですね、方法です。教育長が先ほどお話ししましたように、市報により紹介していく方法がありますよね。

また、本市のホームページで紹介ができないかということです。現在、本市のホームページでは、「公共施設一覧」というところを検索していきまると、小学校、中学校、高校の案内はあるんですが、所在地と電話番号しか掲載されておられません。私の操作方法が悪いのかもしれませんが、ここをもう少しグレードアップしていく方法はないのかなというふうに思っています。現在、志布志高校を単独で検索していくと、志布志方法はブログ方式であります。尚志館高校は一般のホー

ムページ方式になっています。方式がそれぞれ異なっているわけなんです、それを志布志市のホームページを開くと、今言っている高校だけではなくて、保育園、幼稚園、小学校、中学校、そして高校ですね。それぞれが公立、私立関係なく検索できるような仕組みを構築することできないのか。もちろん志布志を検索して志布志高校を検索すると、外部リンクにアクセスするという方法になるわけなんです、こういったものについては、他の自治体もやっているとあるんです。ですから、もちろん保育園、小学校の中身もグレードアップしていけばですね、より充実した形の学校施設を見れるページができると思うんですが、これらは、来年とかではなくて、今すぐ取り組めませんか、市長、教育長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ホームページをリンクさせまして、小学校、中学校、保育園、幼稚園、高校と、そのような形でそれぞれのサイトにリンクできないかということですが、特に予算を必要とするものではございませんので、早速取り組みをしたいというふうに思います。

また、市報にも地元高校の紹介についても積極的に記事を掲載したいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 市のホームページにリンクさせて、市内の高校のホームページを見られるような取り組みというのは、先ほど市長が申しましたように、既に県内の自治体でも実施しているようでございます。担当課に確認しましたところ、技術的には可能ということでございますので、早速取り組みをしてまいりたいと、そういうふうに思っています。

また、以前私が答弁しましたように志布志高校と尚志館高校の頑張りを市報に掲載して、多くの市民に高校の頑張りというものを紹介していく、このことについても取り組みを進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○4番（八代 誠君） ぜひそういった形で、すぐ取り組める市報、あるいはホームページを立ち上げていただいて、先ほども申しましたように、今、高校の話だったんですが、高校だけではなくて、保育園、幼稚園、それから小学校、中学校もですね、できればそういった形で紹介をしていただければというふうに思います

次に、もし支援ができればということで話していくわけなんです、志布志高校と尚志館高校のみを対象とした場合、ですからの本市内にある高校を対象としたということで少し話していきたいと思います。

本当にどんな支援ができていくのか、困難極まる課題だと考えております。しかし、本市には公立と私立の高校2校が存在するそういう事実があるわけです。この課題を逆に特色として生かしていく方法はないのかなというふうに思います。例えば、志布志高校と尚志館高校が定期的な交流活動を実施していく、スポーツの交流あるいは文化の交流、スポーツについては野球、サッカー、バスケットなど、様々なスポーツがあるわけです。そういったものの2校対抗戦ですよ、交流試合。この場合、両校どちらかの施設が使える場合と使えない場合、あるわけなんです。使えない場合については、市が管理している体育施設を提供していく。文化交流等については、弁論大会とか演奏会などを実施して、会場としては市の体育館あるいは文化会館を提供していく。

そういった交流に対して、尚志館高校さんは、バスを持っておられますので、志布志高校生については、移動手段がありませんので、そういう移動費や施設の利用料、使用料に対して支援をしていく方法。更に両校ともに文武両道の進学校でありますので、公立、私立の立場もありますが、2校の先生方が共同で問題から作成する2校模試などを実施していく、もちろんこういう計画については、両校の校長先生をはじめとして、先生方、更には保護者の方々、在校生の子供たち、理解と協力が得られないと無理な話なわけなんですけど、本市だからできる特色のある活動に対して支援をしていく、そういう手法に対して支援していくという方法が一つですね。

二つ目に、伊佐市においては、有名予備校から講師を派遣してもらい取り組みがあります。市長もちろん御存知だと思います。これは月1回2時限の特別講義に対しての支援となっているようです。また、垂水市では、つい最近新聞にまた掲載されておりましたが、衛星放送を利用した授業に対する受講料の補助ですね。本市においても、塾の講師を招くのは無理だとしても、シンガーデンを有しているわけですよ。更にケーブルテレビも本市にはあるわけですよ。そういった環境を利用して、受験生に対する講座の開設はできないのかなというふうに思います。支援策の方法、手法は考えればですね、いろんなものがあるんじゃないかなというふうに思います。市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今の尚志館高校と志布志高校と連携して交流していく、あるいは切磋琢磨しながらお互いに向上していくということの御提案があるところでございます。

志布志高校においては、県立高校ということ、それから、尚志館高校においては私立の高校ということで、性質の違いがございますので、そのことで両者がお互いに何らかの形で連携してできるかどうかということにつきましては、また、校長先生等にお話をお伺いしなければならない内容かなと思っています。

そのことが、なって市として、では支援できるものが出てくることになれば、そのことについては、対応はできるというふうには思っているところでございます。

端的に言えば、お互いは多分ライバル校じゃないかなという気がするところでございますので、そのライバル校同士でやっていくということについては、結構ハードルは高いのかなというふうには思ったところでございます。

ということで、そのことについては、両校の校長先生にはお話を申し上げたいというふうに思ったところでございます。

それから、伊佐の大口高校、それから垂水高校の事例でございますが、先ほど通学費の援助についてというお話の中でも私自身もまだまだもっと別な形でというようなことを考えておりましたので、そのような流れの中で今回伊佐市、そしてまた、垂水市の方で高校生に対しまして、予備校と連携して学力向上を目指し、大学受験突破を目指すというような方向がとられているということについては、かなり興味深い話だというふうに思っています。ということで、このことにつきましては、それぞれどういう内容かにつきまして、詳細について把握しまして、このことについ

て、志布志市でも地元の高校に対して、対応できるかどうかということについては、研究してまわりたいというふうに思います。

○4番（八代 誠君） 市長が言われたとおり、志布志高校と尚志館高校、公立、私立ということでもありますので、なかなか交流を図るといのは厳しいものがあるのかもしれませんが、そういった特色を逆に志布志市には、こんないい学校が2校あるんだよという活動をしていただければですね、外にアピールできるんじゃないかなというふうに思いますので、これはあくまでも提案ですので、ぜひそういったものもされれば支援ができるような方策をとっていただければなどというふうに思って、話をしているところであります。

ライバル校ですので、ぜひですね、いい形のライバル心を持っていただいて、切磋琢磨して2校が伸びていくような方法がとればなどというふうに思っています。

皆さんも御存知のとおり、市内の小中学校では土曜日の授業が10月から実施されます。また、本市においては今年度5月から、これも本市独自の支援策であります土曜学習教室授業が開設されました。この予算については、地方創生の枠ということでありましたが、523万6,000円予算措置がなされております。先程来話しております高校生に対する支援ということなんですが、通学費補助ということになると様々な条件の精査が必要となって、その事務処理というのが煩雑になってまいります。そういった意味で、高校が実施している課外授業に対する支援策は考えられないかなというふうに実は思っています。志布志高校では進学対策として課外授業、つまり平日の朝、補修ですね、これは1時限が40分、土曜日においては1時限が50分の進路指導という形で授業が実施されています。こういった先生方の時間外の就労に対して、教育振興後援費という形で保護者に負担をいただいているということでありました。先生方の負担に対して、この金額というのは十分な金額ではないのかもしれませんが、どうもそういった仕組みがあるということです。しかし、生徒数に対し、高校が希望する定員、定数に、今のところ志布志高校は不足がありますので、その徴収する金額もなかなか先生方に対する時間外の労働に対しての処置というのが、もう見直さなければならなくなってきたということで、先生方の時間外労働に対する単価を下げる方向で、今検討中であるというようなことでありました。

その保護者が負担している金額が約一月1,200円弱でありました。年間1万4,000円ぐらいですね。こういった教育後援振興費に対しての支援策ということができないかなって今思っているところです。これまでは、市内にある志布志高校と尚志館高校の支援策について伺ってきたんですが、ここでは、市内に在住する全高校生を対象とした時に志布志高校がそういう負担をされているんだと、1年間で1万4,000円であるわけなんですが、その全額と言いません。一部を補助していくというような方法をとれば、市内に在住する高校生一人一人に対して、教育振興費というような名目で支援できるんじゃないかなというふうに考えております。市長、この件について、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御質問の市内全ての高校生に一律に支援金支給することになれば、特定の高校へ補

助することも、もちろん解消されるということですが、一律に支援するということの目的が妥当なのかどうかということには、まだ研究しなければならないと、そしてまた、事業効果がどうなのか、そしてまた、恒久的な事業にもなりかねませんので、この財源をどういったふう
に手当てするのかというような課題もあろうかというふうに思います。

ただ、この志布志高校の事例で考えると、やはりこのような議論が始まった経緯というのは、高校が学級数が減ってしまって、専門の先生が確保できなくなるので、それで学校の魅力となっている進学率が下がってくる可能性がある、というようなことが、論点になっていたようでございます。ということであるならば、あくまでも志布志高校においては、学力向上が図られる道は何なのかということ突き詰めて、それで、そのことについて、市が応援できる内容について、もっともっと精査しなければならないというふうには思うところでございます。

○4番（八代 誠君） 市長の言われた言葉の中にありました「高校生あるいは高校に対する支援策となれば・・・、恒久的な」というような言葉もありました。本当に今支援されているほかの自治体に聞いてみると、「時限的な部分もありますよ」と言われるところも、もちろん本当にありました。そういったことで、本当にその財源というのは難しいなというふうに考えているところでした。

そういった中で、昨日の一般質問の中で、市長の答弁の中に「6月18日現在におけるふるさと納税の額が2,953万円ありますよ」ということが、報告されたわけなんですけど、この税は確か納税される方が、その使い道について指定できる仕組みになってたと思うんですが、その中に教育費に使ってねというような、項目を特定された数字があればですね、それについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日の時点で、2,953万円ということですが、その使途に使い道につきましては、定め、指定があるところでございます。観光・生活環境で802万円、福祉の方で445万円、教育文化においては595万円です。その他、市長が考える事業については、1,101万円となっております。

○4番（八代 誠君） 2,953万円のうちに教育目的で使って欲しいという額が595万円ということで、約5分1については、教育費に使ってくださいねという特定の、そういう枠というか、あるわけですよね。昨日のそのやり取りの中で、寄附を期待される想定額というのが上限1億円あたりなのかなというふうに、私、今、考えたところなんですけど、そうすると今の割合で増えていったときに、教育に使えるのは2,000万円ぐらいなのかなというふうに期待を持ったわけなんです。

そういうふうになった場合に、先ほどお話をしました教育振興費等に充てられないかなというふうに思うんですが、市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） このふるさと納税の篤志寄附に対します返礼につきましては、約半分を費やして物品等をお礼として差し上げるとなっております。そしてまた、残り半分につきましては、志をいただいて、志布志市の振興事業のために充てるということになりまして、その中で、今申しましたように教育、文化においては、600万円近く今現在のところ上がってきているということでございます。

そしてまた、この使途につきましては、特別に今は考えてないところでございますが、午前中の話の中でもありましたように、タブレット端末について、今後モデル的にも先進的にも導入していきたいということを考えますので、そちらの方に充てる財源になるのかなという気はしていたところでございます。

また、その際は議会の皆さん方に相談しながら対応していくと、予算化していくということになるわけでございますが、そのような観点から、あらゆる可能性がございますので、その可能性をいろいろ研究しながら、私自身、学力向上日本一というものを達成するための使い道が一番いいのは何かということを今後考えてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 市長の答弁にもありましたように、午前中タブレットという話が出ましたので、やられたな、しまったというふうに実際思ったところであります。

そういったことで、そういう税に対して本当に有効な使い方ができればなというふうに思っております。この問題については、最後になります、私個人としては、やっぱり確実に子供の数というのは減少していますよね、公立、私立ほんとに全てのそういった学校が存続をかけて大変な思いをされてるという状態になっていると思います。そういったことでつい最近鹿児島県議会のやり取りが新聞に掲載されておりました。4月に開校した県立の中学校、高等学校一貫校の入試の在り方について、公立の学校が県外会場で選抜試験を実施するのは、いかがなものかというような批判があつて、県外会場の選抜試験中止や入試の時期について見直しを検討していますという、一般質問の中で質問があつて、教育委員会がそういったことを答えたということでありました。

公立、私立問わずに新入生の確保、または学校の存続という問題が、ちょっとエスカレートしているのかなというふうに今感じています。そのエスカレートという表現は、正しくないのかもしれませんが、多数の自治体が必死になっているということは、理解ができるわけなんです、市長も言われたとおりに、その子供自らが、この学校に行きたいという。そしてまた、その高校に進んでから、本当にこの学校に進んでよかったなという、そういう学校の環境づくりの一助と、できれば支援をしていただいて、そういった支援がいい形でできるような学校をつくっていただければなというふうに思っておりますので、ぜひ有効な支援策を考えて対処していただきたいというふうに思います。

以上で、教育振興策についての質問は終了いたします。

それでは、次の質問に移ります。

市内自治会の現状と今後についてであります、市長は、この今の自治会、現状をどんなふうにとらえられて、どんな支援策を考えておられるのか、まず示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の自治会の現状につきましては、現在388の自治会がありまして、小さい自治会で3世帯、大きい自治会で267世帯となっております。しかしながら、約7割の269自治会が30世帯以下の自治会でありまして、議員御指摘のとおり、自治会運営が厳しくなっているということにつき

ましては、過疎化及び少子高齢化に伴うものが一番の原因というふうに認識しております。

市としましては、現在、各自治会に対しまして、自治会運営費助成事業や自治会提案型活性化助成事業等において、自治会の運営に対しまして、支援を実施しているところであります。

今後の自治会の支援策につきましては、現行の事業は平成28年度までとなっておりますので、来年度見直しを行い、29年度以降もこれまでの実績等を踏まえ、内容を精査・分析しまして、統合・拡充も含めて支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 最少では3世帯の自治会があると、最大で267世帯ある自治会があるということでありました。全自治会の7割に当たる269自治会が30世帯以下で構成されているということでした。市長言われたとおり、原因としては過疎化あるいは少子高齢化が原因であると、私もそういうふうに感じています。

それでは、少し詳しく聞いていきたいと思いますが、現在の本市の人口については、市のホームページを開けばすぐ分かるんですが、改めてお聞きします。3町が合併した平成18年、そして、一番最新の27年の最新の本市の人口と世帯数について地区別に示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民基本台帳でいきますと、合併直後の平成18年8月で市の全体の人口は3万5,513人でした。1万5,609世帯です。この内訳は、松山地域が4,912人、1,965世帯。志布志地域が1万8,509人、8,518世帯。有明地域が1万2,092名、5,126世帯でありました。

平成27年4月末におきましては、市全体の人口は3万2,833人、1万5,831世帯となっております。松山地域が4,256人、1,990世帯。志布志地域が1万7,358人、8,669世帯です。有明地域が1万1,219人、5,172世帯となったところであります。

○4番（八代 誠君） 今、市長の方から合併時と直近のデータを報告していただきましたが、人口が2,680人減ったということでありました。しかし、少し気になる数字があるんですね、間違いはないですかね、平成18年、世帯数が1万5,609世帯、平成18年がですよ。平成27年度は1万5,831世帯、増えてるんですね。間違いありませんか。

○市長（本田修一君） そのとおりでございます。

○4番（八代 誠君） 本当、人口全体が2,680人減っていて、世帯数は220ぐらい増えてるんですね。何と不思議なデータかなということなんです。この奇妙な数字が示すその意味、背景、そのことについて、市長、読み解けますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人口の減少につきましては、少子高齢化や進学、就職によりまして、市外に流出していった人口減になっているということでありました。

世帯数の増加につきましては、アパート、マンションの増加によりまして単身者世帯の増加、あるいは核家族化が進みまして世帯分離が進んだ結果というものが原因ではないかなと考えております。

○4番（八代 誠君） 志布志地区が平成18年は8,518世帯だった分が8,669世帯ということで、

本当に今市長が言われるように、一人住まい、あるいは核家族化、もっと分かりやすく言うと、市内の中山間地域から条件が悪いから街部に家を造ったりしてるんじゃないかな、そういったことで中山間地域の自治会の運営も厳しくなってるんじゃないかなっていうのが、私、この数字で、ああ原因というのは、こういう数字で出てくるのかなというふうに思ったところでした。

本市には、自治会の在り方検討委員会という組織があると思うんですが、この委員会の要綱には、設置の目的といたしまして、「自治会の抱える問題解決に向けて、自治会の在り方を検討する」というふうに記されています。また、その委員は7名で組織され、もっと他の言葉で書いてあるんですが、委員は7名で組織され、公務員でないことを条件に、一つ目として、市内の自治会に所属している者。二つ目に、校区公民館長となっています。現時点での委員について、実名は必要ありませんので、どんな方が自治会の在り方検討委員会を構成されているのか。そして、その会議はどんな頻度で実施されているのか。また、その実績が分かればお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

設置要綱に基づきまして、検討委員会が設置されているということですが、構成につきましては、自治会に属する者から4名、校区公民館長3名で合計7名ということで、校区の公民館長さんにおかれては、志布志市校区公民館連絡協議会の会長、副会長3名ということになっております。各旧町ずつ1名ずつなっているところがございます。

自治会に属する者については、自治会の規模や地域を勘案しまして、4名委員になってもらっております。

そしてまた、開催の状況でございますが、平成20年度が3回、21年度が3回、22年度が4回、23年度が3回、24年度が3回、25年度が1回、そして、26年度については開催をしておりません。これまで17回の開催としております。

○4番（八代 誠君） 自治会の在り方検討委員会が存在するということが、やはり自治会の存続に対して危機感を持っていたから、そういう組織ができたんだろうということが想像できるわけなんです、かなり会議も行われているということでもあります。

ただですね、この自治会の在り方検討委員会の委員の数、あるいは委員の選定について見直す考えはないかということなんです、できれば若い世代の意見を拾うというような意味で、現役のPTA関係、例えば小学校、あるいは中学校、高校から、さらに各種団体など、幅広い委員選定はできないか。いろんな団体から選抜していきますと、人数が多くなりますので、人数が多ければいいという話ではないんですが、どうも7名の方々にどんな話が上ってきたのかなと、突っ込んだ課題とか、そういうのを本当に会自体がいろんな思いがあって、ものが言えるような会議なのかなというのが、ちょっと気になったものですから、そういった意味で自治会の在り方検討委員会の委員の数と、委員の選定について見直す考えはないか、市長お示しください。

○市長（本田修一君） 自治会の在り方検討委員会の設置につきましては、私自身が、市長になった時から、この自治会の在り方について合併、統合ということの方向性を考えまして、取り組みをする中での設置になっているところがございます。

しかしながら、現実的には、様々な条件を提示しながら、合併の推進を図ってきたところですが、なかなかこれが進まないということで、399あったものが結果的には、ひとつだけ無くなったわけですが、388のままで、現在も変わらないまま、運営が厳しいけど、現在も変わらない数になってきてしまっているということにつきましては、反省をしているところでございます。

更なる様々な合併推進につながるような有利な事業、助言等を提示しながら進めていかなければならないということは考えているところでございますので、ただいまお話がありましたように、この委員の構成につきましても、考えを新たにしまして、今、御提案があったような方の委員の参加というものも考えてはみたいというふうに思います。

○4番（八代 誠君） ぜひ、ちょっと7名ということで、まず人数が少ないのかなということと、もちろん自治会所属から公民館長が3名ということ、このことについてということではないんですが、もう少し幅広い形の選定がいいんじゃないのかなというふうに思ったもんですから、この自治会の在り方検討委員会の委員数、あるいはその選定については、また検討をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移っていきますが、第一次志布志市振興計画のうちの後期基本計画では、平成28年度の人口目標について、先ほども人口ビジョンについては、今年10月に具体的な数字を模索していくということでありましたが、私は、平成28年度の人口目標については、3万2,000人という表示がありましたので、そのことについてなんですけど、市長が、その計画に対しての意見はないですかというようなことで、答申書を24年2月29日に発行されまして、その中で、少子高齢化により、集落の維持が困難になりつつあり、問題が深刻化してきており、適時の定住対策が望まれるという形で締めくくられているわけなんですけど、先ほどもありましたように、定住対策には様々な支援策がとられていますけど、この3万2,000人という数字については、平成28年、来年でありますけど、クリアできると考えておられますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

振興計画での人口は、国勢調査を基に人口を定めております。県が公表しております直近の国勢調査を基に推計人口でいきますと、本年2月現在で本市は3万1,730人になっており、既に3万2,000を下回っている状況でございます。

なお、本年10月に国勢調査が実施されますが、3万1,500人前後ではないかなというふうに思っております。来年2月の時点で3万1,400人ぐらいということを予想しております。

私どものまちの後期基本計画策定の時点におきましては、3万940人と予想しておりましたので、目標とする3万2,000人にはならないところでございますが、当初の目標からすると500人ほど増えた形での数字になってくるというふうには思っております。

○4番（八代 誠君） 目標ということで、あくまでも目標ではありますが、そういった形で先ほどの一般質問にもありましたように、若者の流出が本当に問題になっていると私も思っていますので、ぜひ10月に策定される数字、確実な目標を立てられて、その目標を達成できる形の支援策を期待しています。

それでは、私の自治会の在り方についてということで、ここからが本題に入ります。

国は、地方創生っていうことで言いますが、私たちの住むこの志布志市は、私はですね、地方の地方ではないのかなっていうふうに感じています。更に運営が厳しいというふうに言われる自治会は、地方の地方のまた更に地方じゃないかなというふうに感じています。

先ほど、市長の答弁の中にありました自治会統合推進事業補助金という制度があるわけなんです、この支援策に対しての実績もしくは、どこかの自治会において何らかの動きがあったか、そのことについて示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年度から自治会の統合、あるいは大きいところは分割したほうがいいんじゃないかなということで分割推進事業として、この自治会統合推進事業補助金を制度として、行ったところでございます。

しかしながら、3年間助成する事業としましたが、実績は無かったということでございます。しかし、このような無かった中でも統合に向けての話し合いというものは、泰野、あるいは若浜、吉村、肆部合などで行われてはきております。

○4番（八代 誠君） 23年度から自治会統合に向けての制度ができたということで、その統合した実績は無いけれども、いくつかの地域でそういう話し合いの場が持たれて、実績としてはゼロけれども、統合に向けた話し合いがあったということでありました。

この自治会統合の話については、やっぱり主導していく組織っていうか、システムのことなんです、この制度がありますよ、統合してはどうですかというぐらいの案内にしかなくなってないわけですよ、現在が。それだけでは、前に話が進まないんじゃないかなっていうふうに思います。

先ほど、市長の答弁にもあったように、自治会単独で所有する各種財産、あるいは伝統文化など、他の自治会と交わることのできない課題とかが多数あるというふうに思います。

しかし、運営が非常に厳しいという所は、どっかが旗を振ってやって、この指止まれというような形で主導していけば、そういう統合をしてみようかなという自治会、あるいは今のところ考えてないけど、検討の準備ができるようなことができていくんじゃないかなというふうに考えます。温度差というのは388自治会、それぞれ違いはあるとは思いますが、この自治会統合推進事業に対するシステムをもう少し市の方で例示するとか、組織化に向けて示していく指針というか、そういったものについて考えていかれるということはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この自治会統合推進事業においては、特に加入世帯が少ない自治会において、集落機能が損なわれると、果たせないというような現実がございますので、隣接自治会と合併して集落が持つお互いに助け合い、そして、見守りができる。あるいは、私が当初考えたのは、例えば、消防団員が一人ぐらいつつ出せるような集落の単位というのを考えて目標としたところがございますが、そのようなことが更にできなくなっている現状があるわけがございますので、このことについては、今お話がありました自治会の在り方検討委員会で更に議論をしていただくと、あるいは先進

地等の勉強もしなきゃならないと。

そしてまた、隣接自治会単位ということでもなく、公民館等の意見も伺いながらしなきゃならないということでもございまして、先進的に取り組んでいかれるところについては、何らかの対応をしてみたいというふうには考えているところでございます。

○4番（八代 誠君） このテーマについては、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っています。

先ほどから言いますように、どっかの組織が主導をして、自治会統合を目指していくという、そういう話になっていくわけなんですけど、例えば、何とか地域、自治会統合審議委員会というようなものが設置されていかないと話が進んでいかないわけですから、そういう統合に向けての審議委員会みたいなものをつくっていくと、今市長が言われたように会議をまず行う、先進地を見に行ってみたいなという、そこに支出が発生してくる可能性があるわけなんですよね。先ほどお尋ねしました市のレベルにおける自治会の在り方検討委員会、これは無償で会に参加されてるわけですかね、金額については、必要ないですけど、その出会手当みたいなものは発生してないんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会の在り方検討委員会に出会した場合には、市の内規で定めております報償費基準表に基づき、会議等出会謝礼の支払いをしているところでございます。

○4番（八代 誠君） ということで、上のレベルで話をする場合には、出会謝金があつて、統合するには、こういう制度があるんだよっていうことを示しながら、じゃあどっかの地域で統合してみよう。そういう会を組織した時には、何らそういう支援策というのはないわけですよ。ですから、そういった形でですね、すぐということとはちょっと難しいのかもしれませんが、いつまでもこのまま元気のある自治会というのは、そんな無いわけでありまして、実は私も伊崎田校区で公民館の役員をしているんですが、総会の折に校区への負担金も厳しい、あるいは自治会で高齢者の方々からそういう負担金をいただくのは非常に大変だというようなことで、いくつもの自治会からそういう話があったところでした。それでは、何か考えていかないかんねというような話があったところでした。

そういったことで、本当にいつまでも全ての自治会が元気だとは限りませんので、5年後、あるいは10年後を見据えた形の結果的に統合するしないというのは、その地域の考え方ですので、そういう統合に向けての準備をする委員会設立、あるいは、そういう委員会が設立されてからの支援策というものをぜひ検討していただきたいなというふうに思っているところですが、市長、最後にもう一回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで統合に向けましては、一部の自治会同士の取り組みでありまして、様々な事情があつて、統合がなかなかできなかったということでもございます。

市としましては、統合してからの新自治会がうまく運営できるように助成制度は設けておりま

したが、統合に向けての話し合い活動等をされる組織については、対応はしていなかったところ
でございます。

今回から話し合い活動を進めるにあたって、話し合いだけでなく、例えば、先進事例の研修や
アンケートを採るとか、統合に向けての取り組みに向けて支出があるということがあろうかと思
いますので、市としましても、このことにつきましては、合併統合の推進事業の一環として、何
らかの対応をしてまいりたいと考えます。

○4番（八代 誠君） ぜひそういった形で前向きに検討していただきたいというふうに思いま
す。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（上村 環君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、10分間程度休憩いたします。

○

午後3時13分 休憩

午後3時24分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 本日4人目の一般質問であり、眠たいでしょうけれども、しばらくおつ
き合いを願います。

同僚議員からですね、「何時に終わるとよ」ということを言われておりますけれども、市長の答
弁次第でありますので、また、時間はたっぷりありますので、じっくりやりたいと思います。

通告に基づき、防災について、4項目質問をいたします。

6月2日の梅雨入りから積算雨量が1,100mmを超えて土砂災害の発生が懸念されており、市内で
は何箇所も現実的に発生をしております。

我々通山・押切地区は、四つの坂道があり、そのうちの一つはがけ崩れで現在通行止めになっ
ておりまして、もう一つは辛うじて上で止まっているような状況であります。梅雨の長雨というの
は、気が気ではありません。

今にでもすぐに帰って校区内のパトロールをしようかなという気持ちでおります。しかも四つ
の坂道は、生活関連道路であり、そしてまた通学路でもあります。

さて、4月29日のお釈迦祭りの翌日になりますが、30日の日に、この日は朝から土砂降りであ
りました。地区内をパトロールしておりましたところ、旧南部消防署跡、前の線路跡地がかなり
冠水をいたしまして、建設課に電話をしまして、建設課の職員が来ましたので、そこで通行止め
にしてくれということで、二人の職員にお願いをいたしました。この地区が冠水したのは、今までで
初めてであります。後で分かったことではありますが、記録的短時間大雨情報が出されまして、大
崎町で120mm、有明町で70mmであったようでありました。

また、私の家の横の道路、飯山通山1号線になりますが、すぐ私の家の横の歩道の部分に側溝が入っております。その側溝には上の台地からの水が鉄砲水として流れてまいりました。ちょうど、私の家の横にあるグレーチングが80cm×80cm、そんだけ大きいグレーチングが吹っ飛びまして、車道の方へいったわけです。後から分かったわけですが、そこを見ていた人たちに言わせると、すぐ横に標識が立っておりまして、「標識の上の方まできたよ」と言うので、スケールで測ってみましたら2mありました。2mの高さまで水しぶきが上がったということでもあります。これもまた、今までで初めてでありました。

近年、上の台地、通山保育園がありますが、あの台地は住宅化が進みまして、それと、周りの畑が芝畑、それとマルチが張ってあります。ですから、降った雨が一気に下ってくるわけです。そして、上通山の上から流れてきて、私の家の前を通過して、暗渠できて、南部消防署の方に行きますけれども、その暗渠の所に、私の所の横の1号線の所に2m500ぐらいの深さのグレーチングがありますけれども、それを上から見てみると、三方から水が入ってくるわけですね、暗渠に流れていっているわけです。ですから、3か所の排水路からの水が大量に流れ込んで、旧南部消防署跡地の所から今度は右へ曲がって、線路跡地を利用して、小学校の前を通りまして、びろうの樹の所は、また下を下りていって、住宅街を抜けて、下通山、東押切、西押切、大崎町、そして菱田川へそそいでおります。菱田川にそそがれる手前の田んぼはですね、もう今まで何回も畦（あぜ）上まで冠水をして、田んぼの稲が見えなくなるのが、今まで何回もありました。今年になりまして、もう2回ほどあります。それと、すぐ近くの家も床上浸水を何回もしております。

今回の4月30日の大雨では、押切西集落内の道路が膝上まで冠水しておりまして、押切西の自治会長が慌てて対応をしております。その時に来られたのが耕地林務水産課の課長たちだったと思うんですけども、現地を見ております。

原因として分かったことですが、菱田川からの今まではですね、逆流であったわけですね、ちょうどゲートが壊れていまして、完全にふさがらないものだから、川の水位が上がった時に、壊れたゲートのすき間から逆流で上がってきたと。ただ、昨年市の方でそのゲート修理をしていただきましたので、ゲートは閉じたわけですが、結果的には、我々上通山、下通山を流れてくる、この流域からの流量が多くて、途中の水路があふれて、押切西の住宅街の辺りが冠水をしたというのが現実であります。

以前から言われておったわけですが、押切西の人たちから、もう合併する前から言われとったんですけども、「もう水は要らんと、上からの水は止むっど」ということをもう何回も言われておりまして、その度に私は頭を下げておったわけです。

今回の豪雨によりまして、原因がはっきり分かりましたので、上通山、下通山から流れてくる水をですね、この暗渠へ流れ込んでいく所を分水をしたらというのが私の提案であります。

南部消防署の所から右に曲がっていきますけれども、それをまっすぐ延ばしていって、下の松林の方向、海岸の方向へオープンでいいと思うんですけども、それを水路を引っ張りまして、いわば分水をするわけですね、それで松林を抜けて、下の海岸へ抜くか、もしくは県営ラフォー

レ松原の住宅の所から、今度は東側の方へ行きますと、志布志町の方へ向かって行きますと、途中から水路があります。そちらの方へ流し込んでいったら、流入量が減りますので、そういう形で、できればできないかというのが私たち地域住民の考えであります。

市長は、「現地調査もしたよ」と言われますけれども、我々地区民がですね、そういうふうにやって欲しいと、もうどうしても1か所で水を流していくのは、もう限界があるんだと。シラス対策でやったのが20数年前ですから、もうその当時とすると、ちょっと状況が変わってきております。ですから、南部消防署の所から右側へ抜いてる水路をもう1本まっすぐ延ばして行って、海岸へ抜くか、左側へ曲げて安楽川への水路がありますよ、でかい水路が、あちらへ流していただきたいというのが地区民の要望でありますので、市長の御意見を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

この地区につきましては、昭和63年から平成12年に県営農地保全整備事業、通山地区で排水路の整備が行われています。

通常では、問題ないということで排水がされておりますが、近年のゲリラ豪雨、それから満潮時における河川の水位上昇により、逆流防止のためのゲートが閉まりまして、水路内の水はけが悪くなるということが原因と考えられています。このため、議員のお話のように、排水路の増設を大隅地域振興局農村整備課と農林水産省の事業でできないかを協議していたところであります。

冠水する範囲に被災を受ける農振、農用地の受益地が少ないため、農林水産省での事業の取り組みは難しいとのことでした。

排水路を整備した当時に比べまして、住宅化も進み、排水の量も多くなってきていると思われまます。現在、この地区は都市計画地域に設定されております。今後の通山地区のまちづくりの中で排水も含めた地区形成を考慮していきたいというふうに思います。

ただいま御提案がありました旧南部消防署から水路をまっすぐ海岸に向けて排水ということでございますが、この工法につきましては、県とも協議をしておりますが、海岸と水路が直角になることにより、高潮や津波による浸食や海水の逆流による浸水などの被害を受ける可能性が高いということで、流末は河川に放流した方が良いとのアドバイスを受けております。

県営農用地保全整備事業、通山地区で排水路の整備を行った時も海岸と平行に施工し、河川に放流してあるのも高潮や津波などの被害を受けないようにするための工法というふうに思われまます。

それから、ラフォーレから安楽川へまっすぐ排水路ということでございます。この工法についても地理的に水路の勾配を取りにくい地域であるということでございます。

また、有明病院からと一丁田からの合流がございまして、そして、河口では安楽川の水位や潮位の影響を受けるために調査及び測量を行ってみたいと、効果については、明確でないということでございます。

そのような調査・測量を今後行ってまいりたいというふうに思うところでございます。

○9番（丸山 一君） 市長の今の答弁の中でですね、まっすぐ海岸へ向いていったら高潮の影

響があるということは、私も想定はしております。松林は保安林ですので、国定公園内ですので、またその解除手続きとかいうのは、またえらい面倒臭いだろうというのがあって、できれば、東側の方へ抜いていって、既設の水路があります。あそこは河口口からもかなり距離がありまして、800mぐらいありますから、そこまでだったらですね、何とか勾配的に取れるんじゃないかと、実際測量はまだしてませんが、取れるんじゃないかと考えております。

市長の答弁の中にありましたとおりですね、まずそこを測量していただければ、有り難いかなと思っております。

市長の答弁の中で、都市計画法というお言葉が出ましたけれども、第1条と第2条は述べていただけますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

○建設課長（中迫哲郎君） 申し訳ございません。ちょっと都市計画法を持ち合わせてないので、確かな記憶がございませんので、後もって報告いたします。

○市長（本田修一君） すみません。手元にございましたので、ちょっと述べてみます。

都市計画法、第1条、目的、「この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

第2条に、都市計画の基本理念が定められております。第2条、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定める。」というふうになっております。

○9番（丸山 一君） 担当課はですね、準備してないんじゃないかと予測をしまして、私はここに書いてきておりました。市からもらったのが、こういう資料がありますよね。これは抜粋型です。一応、国が定めたのが昭和43年でありまして、その中で第1条では目的、今市長が言われた。第2条では基本理念というのがあります。せっかく市長が今、読み上げられましたので、この都市計画法を鑑みましてですね、市長はどういう認識を持っておられるか、お伺いをします。

○市長（本田修一君） 目的、そしてまた、基本理念で見えますと、今後、公共の福祉に増進するために様々な土地の合理的な利用をしなければならないということでございますので、それに基づきまして制限を加えながら、利便性を図るまちづくりをしていくというふうに思うところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、市長が言われたとおりですね、この基本計画にのっとって、やっぱり秩序ある事業展開をやっつけていかなくちゃいけないと、やっぱり地域住民のニーズも様々でありますので、それに答えなくちゃいけないというのが、市の方に責任があると思うんですよ。我々は、今まで非常に毎年大雨が降るたびに、市長はもう何回も来られてますよね、ラフォーレの所なんか、あれだけ冠水して乗用車も通れないような状態。この間の雨の時は、あれは4tのロングボディーが運転手が乗ってたから、「タイヤが高いから大丈夫や、行かんや」と言ったんです

けれども、その運転手もですね、「ちょっと怖い」と言ってバックしたんですよ。現実的にそういうところは、ずっと、この市が発足してもう10年ですから、その前からすると、12年ほどになります。というのが現実的に続いておりますので、せっかく都市計画法でこういうふうに「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」とありますので、できればこういうことをやっていただきたい。

それと、合併後ですけれども、平成21年7月に都市計画の見直しがありましたですね、旧有明町の海岸から東九州自動車道の区画までの通山地域を一体的に整備開発し、保全をする地域として、新たに土地計画区域に編入をしておりますね、これが21年7月です。僕らは、ある程度期待をしておったわけですが、何ら変化がないというのがありますので、市長の見解をお伺いをします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今、議員が御指摘されたとおり、平成21年7月に通山・押切地区を志布志市の都市計画区域に編入しております。その時も地元で説明会も行ったところでございます。その時も質問もございました。「土地計画に編入すると、どういう事業ができるのか」というような質問もあったところでございますが、今、それ以降、今度は土地の利用ということで、用途地域の指定を今年度に行う準備を行っているところでございます。

その間に、通山地区の排水については、通山・押切地区を浸水対策検討ということで、一部委託をいたしまして、少しは検討したところでございます。これからは、とりあえず用途の指定を行いまして、土地の利用を計画的に進めるということで用途の指定を行いますが、それを指定した後に、また次の事業の展開をしなければいけないということで考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） あれは21年7月に都市計画区域に入れたとき、商業区域と住宅供給区域には決めたはずですよ、あの国道220号線をはさんだ区域は、たしか商業区域と住宅供給区域に決めたはずですけど、それ以外はまだ決めてなかったですかね。今の課長の答弁では、これからということでもありますけど。

○建設課長（中迫哲郎君） 都市計画区域に編入した時はですね、区域に編入したということでありまして、その後に後もって、すぐ用途の指定をかけるということで、先ほど申し上げましたが、今年用途を指定するというので、今準備を進めているところでございます。

○9番（丸山 一君） これから用途指定をするということでもありますけれども、結局21年7月にして、計画に入ってから、もう4年経ってるわけですよ。ちょっと、対応が遅いような気がいたしますけど、まあいいです。

今年、用途指定をやるということでもありますので、なるべく我々地域住民の声を拾い出していきたい、それに沿った形でやっていただきたいと。

それと、市長にもう一つお伺いしますけれども、平成19年3月に第1次志布志市振興計画を策定をしますよね、その基本理念を述べていただけますか。

いいです。多分こういうこともあるだろうということで、もう準備してあります。

うたい文句とすれば、すごくいいんですよ「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」、「笑顔あふれる ふるさと・みなと・まち」として、「人口減少時代の到来、少子・高齢化の進行、多様化する市民ニーズなど、近年の自治体を取り巻く社会環境に的確に対応し、地域の特性を生かしながら、新市が目指すまちの将来像の実現に努める」とありますよ。

先ほどの都市計画のところと、それとこの振興計画を勘案しまして、市長、あれですよ、やっぱり的確な対応というのを僕はするべきだと、地元住民も非常に望んでおりますので、もう一つ答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、都市計画につきましても、区域の指定につきまして、21年7月ということ、それから大分時が経っているということのお叱りを受けているところでございます。

私自身も市長になりまして、様々な公共事業の推進ということを積極的にしなければならないという立場になっておりますが、そのような事業推進の際に、いつもいつも思うのは、特に畑かんの整備事業、あるいは高規格道路の整備事業、それから港の整備もそうでございますが、かなり当初からすると、遅らされた形での整備の状況になっているところでございます。その原因は、当然公共事業費の予算の縮減とかいうことになっているところでございますが、そのような流れの中で、私としましては、市として優先順位を定めて、その優先順位に基づいて積極的に国・県に働き掛けをしながら、その事業の完了を図っているところでございます。

そういう観点で、この都市計画区域の拡大についても、今、東九州自動車道が徐々に整備完了に向けて見えてきているところであります。そして、それに伴いまして、市としましても新たな工業団地の造成をしながら、この一丁田、通山地区に新たな路線を設けて振興を図っていこうということの計画は持っているところでございます。

そういう中で、また順次整備をしていくところでございますが、市民の皆さん方に、そのような事業の進捗の遅れについて、多大なる迷惑をかけているということについては、誠に申し訳なく思うところでございますが、全体としてそのような流れの中で取り組みをしているということをまず御理解いただければというふうに思います。

そしてまた、議員から御指摘がありますように、この地域においては、たびたび集中豪雨が発生した時に冠水して、非常に地域にとって生活の不便の度合いが高まってきているということについては、十分認識しているところでございますので、決してこの事業をしていかないということを考えているところではないということをお理解いただければというふうに思います。

○9番（丸山 一君） 今、市長がるる申されましたけれども、十分承知しておるんであればですね、なるべく早く事業化していただきたいというのが我々地区民の要望というか、希望です。

浸水の話がされましたけれども、あと次の2問とも浸水の問題であります。

もう雨が降るたびに責任感の強い通山自治会長は走り回るとるわけですよ。実際、私も高砂長寿会にですね、うれしいやら悲しいやらという気持ちがありますけれども、入会を認められました。前期高齢者であります。ですから、そういうことを考えますと、なるべく早い対応をお願い

いをしたいと思います。

次に、旧南部消防署跡地から一丁田方面への線路跡地の排水対策について、質問をいたします。

押切西地区は、道路改良嵩上げ工事をやりまして、水はたまらなくなりました。しかし、通山一丁田地区のちょうど町境の所なんですけれども、ここも嵩上げ工事をやりましたので、当時は建設課の職員ともども、これで水はたらまらんじやろうというので、職員ともども喜んでおったわけなんですけれども、時間的雨量が130mmですかね、それで20分ぐらい降ると、また冠水するようになったわけです。そのたびに私が走って行きまして、そのたびに建設課の職員が走って来て対応をしておるのが現実なんですよ。先ほど冒頭で言いましたけれども、4月30日の日は南部消防署の所が冠水をしまして、職員に任せて車を通すなよと、言ったわけなんですけれども、そこをまた強引に通っていったあるお店の従業員がおりまして、中で止まっておりましてけれども、今度は一丁田地区に行きましたところ、もう行けませんでした。手前から300mぐらい手前で、もう行けなかったもんですから、豪雨の中でずっと目を凝らしてましたら、真ん中にでかいボンゴが道路真ん中に止まってたわけですね、職員に「行って見ろ」と、「上の住宅街から抜けられるから行ってみる」と言ったところ、車の中には誰もいませんでしたよというのが現実なんですよ。多分ですね、あの時は、腰ぐらいまで水があったと思う。今までは大体60cmかどっかそんなもんだっただんでしょう。でもあの日は一番ひどかった。あのでかいボンゴが止まるぐらいですから、相当な水位だったと思うんですよ。私も雨が降るたびに走って行ってですね、手前で止めたり、先の方で止めたりいろいろ対応はしております。

第1問で述べましたとおり、都市計画の中では新たな都市計画区域となった通山地区について、将来の市街地図を追記するとともに、市町村合併等の状況変化を踏まえた記載内容の変更を行うとあるわけですね。市長、雨が降るたびに水没する線路跡地の都市計画においては、どのような認識で、どのようにやっていくのか、お伺いをしたいと、私が提案しているのは、あそこの排水路ですね、今までは1本だから一丁田地区へ1本抜けて行って、途中で安楽土地改良区の水路を利用して排水をしているのが現実なんですよ。1本では駄目だから、もう1本分水したらいいよと言ってるわけですね、それすら、今でもう何年なりますかね、できてないのが現実であります。

市長、答弁をお願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

一丁田のパチンコ屋の下の線路跡地の冠水でございますが、当初議員が今御指摘されましたとおり、我々も嵩上げをして、ある程度10cm、20cmは浸かっても通行に支障ない程度の雨量の深さまでというような考えで嵩上げをしたところでございますが、前にも五、六十センチとかございましたが、今回は腰ぐらい1m近くまで浸かったということで、少し今までのことが、どうだったのかというのをもう一回検証してみなければいけないかなということで、考えております。

今、考えているのは、あそこで国道からの合流の柵（ます）のところ合流して水が冠水するというようなことでございます。我々1回、志布志小学校の高浜地区でこの経験をしております

ので、西谷からの方向の水と、沢目記からの水の合流点で、あそこも20mmぐらい降りますと、すぐ道路が浸かって通行止めになるということで、あそこの場合は、水を分流というかですね、合流する所を合流させずに平行して流して、大きな川の所で放流していったというようなことで、今ほとんど、前川が上がりますと、少しチャプチャプというぐらいの水はきますけど、それで解決しております。当面は、あそこを柵（ます）の所を合流しないように反対側に水を抜いたらどうかなということで、今検討しているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、課長が言われたですね、あの西谷沢目記のあの合流のことは、私も知ってるんですよ。実際あそこを軽トラで通りかかったときに、行けなかったのがあります。何年になるかな、もう15年ぐらい前ですかね、あそこは近頃水がぜんぜんたまらんというのは認識しておったわけです。何かえらい良い工事をやったんだなど。それと同じようなことを、今課長が言われたとおりですね、通山の場合も国道から流れてくる、国道も手前、例えば、花熊さん、花屋さんがありますよね。あそこ辺りからの水が流れていく。それと、一丁田の信号の方からも来るわけですね。ああいう所から含めたやつがパチンコイチローの横を通って、あの合流柵（ます）の所へいくわけですよ。合流柵（ます）の所に線路跡地からは、南部消防署からちょっといった辺りからのあそこは分岐になってますから、あそこから水が来るわけです。ほとんどが住宅地ですので、もう一気に来るわけですね。ですから、私が以前から言っているのは、分けてくれと、分水をしてくれれば、こういうことは絶対起きないよということを言っているわけです。

今、課長が前向きに検討するというような意見でありますので、これぐらいにしておりますけれども、私もですね、雨が降るたんびに行くには、先もども言いましたとおり、ちょっとつろうございまして、特に、土砂降りや雷が鳴ってる中で車で「帰れ、帰れ」と言うのは、非常に怖い思いをしております。実際、私は気が小さいですから大変なんですよ。

特に、あそこに来るのは、皆さん関係する介護保険組合の車と新興住宅地の車なんですよ、ほとんどが女性です。

できればですね、今課長がありましたとおり、分水、もう絶対そうですよ。手前のLPガスの所で下へ抜いていってもいいわけですから、すると浜へ抜けていく避難用道路まで整備をしてくれというのが、私以前にもしましたけれども、その道路の横にもう1本抜くだけでいいわけですよ。

ここはもう言いませんけれども、将来のことを考えればですね、やっぱり団地化とかいうことがありますけれども、浜の方へ1本道路をば整備して、そこにちょっと大きめの600か800ぐらいの側溝を添えていって、下の水路へ抜けていけばいいかと思えます。

今、課長答弁ありましたとおり、何とかそういう方向で検討してみたいということでもあります

ので、なるべく早い対応をお願いをしたいと思います。ひとつお願いします。

○市長（本田修一君） おととい現場を見まして、そのような検討をしたところでございます。できるだけ早い時期に工事に着手してまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） かなり前向きの答弁をいただきましたので、もう次へいきます。

市道一丁田・宇都鼻線の肆部合地区の排水対策について、お伺いいたします。

4月30日の大雨、市長はこの写真は見たことありますか、あるでしょう。

これは野井倉土地改良区の連中とか、役所の人たちが撮った写真だと思うんですけども、実際ですね、車道と横の側溝が分からんわけですよ。よくこれで車が落ちなかったなど僕は心配したんですよ。例えば、ここを人が通る、人が通るばかなやつはないだろうと思うんだけど、落っこったら終わりですよ、これ。雨が降るたんびにこういう状況が起きてるのが現実なんですよ。ここもいろいろ問題がありまして、この例えば道路の横の側溝は、道路排水なんですよ。ところが道路の北側の側溝には、野井倉田んぼからの水が流れてくるんですよ。ちょうど野井倉開田の中のいちばん低い所が、あの肆部合の集会所の上なんですよ。だから、道路排水と田んぼ排水が一緒になってこの側溝を流れてくるというのが現実であって、しかもその側溝が小さすぎるんですよ。ですから、こういうふうに冠水して、現実的にですね、途中にある門柱まで倒れるわけです。この写真はある程度水がひいて、ここに人間が行けたから、ここで写真を撮ってるわけで、実際は、これで多分20cmか30cmぐらい上まで冠水してたと思うんですよ。そうじゃないと、この門柱が倒れるわけがないでしょう。これが今までもしょっちゅう起きている。しかも、これから今度は下の方、肆部合の集会所を過ぎますよね。それでは、今度は旧下戸酒店の所がありますよね。それから田尾橋へ抜けている、この区域はしょっちゅうこういうことが起きてるわけですよ。何回も言ってるんだけど、なかなか解決しない。

僕が議員になった年ですから、12年ほど前になりますけれども、当時の建設課に「何とかできんか」と言ったことがあるんですよ。そしたら、肆部合の集会所から肆部合の信号から下の方へ、下戸酒店の方へ行く、例えば、右側の方の道路の横の水路ですね、これは土水路ですよ。反土（タンド）があるたんびにあの地域の人たちは胴長を着てですよ、あのヘドロの中に入って作業をやってるわけですよ。もう高齢化も進んでくるし、我々もこういうのは嫌だから何とかできんやということで、対応をお願いしたことがあります。

当時の役所の考えは、普現堂片平の方から道路改良をしてくるから、ここまでは四、五年で来るんだと、四、五年待ってくれと言われたんですよ。じゃあ四、五年だと約束で私は待ってたんですけど、もう12年経ってしまいました。それでも田尾橋までもきてないんですよ。田尾橋の例えば橋脚布設替えとかありますよね、そうなったらあれは多分3年はかかると思います。あれから上に上っていくということは、今からまた五、六年先、最低でもかかるんですよ。ですから、肆部合の集会所のちょっと上の方から、今この写真がありますと、肆部合の集会所のちょっと上の辺りから田尾橋方面のこの肆部合地区の排水対策もですね、市長は現実的にどういう認識でおられるのか、お伺いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話にありました肆部合地区の肆部合の交差点においては、いつも冠水しているなどというふうな認識はしておりました。

ただ、今回一般質問でありましたように、その肆部合の公民館から上の地区について、冠水がひどいということについては、初めて知ったところでございます。そしてまた、現地へ赴きまして、門柱が倒れた内容についてもお話を聞いたりしたところでもあります。

この路線についての排水につきましては、ただいまお話がありましたように野井倉地区の水田の水が、この排水路、そしてまた道路にあふれているという状況でございますので、土地改良区と一緒にしながら、このことについては、解決しなきゃならない内容かなというふうに思ったところでございます。

今後、この地区においては、東九州自動車道の整備が始まるところでございます。そしてまた、下の方では、肆部合地区の基盤整備事業が始まるということでございます。そのようなことと関連させながら、この排水路、また用水路にもなっているようでございますので、今度野井倉、肆部合地区においては、パイプの送水ということになってますので、排水のみになろうかと思いたしますが、そのことをあわせて、今あるような被害が及ばないような設計というものを考えて工事に着手していきたいと、そしてまた、関係団体に協議を重ねながら取り組みをしたいというふうに思ったところでございます。

○9番（丸山 一君） 野井倉開田からの排水路はですね、この道路排水路を使うのではなくて、別に排水路がなくちゃいけないですよ。これは改良区の実際の仕事ですから、例えば、道路横断をしてですよ、反対側に抜きますと、3号水路からきた水路がでかい水路があるわけですよ。だから、暗渠で抜くか何かをしてですね、この道路の側溝というのは、道路排水ですから、従来の目的に使わせればいいんであって、野井倉田んぼからの排水はですね、この下に道路の下でかい暗渠を入れて、反対側の3号水路の末端に入れ込んで流していけば、一気に解決するんです。こういう門柱が倒れるようなこと、道路冠水するようなことはないんです。これは2か所から入ってくるからこういうことが現実起きてくる。

しかも、今度は東九州自動車道が、このすぐ横を通りますから、その関連でですね、かこつけてちゅうのは、ちょっと語弊がありますけれども、それで国交省と交渉されまして、できればそういう方向に解決をしていただきたいと思います。

それと、肆部合の信号から下の部分に関しましては、ほ場整備が来年から始まるはずですよ、肆部合のほ場整備は。それで、先ほどパイプラインと言われましたけれども、結局道路の右側を通ってる土水路ですね、あの部分に関しましては、もうあれだけの広さはいわゆる必要ないわけですから、実際三面張りにしますと、道路側と畦畔側の方にですよ、L型擁壁を両方含めて天板を打ってしまえば、道路はあの幅は半分ぐらいで済むんですよ、実際は、高さを取りさえすれば、ですから、それもほ場整備と絡めて、できればやっていただきたいというのが地区民の要望なんですけれども、そこまでできますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後、この地域においては、東九州自動車道、そしてまた、基盤整備事業が始まるということですので、それらの事業と絡めながら、今後このような被害が出ないような排水対策というものについて、設計をしていただくということを私どもの方からも提案してまいりたいというふうに思うところでございます。

○9番（丸山 一君） 市長、肆部合の集会所が、今度高速道路でちょうど引っかかるわけですよ、移転先は知っていますか。下の信号のちょっとこう、北に向いた所、ちょうどあそこは道路横断で暗渠が抜けて、90度に曲がって水路が曲がっていきますね。ここの地区にできるわけです道路脇ですから。水がオーバーしたときにはいくんですよ。ですから、肆部合の人たちもあそこに一応計画はしてるけれども、水がきたら困るなというのが実際現実問題でありますので、今市長が答弁されたように、工事にかこつけてではなく、関連されましてですね、できれば対応をしていただきたい。やるということで、私は認識しましたので、次にいきます。

それでは、4問目になりますけれども、市内沿岸地域に避難タワーを設置する考えはないかについて、質問をいたします。

市長、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定はいつされたか御存知ですか。

これが推進地域の指定ですね、下は強化区域です。これは確か去年、おとしだったと思うけれども、総務課長、御存知ですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 確認ですが、南海トラフの特別強化地域の指定の月日のことですよ。

はい、お答えいたします。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定ということで、当市は今年の3月28日に指定を受けているところでございます。

[丸山一君「何年の3月28日か」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） 26年の3月28日でございます。

○9番（丸山 一君） 今、課長から答弁がありましたけれども、鹿児島県は南海トラフ地震防災対策推進区域という大枠でありますよね。

鹿児島県、宮崎県、大分県というのは全体的に入っておりますけれども、その中で対策特別強化地域というのがありますよね。これは、大体今度は海岸部ですよ、全部。だから、鹿児島県の場合は、この大隅半島の沿岸部だけです。これはですね、指定になったという理由がありまして、指定基準は津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生ずる区域。特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村。同一圏内の津波避難対策の一体性の確保とか、いろいろ理由があるわけですよ。

皆様も御存知だと思うんですけども、南海トラフの地震というのは、いつ起きてもおかしくないというのが、今学識、火山予知連とか、地震対策室とかいう人たちの共通認識なんですよ。

この強化地域の指定を受けたことによって、市はどのようなことをやっているのかお伺いします。どのようなことをやったかですね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 地域防災計画の見直しとか、そういったものを今年度も県の地域防災計画等に準じながら、私どもも市の地域防災計画等の見直し等を行っておりますし、また、市民に直接的にはこういった指定を受けましたから、毎年、特に東北大震災等が発生しましてから、津波避難訓練等の実施を市民の皆さん方に協力をしていただきながらしております。

今、申されましたように、今指定を受けたこういったもの等を市民の方にも地域指定を受けているというようなことのお知らせ等をして、十分に周知というか、注意をしていただいているところでございます。

○9番（丸山 一君） 昨年の3月28日、もう1年と3か月前に指定を受けておりながらですね、まだまだ対応が遅れているというのが現実ですよ。我々この志布志の沿岸部というのは、人口が集中していますよね。その中で、万が一津波が発生した場合、沿岸部より上の台地、約40mだと思わんですけれども、そこまでの避難道路とか階段とか、我々今まで同僚議員を含めまして、質問をしてきましたけれども、もう今の状態で十分だと考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、例えば、津波到達によりまして、想定時間が36分ということでございますので、その津波によって避難が難しい区域においては、津波緊急退避ビルの指定等、それから、避難方法の検討ということについての取り組みはしているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、市長が「津波緊急退避ビル指定」というのを言われたですよ。実際指定をしてますか、協定を結んでますかね。僕は結んでないような気がするんですけど。

○総務課長（萩本昌一郎君） 市におきましては、昨年の11月でございますが、志布志市津波避難計画というのを策定しておりまして、その中で、今御質問のございました津波緊急避難ビルの指定につきましては、市内の大きなビルでございます七つのビルを、そこの緊急退避避難ビルという形で指定をさせていただいているところでございます。

[丸山一君「協定はしているのか」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） 指定をお願いしているということで、協定については、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○9番（丸山 一君） 七つのビルに指定をしたということでもありますけれども、結局向こうの人たちも分かってないといけないし、そのことを今度は地域住民も知ってなければ意味がないんですよ、実際の話がですね。そこをできれば確認をしていただければと思えます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 失礼いたしました。協定までは結んでおりませんけれども、こういった緊急避難時の場合の避難ビルということで、所有者の方には承諾をいただいて承知しているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今の答弁によりますと、ビルの所有者に承諾をいただいて指定をしているということですよ。

であれば、志布志のまちの人たちもよく言われるんですけども、「あそこに逃げてよかたろかいね」と、よく言われるんですよ、実際それが七つのビルに指定をしたのであれば、それを周りの人たちにも周知徹底しないことには、いざというとき逃げられないですよ。行ったって怒られたら大変だとか、皆さん思ってるはずなんですよ。

それと、際ほどから言いますけれども、やっぱり指定をしたという、ただ口頭でするんじゃないくて、やっぱり協定書なりを結ぶのが僕は役所の仕事だと思うんですけども。

○総務課長（萩本昌一郎君） 緊急時の場合の対応ということで、所有者の方には御理解をいただいているところがございますけれども、今おっしゃったような形でより確実なものにするための確認の方法という等についても、また研究をさせていただきたいと思います。

それから、これは昨年の11月に作成をしたわけでございますけれども、おっしゃるとおり市民の方への周知というのが、まだ徹底していないようなところもございます。ただ、防災会議とかそういう会議等では委員の方々に説明はしているわけなんですけれども、一般の市民の方々への周知という点では、まだ不足しているという点があるようでございますので、より徹底をさせていただきたいと思います。

それから、七つのビルにつきましては、ここが緊急の際の避難ビルだよということの表示をさせていただいてはいるんですけど、それがまだちょっとですね、今御質問があったように、一般の方は分かりづらいというような点もあるようでございますので、工夫をさせていただきたいと思います。

○9番（丸山 一君） 今、課長答弁にありましたとおり、防災会議に出てくる人たちにはその話が通じてるということですけども、一般の人たちに話がいかないことには、絵に描いた餅ですよ。

それと表示がしてありますということでありまして、例えば、下通山の避難階段は三つありますけれども、あそこも避難階段で、横25cmぐらい、縦15cmぐらいのやつがブロック塀の横にピッと貼ってあるだけなんです。僕も何が書いてあるのかなとよく見たところ、ここに避難階段があると書いてある。ああいうような表示の仕方であれば分らないですよ。ですから、皆さんが分かるようにでかいのでしょとかないと意味がないということなんです。そこが極力気をつけて対応をしていただきたいと思います。

下通山の区域になりますけれども、三つの階段がありまして、この階段が上まで整備をされました。昨年の津波避難訓練の時に、伊藤知事が来られて、帰りにミネサキの裏に来てくれということで、私は行ったわけですよ。伊藤知事が来られて県の職員が得意満面として、ここにはこの三つの階段を整備しましたと言ってるけど、てめえらこのやろと思ったんですけどね。実際、あの形になるように仕掛けていったのは、我々と市の人たちですからね。伊藤知事は、ああそうかそうかと言って納得して帰られて、私は何のために行ったんだろう、ただ、ぼーっと立って見てるだけだったんですけどね。

だから、ああいうことを考えればですね、やっぱり香月校区の人たちもよく言われるけど、「何

で通山ばかり階段が三つもあつとな」と。「おいどんが方はないもねえがな」というのが現実的によく言われるんですよ。実際この間も聞きましたけど、担当課の方でもそういうことを言われたということでもあります。

志布志町の沿岸部には、災害弱者と言われるような、災害弱者になるであろうという人たちがいっぱい考えられるわけですね、実際もう少子高齢化ですから。

それと、志布志港のあたり、例えば飼料工場とか、港湾関係で働いている人たちが多分1,000人ぐらいいると思うんですよ。ああいう人たちがいざというときに逃げて行ったときに、道路整備はちゃんとされてるかということを考えればですね、とてもじゃない、NHKの特集でもしてましたけれども、1台の車を、名前はちょっと忘れたけれども、どういうルートを通って、どっちに逃げていったかというシミュレーションをしたのがプログラムであったんですよ。そしたらやっぱり例えば坂にみんな集中するもんだから、そこで今度は何キロも渋滞してみんな飲まれて死んでいったというのが現実なんですよ。ですから、そういうことを考えれば、もう間に合わないのであれば、避難タワーをつくれればいいじゃないかと僕は考えるわけですね。

市長にお伺いしますけれども、この市内の沿岸部に避難タワーを設置する考えはないか、お伺いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

避難タワーの設置につきましては、南海トラフの巨大地震が最大震度が6弱、最大の津波高が7m、そして到達時間が36分ということでありまして、本市においても避難対象区域に4,139世帯、8,370人がいるということがございます。この方は基本的には、山の方に避難していただくということになるところでございます。そのような避難がとれない方につきましては、先ほども申しましたように、津波避難のための津波緊急避難ビルについて指定してございますので、そちらの方に避難していただくということが一義というふうに考えているところでございます。

津波避難タワーの設置につきましては、既に設置されております自治体へ研修をしていきたいと、そしてまた、地域住民の方々の御意見を賜って、その設置の在り方について、検討はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今市長が言われた8,000人とは災害弱者になる可能性の高い人たちのことを8,000人ということですか。

○市長（本田修一君） エリア内に住んでいる方です。

○9番（丸山 一君） エリア内に住んでいる人が8,000人。私が考えておるのは、沿岸部の中でも、例えば、押切地区、菱田川の東側ですよ、押切地区から前川の所までの区域の中に4か所を考えております。

先ほどの答弁の中で七つのビルと協定というか、指定をしたということでもありますけれども、七つのビルがあるのは、志布志の元駅前があったあの周辺ぐらいですよ。僕らは押切地区はないですよ、2階建て以上の建物はないわけですよ。ビル指定をしようにも、そういう建物がないわけですから、そういう所に避難タワーを設置した方がいいんじゃないかなと考えておるわけで

す。

沿岸部で、後から言いますけれども、僕は四つを建てたらどうかと考えております。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、津波緊急避難ビルにつきましては、今後検討していきたいということでございます。

地域につきましても、先ほどの避難ビル等の兼ね合いも考えながら、地域について検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

○9番（丸山 一君） 先ほども言いましたとおり、例えば、押切通山地区には2階建て以上のビルはないわけですから、ここに一つは必要であろうと。住宅が密集、多いのは、押切東、西の辺りなんですよ。ですから、あそこに1か所、もう1か所は稚子松の辺りに一つは必要であろうと。もう一つは、香月小学校の下辺り、若浜住宅があって、今市営住宅を建てるのをやめた区域があって空き地になってますよね。あそこ、もしくは温水プールの横の空き地でもいいんじゃないかと考えております。あそこは稚子松とすれば、若浜住宅の辺りをもう1か所。それともう1か所は、下小西、国道220号線から下りていって、風呂屋踏切ですね、元大黒さんのお店があったところ、南国殖産があった所から下りていったあのでかい踏切ですよ。あの区域に一つは必要であろうと。ですから、4か所は必要であろうと、私は考えておるわけですがけれども、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） ただいま御提案いただきました地域につきましても、今後全体的な調査の中で決定をさせて、参考にさせていただければというふうに思います。

○9番（丸山 一君） 東日本大震災の津波被害の教訓として、タワーや人口高台が17府県に既に180基設置されてるんですよ、テレビにもしょっちゅう出てますよ、この人口高台なんかも。4階建て、5階建てぐらいの鉄骨のビルなんかもよくテレビに出てますよ。

いろいろ調べてみたところ、静岡県にはもう81基ですよ。高知県には45基ですよ。高知県の場合は南海トラフがきた場合には、多分15mぐらいの高波がくるであろうということが、高知県はよく知ってるわけですよ。ですから、あの区域で45基ですよ。和歌山県はリアス式海岸ですけども、そこも12基、お隣の宮崎県は何基だと思いますか、もう宮崎県は4基なんですよ、もう造ってるんですよ。鹿児島県はゼロなんですよ。特別強化地域に指定をされておりながら、この志布志湾から佐多岬の所までですから、大体百二、三十キロはあろうかと思いますが、この区域に対して、現実的に避難タワーか、もしくは人工高台は一つもできてないんですよ。

ですから、僕は鹿児島県でもこの沿岸部しか強化地域になってないわけですから、ここの設置したらどうかと提案をしておるわけです。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在建設されている避難タワーにつきましては、特に津波の被害の甚大な所、そしてまた、時間的に短いところが中心になっているようでございます。

私どもの地域におきましては、36分ということが、示されておりますので、今後、私どもは、それらの地域の後を追って整備が認められるとか、進められる地域になるのではないかなという

ように思っています。そのような観点から少し遅れてしまっているということについては、反省するところがございますが、今お話がありましたような区域につきましても、十分参考にさせていただきますまして、国の方に申請をしていきたいというふうには思うところがございます。

○9番（丸山 一君） このタワーとか人口高台を造るにあたりまして、国が行っている事業制度というのがあります。その中で内閣府がつくっている地域防災拠点設備モデル事業というのがあります。それと、総務省消防庁が出しております津波避難タワー整備事業というのがあります。それと、農林水産省の水産庁がつくっております災害に強い漁港漁村づくり事業と、この中にもあります。それと、国土交通省都市地域整備局、ここが出しておるまちづくり交付金というのがあります。制度上は、一番少ないので40%、大体50%、もしくは75%の補助が付いております。多分これもいつまでたってもある事業じゃないと思うんですよね、これ時限立法だと思うんですよ。ですから、市長は「なるべく早い対応を」と言われましたけれども、急がないといけないんですよ、これは。もういつ起きてもおかしくないような南海トラフ地震・津波ですから。確実に起きてくることは確かなんですよ。

僕らが小さい時に小学校、中学校の時もしょっちゅう日向灘沖地震というのがありましたよね。ところが、今はぜんぜんないですよ、ここ30年ぐらい。ということは、ひずみが相当たまってるわけですよ。ですから、起きた場合は間違いなくこっちに来ますよ。そのためには万全の処置をしていなくちゃいけない。いつくるか分からんのにに対してですよ、なるべく早く対応をして、万全の処置をしておかないと、行政としての責任は果たせないんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波避難対策緊急事業においては、おおむね5か年というふうに区切られているようでございます。その意味については、今お話があったように時限の形で進められているということでございますので、私どもの地域においても、その事業の対象になるように、早めに今後、津波避難対策緊急事業計画を策定いたしまして、ハード整備について、事業申請ができる体制をつくってまいりたいというふうに思います。

○9番（丸山 一君） なるべく早い対応というのを言われますけど、もう実際今現実につくってるわけですね。そういうところに、まず行って、どういう書類的なものが、手続きが必要かということをもっと先にやるべきですよ。書類を作ってからどうのこうのいつの間は無いですよ。ですから、職員を一人派遣してもいいし、我々総務委員会の方でも現地調査をしてですね、やってもいいですよ。そんな悠長なことを言っている場合じゃないんですよ、時間が無いんですから。

しかも、5年ということは、あと何年になりますかね、これはいつできたかというのは、僕もそこまでは調べて無いんですけど、5年というなら、もうすぐ来るんじゃないですか。

○市長（本田修一君） ただいま話を申し上げました事業につきましても、31年までということでございますので、早めにその計画を作成いたしまして、申請ができる体制をつくってまいりた

いと思います。

○9番（丸山 一君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から22日までは、休会とします。

23日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時39分 散会

平成27年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成27年6月23日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 一般質問

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

日程第4 議案第45号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

第91回全国市議会議長会定期総会において、次の4名の方が表彰を受けられましたので、報告いたします。

一般表彰、議員10年以上、丸山一君、玉垣大二郎君、鶴迫京子さん、毛野了君。

以上であります。

ここで、伝達のため、しばらく休憩します。

—————○—————

午前10時02分 休憩

午前10時06分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 会議を再開します。

—————○—————

○議長（上村 環君） 受賞者を代表して、毛野議員に挨拶をお願いします。

○12番（毛野 了君） 一言御挨拶申し上げます。ただいま永年勤続議員として、表彰を受けました。大変身に余る光栄と存じます。これもひとえに、諸先輩をはじめ、同僚議員の皆さん、それから長きにわたり変わらない御支援をいただいた市民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

ところで、私ども志布志市議会も平成25年12月に、志布志市議会基本条例が制定をされました。今後、私ども受賞者は、今回の表彰を機に心を新たにして、志布志市の市政発展と議会活性化のために邁進する所存でございますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、お礼の言葉といたします。

本日は誠にありがとうございました。

[拍手]

—————○—————

○議長（上村 環君） 丸山議員より、発言の取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

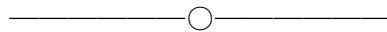
○9番（丸山 一君） 先の一般質問の中で、不適切と思われる箇所がありましたので、取り消し方、よろしく願いをいたします。

○議長（上村 環君） ただいま丸山君から6月19日の会議における発言について、会議規則第67条の規定によって、一般質問における発言について、不適切な発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、丸山君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。



日程第3 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） 皆様、改めまして、こんにちは。本日最終日の一般質問、トップバッターとしてやらせていただきます。正直申し上げて緊張しております。本日は、まずは最初の冒頭の陳述というか、こちらからの御挨拶の部分で、場の空気もですね、自分自身の空気もアイスブレイクをしようと思って、昨夜からずっと考えていたんですけども、なかなかいい文言が浮かばずに、逆に寝不足を引き起こして、本日少し社会人としてはあるまじきなんですけれども、体調不良の状態でございます。

また、本日この議場にまいりましたところ、多数の傍聴席に、傍聴にいらっしゃっている市民の方がいらした姿を見ると、なおのこと緊張が高まったところでございます。そういった形で、かねてよりも少し答弁に対する理解力が下がっている可能性もございますので、どうか市当局の方には、私にとっても、市民にとっても分かりやすい答弁を希望いたします。

それでは、通告書に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

まず一つ目、道路行政についてお尋ねいたします。

この道路というものは、交通の基礎であり、特に、この地方においては、車社会という場所においては、非常に重要な意味を持つ、これは当然、言うまでもなく分かっていることではございますけれども、そういった形の重要な交通インフラ、基盤になっております。この状況、状態が日頃から市民にとって利便性が保たれているかどうか、そういったものを監督、管理するのが、その地方を治める自治体としての責務だと考えております。

また、市民の側も日頃生活する中で、道路についての不備であったり改善点というものは、日頃生活する中で常に目に付くことから、非常な関心を持って、また、市に対する要望件数というものも非常に多いものではないかと推察されます。

そこでまずは、市が維持管理責任を負います市道につきまして、その現状の確認としまして、市民からのそういった市道に関する修繕であったり、あるいは草木の伐採、もしくは改良等の、そういった要望件数が年間どのくらいあるのか。また、その受けた要望に対して、市の側として、

どの程度対応されているか。また、その対応にかかった時間、月日（つきひ）、年数などが分かりましたら、そちらのデータをまずはお示してください。

○市長（本田修一君） 皆さん、おはようございます。

市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

市道につきまして、道路行政につきましてのお尋ねでございます。

現在、市道の総合的な管理につきましては、毎年自治会における市道等、道路愛護清掃伐採作業や市内の「NPO法人ふるさと協議会」業務委託、また市が雇用する道路作業班によりまして、年間を通しまして市道の草木伐採や路面補修、側溝の清掃等を行っているところでございます。そのような中で、年間の市道に関する修繕、伐採、改良等の要望数でございますが、昨年度市内の市道に対する維持・修繕が275件ございました。市道の伐採が106件、その他国・県に関する要望や市道改良などが15件となっております。

ただいまの要望件数に対します対応状況でございますが、維持・修繕のうち対応済みは246件、残りの29件につきましては、今年度の対応を検討中ということになっております。

市道伐採につきましては、106件、すべて対応済みでございます。その他、国・県に関する要望や市道改良等が15件となっております。

なお、この対応につきましの期間でございますが、維持・修繕のうち、緊急性を要し、費用が少額なものは、おおむね1か月以内に処理しており、費用が多くかかる箇所については、次年度対応としております。

伐採につきましては、高所伐採要望については、地権者への伐採依頼及び同意などに時間を要するため、3か月程度時間を要しております。通常の伐採につきましては、業者に委託している伐採延長の減や、集落伐採参加数の減などにより、伐採要望箇所が増えたため、数か月程度時間を要した箇所もございました。

以上でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ただいま市の道路管理、維持管理に関する要望等の対応につきまして御答弁いただきました。

そのデータを参照するにあたっては、非常に市としては、限られた人員、予算の中でいい形の対応をしていらっしゃるなというふうな感想をまずは抱きました。

今、維持・修繕に関して275件中、246件が当該年度内に対応して、29件が、おそらく予算の関係だと思うんですけども、次年度繰越という形で御答弁いただきましてけれども、こちらの29件の対応、大体その基準となる事業費のラインというものは設定されてるんでしょうか、それともその時その時の予算の状況を鑑みて、これは次年度、これは当該年度という形の判断をされているのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

維持・修繕の規模でございますが、先ほど市長の答弁でありましたとおり、金額の少額のもの

はおおむね1か月内に処理しているということで、その基準ということでございますが、優先順位というか、緊急性を要するものは、多少の金額が多くても対処しなきゃならないということがございます。おおむね30万円とか、高くても60万円ぐらいまでが、緊急に処理する入札の案件でないようなものと解しているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 緊急性のある案件につきましての対応については、理解いたしたところであります。

逆に、緊急性がないものといえますか、即時対応しなくても市民の方の利便性に対して、そこまで影響を与えないと、市側が判断した案件につきましてなんですけれども、次年度以降に繰り越しがあったとして、その場合も次年度に予算計上をして、それも含めてですね、議会から承認を得て執行するわけなんですけれども、その後の対応というのは、即時やっていただけるという体制をとってらっしゃるのか、そのあたりをお伺いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 次年度に回すとかというのは、当然当初の予算の中で要望箇所がこれぐらいございますねということで、財政当局にも要望していくところでございます。

執行につきましては、予算の範囲内で優先順位を見まして、緊急性が高いものから順次処理、執行していらっしゃるところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） では、受けた全ての案件に対して、プライオリティー、優先順位を設定して、それに基づいて執行していくという形をとっていらっしゃるんですね。はい、理解いたしました。

また他の部分については、後もって質問しますけど、次は、質問通告書どおりに2項目目ですね。県道のことについて、少しお伺いいたします。

県道は当然県が管理する領域ですので、市側としては、あくまでも要望を県の方に上げていくという形をとるわけなんですけれども、まずお聞きしたいのは、県道に対する市民からの要望ですね、伐採であったり、維持・修繕、もしくは改良の要望があった場合、まず筋道といたしましては、その住民から直接県の担当の方に要望を上げるのか。それとも、市の所管の部署を通じて県の方に上げてもらうのか、どちらが本筋なのか、そのあたりをひとつお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道につきましては、改善要求の対応としまして、市内に主要一般県道、合わせて14路線あるところであります。合併以降、道路の改良や局部改良、歩道設置、交差点改良等の要望を曾於地区の土木協会や県単独事業要望などをお願いしておりまして、日常の維持修繕とか、その都度市から県へ要望しているところでございます。

ただいまお尋ねになりました、市民からの県道の改善要望の出し方ということでございますが、市の所管の窓口で相談があった場合には、管理者である県に依頼しており、その際、伐採等が必要な場合については、地権者へ伐採及び同意などの依頼を市で対応しております。

市民から直接県に依頼された場合は、県から市へ連絡がありまして、現地確認及び地権者への説明を県とともにやっているところでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) つまるところは、どちらの形であっても市が当然絡んで県と協働して、そういった時期に上がっていくと、そういった形になっているところですね、はい。

こちらの質問について、本日私がさせていただいた理由としては、やはりどうしても地元を回っている時に、当然市道に対する御要望もありますし、先ほどデータでもありましたけれども、県道に関する要望というものの相当数いただきます。その時に、やはり市民の方が「どこに言えばいいのけ」という疑問を本当によく耳にしてるんです。その時に、私としても当然県は県道の管理であるから、市側から要望を上げてもらうのもいいし、本人が直接いってもいいですよというふうにはお答えしてるんですけども、そのあたりは少しはっきりとしたいがために先ほどの質問をさせていただきました。

県に対する要望なんですけれども、住民の方が直接要望するにあたって、市側が住民から要望を受けて県の方に上げる場合でもですね、もちろん市側がそれを受けて県の方と協議、どう対応するかを話されるわけですけども、そういったものが当該年度に対応できなかった場合ですね、その場合次年度以降に引き続き市の方が、そういった要望をまた県の方に上げていただけるのか、それとも1回きりで終わってしまっているのか、そのあたりが少なくとも市民の側から見ると、最初の1回上げただけで終わってしまっているんじゃないかというふうに写っているのが現状でございます。少しそのあたりにつきまして、市民からの県道に関する陳情・要望について、その当該年度で対応ができなかった、次年度以降に繰り越しになった案件につきまして、市側としてはどういった扱いをされているのか、そのあたりをお聞かせください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、市としましては、県と平生(へいぜい)から連絡を密にしながらい県道の維持管理についても様々な形の要望をしているところでございます。

今お話になられました案件につきましても、引き続いて次年度において、協議を続けながら、改善をさせていただくということになっているということでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) では、そういった形で市と県の方で密に連絡を取りながらいただいた案件については、解決がなされるまで、ずっと年次的に議論を続けていかれるという体制をとってらっしゃるということよろしいですね。はい、分かりました。

もう1点、こちらも多く市民の方から質問がある項目なんですけれども、よく市道ではあるんですけども、県道において、県の管理不十分が原因となった県道の様々な破損であったり、不備が原因として県道で事故が発生した場合、それまでの道路責任者、県ですね、の過失割合の設定等は市道にあるような形と同等な基準があると考えてよろしいんですか。そのあたりをお聞かせください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

道路として本来通常備えるべき最低限の安全性を有していなければならないということございまして、これが欠けた場合は、道路の設置者の責任ということになりまして、管理の瑕疵となります。

そしてまた、管理不十分な点につきましては、管理者と被害者の双方の話し合いがあり、その過失の度合いを確認しながら、示談をした上で保険対応というふうになるところでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) では、基本的には市道で起こった事故と同等の基準があるという形で、はい、かしこまりました。

県道については、以上になります。

次に、3項目目ですね。自治会でやっている市道の伐採道路清掃作業、愛護活動についてお伺いいたします。

先ほど、市長の答弁の中でもありましたけれども、基本的に年1回、各自治会が自分たちが住む集落の道路の伐採や清掃作業について、行っているところなんですけれども、まずはこちらの実施状況につきまして、データ等がございましたら、そちらをお示しください。

○建設課長(中迫哲郎君) 集落伐採、自治会の清掃活動でございますが、毎年集落にお願いいたしまして、実施いただいているところでございます。感謝するところでございますが、実施状況でございますが、平成26年度は参加集落が229集落でございます。延長にいたしまして、339kmでございます。奨励金にいたしますと、1,530万9,000円ほどとなります。

集落自治会数の参加割合といたしましては、全自治会の58.4%の参加をいただいているところでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) 26年度実施した自治会数が229自治会、総距離が339km、事業費にして1,530万円というデータでいただきました。やっぱり、どうしても少子高齢化、高齢化ですね、あと人口減少、限界集落の問題等ありまして、どうしても年々実施する自治会が減っていますね。でも、総距離につきましても、やはり年々減っている形になっている。少なくとも私の手元のデータでは、そうなっているところでございます。

まだ、今はその減少幅も年1自治会、2自治会程度の減少幅でありますし、総距離にしましても、まだ10kmを超えるか、超えないかぐらいの減少幅で済んでいるところでございますけれども、今後、ますます人口減少、そういった社会的な問題が進化するにつれて、こういった自治会の道路清掃、伐採作業が当然行えない集落が増えてくる。それはもう、何も対策を打たなければ、それは火を見るより明らかな未来となっております。この中でも、やはりですね、自分たちでできることは自分たちでしようという自助の精神を發揮されて、人が減る中、どうしてもなかなか難しい集落として、道路作業に対する個人的な負担が、一人当たりの負担が増えていく中でも、自分たちが使う道路は自分たちで清掃しようというボランティア精神といいますか、郷土愛の精神で何とか引き続き、道路清掃をしていただいている集落が本当に多いと思います。また、自治会によっては、繁茂状況であったり、よく使う道路の状態を見て自主的に年2回目の清掃作業をされている自治会もあるわけですが、そういったところに対する何か少しでも支援といいますか、そういった体制はあるのでしょうか。当然1回目の年1回の作業につきましては、市道等道路清掃作業報償金ですか、こちらの方で2項目、伐採距離に対する報償金と、作業の中で出た刈り草等を市が指定する所へ運搬した時の経費の一部が助成されるわけですが、それとあと、

どのようなものが、何か2回目以降の道路清掃にもあれば、もう少し自治会としても楽になるのかなという思いがあります。そういったものに対する体制があるのか、もしくはこれから何か考えていらっしゃるのか、そのあたりをひとつお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、年2回自主的に自治会で道路愛護活動、清掃活動をしているところがあるということについては、十分承知しているところでございます。また、感謝申し上げたいと思います。

その2回以上について、何らかの対応は無いのかというような御質問だと思いますが、現在の年1回の清掃作業にのみ、私どもは対応させていただいているということでございまして、これは合併時の調整項目の中でそのような経緯になっているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 先ほど申し上げたとおり、自治会によりましては、人手が少なくなつて、その中でも自治会でのそういった道路清掃作業を続けるために重機等の供出といいますか、地元の方が持っていちゃったら、その地元の方が快く提供して、そういった機械化の力を借りて、作業の効率化を図り、自治会の清掃作業を続けている所がでございます。

昨年の定例議会中、同僚議員の質問の中でも同様の形で、そういった機械化に触れたとき、そういった重機等の貸し出し等に関する助成であったり、そういったものを考えるつもりはないかということにつきまして、市長の方が検討するという形の答弁をされたと思います。現状ではどうなんでしょう、まだそういった方面についての助成の体制づくりというものは進んでいない状況か、もしくは、そもそも何か検討、協議をされたのか、その点につきまして、ひとつ御答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、特段検討はしていないということになるところでございますが、それぞれの地域において、それぞれの事情と、そしてまた、構成されているメンバーの力というものがございますので、それらのところで自主的にしていただいているということから、お任せしながら対応していただきたいというふうに思うところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ということは、つまりは、自治会としての道路清掃作業、伐採作業というのは、その自治会が持つ能力の範囲内で、できる範囲をやっていただいて、できない部分については共助・公助で、市側であったりとか、その伐採作業であったり、維持管理の方を担当されるという心づもりというふうに捉えてよろしいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、それぞれの自治会において構成メンバーの力がございまして、それぞれにおいて取り組んでいただくということであろうかと思えます。

実際、そういった意味で、先ほどお話がありましたように、高齢化が進んできておりますので、この清掃作業自体に取り組んでいただく自治会というものも毎年減少してきているところでございます。また、清掃をしていただける範囲も狭まってきている状況でございます。そのカバーで

きなかった分については、私どもの方で市の作業班、あるいは業者の方々に委託というような形の対応をしまして、道路のそのような景観維持、あるいは安全性の維持については努めてきているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） そういった形で、各自治会に無理を強いらぬ形で、それでもやっぱり自分たちでできることは自分たちでしていただく、できないところは、市側が、行政側がしていくという、自助・共助・公助のバランスがとれた体制づくりを目指していらっしゃる、とっけていらっしゃるというふうな御答弁をいただきましたけれども、これがどんどん状態が、現状は悪化していった、そういった市道伐採できる自治会数自体の減少であったり、または自治会ごとにも、これまで10kmやってたところが、10kmもないですけど、例として10kmやってたところが能力、人手の不足であったり、メンバーの高齢化によって清掃能力が減衰して、例えば、8km、6km、そういった形で少なくなって、総距離が減少していった場合、当然、市側の負担が増加していくわけですが、そういった5年、10年先の市の道路清掃の在り方、道路維持管理の在り方、係る事業費の試算について、シミュレーションであったり、検討等を行われているのか、そのあたりをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えしますように、高齢化によりまして、この清掃作業につきましては、かなり今までどおり維持していくことが難しいというような形の申し出のある自治体が出てきているところでございます。

ということでございますので、そのような形で申し出のあったところについては、また具体的に路線等、あるいは面積等をきっちりと、申請していただいて、それが欠ける部分については、市の方で対応しますということでございますので、流れとしましては、市の管理する作業班で管理する距離が伸びてきているということでございます。

そしてまた、業者委託になる部分も伸びてきているということで、道路の維持管理にかかる総体としては、あまり増やさない形での取り組みをしているということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 取り組みとして、当然そういった方向に動いてらっしゃるだろうということは理解はしているところなんですけれども、実際に未来を見据えて、そういった体制が維持できる、ある程度の確証、未来図を持って動いていかなければならないと考えているところなんですけれども、そのあたりについての確証といいますか、ある程度の計画性を持って現在取り組んでいらっしゃるのか、もう一回ちょっとお願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 将来にわたっての計画ということでございますが、市の方では、交通量の多い所とか、作業を年に何回もしなくてはならない所につきましては、コンクリートを張ったりという、メンテフリー化を進めております。

また、作業班におきましては、作業の効率を上げるというようなことで、機械化による伐採というのを昨年から取り組んでおりまして、今年本格的に導入する計画をしているところでございます。

また、国などで、今使われております除草剤についても、試験的に導入いたしまして、経過を見ながら作業の効率、予算の縮小化を図っているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

そういった今具体的な実際の取り組みを示していただきましたけれども、そういったものを通じて、先ほど市長が答弁されたとおり、総事業費、なるべく増大しないように、現状維持を保てるように考えて取り組まれているということでもよろしいですね。はい、ありがとうございます。失礼しました。

では、自治会についての伐採作業については、それで理解をいたしました。

次、4項目目ですね、先ほど市道の管理について自治会が行っている部分、業者委託で行っている部分、また市の雇う作業班によって行っている部分、3パターンがあるというふうにお伺いいたしました。その中で、業者委託、もしくは市の雇った作業班による作業について、そのかかる費用についてお伺いいたします。

まずは、基本的に単純な同一距離に対して自治会が清掃を行った場合と、そういった業務委託、もしくは市の雇った作業班が作業した場合、どのぐらい経費に差が出るのか、そのあたりをまずお聞かせください。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

市道の維持管理に係る費用の妥当性としましては、市が業務委託する市道伐採においては、公共の単価がございまして、公共の単価で算定しております。これは県の単価と同じということになります。

集落伐採といたしましては、合併時、先ほど市長の答弁もございましたが、合併時に各町の作業内容や費用について調整を行った単価としているところでございまして、この単価の厳密な作業効率から割り出すとか、そういう根拠はございません。そういうことで御理解していただきたいと思っております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 一般的に、各自治会に道路清掃作業をしていただいているというか、自分たちの自助の精神でやっていただいて、それに対して報償金を出しているという、今の制度、形があるわけですがけれども、一般的には市道、自治会に対する報償金の方が業者委託であったり、作業班で作業した場合にかかる経費よりも安いのかなという単純な考えを持ってしまうわけですがけれども、それは当然その作業の精度といいますかですね、一般の方が重機を持ち寄って、機械を持ち寄って作業をする場合と、業者がそういった作業をされる場合、そちらの方が作業の精度が仕上がりがいいのかというのを考えた場合は、自治会の方が安く上がるというような表現をとってしまうのかなと思うんですけれども、平成25年度に実際に道路維持管理にかかった費用につきまして、例えば、自治会の伐採作業で作業された部分が、大体350km、事業費を補助して1,600万円ですか、先ほども平成26年度については、339kmで1,530万円でしたかね、というふうにかかっていると思うんですけれども、一方すみません、平成25年度の数字で申し訳ないんですけれども、まず自治会で伐採作業をしていただいた以外の残りの部分は、当然業者委託であったり、市

の作業班による作業で対応しているわけですが、こちらは432kmで大体2,200万円ぐらいかかったというふうな答弁が、過去の一般質問の中でございました。これを見比べると、それほど係る事業の費用について、差はないように思うのですが、そのあたりについて、実際極端な話、市道の全てを業者委託であったり、市が雇う作業班による作業であったり変わった場合、どのぐらい市道の維持管理にかかる費用というものが、増大するのか。当然極端な例ですから、なかなかふだんからシミュレーションはしないと思いますけれども、ある程度の概算で分かればお示しください。

○建設課長（中迫哲郎君） 前もってちょっと試算してなかったのですが、申し訳ございませんけれども、今、若干、はじめてみたところ、仮に770km、集落でいたしますと、45円でございますので、3,500万円ほどの、集落だけです。ただ、これを業者伐採いたしますと、距離が2倍になりまして、また面積での計算でございますので、約1億円ぐらいの、今ちょっと概算で算定したら、それぐらいの金額になろうかと思えます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 別に何も僕は、例えば、今の概算がもしも4,000万円、5,000万円ぐらいですんだら、全ての自治会の愛護作業を中心にして、全部市側でやれよと、そういうことを申し上げるつもりでは当然ございません。

自治会側が、そうやって地元の道路のことを自分たちでやろうという、その精神は非常に素晴らしいものがありますし、また、道路清掃作業、伐採作業したそれについての寄り方もあるし、その作業が終わった後の集まり方もあって、現状、自治会内でも、そういったコミュニケーションの場が少なくなっている状況では、そういった道路作業等が存在するという事は、市側にとっても有り難いことですし、自治会側にとっても有り難いことだと、そういうことは十分理解した上で質問させていただいております。

今の概算を参考にするのであれば、やはり市側としては自治会の道路清掃作業をある程度継続していただくことは、非常に市制にとって重要なことであると、有り難いことであるというふうにも、もちろん感情的にも認識しているでしょうし、数字上、予算上でも捉えているということですよ。でしたら、やはり、各自治会が行う道路清掃作業が、できる限りの残る形で、能力の減衰によって作業できる距離あたりが少なくなっていくのは、もう仕方ないことだと私も思います。実施しない自治体なるべく出てこない方向で、そういった道路作業という良き伝統を残すような形でバックアップ体制を取っていただければと思うところであります。

すみません、もう1点、今の流れで伺っておきたいんですけれども、先ほど最初の方で要望等の件数と、それに対応した数字のデータをいただきました。当年、伐採等については100%、その年度内に対応しているという形で、修繕・維持については、どうしても予算上で都合がつかなかった29件ぐらいが、次年度に繰り越しという形でいただいたんですけれども、こういった繰り越し案件につきまして、その要望主、要望された方、本人に対する、「今年度はちょっとできないから次年度以降に繰り越ししますよ」という連絡の方は、きちんと取れているのでしょうか、ちゃんとそのあたりは欠かさずに市民の方に気を配って取り組んでいらっしゃるのかお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

積み残し案件ということで、次年度に回したり、そういう所については、フォローをしっかりとということで、なるべく説明するというところで行っているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 当然、私がこういった質問を始めたということで、大体流れが分かると思うんですけども、実際にアフターフォローというか、できなかつたらできないで、即時ですね、連絡が入っていない件数が多いですよ。それは当然市民の方だけではなくて、例えば、私が地元の方から簡単なものでいったら、あそこの道路がはげているから、そこについて対応をお願いしますという形で窓口の方に伺った案件につきましても、連絡もなくて、それはまだいい、よくはないんですけども、いいとしても、実際対応がなされたんだったら、そのなされた結果をもって、してくれたんだというのが分かるんですけども、それもなされていないということがちょこちょこあるんですよ。当然、要望窓口であったり、電話対応についてもかな、当然その要望者の連絡先を伺って、調書にしたために、そういった連絡体制を確保していらっしゃることは思うんですけども、実際のところが、そういった状況が私もそうですし、地元の方々からも、そういったお声が上がっているところが現状でございます。窓口全ての職員がそういうわけではなくてですね、窓口によっては、きちんと言わなくてもというか、当然アフターフォローというものをされている部署もあるんですけども、部署によって、そのあたりのばらつきがあるなというふうに常日頃から感じるところでありますから、そのあたりにつきまして、もう一度庁内のそういった面につきまして、いま一度気をしっかり持っていただくというか、意識を高めていただく、そういった努力をしていただきたいと思いますと思うところなんですけれども、当然接遇に絡んでくるので、あまり深くは申しませんけれども、全ての職員は当然そうではないと思うんですよ。基本的に一生懸命限られた人員、予算の中で、市民のために仕事に励んでいらっしゃる、そういった姿を当然私もいろいろと窓口へ伺うにつれて、つぶさに見てますので理解するところなんですけれども、ただ、現実としては、そういった声が市民の側から上がっていると、市側に要望した。何の連絡もこない、1年、2年経って何もなかったから、もう一回連絡に行った。また連絡がない。そういった悪循環、循環ではないですけども、どんどんどんどん市行政に対する信頼度を下げている市民の方がいらっしゃるのも事実であります。

そういったものにつきまして、今後、当然修正、改善をお願いするんですけども、市長のお考えというものをひとつお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件でいきますと、29件積み残しの分について、しっかりとこの分については、このようなふうに対応してますということの返答しなければならないわけでございますので、それは、今課長の方から答弁がありましたようにされているというようなふう思ったところでございます。

この道路のお問い合わせ、苦情等についてのみならず、市役所においては、様々なことに関しまして、問い合わせ、要望があるところでございます。それらにつきましても、即座に解決でき

るものについては、その方向で進めればよろしいわけですが、大抵のことが調査してみたり、あるいは予算を伴うというような案件になるのではないかなというように思います。そのようなことにつきましても、御要望があった方々に対しましては、速やかに、そしてまた、速やかにできない時についても、進捗の途中でも構わないので、確実に御返答するようということについては、改めて指導をしたいというふうに思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそういうふうにですね、いま一度の庁内の引き締めをお願いしたいと思います。

どうしても市民の方はですね、普段のお仕事の中で、忙しい中をどうにか時間をつくって市の窓口までいらっしゃって、そうやって要望等をされているわけですから、そういった方々になかなか返答がなかったからといって、じゃあもう一度聞きに行こうという時間につくれない方も大勢いらっしゃいます。そういった方に余計な不安、いらぬ心配をかけさせないためにも、ぜひとも市側の誠意ある対応をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

では、通告書の大問2にありますとおり、選挙における投票率についてお尋ねいたします。

近年、国政選挙、地方選挙問わず、全国的に投票率は減少の一途をたどっております。もちろん地域によっては、その減少が歯止めがかかっているところもありますけれども、全国平均で見まして、当志布志市もそうですけれども、年々、選挙をするたびに投票率が下がっているのが現状であると思います。それらについては、様々な理由、また、地域ごとの原因等があるかと思えますけれども、まだですね、数字が何パーセント下がったという、そういったものの前に投票率が下がっていると、市民が投票に行かないというこの状態を御自身も、市長選挙によって選出されている立場として、市長は、この事態をどのように考えていらっしゃるのか、捉えていらっしゃるのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年の12月14日に執行されました衆議院議員選挙において、全国的には52.66%という投票率でした。そしてまた、本市においては、50.27%ということでございまして、かなり低くなっているなというふうには思っているところでございます。

私自身もお話がありましたように、投票率に基づきまして、その中で1位を占めたらから、こうして市長という職を担わせていただいているところでございますが、できれば、ほとんどの方が投票に行っていた上での信任をいただければ有り難いなというふうには思うところでございまして、この投票率の低下というのは、なるべく防ぎたいなというふうには思っております。

今後、新たな取り組みをしてみたいと思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおりですね。やはり我々がふだんから口にする「市民の負託に応える」という言葉が説得力を持つためには、まずは大勢のですね、より多くの市民が投票に参加して、投票を行って、その結果選ばれた形でなければならないと考えます。

当然、我々議員も、市長同様に公選によって選出される立場にございます。我々は当然常日頃から市民の負託に応えるために活動しているという自負と実際の行動をもって示しているわけで

すけれども、そういった市民の方々をより多く聞くためにもですね、やはり市民の方に政治に、市政に興味を持っていただいて、市民一人一人が市の在り方を考えていく、そういった体制をつくるのが肝要なのかなというふうに思うところであります。

それではですね、実際に衆議院選挙、国政選挙については、分かったんですけども、直接的に関わる市の選挙ですね、市長選挙であったり、市議会議員選挙だったり、そちらに関する投票率というのは、こういった推移をたどっているのか、データがありましたら、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年2月に行いました市議選、それから市長選挙において、本市の投票率は75.14%でした。

その前の平成22年に行いました選挙は、80.56%でありまして、前回から比較しますと5.42%下がってきているということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 志布志市の有権者数は確か2万、ちょっと申し訳ございません、細かい数字は覚えてませんが、確か2万少しだったと思うんですけども、投票率が5%、5%以上かな、大体5%下がったということは、単純計算して1,000人ちょっとの方が、前は投票に行ったけれども、今回は投票に行かなかったということですよ。単純に全体としての数字が、そうやって1,000人、5%下がってるわけですけども、これをもう少し細かく分析すると、地域ごと、もしくは年代ごとにこういった投票率の推移があったのか、具体的な数字は出さなくていいですけども、傾向としてこういった年代が下がって、こういった年代が上がって、こういった地域の方が上がって、この地域が下がって、そういったデータを出せる範囲で結構ですので、ありましたらお示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年の市長選挙、市議選挙におきましては、20歳代が約50%、30歳代で68%、40歳代75%、50歳代で83%、60歳代で87%、70歳代で88%ということで、やはり若い方々の投票率が低いということでございます。

地域別にみますと、これは昨年の衆議院議員選挙の地区別でございますが、松山町地域が56%、志布志町地域が48%、有明町地域が52%となっております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今、年代ごと地域ごとに実際の投票率がどのようなであったのかお示しをいただいたわけですけども、特に去年2月の市長選、市議会議員選挙につきましては、きれいに若い世代から10歳ずつ年代が上がるにつれて右肩上がりですと上昇していると、特に50歳代以上は80%を超えてるわけですね、20代少ない世代でも50%を超えていっちゃうと、全国平均からしたら、非常に高い数字であるというのは、あるわけですけども、やはりこういった実際のデータを見るとですね、全国的によく言われますとおり、やはり若い世代、20代、30代の方々にもっと投票に来ていただくということが投票率を上げていく基礎になっているのかなというふうには捉えるところでございます。

こうやって年代ごとであったり、地域ごとにデータを集計していらっしゃるわけですけども、市長といたしましては、こういったデータを基にして、こういったふうな、この志布志市の投票

率を上げていくのか、投票率が前回22年から26年の4年間の間に5%下がったわけですが、
どういったところに下がった原因があるのか、どういうふうに考えてらっしゃるのか、そのあたりをお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、選挙管理委員会、そしてまた、本市の外部組織でございます志布志市明るい選挙推進協議会を通じまして、選挙の啓発をしているところでございます。

特に、新成人につきましては、啓発記念品の贈呈をしたり、そしてまた、市報へ選挙啓発の掲載をしたり、そしてまた、市内世帯へ選挙啓発の散らしの配布をしております。

また、行政告知放送を活用しまして、啓発放送をしています。また、啓発のぼり旗の設置もしております。

そして、公用車によります啓発用のポディーパネルを添付しまして、広報車による啓発、また街頭による啓発ティッシュの配布などもしております、これらの取り組みを毎回毎回しているところでございますが、今、御議論がありますように、選挙のたびに低下しているということでございますので、今後また新たな形での投票につながるような啓発活動を関係者とともに取り組みをしてまいりたいと思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） 全体的な啓発の活動、取り組みについては、今、市長が答弁されたとおりの散らしだったり、市報であったり、そういった形の対策でいいとは思いますが、せつかくこういった先ほどのような年代別であったりのデータがあるわけですから、もっと各年代ごとに的を絞った形でのそれぞれの対策、推進というものの形があってしかるべきなのかなと思うところなんですけれども、そういったものを進めるために、選挙・投票に行かれた方々、行かなかった方々、市民全般にその投票に関する、選挙に関するアンケートであったり意識調査、そういったものを行えるのか、行っているのか、そのあたりについて、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 総務課長ではございますが、選挙管理委員会の事務局長を兼務しておりますので、私の方で答えさせていただきます。

全体的な啓発活動につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございまして、今御質問のアンケートであったりとか、それから意識調査、そういったものについては、まだ選挙管理委員会の方ではしてないところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） やはりですね、原因が何なのか、例えば病院であってもですね、何か体調が悪くて病院に行った場合も、正式な病名が診断されなければですね、こういった薬を与えていかも分からないわけでありまして、同様に何か問題に対して課題があって、それを克服していこうと取り組む場合に、その原因が何であるのかということを確認した上で対策をとっていく、そういった形が一番効率が最大になる対応の仕方なのかなというところを感じるところでございます。ですので、ぜひともですね、これはアンケートを採ることが法的に駄目というわけではないですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、法的に触れるという内容ではないというふうに思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） でしたら、ぜひともですね、少なくとも費用的には、それほどかかるものではございませんので、実際にどのぐらい反響があるかは、やってみないと分かりませんが、そういった活動をですね、選挙ごとの先ほどの全般的な周知活動、啓発活動もそうですけれども、こういった地道な活動がこういった意識改革、主権者意識の醸成というものについては、非常に重要な意義を持つかと思えます。ぜひともこういったアンケートをですね、できましたら選挙の前、もしくは直後だけでもかまいませんので、執り行っていただいて、実際にその投票率の低下というものが、どこに起因しているのか、何を原因としているのか、そして、どういふふうにもっていけば、今まで投票に行かなかった方々が投票に行かれるのか、そういったものを分析されて、採用していただくことを御要望いたします。

思いますれば、例えば自分も20代の頃、選挙権を持った頃、実際にどうだったのと言われますと、確かに選挙、国政選挙には足をほとんど運びませんでした。それはなぜかといいますと、当時は東京で一人暮らしをしていたから、地元とのつながりがそれほど濃くなかったから無関心でいたということもあるわけですが、一方でですね、何回か投票に足を運んだケースを考えてみますと、自分がそこは熱心に政治に興味を持っていたというよりはですね、周囲が投票に行くと、同世代の友達がですね、そういう雰囲気があった中で、じゃあ自分も行ってみようという形で投票に行った記憶がございます。そういった形でですね、投票率を上げる、なかなか選挙に行かない世代が投票に行く形をとらせるためには、その世代の中でですね、上から与えるのではなく、外から与えるのではなく、中からそういった雰囲気づくりをするような体制づくりですね、そういったものをつくっていくのが一番効果があるのかなと、個人的には思うところであります。そのためには、当然学校では主権者教育も必要でしょうし、若い子を投票所とかのアルバイトで雇って、実際に選挙に触れていただく形だったり、そういったものをとっていくと、そこから輪が広がってどんどん選挙に向かう、その前ですね、選挙に関心をもっていく風潮、雰囲気というものがどんどん市の若い世代に広がっていくのではないかなというふうに思うところであります。いずれにしましても、まずは対策を打つための土台づくり、分析の方をするために、ぜひとも市側としては、そのへんについての努力を行っていただければと思います。

意識の面とは別にしまして、もう1点ですね、啓発活動の他に、投票率を上げる要因と申しますか、投票所に行かない要因ですね。ちよくちよく市民の方が耳にするのは、投票所に各地に投票所があるわけですが、その投票所が段差があったり、なかなか車椅子だったり、足腰が悪い方が投票に行きづらいと申しますか、基本的な問題は大丈夫なんだろうけれども、そういった投票所の環境の整備というものが、なかなか行き届いてないというふうに少なくとも市民の方からは判断されて、行っても苦勞するだけだから、もう投票には行かないという方がいらっしゃるというお声を耳にします。そういった面の対策につきまして、以前同僚議員が本会議中の質疑の中ででしたかね、そういった投票所のバリアフリー化というところが大きいですけれども、そうい

った足腰が悪い方々、車椅子であったりの方々に配慮をした体制づくりができているのかという質問をしたと思うんですけども、もう一度ここでお尋ねします。そういった面につきまして、各投票所における取り組みというのはなされているのかどうか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市内に40か所の投票所を設けておりますが、各投票所の環境はそれぞれ異なっておりまして、バリアフリーやスロープ等が整備されている施設と、そうでない施設が混在しているということでございます。段差の解消としまして、スロープが必要な施設には、臨時的に簡易スロープを設置したり、段差が急でスロープの設置が困難な場所には、踏み台を置いたりしまして、その対策を講じているところです。投票所の構造や周辺環境によって、いずれかについても対策ができない投票所につきましては、事務従事者が進んで人的介助を行うなど、対応を図っているところがございます。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいま市長が答弁したような対応をしているところでございますが、現在の40か所の状況、今市長が申し上げました状況について、数字的に御報告いたしたいと思っております。

まず、スロープで対応している投票所が22か所ございます。それから、踏み台の設置をしているところが2か所でございます。残り16か所につきましては、今、最後に市長が申し上げました人的介助ということで、選挙に従事する職員の方で対応させていただいているところがございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、対策、対応の状況については理解いたしました。

当然、ふだんは投票所とは全く無縁な施設として利用されていて、選挙の時のみ臨時として投票所という機能を持たせている形があるんですけども、基本的には、その時限りの対応で、そういった方々への配慮をされているという御答弁がありましたけれども、これは市側が補助であったり、音頭を取ってですね、そういった投票所とする施設は、基本的にはどんな選挙でも変わらないと思うんですよ、基本的にはこの地区はこの施設をという形で決まっていると思うんですけども、そういった施設に対するバリアフリー化の工事を推奨していく、誘発していく、そういったお考えであったり、体制づくりの考えはないのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま答弁いたしましたように、選挙が行われる際には、投票所として機能性を発揮しなければならないと、そしてまた、高齢者の方々に対しまして、来やすい投票所という環境をつくるためにスロープ等を設置していると、段差の解消をしているということでございます。

これを通常そういった形での施設整備をするかどうかにつきましては、それぞれの施設を管理されている方々が、何らかの措置をされるのではないかなと、もし予算的な必要性があるとなれば、私どもの方に御相談があるんじゃないかなというふうに思うところがございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 当然、抜本的にハード面ですね、そういった整備をしていくと、その時は臨時の対応と違って、当然、予算的には相当かかってくるのは理解しているんですけども、

やはり選挙に足腰の関係だったりで行かない方というのは、やっぱり意識ですよ、やはり地元の施設を大体設定しているわけですから、基本的にふだんから慣れ親しんだ施設で、それがどういった形、状態であって、自分の体調であったり、足の状態を勘案して、ああこれはしんどいというふうに意識されて行かなくなっているわけですね。だから、どうしてもその場、その時限りの対応でも実質的には、恐らくハード面で整備したときと変わらないと思うんですよ、その利便性についてはですね、そこまで。ただ、あくまでも意識ですよ。やはりふだんからそうやってバリアフリーをしておけばですね、これだったら自分も登れるという意識が、通えらると、他の人に特段迷惑をかけなくても投票に自分の力で行けると、そういった意識があるかどうかで、その時、投票日に、投開票日に投票に行くかというものが、また一つ意識の領域として変わってくると思うんですよ。

当然これからどんどん高齢化社会がくると言われています。そういった中で、いろんな施設をですね、そういったバリアフリー化はほぼ必須といってもいい状態になってくると思います。ぜひとも市がそういった形で音頭をとって、そういった方々への配慮を市全体でとり行えるような、そういったまちづくりを目指す、その一環として、そういった投票所となり得るといいますか、基本的には設定されてる場所についてのそういった整備について、ぜひとも御理解いただいて、主導していただければと思うところであります。

次に移ります。すみません。次に移りますといえますか。

この選挙について、一つ先日国会で大きな動きがあったことは、恐らく皆さん御存知かと思うんですけども、公職選挙法の改正案が成立いたしましたは、選挙権の付与される年齢が、これまでの改正前の20歳以上から18歳以上に引き下げられました。新たに、当然このことによって、18歳と19歳の若者が全国で240万人と言われている若者たちが選挙に参加をする権利を得たわけですけども、この20歳から18歳に下げられたことそのものの意義というものを市長はどういったふうに捉えられてるのでしょうか。

○市長（本田修一君） 今回、新たに公職選挙法が改正されまして、18歳以上に投票権が与えられる制度となったところでございます。

今、世の中を取り巻く環境ということにつきましては、以前と比較しまして、だいぶ社会に対する意識が高まってきているというような流れの中で、今回、このような若者に対しても投票権を与えるというような形で社会的な自立性、また責任性を持たせる中での取り組みではないかなというふうに思うところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） まさにそのとおりですね。20歳から18歳に引き下げられて、現状関連法案で、少年法の方も成人年齢を引き下げる動きもあるところではありますけれども、やはり、選挙権を持つ、政治に参画するということは、世間一般的にも一個の人間であると、大人であると、自分で自分のことを考え、自分が住む環境のことを自分で決め、努力して向上させていく、そういった責任を持った一個の大人であるというふうに見られることだと思います。そういった中で、当然、これまで20歳だったところが、突然、18歳に下げられたことによって、18歳もしく

は19歳の若者に対するそういった意識の醸成というものが非常に重要な意味を持つてくると思います。

そちらのことを話す前に、もう1点、教育長についてもお伺いいたします。この改正案によって、18歳、19歳の若者が選挙権を得ることになりました。その中でですね、当然、18歳、現役の高校3年生が選挙権を持って実際に投票に行くケースが想定されるというか、実際に発生してくるわけですが、現役の高校生が、勉強されている高校生が、そういった選挙に参画すると、選挙権を持って投票に行くという、そのことについて、教育長の方はこういった考えをお持ちでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

選挙権の年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が可決されました。今回の公職選挙法の改正に伴って、若者の政治参加の意識が高まることが期待されます。今後、若者の政治参加の意識を高めたり、中立性を確保したり、主権者教育を推進していかなければならないと考えると、教育の果たす役割は、ますます大きくなると考えております。今後、社会科という教科を中心に、他の教育活動を通して、児童生徒の主権者意識を高めていくように指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおりですね、これから高校、もしくは中学ですね、その段階からの社会、公民ですか、という授業を通じての主権者教育、もしくはそれ以外でもこういった形で、若者たちは、学生たちの政治への興味、主権者意識を醸成していくのか、そういったものの取り組みが各自治体ごとに求められていくのかなというふうに思っております。当然、この法案自体が成立直後でございますので、国としても、厳密なガイドラインは設定されておられませんし、これからそういったものを協議して決めて、市の方においてきて、市側はそれを受けて、対応策を打ち出していくのか、協議されるかと思っておりますが、現時点での思いで結構ですので、教育長がそういった「主権者教育の醸成が高まる」とさっきおっしゃいましたけれども、それを具体的にこういった形で取り組んでいくのか、今、現時点での考え、思いがございましたらお伺いいたします。

また、同様に新たに18歳、19歳のこの市内の若者たちが早ければ、来年7月の参議院選挙からは実際に投票権を持って投票活動に参加することになるんですけども、そういった新しい若者たちを含めまして、最初の方のデータでございましたとおり、若い世代が投票率がなかなか伸びない、低い、そういった現状を打破するため、今後、こういった形の働き掛けを行っていくのがいいか、市長がそういったことについて、こういったふうに考えてらっしゃるのか、お聞きいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほどの主権者教育のことをお話しましたがけれども、小学校の社会科あるいは中学校の社会科では、政治の仕組み、あるいは選挙権、主権者のこと、そういうことについて、学ぶ機会という

のがございます。私は、今回のこの公職選挙法の18歳引き下げで一番感じたのは、社会科で教えるのは、あくまでも知識です。大事なのは、選挙に行った時にどのような意識で、18歳の子供たちが投票するかということだと思えます。そういう意味では、大事なことはやっぱり周りからきちんと自分の考えを持った上での投票ということが大事になってくるだろうと思えますので、小学校、中学校の子供たちに大事なことは、先ほど議員も言われたように、自分で考えて、自分で判断して、自分で行動する。そういう意識を子供たちにきちんと身につけさせることが大事なだろうと思えます。

それは、社会科という教科だけではなくて、兼ねての授業、体験活動、いろいろなものを通して子供たちに自分で考える、そして自分で判断する、そして自分で行動する。こういう意識を高めていく日常的な教育活動というのが非常に大事になってくるだろうと思えます。

高校の方は、18歳、19歳の方は直接教育委員会が管轄するところではありませんので、教育委員会が今できることとしては、小学校、中学校の子供に対して、今のような知識と同時に意識を高めていくような教育を進めていくことが大事かなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

18歳まで投票権が引き下げられるということにつきましては、今までの選挙において、20代、30代の方が極めて投票率が低い中で、また更に引き下げた形での拡充されるということについては、こういった厳しい状況だなというふうには思うところでございます。

しかし、一方、先ほどからありますように、こういった年齢の方々も、ほぼ成人に等しいというような社会状況がございますので、その方々にもしっかりと政治について関心を持っていただき、そしてまた、投票していただくということは、素晴らしい内容ではないかなというふうに思っています。

しからは、それをどういった形で投票に結び付けるかということについては、例えば、私自身は、今現在、若者の世代ではSNSという形で、非常にIT機器を駆使した社会状況になっているところでございます。こういったものが、将来的にこの投票というものに結びつけられないのかなというふうには思うところでございますが、現段階では投票所における電子投票自体もなかなか進んでいないという状況でございますので、またこれはかなり時間のかかる内容かなというふうには思うところでございます。そのようなふうには、投票する機会がごく身近にたくさん増えるということであれば、投票率も上がってくるというふうになってくるのかなというふうには思っております。まだ、それは時間がかかりますので、別途私どもは従来の形で投票率が上がることについては、取り組みを関係者と協議して実践してまいりたいと思えます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 教育長並びに市長の思い、考え方の方をいただきました。ぜひともですね、教育長がおっしゃったとおり、まずは当然ベースになる正しい知識が必要になってきます。こちらの方は、小・中学校の社会の授業の方で整えていただいて、その上にですね、つくった土台の上に意識づくりを中学、高校の方で、いろんな取り組み方があるとは思えます。選挙コン

シェルジュという形の活動をしてらっしゃるところもありますし、単純な投票率を上げる方策だったら、それこそ高校3年生を対象に高校の中に、高校の近くに簡易的な期日前投票所だったりを設定することも一つの案かと思っておりますし、またいろんな出前講座をですね、意識啓発のための開催することも一つ手かなと思っております。そういったことは、当然これから国のガイドラインを参考に、どんどん市の方で協議をして、より良いこの市に合った、この市の若者たちに合った形をつくっていただければと思います。

また、市長がおっしゃいましたとおり、いろんな意識啓発については、アプローチの方法があると思います。特に、若い世代にとっては、先ほどもおっしゃいましたとおり、SNS関係を選挙に結びつける。なかなか市の内部での選挙については、ネットで選挙運動は解禁されましたけど、なかなかそれは実際の数字には現れづらいのかなとは思いますが、今後ますますそういった形が進化していくと、特に若い世代ほどSNSを使って、常時つながりを持っている、コミュニティを形成している傾向が強いですので、私自身がそうであったとおり、周りが選挙に行くから自分も選挙に行く、その中で、政治のことについて興味を持って、こういったものなんだろう、自分たちの市はどういったことをしているんだろうということ、興味を持って、どんどん意思醸成が図られていく形もあるのかなと思っておりますので、どうか、いろいろな可能性を選択肢に入れながら、市全体の投票率、若い世代の投票率、新しく選挙権を持つ、この今現時点で17歳、18歳の若者たちは、1年後には選挙権を持ちますので、そういった方々への働き掛け等を総合的に勘案しながら取り組んでいただければと思います。

すみません、大変時間かかりましたけれども、通告書の最後、大問3番目、空き家対策についてお伺いいたします。

このことにつきましては、本6月定例議会中で同僚議員が同様の質問をしておりますので、私の方では細かいことについては、お伺いいたしません。簡潔に1点のみ、お伺いいたします。

先月5月26日に空き家対策の推進に関する特別措置法の完全施行が行われました。これにつきましては、今年の2月26日から施行が開始されていたところでありまして、自治体に対して、非常に強い空き家対策に関する権限等を付与するものだと伺っております。

そこで、単純にお聞きいたします。この特別措置法が完全施行されましたけれども、現行の市の執り行っている空き家対策事業に対して、この特別措置法がどういった影響を及ぼすのか、今後の市の空き家対策は、こういった新しい権限の付与によって、こういったふうに変っていくのか、そのあたりをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、昨年11月に公布されまして、本年2月に基本的な指針が出され、一部施行されました。

また、5月には適切な管理が行われていない、特定空き家等に対する措置として、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言、または指導、勧告、命令が可能となり、完全施行となったところでもあります。

今回の特措法では、空き家の所有者が空き家等の適切な管理について、第一義的な責任を有することを前提としつつ、住民に最も身近な行政主体であり、空き家等の把握が可能な立場にある市町村を空き家等に関する対策の実施主体として位置付けております。

今後は、国が定めましたガイドラインが示す倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態等、4項目の状態に該当するかどうかの判断基準等について研究するとともに、他の自治体の対応等も参考にしながら市における空き家対策について推進してまいりたいと考えます。

○1番（市ヶ谷 孝君） この特措法におきまして、特定家屋というふうに指定を受けますと、家屋等があることによる固定資産税の軽減等の処置も無効化されたり、非常にこの指定をするのが、なかなか軽々にはできないものなのかなというふうには思うところであります。

今ほど市長が国のガイドラインを参考にしながら、これは国のガイドラインを参考にしていた自治体の様子を見ながら、市独自のこの特定家屋の指定に対するガイドラインを策定していくという方向でよろしいのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の要綱につきましては、国のガイドラインに基づきまして、より明確に示していきたいということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。では当然、先ほども答弁ありましたとおり、ガイドラインの策定、協議についてはこれからしていく、進めていくということで、はい。

では、現時点で市内における空き家の数が900何十件かありまして、自治会から報告が上がった危険家屋という扱いが120件ちょっと、行政がそれをまた確認して、これは危険だなというふうに正式に認識しているのが21件、うち1件はもう処理が終わってますけれども、ちょっと数字が本定例議会中の同僚議員の質問の中でも提示されたんですけれども、こちらの行政が確認した危険家屋というものも今後の市の策定するガイドラインの内容によっては、危険家屋から外れたりすることもあるのでしょうか。もしくは、ここで危険家屋と指定されている残りの20件に関して、特定家屋の指定がそのまますんなりできるのか、それとも全く一から改めて特定家屋の指定判断がなされるのか、お伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

前回の調査におきましては、回収率68.7%でございますが、空き家947戸のうち、危険家屋が122戸、そのうちで公道等に接して危険で害を及ぼすという倒壊の恐れがあるというのが21戸ということで報告をしているところでございます。

ただ、今回特定空き家の基準が国からガイドライン示されまして、4項目ですね、その中をしっかりと精査しまして、新たに危険家屋が特定家屋として上がる可能性はあろうかと思えます。

○1番（市ヶ谷 孝君） かしこまりました。

では、基本的には特措法に関する体制づくりは、これから全て行われていくという形をとられるわけですね。はい、分かりました。

では、すみません。1点のみと言ったんですけど、もう1点だけ伺います。

市が行っています危険廃屋解体撤去補助制度についてお伺いいたします。こちらについて実績等は何件ぐらいあるのか、分かりましたら複数年にわたって、どのぐらい件数があったかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

22年度から危険廃屋助成制度がありまして、平成26年度は41件でございます。過去5年間で合計218件の解体実績があるところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 去年が41件、5か年で合計が218件ということで、おそらくでありますけれども、その5か年、5年、1年1年ですね、大体平均40件程度で、それぞれ毎年同じような件数で推移してるのかなというふうに想像するわけですが、そのあたり、もういちど詳しくお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成22年度で32件、23年度で46件、24年度で46件、25年度で53件、26年度で41件、27年度で、ただいまのところ13件でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） そういった形で5年、5年半ですか、今年まで含めて、数字を示していただいたわけですが、こちらの数字、申請件数、申請というか、実際に交付された件数につきましては、その補助金の予算額というのが当然あるわけですが、その予算額限度いっぱいまで到達して、この件数で止まっているのか、それともある程度余裕を残してこの件数で止まっているのか、すみません、少し質問が分かりづらいですが、その点についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成25年度の予算では、1,500万円ということでしたが、補助金もほとんど同じ1,445万となっております。平成26年度で1,200万円の予算で、補助金額は1,172万円ということで、大体予算どおりということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 大体その年度ごとに、ほぼ上限額いっぱいぎりぎり近くまで交付がなされていると、そういうことは、次年度に繰り越しという案件は、年度ごとに結構あるんでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

件数、申し込みがありまして、次年度の繰り越しというのは、繰り越した件数というのは多数ございます。それも翌年度の予算ということでの確保もお願いしているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。おそらく年々の実施状況を鑑みて、年度ごとに予算額の規模拡大、もしくは減少もあるかもしれませんが、全体像も捉えて市民の方のニーズに合わせて対応されているんだろうというふうに理解いたしました。

この危険廃屋解体撤去補助制度なんですけれども、こちらは、このたびの特措法の成立、完全施行によって、特に影響というものは無いというふうに考えてよろしいのでしょうか。もう完全に別個のものということで。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特措法が整備されましたことで、固定資産情報の内部利用等が可能になって、所有者を把握しやすくなったこと。また、特定家屋等に空き家等に対する措置の事前準備として、必要な年度において立入調査が実施できるようになったこと。そしてまた、所有者に対しまして撤去や修繕等を促す助言または指導、勧告、命令ができるようになったと。そしてまた、この命令に従わない場合、応じない場合は、行政代執行として強制的に撤去することも可能になったということでございます。法の整備で空き家対策につきましては、推進できる環境になってきておりますので、環境としましては、ずいぶんと良くなっていくというふうには思うところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） では、この危険廃屋の解体撤去補助事業についても、制度についても今後も特に、特にと言いますか、変わりなくやっていただけるということでよろしいですね。はい、分かりました。

では、以上で私の一般質問の全てを終わらせていただきます。なかなか緊張のあまりですね、自分でも分かっていたけれども、早口が過ぎまして、非常にお聞き苦しい点がありましたことをおわび申し上げます。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 改めまして、こんにちは。梅雨時期の足元の悪い中ではありますが、市内のあちらこちらに濃紺や紫、青、ブルー、そして、赤、ピンク、クリーム色というあじさいの花の parasol が一斉に咲き乱れまして、緑の多い本市にとっては、大変美しく映えまして、とても心が洗われるようなすがすがしい気持ちに、そのような光景がしてくれます。そういう梅雨時期の足元の悪い中、本日は、御覧のように、傍聴者の皆様が多数お見えであります。かねてより、住民福利の向上のため、尽力されています民生委員の方々がほとんどだと理解しておりますが、そういう中、先ほど永年10年表彰を受けまして、本当に身が引き締まる思いがいたしております。そして、そのことを始めまして、今日このように一般質問ができるということは、本当に議員としまして、市民の皆様お一人お一人の励ましと、御指導のたまものと本当に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

そのような中、本日は初心に戻りまして、真剣に一般質問を始めていきたいと思っておりますので、執行部はじめ市長、誠意ある答弁を期待いたしまして、よろしく願いいたします。

そして、市長の答弁次第では質問も長くもなり、短くもなりますので、時間の押し迫った中でありますので、前向きな答弁を期待して、それでは、質問に入らせていただきます。

まず始めに質問通告に従い、健康増進についてお伺いいたします。

国の医療保険改革法が5月27日に成立いたしまして、予防や健康づくりに積極的に取り組む自治体には、新たに財政支援を強化して、医療の効率化を目指すことになりました。2016年度以降、自治体などが主催する、健康教室への参加者らにポイントを付与する仕組みを拡充し、関連法に明確化するなど、健康づくりを後押しすることが決まりました。

健康増進については、本市では、特定健診受診率の向上について目標を70%に定め、平成26年度見込みで53.2%と、目標には到底達してはいたませんが、確実に少しずつ向上してはおります。

そして、市として自治会にそのパーセントによりまして、報償金を出すなどしておられます。この他にも、これまで健康マイレージ事業や、高齢者元気度アップ事業など、積極的な取り組みがなされております。

そこで、医療改革法を踏まえまして、今後更に市民一人一人が生活意識を改善して、病気予防や運動など、積極的に取り組み、健康増進につなげ、市としては、このことを市民運動に発展させるべきだと考えております。

市長は、これからどのような施策を打ち出していかれるおつもりなのか、健康増進について、まず市長の考え方を伺いたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

健康づくりについては、本市の重点政策として、健康増進計画に基づいて取り組んでおります。啓発事業としては、健康づくり推進大会において、講演会や健康に関する標語や作文の表彰等を実施しまして、市民の方々の健康意識の向上を図っております。

また、健康づくりに関する市報掲載や行政告知放送などによる情報の発信を行っております。年間を通して、保健師、栄養士、運動指導士等による健康教室や健康相談、ウォーキング大会などを実施し、自分にあった健康づくりを見つけるための支援をしております。

また、健康づくり推進員を養成し、地域の中で運動の推進や健診の受診勧奨を行ってもらうなど、市民と地域、行政が協働して健康づくりに取り組んでおります。

平成25年度からは、市民の健康意識の高揚や健康の保持・増進を目的として、健康マイレージ事業を実施しております。この事業は、市が実施している健康に関する講演会や教室、健診等に参加することでポイントを貯め、貯まったポイントをひまわり券や入浴券に交換できるものです。ポイントを学校等に寄附することもできますので、地域の活性化も期待しているところです。

しかし、本年度で3年目ですが、平成26年度で登録者が183人と少ない状況でございます。今後は、国が策定するガイドラインに基づいて、内容の見直しを行い、健康づくりの動機付けとして、市民の方々が利用できるように、取り組んでまいりたいと思います。

本市では、これまで健康づくり日本一を目指し、様々な取り組みを行っておりますが、さらに、健康づくり推進員など地域で取り組める人材を増やしながら、市民の皆様と協働で健康づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） ただいま市長の答弁によりまして、これまでの取り組み、先ほど私も質問いたしました。健康マイレージ事業などの説明がありました。それはこれまでの取り組みでありまして、そして53.2%まではきたけど、そこからの伸びということで、また新たな取り組みを考えてるということでありました。見直しをしていくということでありました。そこをお聞きしたいので、今回質問しているのでありますが、もう一遍そこを、どういうふうに見直ししていくのかということをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この今ほど答弁いたしましたように、健康マイレージ事業について、極めて参加率が低いということでしたので、このことにつきましては、各団体等を通じまして、参加を呼び掛けてまいりたいというふうに思います。

そしてまた、健康づくり推進員につきましても、さらに拡充する取り組みをしていきたいと。そしてまた、特に特定健診の受診率向上につきましては、改めて私どもの方で、特定健診を集団健診で受けなかった方に対しまして、再度通知等を発行し、そして面接を行いながら、受診率の向上を図っていききたいということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 先般の同僚議員のこの特定健診についての質問に対しまして、健康マイレージ事業を知っていますかということで、問いたら、22.2%だけの方しか知らない。そういうことで周知が大事だということで、知らないものは普及できないし、広がっていかないという質問がありました。まさしくそのとおりだと思います。

そして、そのような中、いろいろな工夫を提案されましたので、また市当局もそれに応じていろいろ検討をし、見直していかれるのではないかと思います。そのことは、やはり緩い向上というか、緩い受診率向上になっていくのではないかと思います。努力の割には、あまり報われない。相当、行政の方でも保健師さん、栄養士さん、もういろんな形で努力されていますね。それが果たしてどうかということは、もう皆さんが御存知のとおりだと思います。そこで、事業も一応3年で受診率向上のための報奨金制度も提案があったメニューということで、自治会のそれも廃止して、また違う形でやっていくということで、また今年27年度ですかね、そういうのになっていこうかと思っておりますが、そのこともまた果たして、そういう難儀はするけれど、どうだということになるような気がいたします。

そこで視点をやはり、もうそろそろ視点を変えていかないといけないのではないかと思います。これまでの取り組みが元気度アップポイント事業、ポイント事業もどうか、皆さん知っていると思いますか。使われている方はすべて使われていると思いますよ。健康マイレージでポイントを集める方は、元気度アップでも集める。そういうことになっているんじゃないですかね。そうすると、市内の市民の中では知らない人は、ずっと何年も知らないで使えない。そういうことになっているのが現状だと思います。そういう中で、どうやって努力しても努力してもアップできると思われませんか。もう一度お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このマイレージ事業等につきましても、ひまわり事業につきましても、周知度が極めて低いということでございます。もっともっといろんな場面に出て、この事業の内容について説明をする機会を増やしていくということに尽きるのではないかなというふうに思います。

そしてまた、この事業を活用しながら、地域の活性化につながるんだという面も強調しまして、特にPTA等をお願いしまして、その面から増やしていければ、またそれなりにこの利用度が高まってくるというふうには思うところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。
時間表示板修繕のため、午後は1時10分から再開をいたします。

○
午前11時54分 休憩

午後1時08分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（鶴迫京子さん） それでは、午前中に引き続きまして、健康増進についてお伺いいたします。

本市は、生涯学習が全国に先駆けて、大変盛んでありますが、生涯学習の中での健康づくりということでは、身体機能を使った講座として、グラウンドゴルフ、ゲートボール、フラダンス、水泳、エアロビクス、太極拳、ゴルフ、水中運動、踊り、ベリーダンス、卓球など、様々な講座が開かれております。受講生の大半は65歳以上の高齢者だと思います。ところで、生涯学習以外の健康づくりの場と言えば、プール利用者も多く、25年度では、年間利用者数は3万5,839人でした。また、何よりも特にグラウンドゴルフ人口が多く、これもまた、高齢者の方が圧倒的に多いのが現状であります。

そこで、なかなか健康づくりに参加できない若者や中高年など、現役世代に向けた健康づくりの施策については、市長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

若者や中高年の方は、特定健診の受診率が20%から30%と、全体の51.7%と比べますと、低い受診率になっております。

教室や講演会の参加率も低い状況であります。平成26年度の健康に関する生活習慣調査では、「自分を健康だと思う」と回答した人が30代は84%、40代は73%ということで、自分の健康に自信がある人が多いことなどから、健診や教室等の参加が少ないというふうに考えています。

国民健康保険の生活習慣病にかかる一人当たりの医療費は、50代から急激に増えており、30代や40代からの予防が重要だと考えております。生活習慣調査では、「運動不足を感じている」人が75%、「何らかの定期的な運動している」人は26%と、特に運動については、実施していない状況が分かりました。対策としましては、早期に自分の健康状態を知るため、30代の若年者健診を実施し、生活習慣の改善に取り組める支援をしております。そのために、30代や40代の健診の受診勧奨を強化し、商工会の協力依頼や長期未受診者への通知等を今後実施して、できるだけ多くの方に受診していただきたいと考えています。

また、健康づくりの動機づけとしまして、健康マイレージ事業の周知を図り、登録者を増やしてまいりたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 30代、40代の方、特に若年者の健康診断を充実させていく、そういう取り組みをやっていくということで、30代、40代、そして50代、60代、高齢者にもかかわらず、

やはり市長は、特定健診の受診率向上ということに力点を置かれて推進していこうという取り組みが見えたのですが、果たして、また視点を変えまして、そういうことでどうだろうかという思いもありまして、それはそれでやっていかないといけないことでもあります。

厚生労働省の昨年実施した調査では、ということで、つい先日の新聞にも載っておりました。今、テレビなど、そういうので健康ブーム、健康の番組が花盛りであるということで、新聞報道をにぎわしていましたが、その中で自分の健康に意識的な人は、全国の5,000人のうち、全体の86%以上、自分自身の健康のことを考えている人は86%以上であります。そして、その中でまた20歳から39歳に限っても81%に上り、全世代で多くの人が健康に関する情報を求めているという結果が現れています。

そういう新聞紹介にありましたが、本当に私なども30代、40代ではありませんが、健康のテレビ番組は欠かさず見ております。そうすると、なるほどというような、本当に目から鱗（うろこ）が出たりして、そういう思いをすることがあります。そういうところで、特定健診の受診率向上ということもですが、その他に運動する場がないということも、先ほど「運動をしてない」という方が75%、そして「定期的に行っている」という方が26%しか調査では出てないと、市長の答弁にありました。ここの「運動をしてない」という方々をどうやって運動、意識は持っているという、先ほどの新聞の調査でもありましたので、そういう意識はあるけど、そういう機会に恵まれない、そういう場がない、いろいろ理由はあるかと思いますが、その中で一つ場がないということで、今度の質問になったわけですが、次に、そういう意味合いを込めまして、1番と2番の質問を受けまして、3番に入りたいと思います。

本市は、健康づくり日本一を目指していますが、老化を遅らせ、病気の予防を目指す、抗加齢医学、アンチエイジングとも言いますが、このことに取り組む施設をつくる考えはないかをお聞きしますが、その前に、市長、抗加齢医学ということについての市長の認識をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年度、第2次志布志市健康増進計画を作成するために、市民の方々に健康に関する生活習慣調査やグループインタビュー、健康づくり推進協議会の委員の方々から多くの御意見をいただきました。その中で「健康に関する情報は知っていても、なかなか行動に移せない」、「行動しても続かない」という意見が多く聞かれ、「家族や仲間と声を掛け合うこと」、「仲間や地域で取り組むことの重要性」、「一人一人に合った健康づくりを見つけるための支援」等の意見が出ました。そのために、市民、地域、行政、それぞれができることを話し合い、計画を策定したところです。

健康づくりをするために、施設などの環境整備は必要と思いますが、市内には、健康マシン等が設置されている施設が民間を入れて5か所ほどあります。まずは地域の中で核となる健康づくり推進員を増やしてまいりたい。そしてまた、健康づくり推進大会やイベント会場での相談会など、市民の方々が参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいということでもあります。

すみません。アンチエイジングにつきましては、加齢という生物学的プロセスに介入を行い、加齢に伴う動脈硬化やがんのような加齢関係疾患の発症確率を下げ、健康長寿を目指す医学であ

るということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 今、市長の方で、抗加齢医学ということの認識ということで、今2行ぐらい述べられたですかね。

市長は、こういう去年のちょうど1年前の新聞ですが、南日本新聞ですが、こういう新聞を御覧になった記憶はありませんか。ないんですね。抗加齢医学ということで、「顔」というところに、この先生が紹介されました。その中に、「抗加齢額の認知度はまだまだ低い、運営するアンチエイジング医学教室が九州経済産業局など、官民でつくる協議会主催の第1回ヘルスケア産業づくり貢献大賞で最高賞に選ばれた」ということで、「顔」として載っています。その教室は、適切な食事量、ストレスが体に与える影響などを学ぶ、またジムでの運動や体力チェック、管理栄養士の食事カウンセリングなどを通じ、見た目の若さを保つだけでなく、元気に長生きすることを目指す。自分で健康を管理するためのモデルになる事業として評価されたとあります。この医師の名前は山下積徳先生であります。鹿児島市中山町ですかね、内科クリニックを開業されて、教室は4年前に開いたということでもありますので、今の時点では5年前になりますね。本当に、ここに書いてあるんですが、「今後は、抗加齢医学を生かした取り組みを福祉施設や学校、レストランなど幅広い分野に波及させ、鹿児島を健康モデル都市にしたいと夢を膨らませる」と書いてあります。ちょっとここを読んだ時に、どこかの市長に似ているなと思ったんですね。この先生は、「鹿児島の健康モデル都市にしたい」、市長はいつもおっしゃっていますよね、「志布志市を健康モデル都市にして、健康づくり日本一のまちにしたい」と、二、三日前の答弁でもおっしゃっていました。まさしくこのところでは考え方は一致するのではないかな、ただ、方法論とか、そういういろんなことで、まだまだ違うとは思いますが、そういうことで、この山下積徳さんということで出ていまして、そして、1か月に1回新聞の中に入ってきます冊子の中にも紹介があって、「つみのりキッチンきゃべつ」ということで、こういう食事を先ほど私が新聞に書いたのを読みましたけど、そういうので、管理栄養士さんを置いて、そして献立をつくって、こういう具だくさんのスープセットとかいってですね、飲物付きで500円とか、全部スープセットは980円でこういうことをしていますということで、ここに写真もあって、こういうトレーニングセンターもあって、ジム機器を置いて、そしてすべてを管理しながら、自分の体に合った栄養から、運動から、そして病気のこと、全て管理しながら改善を見ていく、健康を増進していくということに取り組まれている抗加齢医学学会の先生であります。そういうところから発して、ここにもありますが、病気になってしまった患者を治療するだけでよいのかと思うようになったと、この先生は。そこからの始まりですね。治療だけの医者でなくて、予防ということに力を入れたいということで、今こういうことの取り組みを始められています。そして、九州の経済産業局1位になったということでもあります。

そして、そういうことも踏まえまして、ここにまた抗加齢医学ということで、市長の認識をお伺いしたところ、市長の方からこういう話が答弁として出てくるのではないかなと期待しておりましたが、なかなか出てきませんでしたので、こちらから一応紹介したいと思います。

この白澤卓二大学教授、順天堂大学教授であります、「世界一受けた授業」というのがテレビ番組でありますね、そういうところにも度々出演されている先生であります、その方の書かれた「老いの哲学 なぜあの人は100歳になってもボケないのか」というのを出版されています。そして、もう三國連太郎さんは亡くなっていますが、帯に「体も心も鍛え続けることが大事です。繰り返し読みたい本と出会いました」ということで、私もこの本を何度も読んでます。出会いました。4年前です。そこの少しですが、本当に健康に、今、抗加齢医学ということ説明するにあたって、この白澤卓二大学教授は医学博士でもあり、加齢制御講座、日本加齢医学会の理事をされていますので、そういう観点から、この本の紹介をしてみたいと思います。中を少しはしょってちょっと読んでみますが、「はじめに」というところだけをちょっと読ませていただきます。「はじめに、究極のピンピンコロリを求めて人生50年と言われた時代ははるか昔になり、今や日本は世界一の長寿国と言われるまでになりました。多くの方は亡くなるときに、ピンピンコロリで逝きたい、ピンピンした状態からコロリと死にたいと望んでいるといいます。認知症になり、長く寝込むようでは生きていても意味がなく、死の直前まで元気に活動したいと考えるのでしょうか。現在、我が国の平均寿命は世界の中でも、トップ水準を誇っています。女性は1位で86.44歳、男性は5位79.59歳です。しかし、平均寿命の延びの裏には、要介護期間が長くなっているという厳しい現実があります。多くの高齢者は医療機関にかかったり、薬を毎日服用したり、寝たきりになったりしている期間が長いのです。長い老年期を快活に過ごすには、とにかく健康でなければなりません。医療や薬物に依存することなく、健康寿命を延ばすことが課題となるでしょう。」そして、ここに日野原重明さんや、三浦敬三さんといった方のことを紹介されてまして、そしてまた、ここに書いてありますが、「皮肉なことですが、死ねない病気がどんどん増えているのが、現代の問題です。今や心筋梗塞になっても死ねません。病院に連れていかれてステントをバンバン入れられ、8回も蘇生（そせい）した患者さんもいます。厚生労働省が、これまで死ぬ病気を研究してきた結果として、むしろ困った状況が日本に訪れています。したがって、今は私たち自身が死ねない病気に注意を払わないといけません。骨粗しょう症や認知症になった場合、これでは死ねないので困るのです。死ねる病気が出てきてくれば、皆さんの多くが希望するピンピンコロリになれるわけですから」ということで、そういうことがいっぱい書いてあります。

そして、ドイツ国内のことが書いてあります。ドイツ方式では、大体3週間で死を迎えることになるそうです。日本のように胃瘻（いろう）などしません。それどころか、スプーンで食べさせることもしませんから、自分で食べられなかったら放っておいて、3週間で死を迎えるということが、そういうことで、寝たきり状態の人がほとんどいないというのが書いてあるんですね。私、ドイツに行ったことがありませんので、ちょっとそうかなとか思うんですが、一応書いてありますので、正しいことだと思います。

そして、この本を出した先生のことですので、長寿研究のためにたくさんの白寿者に会う幸運に恵まれました。白寿者とは、健康長寿のシンボルともいえる100歳以上の高齢者のことです。ということで、日本の白寿者は1950年には100人ほどでしたが、1970年から急増し、2006年にはなん

と2万8,000人を超えました。ということで、長寿の秘けつや、人生を活動的に生きるヒントを目指そうとして、その結果の本が、このいくつかのヒントをここの中に、いろいろ書いてある本であります。

そういうことで、なぜあの人100歳になってもボケないのかということで、この中にいっぱいエッセンスが含まれています。すごくはっと思うようなことが書いてあるのですが、この本を出されるにあたって、この編集協力した方がここの裏に書いてあるんですが、その方と、ちょっとご縁がありまして、私はこの本が欲しいというわけでもなくて、1冊の本がある遠いところから送ってきたんですね、そして、読みました。そして、本当に何かいい本に出会ったなと思って、4年前から時々何回も読んでいます。この中にあるのが抗加齢医学ということで、そういうことを一生懸命されている先生の本であります。だから、そういうのもありまして、今回質問しようと思ったきっかけは、4年前から質問したかったのですが、今回になりました。

そこで、市長、抗加齢医学ということをお聞きしまして、市長の特定健診を受診率を上げようって、そういう今までのやり方ですね、そういうことに加えて、将来を見据えた今からのこういう予防医学ということで、どのような感想をお持ちですか、もう一遍、感想でもいいですので、お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話をお伺いしまして、まさしくそのような高齢者の社会であればいいのかなというふうには思うところでございます。ピンピンコロリというのは、私も高齢者の皆さん方の集いがある時には、そういったお話を申し上げているところでございまして、ぜひそのような形の終末を迎えていただきたいと、そのことは皆さん方御自身の幸せにつながる内容かと思っておりますというふうには、お話し申し上げているところでございます。

そのようなことで、それでは本市において、そのような事業を組んでいるのかということにつきましては、現在の段階では特段そのような事業に取り組んでいるところではないところでございますが、基本的には特定健診の受診率を上げて、病気の早期の発見をして、そして早期の治療につなげていただく、特に生活習慣病の改善につなげるような取り組みを深めていくということがまず第一義ではないかなということで、健康増進運動については、そのようなことを中心に取り組んでいるところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市長のごもつともな答弁だと思います。第2次の健康しぶし21にもうたわれてありますとおり、隣近所の人と歩いたりとか、運動の方法や種類もたくさん持つ人と、仲間や場を作ろうということ、そして気軽に運動できる場を紹介したりとか、ここにやっぱり努力することが目標計画がうたってあります。その中で、こういうことは一応、まずここにつながるのだらうと思いますが、しっかりそういうことは目標としては、計画にもないということではありますが、本当に将来を見据えて、そういうのを取り入れていく前に研修したり、学習したり、調査したりということもあろうかと思っております、検討ということでの。そういう検討するということがお考えになられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市内には、健康づくりのための施設としまして、先ほども申しましたように5か所あるということをごさいますして、それぞれの施設において、専門の栄養士あるいは保健師あるいは体育の指導士等が付けられているところも限られているところをごさいます。

そしてまた、本市の公共施設においては、そのような施設というものは全然無いところをごさいますして、特に器具等が設置してあり、そしてそれは、市民の皆さん方が、それぞれで取り組んでもらうというような内容になっているということをごさいます。

また、始めにお話がありましたように、プール等でも、そのような関係の職員というのは配置してないということをごさいます。

先ほども申しましたように、今現在、私どもが集中して取り組んでいるものは、特に特定健診の受診率向上をしていくんだということに集中しておりますので、他の事業については、まだまだ取り組みに着手するという段階には至ってないところをごさいます。

○11番（鶴迫京子さん） そしたら、ちょっと視点を変えまして、鹿屋に県民健康プラザという、こういう健康増進センターというのがありますが、ここに空から見た、ドローンではないですが、航空写真があります。

まず、市長にお聞きしますが、ここの健康増進センター、県の施設でありますか、ここに見学なり、または利用とかされたことはありますか。御存知でしたか。

○市長（本田修一君） この健康増進センターにつきましては、十分認識しているところをごさいます、中に入って見学に行ったことはございませんでした。

○11番（鶴迫京子さん） 一応、概要は御存知ですが、見学に行ったこともないということで、もちろんそうすると利活用はしていないということでもあります。見学に行きますと、本当に県の施設でありまして、しかし、鹿屋の市の職員も常駐してまして、交代で一応二人ぐらいでしたかね、されてまして。いろんなトレーニング施設がありまして、こういうふうにパンフレットを置いてありますが、プール、多目的温泉施設というのもありまして、本市は、プールも温泉施設も民間でもあったり、いろいろありますので、このプールとか、温泉施設を志布志にということはあるかもしれない。そして、先ほど市長の答弁でトレーニング、そういうジム機を置いてあるところも民間で5か所あるとか、そういうことを答弁されたわけではあります、それでも、本市のそういう健康づくり日本一にするんだという、モデルのまちにするんだという意識の割には5か所でも足りないのでは、本当はないのかなと、私は思っています。民間にあるから、市では何も、そういうことは、民業圧迫になるので、ちょっと手が付けられないという考え方の上に立てば何もできませんが、本市の中で、40代、50代、60代、まして、青少年といえますか、おしなべてそういう若年層の方たちも、わざわざ鹿屋の増進センターに通って、健康づくりコースというのがありまして、御案内がありまして、これを受けてらっしゃる方を多々知っているわけをごさいます。本当にショートプログラム、スタジオでするいろんなメニューが組み込まれてますね、プールはプールであるんですが。そういうコースの御案内ということで、これを鹿屋までだった

ら何十分かかりますかね、それもいとわずに行かれています。そして、その方がおっしゃるには、本当はそういう遠い所まで行ってあれだから、志布志にこういうところが、本当に規模は小さくてもいいから、そういう機械を置いて、そういう所ってないのかなということで、御相談を受けるわけでありまして。そういうこともあわせもって、先ほど最初の冒頭で言いましたが、健康づくりを市民運動に発展させる。健康を増進という目的、運動する場がない、機会がない、そういうところにそういう場を与えるというのも、市の責務ではないかなと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県民健康プラザとありますように、県の施設ということでございますので、これは限られた場所にしかないのかなというふうに思います。大隅半島では、ここの鹿屋市に1か所ということで、致し方ないと。

しかしまた、その機能性を備えた施設を本市でつくれば、というようなお話だろうかと思いますが、現在、私どもの方としては、ピンピンコロリと、健康寿命率を高めるということについては、特にグラウンドゴルフの競技人口を増やしていただくと、あるいはゲートボールの人口を増やしていただく、あるいは生涯学習教室に参加していただくということをお薦めしながら、そしてまた、少し介護の状況に至った方、あるいは介護になりそうな方については、サロン等を利用していただくというような形での健康増進について進めているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 最初の冒頭の質問からずっとやり取りしているわけでありまして、なかなか市長、今現在の取り組み状況、取り組み方をその上にまた違う取り組みをするということの視点には立ってらっしゃらないような気がいたしますが、本当にものは考え方ですね。この健康増進センター、それを造ればということで通告してしますので、もうそういうハードなものは、もう今からそういうのにお金は、税金は使わないという意味合いもあるのではないかと思います。費用対効果もありますから、そしたら視点を変えて、新しくそういうのを造ってということではなくて、いろいろ今ありますよね、空き家問題、午前中も出てました、空き教室問題、そして廃校になった学校の跡地活用の問題、いろいろなことがあって、十分このトレーニングのジムの機器を、一応機器があればできますね、屋根があって。そういう視点で捉えますと、施設を何か新築で造らないといけないという視点には立たないと思いますし、そうなってくると、健康に一生懸命取り組む姿というのが、まちの至る所でそうなりますと、取り組みやすくなりますよね、拠点拠点で、そういう小さなところの場所でもできるようになりますね。そうすると、そういうことが今度は相乗効果といいますか、健康に一生懸命やっている、特定健診の受診率向上とか、そういう本当に難しいところに一生懸命汗を出して、そのことも大事ですが、その以外のこともやはりやっていかないと、そう簡単にはそこには届かないと思います。

市長の思いは、日本一ということでありますので、やはりあの手この手、いろんな施策を中に入れて込んで、少しでも前に進むようにしていかれたらいいと思いますが、本当にそういう空き家、空き教室、廃校になった学校の跡地活用とか、そしてまた今度はマシーンですね、マシンのこ

とも、新品でなくていいわけですよ、リサイクル、多分こういう健康ブームもありましたので、家庭家庭では、このトレーニングの機器がもう相当部屋に眠ってるところもいっぱいあるんじゃないでしょうか。そういうところをごみに出すにはもったいないし、ということで、出せばごみですけど、分ければ資源ごみで活用が図られて、そして、それを出していただいて再利用するという形もあります。だから、いろんなことを考えたら、できないという否定から入ったらどうかと思います、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康増進運動につきましては、様々な取り組みがあろうかと思えます。その中で、ただいま施設活用で、そしてまた機材を入れて、そのような形での健康増進についてもあるということは、十分認識しております。

ただ、市が設置するとなると、ある程度の管理責任が生じるのではないかなというふうに思います。そしてまた、適切な器具を設置しながら、安全性が保たれなければいけないということになるかと思えます。

また、現在、そのような内容で検討をしてないところでもあります。それで、今後も特定健診の受診率を上げていくということについては、特に取り組みを深めていくわけですが、その中の一つとして今、御提案があった内容について取り組んでいかなきゃならないということが提案ございましたので、私どもの方でも、そのことをじゃあ実施するためには、実際どのような取り組みが必要かということについては、研究をさせてもらえればというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 取り組まないというよりは、少し前向きな答弁ではなかったかと期待いたしますが、先ほど健康づくり推進員の方々の養成をいたしまして、多数本市にも誕生されていますね。そういう、まず健康づくり推進員の人数と、そして、その稼働率ですね、どういう状況にあるのか、まず伺います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○保健課長（津曲満也君） 健康づくり推進については、現在128人の方が活動されております。稼働率については、少々お待ちくださいませ。

○11番（鶴迫京子さん） 健康づくり日本一ということで、いろいろな施策で健康づくり推進員、そういう介護、それは福祉の分野になりますが、サポーターとか、いろんな取り組みをされまして、そちらの推進をされているわけではありますが、やはり、先ほども何べんも言いますが、健康増進に本市は力を一生懸命傾注しているんだよという、その姿を市民にも、また、市内外、県外にも見せることで、志布志市の核というか、日本一という、そこにどんどんどん近づいていくのではないのでしょうか。

アンケートにもありましたように、「健康」って、まあ市長そうですね、市長も私もそうですが、皆さんもそうだと思います。「何が一番大事ですか」と言われたら、やっぱり「命」、「健康」、まずそこからだと思いますね、元気、健康でないと、いろんなこともできないとなりますので、まずその健康ということを最重要、本当に課題として、日本一にもいろんな日本一がありますが、

そのことは本当に旗を揚げて、それに一生懸命取り組んで、そのことが、本当に日本一になったならば、全国、県外からもIターン・Uターンじゃないですけども、移住定住、あそこの志布志市に行けば、あそこは健康増進にすごく頑張っていて、本当に何かみんなが生き生きしてて元気だよっていう、そういうまちにまずしてなったら、今度は子育て支援にしても、そういう若者も集まってくるでしょうし、いろんな意味で人が集まってくるのではないかと思います、いかがですか。日本一を比べるわけではありませんが、究極はそこかなと思うんですが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私がこの健康増進の分野で、日本一ということ掲げておまして、何をもって日本一とするかということは、一人当たりの医療費が幾らかかっているかということに尽きるのではないかなというふうに思っています。

それは、何回かこの場でも答弁したことがあろうかと思いますが、今や、この志布志市は、鹿児島県の本土で一番国民健康保険の医療費が安いまちになっております。

そしてまた、後期高齢者の医療費も安いまちになっております。

そしてまた、健康寿命率が一番高いまちになっております。ただ、この水準は鹿児島県自体が全国でいきますと、国民健康保険の一人当たりの医療費が全国では6番目から7番目に高い県になっております。ということで、全国の中で、本市の地位を調べますと、まだまだ中位より上というレベルでございますので、まだまだこちらを高めることが可能かなというふうに思います。そのことを高められる第一番目の施策が、いわゆる特定健診の受診率向上ではないかなというふうに思っております。

そしてまた、別途市民の皆さん方にお話し申し上げておりますが、お茶をたくさん飲もうよとこの推進運動もしております。このことは、医療費の一番安い静岡県あるいは静岡県の西部お茶のブランドとして、様々なまちがある静岡において医療費が特段に安くなっていると、そしてまた、がんの発生率等も特段に低くなっているというデータがございますので、それらを元にして、本市もお茶産地でございますので、お茶をたくさん飲んでもらうことによって健康寿命率を高めていこうよと、そしてまた、医療費を安くしましょうよということのお話を申し上げているところでございます。そちらの取り組みが、まだまだ未達であるので、そちらを更に高めるのが、まず第一番目の早道かなと、効果が上がる取り組みかなというふうに思っております。

ただいま御提案になられました件につきましては、まだまだ十分認識しておりませんので、研究させてもらえればというふうに思います。

○保健課長（津曲満也君） 先ほどの健康づくり推進の活動状況でございますけれども、128人のうち約60人の方々が活動されてます。パーセントで申しますと47%になります。

○11番（鶴迫京子さん） 47%の稼働率ということで、健康づくり推進員の方々が活躍されてまして、大変喜ばしいことかなとは思いますが、この半数以下ですが、その稼働してない方々の原因とか、そういうところまで把握されてますでしょうか。

突然の質問で把握されてないということでもありますね。把握されてますか。されてないという

ことで一応捉えまして、やはりせっかく健康づくりの講座を一生懸命勉強されまして、そういう推進員になられまして、稼働率が50%以下ということは、やはり先ほどの健康づくり日本一というのにも影を落としていることにもなりかねます。その参加されない理由が外的なことで、時間がないとか、そういうことであればよろしいですが、その健康づくり推進員の方々が健康ではないという、またそういうこともなきにしもあらずということもありますので、やはりそういう、なぜ47%なのかということも踏まえまして、やはり現場では、そこまで把握・分析された方がいいような気がいたします。前向きに進めていこうとされている施策でありますので、ぜひそういうところまでしっかり捉えられてやっていかれたらと思います。

同僚議員の医療費削減ということの目的で、結局1年間医療費を使わなかった、国保ですね。使わなかった場合は1万円をやっているところがあるよって、だから本市でも、まあお金とは言わないけど、ひまわり券なり、そういうポイントの何か券を与えたらどうですか、トレーニングセンターに通っている、ジムに通っている人にも与えたらどうですかということでも質問がありました。その時、市長は、その質問に対しまして、トレーニングセンターのジムというのは、マッチョの方とか、元気な方が行くところだから、一応、とりあえずは検討はしますが、してみたいというような意味で、少しニュアンス的に感想的にマイナス的で、なんかこう、限定的なマッチョの方が行くところかなって、反対に思ったところでありました。もう一遍お聞きいたします。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

マッチョという言葉はなんでしょうけれども、極めて健康増進について意欲的な方、そしてまた、そのような体力的なものがある方が、そこに行かれるんじゃないかなというふうには思ったところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） やっぱり抗加齢医学とか、こういういろいろなことのお勉強をしていますと、やはりそうとだけは言えないですね、普通はそういうふうには捉えがちであります、やっぱり本当にいろいろな病気を持っていたりいろいろして、それを改善するために、そういうジムに通う。そして、そういうインストラクターなり、そういう専門の方から自分のプログラムを作っていただいて、それに挑戦していくやり方というので健康を取り戻すということでもありますので、やっぱりそういうところから少しは、もうちょっとこう、そういうトレーニングのジムというのは、そういうことでもあるので、ぜひ市長にも、そういう意味合いで勉強していただいて、そして、何らかの形で、モデル的でもいいですよ、質問したからやらないといけないということで申しているわけではなくて、初めてですので、モデル的に、どこかの一つの拠点に小さい拠点でもいいですから、そこでやってみる。安全性とか、そういうことも考えて、そして管理の面、そういうことも考えて、一応スタートしてみるということも、先ほどの答弁に少しですが、前向きな答弁がありましたので期待しておきます。また、この件は何度でも質問したいと思っておりますので、スタートですので、これぐらいにしておきまして、次に移らせていただきます。

都市公園条例に基づき、志布志町に設置され、管理されている市営墓地であるところの伊勢堀

墓地、中道墓地、夏井墓地、久保墓地の管理について、条例に則して管理されているのか、まず現状認識をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の市営墓地は、市営墓地条例に基づきまして、伊勢堀墓地、中道墓地、久保墓地、夏井墓地の4か所を設置しております。敷地面積は、全体で5万7,632㎡、区画数は3,387区画となっております。

本年6月9日現在で、3,143区画で使用されており、利用率は92.8%となっております。

また、市営墓地は、都市公園としても位置付けられており、利用者の憩いの場としての環境整備にも努めているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 通告書を出していただきましたので、まず通告書を受けて、市長はこの四つの墓地に行かれましたか。それとも、その以前に行ったことが、四つの墓地ともありますでしょうか。まず、そこからお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回は、特にそれぞれの墓地については、現状の確認は行ってませんが、担当の方で写真等で私のもとに届けられております。

○11番（鶴迫京子さん） 今市長は、行かれてないということですので、担当の方が写真を撮ったりして、現場に行かれたということですので、担当の方に市長、答弁をもらってよろしいでしょうか、求めてよろしいでしょうか。

○議長（上村 環君） 基本的には、市長に、答弁を求めてください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） お答えします。

今回の通告を受けまして、それぞれ四つの墓地を見させていただきました。

○11番（鶴迫京子さん） 市民環境課長の一応視察に行ったということですが、そしたら、こちらの方からまた質問をしたいと思います。

まず、2点の方の視点で質問をいたします。

まず、1点目からは、外観からの環境整備について質問いたしますが、まず一つずつやっています、四つの墓地をまとめてお話したいと思いますが、夏井墓地ですが、夏井墓地のまずトイレ、そして花を替える時の入替え場、その水場ですね、そこを御覧になられましたか。

○市民環境課長（西川順一君） 今回、夏井墓地にもお伺いさせていただきましたけれども、トイレ等を見させていただきました。確かに、ちょっともう少し管理しないといけないなと思いました。

そしてまた、水道の蛇口の付近のことですかね、2か所あって、そのあたりも担当から説明を受けて、このあたりもしっかりと見て、注意しておかないといけないよね、というようなことは、そこで検討したというか、再度私たちで、そういうふうなふうに意見を言いあったところでした。

○11番（鶴迫京子さん） 時間が22分しかありませんので、一つ一つやっていきますと、相当時

間を取りますので、一緒にやっていきたいと思います。

夏井墓地、そして伊勢堀墓地、天神の墓地、久保墓地ですね、まずその4か所の墓地で、一番、全部私、回ってきました。全部を回りました。その中で本当に思ったこととといいますのが、花の水入れの、花の水を替える所の場所ですね、あれが本当にもう4か所とも完璧な所というのは、天神の墓地の車でちょっと上がった時の天神墓地って書いてある所の水道がある、そこは本当にすごいですが、それくらいで、あとはもう小さな水の水道があるところですので、それはもちろん、そういう大きなものはないんですが、全て板の上ですね、板に下が石だったり、ブロックだったりして、そこにひしゃくとバケツが置いてあって、整然と並んでいるところも何箇所がありました。4か所とも本当に入れ替え場がびっくりするぐらい、ガタガタガタガタってなりました。

そして、本当に驚くべきことですが、私は一応墓は撮らないですが、その水の入替え場は全部撮ってきました。そしたら、そこの中に本当墓石を、そのうちののを使ってらっしゃるところ、使ってる水のあれがあったんですね。紋が入ってました。名前は入ってません。そういうところもあって、どういう感想を持つというか、本当に絶句しましたが、4か所ともそういうことありました。ぜひここは、そんなに利用するのが月に1回とか少ないからということではなくて、先ほど市長も都市公園条例に基づいて管理している場所でありますから、市の管理責任が問われるところであります。気持ちよく墓に来て水を入れ替えられたらいいのかなと思いましたので、まず水のそれですね。

それと夏井墓地は、大変個人の墓地ですので、みんな個人が管理するのが当たり前ですが、本当にきれいに管理されてました。びっくりするぐらい管理されてないというのはなかったですね。その代わりそうだったから、なおさらトイレが、なんかすごくこう、目立つんですね、本当にリースのトイレでありました。夏井墓地と久保墓地がリースのトイレが設置されてて、伊勢堀と天神はきれいになりましたのでね、男女別のちゃんとしたのできてましたので、これはもう何も言うことなかったのですが、まず、この夏井墓地と久保墓地のリースのトイレ、これは両方とも何年からあそこに設置されてるのですか。

○市民環境課長（西川順一君） すみません。今、この場で何年から設置しているかということについては、ちょっと、今26年度、25年度、その2年間は設置をして、その以前何年からか、ちょっと今この場では分かりませんが、ちょっと調べます。

○11番（鶴迫京子さん） 調べたら分かると思いますが、まず分からなくて、第三者が見て、まず傾いてました、トイレが。リースですのでね、傾いて前向きに傾いてました。

そして、そこに墓参りに来られた方などにお話を聞きますと、「何か困ったことはありませんか」ということでお聞きしましたら、まず、すぐおっしゃいました「このトイレが墓の方を向いてる」って、そしてある風の強い時とか、そういう、締まりが悪い時は、全部鍵というか、そこが開いたまま墓の方を向いているので、大変もう、あんまり、どうにかしてくれということでは言われました。本当に、そのとおりでなと思いました。だから、向きも問題がありますが、よく見ました

ら傾いた上に、後ろの方はさび付いて、換気扇ですかね、換気扇の頭のところは、壊れてるような感じで、いつ頃これは設置されたのかなという思いがしました。

まず、このトイレが2か所がリースであるということに関して、伊勢堀墓地と天神墓地は環境の整備されたトイレであります。ここの結局、市民は平等に税金も払ってるわけですから、平等に、そういう利益を共有することができると思いますが、こういうことで不平等感というのは、市としては感じられないでしょうか。環境整備に関して、やっぱり同じようにしてあげるのが基本ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の施設につきましては、様々な施設があるわけございまして、その施設の利用について、全ての市民の皆さん方が平等に利用できるということではないというふうに私自身は思っています。

それは、ある一定の利用者があることになれば、その方々に応じて、その頻度が高まっていきますし、また利用者数も増えてくるということございまして、それらの皆さん方の利便性を高めるために、きちっとした施設を造るということには進むかというふうに思いますが、利用者が少ない場合においては、簡便な形で施設を設置させていただいて、利用していただくということになるかというふうには思うところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁は少し、何かしら納得のいかないような答弁ではなかろうか、ちょっと優しさが足りないような気がするんですが、同じようにはいかない、利用者数とか、そういういろんな条件によって、そういうリースになったりする。そうでしょうか、夏井墓地たくさん区画数でいきますと、ちゃんとありました。久保墓地、もっと3倍、4倍あるんじゃないですかね、あの墓。そういうところにリースのトイレが1か所、久保墓地の場合は、今度は反対に木の横に取り付けられてまして、向きは墓の方は向いてないです。ですが、もう木の中の方にありまして、これ使えるのかな、使おうと思うようなトイレかな、どうかなってというような感じを受けるトイレになっていましたが、そういうことですが。本当にもう一遍お聞きしますが、そういう墓、区画数で利用する人が少なかったら、トイレはそういうリースで、ごめんねということになるんでしょうか。墓というのは、未来永劫に墓は存在し続けるのではないのでしょうか。そしたら、しっかりしたやはり四墓地、都市公園法でうたわれている、条例でうたわれている墓地ですので、市としてもしっかりした、そういうトイレを造るべきだと私は思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市全体で3,143ということございまして、伊勢堀墓地で1,629、中道で1,119、久保墓地で299、夏井墓地で96ということで、区画数も極めて少ないということございまして、ということになれば、やはり利用者数もそれだけ少ないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そのようなことで、伊勢堀墓地、中道墓地においては、しっかりした水洗の墓地を設置できたということございまして、久保墓地、夏井墓地については、簡易のトイレで辛抱していただくということにしているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） はい、市長の視点はそういう視点だと思いますが、逆の視点がありますよね、そういう広くない公園だからこそ、集落の方々が普通に利用する。夏井墓地は、その墓の上に桜の木を集落、集落というか、夏井の方々が植えた桜の木がいっぱいあるんですね、そこで桜の時期は花見なり、弁当を広げたりできるわけです。墓に来た方だけがトイレを利用するというだけでもないと思います。公園としての利用もされています。

そしてまた、久保墓地もそうです。久保墓地は、先ほど299でしたか、300近いじゃないですか。そしてまた、墓以外にすごい広い面積がありますので、あそこも桜がいっぱいありますし、余った土地がありますので、あそこで集落の、あその桜ヶ丘ですかね、あその地域の方は花見とか、そういうのをあそこでバーベキュー大会とか、そういうこともされています。伊勢堀は広すぎて、天神もどうかちょっと分かりませんが調べてないので、なかなかそこでは、そういうことは行われなかったかなと思います。

だから、そういう墓地としての利用、墓地としての区画でこうだ、トイレもこうだ、そうでしょうか。そういう意味合いで都市公園としてつくられたいきさつはありません。

まず、都市公園として四つの墓地は、どれくらいの時期に、そのいきさつというのを御存知でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

伊勢堀墓地につきましては、国道整備に伴いまして小西墓地の移転によりまして、昭和26年に設置されております。

中道墓地においても、国道整備に伴いまして、小西向川原墓地の移転のため、やはり昭和26年に設置されております。

久保墓園につきましては、これも国道整備のために、稚子松墓地の移転のために、平成13年に設置されております。

夏井墓地につきましては、夏井漁港の整備に伴いまして、夏井墓地移転がされまして、平成13年に夏井墓園に設置されております。

○11番（鶴迫京子さん） 今市長の答弁にありましたように、墓地は個人の都合で、そこに4か所とも移転したわけではないんですね。国の事情、町の事情、いろいろなそういう道路の事情なり、そうやって集団移転して、その上に今現在の場所にできているわけでありまして。

そういう中でありますので、やはりしっかり、それはそのことを踏まえまして、管理する責務があると思います。それで、先ほどもういっぺん念を押しますが、先ほどの2か所トイレのことですが、そういうところを検討していく考えはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話にありましたように、簡易トイレが腐っていたり、傾いていたという事になれば、使用上問題がありますでしょうから、直ちに、そのことについての改善はしなきゃならないというふうに思います。

今まで、簡易トイレで御利用をさせていただいたという経緯がございますので、もう少し地域の

方々のお声を聞きながら対応はしてまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） しっかりその地域の利用者の声をお聞きして、そして、その利用者のニーズに沿うような形で、やはりまずもって、時間がかかるようでしたら、まず今のリースのトイレを向きにしろ、どれぐらい経っているか経過年数も含めまして、しっかりしたトイレを設置していただきたいなと思います。

そしてまた、中の方もちょっと視察してみましたが、換気扇が壊れていると思いますが、虫がいっぱいしてまして、そして、誰かの市民の好意でフマキラーですかね、あれが置いてありました。久保墓地も置いてありました。そういうことは、反対に言いますと、そういう虫がいっぱい出てくる環境のトイレの中です。ということであります。果たして、そういうところに利用者としては、どうかなという思いがいたしますので、ぜひトイレですが、されどトイレですので、しっかり検討して行って欲しいと思います。市民の方の声もお聞きしていますので、そのことで質問もしています。

もう時間が12分と迫りましたので、2点目の観点から質問いたします。

これが一番、これも主な理由ですが、志布志市営墓地管理規則第10条ですが、墓石台帳の整備ということであつたわけですが。整備しないとイケないということを書いてありますし、そしてまた、使用を廃止するということの条例で、今度は施行規則ではなくて、志布志市営墓地条例に使用廃止という項目で第12条に書いてあります。

まず、条例の第12条は、使用者は使用地が不用になったときは、市長にその旨を申し出て、当該使用地を速やかに原形に復し、返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、現状のままで返還することができると規定されています。このことは、この施行規則で現状を四つの墓地に、この条例の第12条を照らし合わせたときに、しっかり管理されているとお思いですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

近年墓地の使用申し込みも減少しております。

そしてまた、使用廃止届も増える傾向にあります。そしてまた、その結果、空き区画も増えて利用率も減少しております。その要因としましては、民間の納骨堂の利用が年々増えていることや市外に住んでおられる親族の方が維持管理の関係で、現在の居住地の近くに改葬されたりしていることなどによるものであります。

このような現状としまして、管理されず放置されているというふうに思われる墓が、全体の5%以上になっているのではないかなというふうには推測しているところでございます。

今後は、更に管理されない墓が増えてくるのではないかなというふうには危惧しているところでございます。

これまで、具体的に放置された墓の撤去等については行ってこなかったところですが、今後更に放置された墓が増えることも予想されますので、墓地公園としての景観上も好ましくないことから、今後は使用者や縁故者の確認調査を実施しまして、使用者が特定できたときは、速やかに

適正に管理していただくよう指導するとともに、使用者や縁故者が、どうしても特定できない無縁墓には、手順を踏んだ上で墓の撤去に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

○11番（鶴迫京子さん） 四つの墓地を全部見て回ったですね。そして、夏井墓地は、そういう管理されてない墓というのは、私の目では1個もなかったような気がしました。本当にすばらしく美しく管理されていて、ところが、天神墓地、久保墓地、伊勢堀墓地といきますと、その区画数、墓数によって、その数も多くて、やはり一番多かったのが伊勢堀墓地ですね、そして、そこを全部3か所をおしなべて墓標だけないんですね、ないところ。墓標だけでなく土台だけを残してあるという所が、私の全部、3か所のを合わせて50か所はありました。そして、久保墓地などは10か所ですね、伊勢堀が25か所ぐらい、そして天神が13か所か15か所ぐらいありました。そして、それを除いて、本当に花を飾る花瓶ですね、そういうのも花器もない、湯のみもない、何もなくて、ただ墓だけはある。本当に、もう何年で誰も来てないんじゃないかな、無縁墓みたいな、そういう墓地も存在して、それは数に入れなかったのですが、そういうのまで数を入れたら、相当な数に上っています。

市長がおっしゃったとおり、納骨堂に入れたりとか、県外にいらっしゃる方、孫や子孫の方々が遺骨だけを持って取り出して、墓はそのままだと置いていくという状況もあるんじゃないかなと思いますし、現にある方から、そういう状況があってすごく困っているとか、いろんなことを頼まれたという相談も受けたことがあります。ですので、そういうところの調査をはっきり申しまして、今までやってこなかったということでもよろしいんでしょうかね、先ほどの答弁は、まず、そういうことを教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど始めに申しました3,143区画のうち、92.8%が使用許可が出されていて、一応管理されているということでございます。

そしてまた、管理がされていない所が5%ほどあるのではないかとということで、現在概数としてはつかんでいるところでございます。

平成11年頃に伊勢堀墓地、中道墓地について、空き地調査、返納地調査、墓頭なし調査、未建地調査を外部委託により実施しております。調査結果に基づきまして、許可後20年以上の未建地者に対しましては、使用許可の取り消しなどの措置を行っております。

○11番（鶴迫京子さん） 本当に外観から見たら、そういうふうには放置されている、とても無惨な状況になっている墓が多いのですが、今度は、そういう環境が悪いがために隣の墓地の方にも大変迷惑がかかって、木とか枝が隣の墓地まできてるといことも何箇所か見受けられました。ですので、特に地元にいる自分たち以上に県外とか、そういう墓参りに帰って、帰省されてこられた方々が自分の墓を墓参りした時の受ける気持ち。そして、そういう墓だけに苦情とか文句が言えない立場でありますね、皆さん本当に心優しい方ばかりで、それをちょっと見て見ぬふりをしながら、毎年墓参りをしているという状況が垣間見られます。

ですので、ぜひこの第12条ですね、この条例に沿って、やはりやむを得ない事情が多々あると

思います。そういう本当に誰も孫も子孫もいないとかですね、いろいろ個別によって違うと思いますので、そこいら辺を強制的に全部返還だとか、そういうことではなくて、しっかりきめ細やかに調査されまして、ぜひそのことを手をつけていただきたいというか、そういう外部委託したということでもありますので、また今回改めて、そういうことをしっかりされまして、このことを後回しにしないで、今年度27年度、そして二、三年かけてでも、それをしっかり調査し、分析し、墓石台帳なり、そこをしっかりと誰が見ても分かるように整理して、そして管理していくというやり方を徹底していただきたいなと思います。

空き家の管理もありますが、この墓地問題ということも皆さんいろいろ話を聞きますと、みんなそれなりに悩んでいらっしゃるし、いろいろ課題がありますので、ぜひそのことに力を入れて、そしてまた、臨時的にでもそういう職員を配置して調査なり、いろいろしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

放置されております墓の縁故者を特定しまして、維持管理のお願いや返還の指導をしたり、それから1年間の公告期間を経た上で使用権の消滅、使用許可の取り消しをしたり、そしてまた、その後、墓石を撤去し遺骨を保管するということになると、かなりの時間と労力と費用が必要になってくると思われまます。

そうしたことから、今年度においては、まず放置された墓の実態調査に着手したいと思います。そして、来年度以降、放置された墓の縁故者の確認作業や未建立者の確認作業を行った上で、官報掲載を経まして、撤去など必要な措置をとってまいりたいと思います。このことにつきましては、それぞれの縁故者の方々の魂のより所であろうかと思しますので、このことに慎重に取り組んでまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 市が管理するから、市が強制的にということにはならず、きめ細やかなそこらに思いやりの配慮を持って、そういうことに対処していただきたいということをお願いして、このことはやはりあと時間はかかっても、2年後、3年後に四つの墓地が本当に夏井墓地みたいに管理されて、美しい公園という、墓地でありながら公園、そこにやすらぎを求められる墓地公園として機能するように、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

市長が前向きな答弁をいただきましたので、本当に根のいる仕事だとは思いますが。質問をするにあたって、本当に担当課にいたしましては、また大変な仕事が増えたというような気もいたしますが、ぜひそこに人なり、お金なり、そこをぜひ財務課なり、しっかり当てて、そして、このことを後に後世に残さずに、しっかり解決していっていただきたいことを願ひまして、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」とありますので、これはやすらぎのあるまちを目指して、この墓地のことは終わりたいと思いますが、ぜひこの環境整備、トイレの件、水受け場、この花の水の入替えの回答をいただきましたかね。どうするかということ、まだちょっといただけないような気がしました。4か所の水受け場。

○市長（本田修一君） 花の取替えのための水、水道のところですが、また現地を調査しながら、

どのような形で取り組めばよろしいか研究してまいりたいと思います。調査をしてまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 市長も担当局も墓地のことだから、ボチボチと言わないでしっかり前に進むようにやっていただきたいなと思います。真剣にやっていただきたいと要請しておきます。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。
ここで、10分間程度休憩いたします。

—————○—————
午後 2 時23分 休憩

午後 2 時34分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、国会が開かれてまして、昨日95日間という長い延長が決まったということですね。今、国会の中で安保法制等々を含めて、いろいろ議論がされてますけど、非常に分かりにくい議論になっていると、そういう思いがします。

首相が、その立場を利用して自分の思いを遂げたいという思いがあるんでしょう。でもその時には謙虚にですよ、国民の目線から見てどうなのかということが、私は問われるのではないかと、いうふうに思います。そういった立場で、しっかりと国会の方が議論されて、そのことが結論が出ていくんでしょう。もちろん今、安保法制のことなんか議論されてますけど、戦争をする国にしていけないと、この思いは国民誰も同じだろうというふうに思います。そういった立場からしたときに、私たちもこの地方自治の中で、いろんな活動をするわけですね、当局の皆さんも含めて。自分が行う行為に対しては謙虚でなければいけないと、自分が政策として出すときもそうでしょう。一日の生き方の中で、自分の行う行為が住民の目線から見てどうなのかという、そういった謙虚な姿勢が、私は必要だというふうに思っています。そういった立場で兼ねて活動しておりますけれども、ぜひ当局、また私たち議会の議員も一緒に、そういう立場が必要だろうというふうに思います。ぜひ、そういった立場から住民の皆さんの立場に立って、質問を通告をした点について、順次質問していきたいと思います。

まず、政治姿勢ということで、これまで本庁舎在り方検討委員会の取り組みについてと通告をしておきました。合併以来、それ以前からもそうでしたが、議論する中で、この志布志市をどういうふうに方向性を付けて導いていくのかと、当局とあわせて議会の立場として取り上げてきました。一貫して合併後、本庁を志布志の支所に移して、行政の運営をしていく考えはありませんかということで、市長に答弁を求めてきましたが、先の議会で本庁舎在り方検討委員会を立ち上げて、早い時期にということでありました。その取り組みが、どういう状況になっているのか、

まずお願いをします。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

3月議会におきまして、「庁舎の在り方を中長期的な視点で議論、研究していく場を27年度の早いうちに立ち上げたい」と答弁したところであります。このことを踏まえ、27年5月27日を施行日としました志布志市庁舎等の在り方研究委員会規程を設けまして、同日に第1回目となる志布志市庁舎等の在り方研究委員会を開催したところでございます。構成委員としましては、庁舎内部から広く意見を集約するために全課長、事務局長の27名で構成したところであります。

今後も研究委員会を定期的を開催しまして、多角的に議論・研究していきたいと考えております。

○18番（小園義行君） 在り方検討委員会が今年の3月議会で市長とやり取りをして、やっと立ち上がったということですね。当然議会から言われたからということではないでしょう。その在り方検討委員会を立ち上げられたわけですが、その姿勢って言いますかね、どういった立場で議論を進めていこうというふうにされているのか、またその中に、市長も入っておられるのかですね、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁舎の新庁舎施設につきましては、耐用年数や利用状況の現状把握すると、そして、その上で研究委員会でテーマを絞って研究していこうということをございまして、1番目に将来の道路網整備や産業形態を勘案した人口・物流等のシミュレーションの結果を参考にしながら検証をする。2番目に、志布志市への来客用駐車場として保健所や支所隣の准看後学校跡地の利活用も検討すると。

そしてまた、将来において志布志市役所の形態を検証した上で、市庁舎の在り方を研究するという方向にしております。

私自身は委員会には参加しておりません。

○18番（小園義行君） 今、3点ほど述べられたわけですが、具体的なところに入ってるんだなというふうにちょっと思ったところです。私自身は、これまでの合併後、この9年間本庁を有明のここに置いていたことが、どういうことだったのかと、いわゆる経済的な問題、人口動態いろんなものを含めてですね、その9年間の検証というのを当然されないとですよ、別にここでもいいわけであって、検証のない中で、あっちだこっちだというふうには勢いならないというふうに思います。

これはなぜかという、市長が「合併協議会でここが良いというふうに決定をいただいた」ということをずっとおっしゃってこられたからです。その立場として、私はその反対の側で、そのことをもう一回検証した方がいいのではないかということで、この9年間どうだったのかということを含めて、検証があった上でないとはですね。この駐車場の問題とか、道路網の問題、これはね、もう言葉は悪いけど、私が市長ならすぐ解決ができる問題ですよ、これは。なぜなら、駐車場の問題なんか旧志布志町時代だって200人からの人があそこに勤めてて、きちんとそれで運営が

されていたんですよ、何ら問題なくやれますよ、一つの問題で言うと。

だから、その中で私が、これから進めていかれる時に、合併後9年間のこの検証、ここに本庁を置いていたことが、松山支所と志布志支所がそれぞれ人が減ってきた。そういったこと等を含めて、検証をしないとイケない。そして、自治法第4条の立場からの検証が必要だというふうに僕は思って、これまでもずっとこれを聞いてきたんですよ。そういった立場はどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

検証ということから言えば、当然そのことはあるべきだというふうに思います。

そしてまた、その検証の結果、引き続いてこの庁舎を活用するということが出てくることもあろうかと思えます。そういった意味合いからしまして、検証をしながら新しい方向性を研究していくということでございます。

○18番（小園義行君） だからですよ、言葉が悪いけれども、この駐車場の問題でね、議論をし出すと、あそこは狭いね、広いねという、そういう言葉は悪いけど、小手先の問題でなってしまうという、そういう思いがあって、こういう、もう少し大きな視点で、この9年間を振り返ってどうだったのかという、それが必要ではないですかということは今申し上げているわけでありまして、こういう小さい、言葉ごめんなさいね、そういうことではなくて、本当に住民の利便性確保という地方自治法第4条の立場と、ここに置いていたその9年間がどうだったのかという、そのことの検証の上で、この在り方検討委員会というのは議論を進めていって欲しいものだというふうに思います。それが1点と、それについては考えを後でお願いします。

先ほどのメンバーっていいですかね、委員の方、役所の課長さんたちが主ですね、民間の声を聞くという意味では、この検討委員会の中に、例えば、JAだとか、いろんな経済、商工会とかですよ、そういった民間の方を入れて声を聞くという総合的にですね、そういう考えは全くありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま申しましたのは、検討委員会ということより、研究委員会という形で設置しているところでございます。

ということで、将来的には、今、様々な分野の方々の意見を聞く場を設けるということで、検討委員会に進めながら、あるいはまた、この研究委員会の中で、市民一般の方々の意見を聞きながら進めていくという方向性が出れば、そのようなことも努めながらやっていくということで、今後、民間の方々の御意見も聴取しながら進めていくということでございます。

○18番（小園義行君） ぜひ、そういう立場が答弁としてありました。理解をします。ぜひその立場でやっていただきたい。

最後に、この件については、この研究委員会のスケジュールですね、例えば1年やって終わりだよということにもならんだろうというふうに思うんですが、そこは当局が示されている要綱、規則、それではどういうことになってるんですか。

○市長（本田修一君） 現在のところ、開催日につきましては、7月から8月頃までに2回目が

開催できればというふうを考えております。

何回開くかということについては、明確には決めていないところですが、議論の進捗状況を見ながら開催をしてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） これ、要綱、規則ということで、議会には一切お知らせしないでいいわけですよね、その期間とかいうのは。いつの間にかなくなってたよねということにならないようにですね、ぜひこれ、本当に、この9年間の検証と、そういう立場で自治法の立場。そして、民間の皆さんの声を聞いた上で、一つの方向性が出てくるのが望ましいという思いがありますので、ぜひそのことを市長の答弁で、先ほど出てましたのでね、そういう立場で、この在り方研究委員会の声をしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。そのことについては、いやもう、安倍さんじゃないけれども、私が市長だからって、そういうことはないですよね、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、常に謙虚なつもりでございます。そのような政治姿勢をとっておりますので、その安倍首相がまた独断的に進めておられるかどうかは別問題といたしましても、私自身は、いつもいつも市民の皆さん方のお声を聞きながら進めてまいりたいということでございます。

○18番（小園義行君） ぜひそういう立場でですね、今、やり取りをしました。その中で答弁としても出ましたので、ぜひ民間の皆さんの声も聞く、そういった機会を設ける、委員会にも入れていただくということ等で理解をしましたので、次に移っていきます。

2番目に、これも政治姿勢という項目に入れようかなというふうに、私もちょっと思ったところでしたけど、少し変えまして、志布志事件の判決についてということで通告をしました。

ここに、たたき割り国家賠償請求事件と、無罪国家賠償請求事件ということについて、今、最終的に判決が出たわけですが、2003年4月に鹿児島県議選の投開票がありました。そして、5月から7月の間に県警が公職選挙法違反容疑で15人を逮捕、地検は13人を起訴と。そして2004年4月に、親族の名前を書いた紙を無理やり踏ませて、自白を強要する川畑さんに対する踏み字事件という違法な取調べがあったということで、住民、いわゆる川畑さんの方で県を提訴したわけですね。そして、2006年、県警が虚偽の供述調書を作成と、朝日新聞が1月に報道です。そして、これは大変私もびっくりしたんですが、その時ですね、そんなことがあったのかねって思いがあって、4月に濱野さんが、消防団長でしたけど、当時勇気を持って実名で会見をされて、違法な取調べを受けたと、濱野さんが10月に県を提訴しました。それから、2007年1月に踏み字事件、訴訟で川畑さんが勝訴です。そして、2月に被告10人全員の無罪判決、公判中に1人お亡くなりになりましたけどね、そして10月に元被告の方々と遺族ら17人が国と県を提訴するというので、非常に長い戦いの中で、私たちも住民の人権を考える会、ここに私も加入してまして、一緒にシンポジウムをいっぱい、人権の会が中心になって開いたりして、この支援をしてきました。そして、2015年5月にですね、元被告らによる訴訟で、国と県に損害を求める判決、これ二つあったんですね。たたき割り、そういうふうに新聞が書いてますのでね、弁護団もそういうふうになってます。たたき割り訴訟で原告3人への違法な捜査を認める判決と、残り4人は請求棄却でした。

そして無罪国賠の方は、すべて勝訴ということで、少し二つの事件によって、ちょっと判決が異なったわけですが、この長い戦いの結果、ここに判決が出ました。

このことについて、市長として、また教育長にも、これは答弁を求めたいと思いますが、この判決も当然お読みになってると思います。受けて、どういうふう感じて、思っておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回判決が出されて、このことにつきましては、事件発生、平成15年4月から12年の月日が経過したということで、非常に長きにわたる裁判となったところでございます。

私自身は、市長になった直後に、このことにつきまして、人権を守る会の方々が市役所においてになられまして、市としての私の見解を求められたところでした。私自身は、その時にも皆さんに頑張っていたきたいということをお話し申し上げまして、その後、今12年目でありまして、10年目を迎える時に記念大会を開催されまして、その時にもお呼びを受けまして、私自身のお話を、気持ちをお伝え申し上げたところでした。その時でも、長い長い裁判になっていると、本当にお気の毒ですねと、そしてまた、判決も出ておりますので、その内容を受けながらも更に裁判を続けなければならないということで、皆さん方は非常に大変な思いをしながら続けておられるということにつきまして、心から御苦勞の労いをしたところでございます。

今回、改めて国賠の判決が出まして、一旦は解決するというような場面を見まして、本当に頑張ってこられた成果が出たんだというふうに思うところでございます。

検察の違法性を認めると、本当にこの内容につきましては、評価できる内容となったところでございますが、たたき割りにつきましては、残念ながら原告の請求が一部認められなかったということについても、これは残念なことだというふうに思っています。

このようなことを受けまして、今後二度とこのような事件が発生しないまちになっていけば有り難いというふうに思うところであります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志事件で無罪が確定した住民17人が提訴した国家賠償訴訟と起訴されなかった別の住民7人が提訴した、たたき割り訴訟につきましては、5月15日に鹿児島地方裁判所から国及び県に対して、賠償金の支払を命ずる判決が出されております。

しかしながら、たたき割り訴訟につきましては、一部認められなかったことは残念でもあります。この志布志市事件につきましては、平成19年に被告とされ、起訴された方々全員の無罪が確定しておりますが、今回の判決は警察による捜査、検察による起訴、そのものを違法と認定し、国と県に賠償を命じたものであり、原告の方々の長年にわたる精神的・肉体的な苦勞が少しでも癒やされることを心から願っております。同時に、私ども教育委員会も教育行政の執行機関でありますので、事務の執行にあたっては、全体の奉仕者としての自覚を忘れずに全ての住民の思いや、地域の声を真摯に受け止めて、進めていかなければならないと思いを新たにいたしましたところでございます。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 今それぞれ市長、教育長答弁がありました。

少しですね、この2006年1月5日、朝日新聞が朝刊一面トップでやったんですね、このことが「鹿児島県警 架空供述迫り調書 公選法違反事件 否認の男性に」という見出し。まさにこれ、濱野さんがことに対して、匿名で取材に応じたということでしょう。その後は、さっき話をしましたように実名報道ですよ、ここが県警の違法捜査によるでっち上げ事件が暴かれていく始まりだったというふうに思うんですね。そうした中で、無罪判決が出た方々、そして無罪国賠で、それはその事件そのものが無かったんだというふうに裁判所が認めたんですよ。その後、濱野さんの実名報道が出されて、実際に長い戦いの中でですよ、実際にはなかったのに、そのことで今回判決が分かる。それは、いわゆる今回の判決で裁判所が捜査機関に対して、原告らを含む多数の市民の人に対して違法取調べを認定したと、その違法な公権力の行使があったということをも認めた点でも当然評価できます。

そして、検察権の行使にも違法なものがあったということで、これは裁判所が認定してるわけですね。そして、検察官の控訴提起という処分行為についても、これは公権力、違法な公権力の行使であったということをも認定をしている。そういった意味では非常にこういう裁判の中では歴史的な判決だったのではないかというふうに思います。まさに、そういう何もなかったことに対して、違法な捜査が行われたということに対してですよ、それでもなおかつ、たたき割りの方では否定をしたわけですね、いわゆる警察の言うことを信用したわけですよ。濱野さんを始めとして、残りの方は認めないよと棄却したわけで、これは、その裁判所のそれに対してですね、判決はこうですよ。「時間が経過して記憶が消失、変容し、供述の信用性が低下している可能性を否定できない」として濱野さんたち4人を棄却したんですね。どっかですね、酒を飲んで、「あの時、何をしたの」って言われたら、私も時々分からないことがありますけど、全くそういう状況じゃない中で、身に覚えのないことをですね、延々とやられた、そのことをね、時間が経過したからね、記憶が消失したり、中身が変わったり、そういうことが一切私はないと思います。裁判所がそれでも警察の信用をしたということに対しては、非常に憤りを持って、私自身はこの判決を見たところです。違法捜査の実態は無罪国賠も含めて、無かったことに対して公権力のそのことに対しては、違法な捜査だったということをも認めてますよ、

今後、また濱野さんたち、残りの6人で控訴されてますけど、この戦いはこれからも続くわけですね。実際、私たち自身も自分の身に置きかえてですね、そんなことをやられてですね、時間が経ったから記憶が消失したり、変容するって、そういうことは恐らく私はないと思います。

そういった意味で、ここに判決が出されて、それぞれ公権力の違法なことで言葉で言うんですよ、実際、それ恐ろしいことじゃないですか、これ。全くですね、権力というものが、いろんな法律があるけれども、それを無視してですね、乱用できると、どうにでもできるんだと、そういうことを示しているわけですよ、いまだにですね。私は、これは許せない判決だと、一方ではですよ。無罪国賠の方々は、一応これで終わったと、でもそれでも心は晴れないです。なぜこの事件が起きたのかということは、まだ明らかになってないわけですよ。

そこにですね、市長、実際にこの無罪国賠の方々とあわせてたたき割りについても、県警本部長以下ですね、当事者に直接謝罪をするということを否定してしているわけですね。裁判所で公権力の違法な捜査や、それを認定されているにもかかわらず、謝罪がないということは、僕は県民としても一住民としても納得がいかない。市長、これ、県警本部長に対してもですね、直接謝罪すべきじゃないかと、そういう声を挙げる考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、今回この事件を通じまして、裁判の行方につきまして注視をしていたところでございます。

そして、結果的に国の方も、ただいまお話がありましたように、検察側すら違法な取調べをしていたということを裁判所は認定したということございまして、極めて特異な事例というふうになっております。

そのようなことで、改めてこのことにつきまして、私どもの方に市としまして鹿児島県警の方に、そのような申し入れをするのかどうかということについては、検討はしておりませんでしたので、内部的に検討させていただければと思います。

○18番（小園義行君） 教育長は後で聞きますので、ごめんなさいね。

市長、市長は政治家ですよ、地方自治法第1条第2項、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである」というふうに、地方自治法第1条2項がうたってます。「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」というふうにありますね。この「福祉」というのは、どういうことかということ、どちらも幸せ、幸（さいわい）という意味ですよ。そしてね、公的扶助による生活の安定、充足というのが広辞苑が私たちに示している福祉という概念ですよ。政治家である市長が、ここの住民がですよ、全く何も無かったという裁判所が示している。そのことに対して公権力の違法な権力の捜査や、それがあったということも認定している。そこに対して、直接謝罪をしないということに対して、この志布志市の住民福祉の向上に一番最初に最高の責任をもって応えなきゃいけない市長が政治家として、今みたいな答弁でいいですかね。司法がもう駄目だそれはって認めたんでしょ。無かったんだよ何もって、いうことも認めてるんですよ。そのことに対して声が上げられないというのはね、どうも、この志布志市を預かるトップとしては引けてませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

裁判の判決自体につきましては、先ほど冒頭に述べましたように、長年、このことに取り組んでいただき、そして、自らの無罪を勝ち取ってこられたということにつきましては、本当に長い間御苦労された大変なことだったというふうにお見舞い申し上げたいと思います。そしてまた、お喜びを申し上げたいと思います。

そのことでもって、私どもの方で県に対して、本部長に謝罪を求めるということについては、私自身、そのことをどうするというについては、今まで考えておりませんでしたので、今後内部的に協議をさせていただければというふうに思います。

○18番（小園義行君） いやもう、今まで考えなかったっていうことでしょうけど、実際裁判の
ですよ、結果が出て、国賠のたたき割りも一緒に、それぞれ判決ちょっと違ったけれども、裁判
所が認めたんですよ、そのことをね。国や県、そこは駄目だっていうことを認めてるんですよ。
そういう判決を受けて、我が町の住民にとって、何でそんなことをちゃんとやらないんだって
いうことが、どうして言えませんかね。普通に考えたら、私がいろんな人と話をしても、それは県
警はちゃんと謝るべきだよって、これが普通の常識的な判断じゃないですかね。それをね、引
ける必要がありますか。市長がそのことを何か答弁したとしても、何か影響がありますかね。そ
ういうことじゃないと思うんですよ。この我が町の住民福祉の増進を図るということで、先ほど
言いましたけど、その責任を担ってるのはあなたでしょう、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、このことに関しまして、今御質問がありますことに関しまし
て、どのような形で行動するかということについては考えておりませんでした。

今、そのようなお話を受けて、改めてどのような形で、市長として申し述べるかということに
ついては、内部的に協議をさせてもらいたいと思います。

○18番（小園義行君） 市長ね、先ほど市長が最後にですよ、1回目の答弁、「事件が発生しない
まちになっていけばよい」というふうに答弁されましたね。これは、事件が発生したんじゃなく
て、発生させたんですよ。公権力がそういうことをさせたんですよ。住民の側が起こしたじゃな
いんですよ、そのことをもってしてもね、もっと住民を守るという、その立場からしたら、県警お
かしいよって、これぐらい僕ははっきりとこの場で、あなた自身の口から、これは言うべきじゃ
ないですかね。住民がこの事件を発生させたんじゃないんですからね。権力が、それをしたん
ですよ。そのことに対して、裁判所が糾弾してるんだから、このまちを住民を3万3,000なにがし
の人を預かってる、住民がそういう被害が被ってるというときに、トップがね、いやうちはと、こ
んなことでいいんですか。政治家として、ここはひとつね、踏ん張って答弁があつてしかりだ
と思います。

志布志町時代にちょっと返りますけど、原発を隣の九電が串間市に立地するという時ですね、
時の谷口芳郎町長というのが、原発立地に反対って表明したんですよ。そしたら次、一面トップ
で経済新聞とか載りました。何て載ったかというとはですね、「保守系町長、隣町の原発立地に反対
を表明」ってなったんですよ。すごいことになりました。当時、原発推進の時でしょう、あれが
ある時じゃないですよ、そのずっと前ですよ。それぐらいの勇氣ある発言をして、志布志の住民
を守ろうとしたと。私は、これはとてもすばらしい政治家としての発言だと思いますよ。国に異
を唱えるわけですからね。

今回は、住民が起こしたんじゃないですよ。公の権力を持つて側が起こしたことに
対して、その住民が住んでいる自治体のトップがね、そんな引けたことでいいんですか。きちんと、それ
は問題だということをはっきりと私は言うべきだと思うんですが、謝罪に来るべきだと、それが
なぜ言えませんかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、長い間に裁判に取り組み、そして無罪という判決を得られ、また国賠でも賠償を得られるということになって、本当に長い間苦労されたということにつきましては、深甚からお祝いを申し上げたいと思います。

それをもって、それでは鹿児島県警にあるいは県に対しまして、私の方で何らかの謝罪等を求めるかということについては、内部的に少し協議させてもらいたいと思います。

○18番（小園義行君） 市長、いろんなリスクを考えておられるのか知らないけれども、ないと思いますよ、私は。三権分立ですよ、それぞれがちゃんとそれぞれ責任を持ってやっているわけで、日本というのは。その中で、司法の場で、それが駄目だというふうに、行政の方にやられたわけですね。それに対してものが言えないというのは、おかしいというふうに僕は思います。

あなた自身が、そういう引けた態度でやるんだったら、何か心配だねというふうに、今後ですよ。公権力としての県警なり、そういった警察も含めてですよ、どうにでもできるということ。彼らは真摯に反省をしているというふうには私は思えません、それは。だから、そこで、きちんとこのトップがね、そのことに対しては駄目だそれはと、だからちゃんと謝罪しなさいと。これが当たり前でしょう。それをやらないというんですね。それは、置いておきます。

そこで、今回法を無視して、法律を無視してですね、いわゆる密室での取調べについて裁判所がですよ、4人の請求を棄却したわけですね、たたき割りによる。検察の言い分を信用しているわけですよ。これではさ、取調べが密室で行われる、それも非常に私は素人の私も、そこにいったときに、どういうことになるだろうと想像しても大変、そういった意味で、無罪国賠とたたき割りの国賠の方々も要求をされていますが、そういった法の乱用がないようにですね。可視化について、今度は県には言わないと言うんですからね、国に対しては可視化をやるべきだって、そんな声を上げる気はありませんか。

○市長（本田修一君） 可視化につきましては、今回の事件を通じて、関係者の方々が強く訴えられるということにつきまして認識しております。

私自身も関心を強く持っているところであります。志布志事件がきっかけとなりまして、現在国会は取調べの可視化を柱とする刑事訴訟法改正案を審議しておりますが、法案の中身につきましては、可視化の範囲を限定し、選挙違反や逮捕前の取調べは対象外となっております。しかしながら、今回の鹿児島地裁の判決は、可視化の対象にならない事件で違法な取調べがあったことを明確にしました。限定的な可視化運用では、違法な取調べを防げないということの意味しております。そういう意味で、現行の改正案につきましては、不十分ではないかというふうに思います。

○18番（小園義行君） きちんとやれということですよ、今の答弁はですね。

国に対しては、はっきりそういうふうに可視化をちゃんとやれということは今市長の答弁として受け止めたところです。

それともう一つですね、今回県に対してはなかなか市長、腰が引けているわけですけど、全容

解明て言いますかね、なぜこれが起きたんだろうということを、今回の国賠も、たたき割りも、端緒、どっから始まったのか、それが。ということで裁判になったわけですが、実際にですよ、この捜査資料に基づいて、第三者機関に検証するように、この原告の方々が求められておりますが、そういったものについては、県やそこをお願いするという考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第三者機関を設けて、この事件の検証をするということについては、認識しておりませんが、今後そのような形で進められるとすれば、市としても応援をしてみたいと思います。

○18番（小園義行君） じゃあそのことについても、市長としても了とされたところです。そういう原告の方々が全容解明という意味で第三者機関に検証して、ちゃんとして欲しいという、そういうことですね。それについてはよく理解をしました。

今後、たたき割りに対する控訴をされましたので、また裁判が続きますね、そういった意味で今の二つの答弁を聞いてですよ、こういう方々への支援というのも、当然これは大事なことだろうというふうに思うんですね。実際、そこらについては、具体的にどうこうということは、また考えてないとおっしゃるかもしれませんが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のとおり、そのようなことにつきましては、特段措置をしてきませんでしたし、また今のところ考えてないところでございます。

○18番（小園義行君） では少し、教育長も先ほど答弁いただきましたので、ちょっとお願いします。

教育長の答弁は真摯に受け止めて、こうだということ。ただ民主主義と人権を教える学校教育を預かる立場としてですよ、この判決をどう受け止めるかということで、先ほど、そういうこと、真摯に受け止めていきたいということでありました。

そして、志布志市の教育振興基本計画、これ重点施策等含めてありますね。この中で27年度の、ごめんなさい、後期の基本計画ですよ、ここで規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進ということで、主な取り組みとして、ここだけ読みますね。「青少年育成に関わる関係部局や警察など関係機関との情報交換を行い、道徳性を養うための施策の共有化を図ります」というふうに当局として、委員会として述べられています。これね、今年から道徳の強化ということで、来年か、そうなっていくわけですけど、ここの警察機関と情報交換というね、警察は正しい味方なんだよということを本当はちゃんと教えないといけないけど、その公権力としての警察機関が、今回のようなことを裁判所から駄目だというふうにやられたと、ここを、いわゆる学校教育の中で基本的な民主主義や人権教育を進めていく際に、非常に、鹿児島県だけじゃなくて、全国にこういう事例があると、大変だろうと思う。特に、志布志の教育委員会としては、ここについては、どういった立場で、この判決との関係をお子たちに教えていこうという考え方ですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のこの志布志事件について、私は一番最初に思ったのは、人権というのは何なのかということが一番強く感じてます。日本国憲法の中にも「基本的人権の尊重」

ということがきちんとうたわれているわけなので、学校教育を進めていく上では、この基本的人権というのをきちんと尊重した教育を進めていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っています。それは教科であったり、あらゆる教育活動の中で人権教育、つまり自分を大切にするとともに相手の人権も大切にするという思いを全ての教育活動の中で、子供たちに養っていかねばならないだろうと、そういうふうに思っています。

したがって、この規範意識のところにつきましても人権教育の尊重ということは、私ども大事な視点として取り組みを進めていくようにしています。

警察との連携ということで、今出ましたけれども、私たちというのは、学校だけですべての問題が解決できるわけではないと思っています。例えば、いじめの問題があったときに、それは学校だけではなくて、家庭、地域との関係、地域や関係機関との連携なしには、問題は解決できていかないだろうと、そういうふうに思っていますので、警察の方々の協力も場合によっては、いろいろと知恵をいただいて、より良い教育を進めていくという、そういう観点で、例えば、今回いじめ問題のいろんな条例ができましたけれども、そこにおいても、警察、弁護士、様々な方々の知恵をいただきながら、教育を進めていくということでもありますので、私どもがとうに知り得ないようなことも、ある意味いろいろと教えていただける、そういうことでの関係機関との連携というのは大事なだろうと、そういうことで、警察の方々へのお願いと、そういうふうに思っております。

以上です。

○18番（小園義行君） それは教育長、そうですね。

だけど、今回のですね、一連の長い戦いの中で事件が起きたんですね、住民が起こしたんじゃないですよ、公の権力の場が起こしたんです。性善説に立つ人間からしたら、ちゃんといい人たちだよと思うけれども、その人たちが、こういうことを起こした。それが判決として出たんですね、そのことを子供たちにどういうふうに伝えられますか。非常に、これ、難しいでしょう。その人たちが引き起こしたことを司法の場がきちんと明らかにしたわけですから、学校教育としても、これは非常に難しいことになっていくなという思いがあって、この志布志市の教育委員会として、そのことを、この判決を受けて、どういうふうに子供たちに投げかけていったらいいだろうと、これ非常に教育長、難しいですよ。

もう一回ですね、今おっしゃったことはよく分かりますよ。でも、今回のこの事件の総括として、今後もちよっと続きますけど、子供たちに、このことの判決を、例えば新聞を読んだりした子供が問うた時にですよ、どういう形で返そうというか、そこら辺まで教育委員会としては、しっかりと議論をした上で返していくということでない問題だなというふうに思うんですが、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の事件が志布志で起こったという、そのことの重さということを私も非常に強く重く受けとめています。

もしこれが、他のところで起こったとしたら、私たち志布志住民は、それほど深刻に受け止め

ないのかもしれませんが。そういうことで、やっぱり志布志で起こったということの重みというのは、私自身も強く重く受けとめております。したがって、今回のこの志布志事件については、小学校、中学校、発達段階はあると思いますが、私が基本に据えたいのは、人権とは何なのかということ、今回の住民の方々が本当に人権を踏みにじられた。そういうつらい、苦しい思いをしている。そのことを考えたときに、人権教育というのは、これまで以上に志布志にとって、志布志の教育にとって大事な取り組みなんだろうと、そういうふうに思っておりますので、今回のこの事件の判決を受けて、これまで以上に人権教育について、大きく先生方に主体的に受け止めて取り組みを進めるように指導してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○18番（小園義行君） 今それぞれ教育長もありましたね。市長の方にも、いろいろ投げかけました。

この判決を受けてですね、一応無罪国賠まで終わりました。でも事件を風化させるわけにはいかんですね。今後もたたき割り是一直は続いています、裁判がですね。これを機にですね、志布志市として新たに人権宣言都市とかですね、それは過去にはいろいろあったわけですけど、そういったものをして、この事件を絶対風化させないよと、一番やられたって言葉が悪いですけど、そういうことで、志布志市の住民の皆さんが、公の権力の側からこういうことをされたということですね、しっかりと私たちは、心にとめておかないといけないと、そういう思いがあります。

そういった意味で、このたたき割りに対する支援とか、そういうことは具体的に考えてないとかいうことありましたが、二つの裁判を通じて、一定の結果が出ましたね。続いていく、そういったものも含めて、志布志市は人権を大事にするまちなんだと、そういったことを宣言をする、そういった考え方とかですよ、支援の方法とあわせて、この事件を風化させないという意味でですね、具体的に考えてないかもしれないけど、やっぱり市長、ここについては、先に対して、ちゃんとこのことを風化させないという意味からも何らかの対応をする考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事件が発生して以来、12年という長きにわたっているわけでございます。そのような流れの中で、市民の中でも、この事件について改めて思い起こし、今回の判決を受けながら思い起こして、そして、改めて何だったのかなということをおもひ起こされる方も多々おられるかと思っております。そのような時に、今お話がありますように、この事件自体がいわばでっ上げというような形で事が進行して、そして、人権を踏みにじられた形での推移になってきているということについては、多くの市民の方々が認識されているというふうには思うところでございます。

今後のことにつきまして、第三者等のそのような究明する委員会等が設置される中で、またそのような話も出てくるかと思っておりますので、その時には対応ができる範囲内で対応してまいりたいと思っております。

○18番（小園義行君） 今後、たたき割りについては、まだ裁判が続きます。人権を考える会と一緒に、私たちも、私も一生懸命支援をしていきたいと、そういうふうに思っています。

ぜひ、当局、また教育委員会にも社会教育、公民館活動とか含めてですね、こういった人権の

問題については、しっかりと取り組んで進めてやっていただきたいと。

そして、ここにそういう事件を公の権力を起こしたと、そういうことに対しては風化させることなくですね、市としても一緒になって、このことについては、今後取り組んでいただきたいし、続く裁判に向けてですね、6人の方々が控訴されましたけど、一緒になって志布志市を挙げて支援をしていく、そういった体制がとれたら、なおいいのになというふうに思います。そういうこともぜひお願いをしておきたいとします。私自身は、これからも、この裁判を続けられていく人たちに対する支援を一生懸命やっていきたいというふうに思います。

今回、この判決についていろいろ質問をし、当局と共有しようと思いましたが、最後に市長は、直接謝罪は、やっぱり何も悪いことをしなかった人が悪いことをしたというふうにさせられた、それをしてないよと、争った結果、司法の場が、その公の権力を違法性を認めて、何もやっていなかったって、住民が言ったそのことをきちんと支持したわけですね。

最後にもう一回、直接謝罪をすべきではないかというふうに私は思いますけど、市長、最後です。もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

直接謝罪を私どもの方で申し入れるかどうかということにつきまして、現段階で考えておりませんでしたので、内部的に協議をさせていただきたいとします。

○18番（小園義行君） ぜひそういう立場で、今後取り組んでいく、検討していくということで、協議していくということでしたので、ぜひですね、そういう立場で、ここにおられる役所のそれぞれ課長さん方も思いは同じだと思うんですよ、私と。ぜひそういう立場でね、今後検討するということでしたので、次にいきたいとします。

次は、国民共通番号制度、マイナンバーについてと、これいろいろあるんですね、この名称がね、社会保障・税一体とかですね、もういろんなことがありまして、これについて、少しお願いします。

10月から番号通知して、来年1月から実施と、利用を始めるということですが、この内容と本市の取り組みについてお願いをします。

これ総務課、市民環境課等で当初予算が出ているわけですが、中身についてと、取り組みがどういうふうになっているのかを少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民共通番号制度、今で言う社会保障・税番号制度、いわゆるナンバー制度でございますが、住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく三つあげられます。

一つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れる

ことや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方に、きめ細やかな支援を行えるようになることで、公平・公正な社会の実現を図ることを目的としております。

2番目につきましては、添付書類の削減ということで、行政手続が簡素化されて、国民の負担が軽減されます。

また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになるなど、国民の利便性の向上を目指すということとしております。

三つ目につきましては、行政機関が地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになるなど、行政事務の効率化を図れるようになることであります。

そこで、現在の取り組み状況についてでございますが、本市では電子自治体推進会議の中で社会保障・税番号制度推進部会を設置しまして、さらに分野ごとに構成委員を配置することで、事務の効率化を図りながら準備を進めているところです。

現在、国のホームページ、コールセンターの開設及びテレビCMなど様々なメディアを活用して広報されておりますが、本市においても、市報やパンフレット等で市民への周知に取り組んでおり、さらに職員向け研修会や市民向け説明会を計画しているところです。

また、分野ごとでは、特定個人情報保護評価書の公表や、個人番号カード利用の対象となる事務事業の洗い出しを行っているところであります。

○18番（小園義行君） 今市長の方からいろいろ内容が出ました。これも一生懸命、私も勉強しました。今いい面だけ、市長はされてますが、これは全ての方に12桁の番号が付くわけですよ。

そして、市内の事業者の方にも、そこで働く人たちは全てマイナンバーを提示する、通知カードか番号をですね。それを出さなきゃいけないんですよ。市内の事業者の方々への説明とか、啓発、そういったものはどうなってるんですかね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいまの市長が答弁いたしましたように、部会をつくりまして、総務課の方で取りまとめをさせていただいております。

先ほどありましたように、職員への説明会と、それから、その職員が自治会の方へ入りまして、説明を市内で行う予定でございます。

それから、今御質問の事業者につきましては、税務署等と一緒にあって、市内の企業の方に呼び掛けをしながら、説明会等の開催を計画しているところでございます。

○18番（小園義行君） それは、税務署がやるわけね、市も一緒になってやるんだろうけど、全てですよ、従業員を抱えてる事業所全てですよ。そういうことをちゃんとやらなきゃいけないんですよ。それは大丈夫なんですよ、10月から始まって、1月利用開始というふうになってるんで、そこはきちんと担保できているんですね。

○総務課長（萩本昌一郎君） それぞれ事業所の関係する、例えば、商工会であるとか、そういった企業の方々への取りまとめのところと連携を取りながら、こちらの方からそういう呼びかけをして参加をしていただければというふうに考えているところでございます。

今、おっしゃいましたように、全てのということが本当に基本なんでございますけれども、できるだけそういった方々が参加できるような形で工夫をしてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） これは、時間がないからね、いろいろですけど、これ非常に、何事業所あるか、そういうことも、本当は聞いていろいろしたいけれども、ぜひね、これ、きちんとやっていただかないと、大変なことになります。

今、年金機構の情報流出の問題がありますね、そのことの心配が、非常にあるんですけど、そこについては、対応というのは大丈夫ですか、このマイナンバー制度が実施されて。

○情報管理課長（又木勝義君） お答えいたします。

まず、この制度につきましては、国が住民の個人情報を一元管理するのではなく、県や市町村が今までどおり、分散管理をするということになってございます。安全に情報連携をするため、三つの階層のシステムとなっているところでございます。一番上の層のシステムにつきましては、国が構築運用し、行政機関等が情報連携するための情報連携ネットワークシステムになっております。

2番目の層のシステムは、暗号化した情報連携用の個人情報をサーバーに格納するためのシステムで、国が構築し、行政機関が利用するものでございます。

そして、3番目の層のシステムは、各地方行政機関等が個人番号と個人情報を安全・適切に管理するために新規構築や改修を施した業務システムでございます。この3層構造によって、万が一第三者に個人番号が知られても芋づる式に個人情報が漏えいすることのない仕組みを実現しているところでございます。

議員おっしゃいますように、我が市ではどうなのかとおっしゃいますと、今回の情報流出につきましては、偽装されたメールを開いたところから感染をしたということで、うちの方で絶対はないかとおっしゃられると、ちょっと疑問が残るところではございますが、今まで以上にセキュリティには万全を期して対処したいと考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 今日は時間がないから、これ、深くやれませんが、実際事業所がですね、来年1月以降、従業員からの給与の税や社会保険料の天引きですね、そういったことが番号を義務付けられるんですよ。これはもちろん本人はそうですけど、配偶者や扶養家族の番号も勤め先に出さんといかんのですよ。そういった中で、国と自治体、そして民間がありますね。ここの中できちんと、どっかがきちんとしてないと、年金の場合は年金の層ですけど、このマイナンバー制度になったら、全て情報が漏えいした場合には、一生変えられないからですね、その番号をずっと引き継いでいくから、一生その情報漏えいという心配をしながらですよ、仮に漏えいした時には、変なことにならんかなという心配をしていかにといかにということがあるわけです。だから、そういう点では、非常にこれは、きちんとやらないとね、いかによということで、

啓発を含めてやっていただきたいなと思うところです。

次の機会でこれをやりますけど、最後にですね、このことについては、この取り組みをする前にですね、安全体制をチェックする特定個人情報保護評価というのを本市は行ってるんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 行政手続きにおける特定の個人、マイナンバー法ですが、それに基づきまして、個人番号等の適正な取り扱いを確保するために、必要な措置を講じることを目的としまして、特定個人情報保護委員会が設置されているところでございます。

この委員会では、個人のプライバシー等の権利、利益の侵害の未然防止及び住民の信頼の確保を目的として、特定個人情報保護評価に関する規則を定めているところでございます。

具体的には、この特定個人情報保護評価で特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務を把握し、不正な取扱事務を行っていないかなどの監視を行いまして、情報漏えい発生のリスク回避と軽減を図ることとしております。

番号法の運営を行う上での適切な措置の一つとして位置付けられているところでございます。

○18番（小園義行君） ちゃんとやってるということで理解していいんですか、そうですね。

ぜひですね、このことについては事業所の負担も大変だと思いますよ。そのことに対してね、きちんとやらないといけないから。ぜひ親切、丁寧に、税務署がやるんだからいいということじゃなくて、きちんとそれをやってください。これまた次の議会でもちょっと討論したいと思います。質問してやりたいと思いますのでね、きちんと10月から実施で、そして1月利用開始ということですから、対応を間違わないようにちゃんとやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

次に、国保についてお願いをします。

これも市民の皆さんのところに、「国保財政は危機的状況です」という、その散らしがいきましたね。この現状と見通し、決算の見通し、もう出納閉鎖になってるんです。ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度の国民健康保険の医療給付費の伸びは、前年度と比較しまして、3.2%の伸びで推移し、一人当たりの医療給付費も5.3%の伸びとなりました。

医療費の伸びにつきましては、平成26年3月診療分から5月診療分までの伸びが、前年度比9.4%となり、このことにつきましては、平成26年9月の全員協議会において、医療費の状況等の説明を行ったところでございます。

全国的にも鹿児島県でも一人当たりの国保の医療費は伸びておりますが、本市は、平成25年度も離島を除いて、県内では一番医療費の少ない自治体となっておりますので、健康づくり推進や健康事業等の結果が出ているものと思われまます。

また、平成26年9月から「シリーズ国保」と題しまして、国保の特定健診、財政状況及び決算状況等を掲載して、市民への国保会計への状況を周知してまいりました。

平成26年度の決算の状況でございますが、出納整理期間が終了したばかりで概算数値の報告と

なりますが、歳入では、療養給付費等負担金や財政調整交付金が見込額を上回ったことで、結果としては、繰越金は2億2,000万円ほどとなる見込みで、平成27年当初予算の2億円を上回る事となりました。

今後につきましては、国保の基金残高が、平成26年度末で1,000円にも満たない状況であり、かつ今年度は法定外繰入金を1億2,000万円繰り入れしている現状であります。

また、被保険者数の減少及び高齢化についても、今後進んでいくことが予想されることから、今後についても大変厳しい財政運営になると考えております。

○18番（小園義行君） 今、出ましたように、決算でいくとそういうことですね。でも、実際に国保税を納めている人たちは、非常に大変な状況だというのは、もう市長も認識されてますね。そのことになった大きな原因というのは何だというふうに考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず何をおいても、やはり高齢化ということで、この医療の給付費が膨らんできているということが全国的に進んでいることで、本市においても、その影響が第一だというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） 実際はですよ、このことも国も高齢化と言うけれども、高齢化、75歳になると違うんですよ、いろんなことはありますけど、国保のこういう厳しい状況になったというのは、いわゆる自営業者の方々と農業とかですよ、含めて大変、そして非正規労働者、そういう人たちの入ってる保険の会計ですからね、大変な状況になった。やっぱり公の負担をきちんとしないといかんということですよ。国庫負担が少なくなったから、そういうことになってるわけですが、その認識は今市長はそれでいいでしょう。これ、30年から運営を県に委託するということになってるわけですが、どういうふうに今後変わりますか、そのことで。

○市長（本田修一君） 今後、県の方に国保の運営主体を置くということになるということでございます。

しかしながら、県と同時に市町村につきましては、国保の運営を直接外れるということではなく、都道府県は、その当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を行うということで、共同運営という形になるところでございます。

市町村の役割は、保険税の賦課徴収、分賦金の納付、資格管理と保険給付の決定、保険事業などで被保険者にある住民に身近なサービスをきめ細やかに実施するというところでございます。

一方、都道府県の役割は、県内の統一的な国保運営方針の策定、市町村ごとの納付金額の決定、市町村が参考とするための標準保険料率などの算定、公表を行うことになっていきます。

今回の改正につきましては、国は公費拡充等による財政基盤の強化を図り、市町村の一般会計からの法定外繰り入れや、繰り上げ充用といった国保の財政赤字の改善につなげるということになっております。

平成27年度から低所得者対策としまして、保険者支援制度を1,700億円拡充して、平成29年度以降は、更に国費を毎年1,700億円投入することとなっております。

○18番（小園義行君） 今市長が答弁されたようにですよ、後期高齢者医療保険と同じように、県になりますね。そうすると、個々の自治体で独自で決められていたものが簡単にいなくなるんですよ、法定外の繰り入れもできませんよ。そうすると、どういうことが起きてくるか、保険料がずっと上がっていきます。

今市長が答弁があったようにですね、これ全国知事会、市長会、町村会と国との合意でね、今おっしゃったように2015年度から1,700億円、来年から更に1,700億円追加して、低所得者対策としてやろうとしています。

今年度、志布志市にそれがどれぐらい入ってくるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○保健課長（津曲満也君） 県に確認いたしました、国民健康の基盤安定負担金の保険者支援金として例年の予定ですと、10月下旬に申請をして12月に交付されております。収入時期は12月と来年の3月になりますけれども、実際どのくらいの金額が市に入るかと申しますと、申請の時に把握できるものと考えておりますが、1,700億円のうち、県全体では24億円から、25億円程度になろうかということは、県の担当課の方からは、研修会の方では聞いたことではありますけれども、まだはっきりした数字は押さえてないということでした。

○18番（小園義行君） 非常にですね、ちょっと乱暴でしょう。これ15年度から支援金やるって言ったんですよ、合意で約束ですよ。そのことが10月だとか言ってね、そんな、問題だなと思うけど、実際は3月の段階で、それがきちんと分かってて、当初予算で僕たち示されないといかんでしょう。合意で、合意した上で1,700億円、15年度から2015年ですよ、今年度から1,700億円やるって言ったんだから。来年は更にそれに1,700億円増やして3,400億円ですね、そのことで県へ移行する際に、きちんと国が少し負担をしますよと、低所得者対策としてと。そういうことが合意されて、県への移行を知事会やそこもオッケーしたわけですよ。そういった意味では、少しまあ、僕が持っている資料では、ここにありますが、当局は10月だというんですね。10月以降に、そうなるんですね。その時、きちんとそれが低所得者対策としてやられるように、しないといかんですよ。ただ本当に、国保のその中にポンと入れてしまうというのは問題ですからね、そこはよく理解をしておいていただきたい。

私は、この国保のこういったというのは、それぞれの自治体で独自で法定外繰り入れをして、引き上げを何とか抑えてきた、そのことができなくなることで、大変な状況になっていくのではないかという心配をするものですから、今こうやって質問をして、どうなるのかということですが、もっと当局は、そこは認識を深くした方がいいと思います。

ちょっと時間がないから、これで終わりますけど、国保はですね、私がいろんなところへ行って、いろんな人と話をして、国保税の滞納、そういったもので、税務課の方に私は何人も一緒に行って、滞納に対しての対応を何とかできませんかということで、お願いをしている大きな困っている税金の一つですよ。そういったのを更に今後、本市から離れていくということになると、ちょっと大変かなと思いがあって、ちょっとお聞きをしたところでした。それについては、いい

です。

次にですね、時間がないので、最後に生活保護制度についてということでお願いをしました。

今回、2013年8月生活扶助、そして12月に一時金、そして2014年4月に生活扶助、そして2015年7月に引き下げられたんですね、基準がですね。平均で6.8%、最高子供さんがいる世帯とかだと10%ですよ。このことによる影響は、本市に対してどういう状況ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活保護につきましては、基準の見直しにより、平成25年8月から3か年かけて段階的に引き下げられているところです。この見直しの影響を一定程度に抑える観点から、国は、平成25年7月基準から増減幅は過去の類例等を参考に、プラスマイナス10%を限度となるよう調整する激変緩和策を講じています。

平成25年当時は、他の制度に影響が生じる可能性があることが指摘されていましたが、本市におきましては、個人住民税の非課税限度額、就学援助、保育料の免除額等への影響はないところでございます。

なお、生活保護の基準については、毎年度国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、今後物価の上昇に伴い、国民の消費動向が上昇する場合には、そのことも勘案しつつ、改定を検討することとされております。

本市におきましても、市民生活に大きな影響が及ばないよう、適切な対応ができるよう、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） いま市長の答弁があったように最低賃金や年金、就学援助、そして各種の減免や住民税の非課税基準に連動するわけですが、当局の努力によって、本市では、ここ私も数字ももらいましたけど、そんなに影響ないというふうに答弁がありましたのでね、努力をしているというふうに理解をします。

でも現実には、いや私はという人が、あるかもしれませんよ、その中ですね。それはそれとして、当局も努力をしているんだということでありました。

そこで、法の改正で申請の在り方が変わったんですかね。全く以前と同じようであってないというふうに理解していいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活保護法の一部を改正する法律が、平成26年7月1日から施行されております。この中で、これまで具体的な申請手続きについて定めてなかったとして、生活保護申請内容について、生活保護法第24条の見直しがされました。

改正内容としましては、生活保護法第24条第2項において、「申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために、必要な書類として厚生労働省で定める書類を添付しなければならない」としています。

本市におきましては、改正前から申請は書面を提出して行うこととされており、申請していた

だく事項や申請様式も含め、運用の扱いは変更しておりません。

また、資産や収入の状況についても、従来から提出を求めるところであり、今回の改正で、新たな資料の提出を求めている事項はありません。

更に、これまで同様申請者から保護申請書が提出された場合、添付書類が足りないとして、申請を拒むことはありません。今後も申請者の方々からの声に耳を傾け、迅速な対応に努めてまいります。

○18番（小園義行君） この生活保護というのは、その法律がですね、生きる希望が持てる制度にしていくというのが大事なことだというふうに思うんです。

憲法第25条の生存権から始まって、生活保護がありますのでね、そこで少しね、お聞きしますよ。

今、本市は手続き上、これまでも書類をなんぼか出さないといけないですね。本来は口頭でよかったですよ、法律上はですよ。でも少しそれをうちの場合やっていますね。お笑いタレントの「次長課長」さんの関係で、自民党の片山さつきというあの議員が、それをぱんとやって、扶養義務の関係が大きな問題になって、いろいろそれから始まっていることがあるわけですけど、この扶養義務者に対する調査、通知などについての当局の考え方は、どういう理解でいいんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉課長（福岡勇市君） これまでも同様ですけれども、扶養義務者に対しては、扶養可能性の調査を行っており、強制的に援助を依頼するものではありません。管内においての現地面接、管外においては、文書照会を行っているところでございます。

○18番（小園義行君） 扶養義務者に対しては、そういう理解でいいんですね。

じゃあですね、ここ生活保護法の第5条ですよ、この法律の解釈及び運用ということで、第5条は、前4条、これは無差別平等、最低生活保護の補足性というのが書いてあるんですけど、いわゆる扶養義務者についても第4条の中ですね、保護の補足性。「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」。第2項、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものである」民法はですよ。でも、3項で「前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を受けることを妨げるものではない」とうたっていますね。

そして、第5条です。この法律の解釈及び運用。「前四条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、全てこの原則に基いてされなければならない」というところがすべてですよ、というようなことをうたっていますね。

そこで、扶養義務者に対する調査ということで、報告、通知、そういうことがあって、28条ですね、旧法では28条の第4項まででしたけど、新しく法が変わって4項が新しく追加されて、旧法の4項が5項というふうになったんですね。この28条の第5項を私が読みますね。生活保護法第28条、「保護の実施機関は、要保護者」ということは、保護を必要とするという意味ですよ、「要

保護者が第1項の規定による報告」、第1項というのは、ちゃんといろいろ収入とかしなさいよということで、「要保護者が第1項の規定に報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる」というふうにうたってますが、この28条の5項をどういうふうに扶養義務ということに関しての理解をしたらいいんですかね。

○福祉課長（福岡勇市君） 議員おっしゃるとおり、4条の1項、2項、3項、それと5条に関して、今言われたように改正になりました28条の5項については、関連があるところでございます。この見解については、原則といたしましては、被保護者の分については、扶養義務者が優先ですけれども、最終的には保護者、5項に書いてありますように、5項と前の条に書いてありますように、緊迫した場合については、扶養義務者については、立入調査とか、そういうのは今も実施してないところでございます。

○18番（小園義行君） それは、もう受けてる人はそうでしょう。この人が申請をした時に必要だねという人がしたときに、この28条の5項、ここが非常に問題があるというふうに思うんです。別にこの法律が問題があるという意味じゃないですよ。

具体的に聞きますね、ちょっと相談があつてですね。緊急入院をしないといけないことがあつて、保健所、警察、一緒になって、それぞれ保護入院みたいなことで、本当にちょっと危ない状況だったわけですね。同じ住所ですけど、別世帯という状況があつて、病院、保護入院の場合、48時間、2日しかできませんから、すぐ移りますね、そこはもうすぐ「役所に相談してください」って。次行かれたところも、またすぐ「役所に相談してください」という、「申請をしてください」というケースワーカーを含めてですよ、そういうことがあつたんですね。そうしたときですね、いろいろ申請をきちんとするんですよ、その後でね。その後で、却下の理由のところですよ、今回の申請について却下をするということの理由として、第28条の5項というのが書いてあつたんですよ。これは、どういうことなんだろうと思って、非常に僕もこれ、何回も読み返しました。ここは、「保護の実施機関、要保護者が第1項の規定による」ということで、28条ですよ。そして、いわゆる扶養義務者がいる場合は、それが優先すると民法でなってるけれども、それではないよというのが、この、先ほど言いました第5条で、全て生活保護の解釈は、これでないといかんですよというふうにうたってるんですよ。そこで28条の5項で、却下されちゃったという、こういうケースがあるわけですよ。それをどういうふうに理解したらいいのか。1丁目1番地1に、Aという人が住んでて、親子で住んでる。Aさんも世帯主、Bさんも世帯主ですよ。それでBさんが申請したら却下されたわけですよ。それは、この要保護という、必要されてる人に対して、扶養義務者がいるからということが原因なんではないかと僕が思ったものですから、今聞いているんですよ、当局に。

○福祉課長（福岡勇市君） 生活保護の申請、それとケース会議については、私も参加しておりますので、十分認知しているところでございます。

まず、生活保護の入り口なんですけれども、申請があったときには、もう議員おっしゃるとおり、申請を受け付けて必ず調査をいたしておるところでございます。

今回の場合についても、申請がありましたので、即受付をして調査をしたところでございます。その時に、議員おっしゃったとおり、世帯は別々でしたけれども、生活保護の趣旨が原則として生活の根拠、いろんな面倒をみている。それと同じ、世帯は別々なんですけれども、消費、光熱費とか、そういうのを払っていけば、生活保護法では同世帯とみなしますので、入り口が違って、扶養義務者ではなくて、同じ生活保護の世帯として申請をとということになった次第でございます。その時に調査を、要保護者の申請をするためには同意書が要りますので、その時に同意がなかったものですから、こういう結果になった次第でございます。

○18番（小園義行君） それまでは、それなりに生活はうまくいったですね。緊急に入院という状況になって、その入院費とかですよ。いろんなものが、その人は当然働けないし、将来にわたって入院かもしれないという状況が発生している。それを同じ住所に1丁目1番地1に住んでるからということですよ、状況が変わりますよね。それを、この人もAさんですね。BさんもAさん、Aさんが親子関係としたときに、Aさんも一緒に生活保護の申請をしなきゃいけないというふうになるんですかね。でも、こっちはしたくないわけですよ。この人が入院とかいうことになって、自分で別世帯というのを以前からそういうふうに望まれて、やってる状況の中で、病院に入院ということになると、これまでとは今までは違うわけでしょう。そういうことを考えたときに、制度の趣旨としては、第5条で必要即応の関係とか9条に書いてるけど、そのまんま大事にしなさいということがあるわけですよ。

そして、この法の改正の時、2013年11月12日に、生活保護法の一部を改正する法律案に対する付帯決議、これ参議院厚生労働委員会ですよ。全部読みませんよ。4項目だけ読みますね。「扶養義務者に対する調査、通知等にあたっては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にするとともに、事前に要保護者（受けたいという人）との家族関係や家族の状況と十分に把握し、要保護者が申請をちゅうちょしたり、その家族関係の悪化を期したりすることのないように、十分配慮すること」という付帯決議がここでされてるんですよ、参議院厚生労働委員会ですね。別世帯ですよ、同じ1丁目1番地1に住んでるけれども、そして、緊急に入院という状況になって、その人は働けないじゃないですか。どれだけ入院しなきゃいけないかって分からないですよ、正直言って。その人が申請をする。できないから病院の方でも、そのお父さんやお母さんに「役所に保護の申請してくださいよ」って。次、二日後に別な病院に移ったとき、そこもすぐ「役所に申請してくださいよ」、心配ですがねね、どっちも。だから、そういった意味で生きる希望が持てる制度とするために、ちゃんとして、いっぱい法律の改正はあったけど、この付帯決議をわざわざ付けたんです。扶養義務というものに対してね。そこをさ、自分たちが本当に、その必要即応というか、その人が本当に困ってるんだねということで分かったら、対応をですよ。この法に基づいて、私はやっていくべきだろうと。元気な人はね、申請なんかしませんよ、正直言って。私も同僚議員とか、いろんな人の相談に乗って、一緒にそういうことで行きますよ。

元気な人は生活保護の申請したこと、見たことありませんよ、正直言って。困ってるからするんでしょう。

だから、この28条の5項というのはね、その一緒に住所地にいる別世帯のそこが、そういうことだったから駄目だというふうにやるということ自体が僕にはよく理解ができないんです。どうですか。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほど議員の方から指摘があった入院者に対する分についても、生活保護法の中では、ここに書いてありますように、救護施設とか、母子生活支援施設のような生活を維持する目的で入所する場合については、別世帯として取り扱われるんですけども、入院期間が長期にわたるとか、そういうものだけでは、世帯を変更すべきでないということがあります。

しかし、例といたしまして、長期入院の間に出身世帯のその者が消滅をする場合、これについては、世帯が別々になるということで、先ほど言いましたように、住民基本台帳の世帯の捉え方と、生活保護法の世帯の捉え方は、異なっていると私は認識しているところでございます。

○18番（小園義行君） 生活保護法の第5条で、この法律の解釈はこうですよというのをね、書いてあるじゃないですか。そして、そういう調査とかいろんなことをやりますね。その時に、いわゆる扶養義務ということについては、それぞれ生活があるわけで、その人にもですよ。そこまで本当はやれないよ、病院の入院費とかいって。例えば、私もうちのおふくろが施設に入所した経緯があります。その時、6万円とか7万円とかくださいってくるわけですよ。でも、おふくろの年金は2万円ちょっとですよ、当然、別世帯にしてですよ、いわゆる世帯分離してという。でも、僕は、ちゃんとやろうと思ったんですよ。でも、逆のケースですよ。子供がそういう状況で一方は高齢ですよ、うちのおふくろがあって、私が仮にそういう状況になったときに、2万5,000円ですよ。同じ住所地ですからね、見れますか、私のことを、見れんじゃないですか。だから、その時その時で状況は変わりますよね。だから、その時に生きる希望が持てる制度にしていくために、国会の中でいろんな議論があって、こういう付帯決議まで付けたわけですよ。法律は改正されましたよ。そこでですね、行政手続法で、ここ前議会やりましたね。第7条で、ちゃんとしないといかん。さっき課長が答弁されたとおりですよ。行政手続法の第32条、こうですよ。そこに多分いろいろ指導に行かれたはずですよ、いわゆるこうしていただけませんかとか、いろんなことでね。行政手続法の第32条、こうしてありますよ。「行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該執行機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」第2項です。「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」で、行政手続法の32条がこういうふううたってるんですよ。

だから、状況がどう変わったのかという、そこから出発していくと、入院をして、どれまで入院しなきゃいけないかって分からない、その人にですよ。どういう対応を行政はとっていくべき

だろうかということで、僕が悩んだわけですよ。正直言って、元気な人は申請なんかしませんよ、正直言って。働けないじゃないですか。これから長期入院になる可能性もあるんですよ。そのことを高齢のですよ、80前後のお父さん、お母さんが面倒見れますか、正直言って、見れないじゃないですか。病気でなかったらいいでしょう、それね。そのことに対して、今お聞きしてるんですよ、この28条の5というの。行政手続法の32条との整合性でしたときどうですかね。

○福祉課長（福岡勇市君） 議員から指摘があった生活保護法4条、5条、それと28条の5項、これについては、再度関係法令集とかを再度また調査をしたいと思います。

○18番（小園義行君） ぜひですね、同僚の議員の人たちも、生活が困っているから大変という相談を恐らく、今どんどん非正規とか含めてですよ、ありますよ、相談を受けられると思います。

そうしたときに、法律に基づいて、私たちは動いていかなきゃいけないけれども、その法律の運用、そこにあたっては、しっかりとですよ、その元気な人が生活保護申請を僕は、した人を見たことがありません。内部疾患とかいろいろ抱えながらでされてると思いますね。

ぜひですね、その制度が生きる希望が持てる制度にしていくということは、運用する側の裁量の問題だと僕は思います。その時、この人知ってるからいいよ、知らないから駄目ということじゃないですからね、裁量というのはね。困ってるから申請をされたんでしょう。そのことをね、よく理解をしていただきたいというふうに思います。

生活保護でいろんなことがありますけど、本当にぎりぎりまで頑張って、もうどうしようもないという人を何人も僕は見て、何でもっと早く、これできなかったのということを思うことがたくさんありますよ。今回のこのことも不服審査でもできるわけですけど、そういうことじゃなくて、状況が変わった段階で、どういうふうに判断をするべきなのかということ、今投げかけてるわけですよ、ぜひですね、そういうことを理解をしていただきたいなというふうに思います。

今、課長の方から答弁ありましたのでね、ぜひ一緒にですね、いいものにするために私は今回もこのことを質問したところであります。

ぜひですね、我が町に日本一というのを本田市長は掲げているいろんなことをやられてますけど、ぜひここで住んで良かったというものにするために、いわゆる法律、条例、それに基づいて、それが住民の立場に立って運用されていくような人の集団であって欲しいなという思いがあって、今回は、それぞれ質問をしました。

ぜひですね、我が町に住んでる人たちに対して、国や県いろんなところが悪政をやる時は防波堤になってやるのが志布志市の私は果たすべき地方自治の本旨だというふうに思ってますので、これからも皆さんと一緒に、こういう立場で質問し、議論して良いまちづくりをしていきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



日程第4 議案第45号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第45号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、市単独道路維持事業及び地域高規格道路、都城志布志道路建設促進事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,210万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億4,100万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を640万4,000円、増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の市債は、土木債を2,570万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の土木費の土木管理費は、地域高規格道路都城志布志道路、建設促進事業に要する経費を145万4,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の土木費の道路橋りょう費は、梅雨前線豪雨に伴う流末排水工事のための市単独道路維持事業に要する経費を3,065万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第45号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から7月2日までは、休会とします。

7月3日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時23分 散会

平成27年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成27年7月3日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 工事請負契約の変更について
- 日程第7 議案第43号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第44号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 平成26年 「川内原発1・2号機の再稼動に当たって250km圏内に入る県内全自治体の
陳情第5号 同意を得る意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第11 陳情第1号 「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
- 日程第12 陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
- 日程第13 陳情第6号 「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
- 日程第14 陳情第7号 「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
- 日程第15 陳情第8号 市道横尾下線及び横峯線の道路改良を求める陳情書
- 日程第16 発議第2号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第17 議員派遣の決定
- 日程第18 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長)
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜産課長補佐 高 迫 政 彦	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、長岡耕二君と岩根賢二君を指名いたします。

○
日程第2 議案第38号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第38号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第38号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、今回の改正は、半島地域の内発的発展をはじめとする産業振興をより効果的に推進するため、これまで固定資産税の不均一課税を受けることができる事業は、製造業及び旅館業だけであったが、新たに農林水産物販売業、情報サービス業等を追加するものである。不均一課税を受けるためには、市町村は、法に基づく産業振興促進計画を作成し、主務大臣の認定を受ける必要があるが、志布志市は、平成27年6月5日付けで産業振興促進計画書の認定を受けている等の補足説明を受けた後、質疑に入り、次のような質疑がありました。

条例改正で枠が広がるが、その恵与を受ける団体や企業との連携や意見交換はどのように行っているか。また、該当する企業には訪問時に説明しているのかとただしたところ、志布志市は過疎地域に該当するため、この半島振興法の一部改正に伴い、新たに該当する対象事業所は数が限られている。周知については、企業訪問の際に企業立地補助制度等とあわせて説明し、規模拡大等に取り組んでいただいているとの答弁でありました。

今回の改正によって、対象事業所数はどの程度増えたかとただしたところ、現時点では想定していない。これまでほとんどが過疎法による3年免税を受けているが、過疎法では製茶業等について製造業として見るのが厳しい判断になっているとの答弁でありました。

今、製茶業は非常に厳しい。今回の改正は救済策にはならないのかとただしたところ、製造業として認められない製茶業が規模拡大する際に適用されるのではないかと考えている。今後、農政サイドと連携し、取り組んでいきたい。また、市報やホームページ等を活用し、商工会にもP

Rしながら本制度の周知に努めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第38号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第39号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第39号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第39号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、企画政策課に事務移管する必要があるのかとただしたところ、事務移管後も企画政策課と市民環境課の2課で手続きをすることに変わりはない。今回事務移管をすることで、変更届出があった場合は企画政策課で受付し、地縁団体登録台帳を変更し、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている事項を職権で修正し、そして証明書が必要ならば証明書を発行することになる。企画政策課で一元的に事務を執ることにより住民の利便性につながるとの答

弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

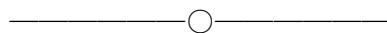
○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第40号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第40号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第40号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険料の減額または免除を受けた件数についてただしたところ、平成26年度の実績は1件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第40号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

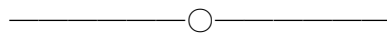
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第41号 志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第41号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第41号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から志布志市立学校給食センターの統合に伴い、志布志市立松山学校給食センターを廃止する説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市立学校給食センターの現在の食数は2,593食であるが、松山学校給食センターが統合された場合に想定される食数についてただしたところ、志布志市立学校給食センターに松山学校給食センターの食数を加えると合計で2,982食になるとの答弁でありました。

松山学校給食センターから、松山地区内を配送する時間と、有明にある学校給食センターから松山まで配送する時間による影響はないのかとただしたところ、配送については、配送車が8台あるので8ルートで試算している。シミュレーションした結果、今後の配送計画については、現在の到着時間が松山小は現在11時50分頃到着予定だが、11時40分頃到着予定になり、尾野見小と泰野小は同時刻。松山中は現在12時10分頃到着予定が、11時45分頃到着する計画であり、現在より到着時間が早くなる計画であるとの答弁でありました。

次に、松山学校給食センターに食材を納入されている松山地区の業者は、統合することで影響はないのかとただしたところ、平成26年度の決算で、松山学校給食センターでの購入食材は1,800万円程度である。うち松山地区の業者からの購入食材は約484万円で約4分の1が松山地区の業者が納めている。本会議において市長が答弁したように、業者は小規模な店舗が多いため、今回の統合で影響があるのではないかとということで、競争性を保持しつつもなるべく影響がないような方法を今後検討していきたいとの答弁でありました。

次に、松山学校給食センターを継続して利用するための改修費用についてただしたところ、継続して利用する場合、厨房機器の更新に約9,000万円、施設の改修では、現在の衛生管理基準に適合した施設改修が必要なため、汚染区域や非汚染区域の間仕切り、ドライ方式の採用、床面積を1.5倍で試算すると約1億4,000万円、合計2億3,000万円程度必要になるとの答弁でありました。

次に、志布志市立学校給食センターは当初から車両7台で配送されている。中学校の閉校があったが、配送車削減の検討はされなかったのかとただしたところ、田之浦中、出水中が閉校になったが、田之浦小、潤ヶ野小があるためルートとしては同じであるので配送車の減数にはならなかったとの答弁でありました。

そして、距離的には、変更は無かったとのことだが、八野小も閉校し、積み下ろしの時間等を考慮すると検証の必要がある。行政改革の観点からも検討すべきではないかとただしたところ、学校の組み合わせ等で最短のルートがないか、配送時間を短くできないのかということについて、いろいろシミュレーションをし、今後検討していきたいとの答弁でありました。

そして、意見として、今回の学校給食センター統合の件は、3町が合併したこととはいえ、統合ありきで進められており、なぜ、今なのかと疑問を持つ。また、松山の学校給食センターは耐用年数もあと数十年間もあるのに跡地利用も示されないなど、行政がすべきことをせずに、松山地区を疲弊させていくような提案に疑問を持つ、との意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第41号、志布志市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第42号 工事請負契約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第42号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第42号、工事請負契約の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、今回の変更は志布志市防災行政無線同報系デジタル化整備工事の工事請負契約の金額を7億3,384万5,000円に1,512万円を増額し、7億4,896万5,000円に変更して締結するものである。契約変更の内容については、当初契約では屋外拡声子局を182局整備することとしていたが、新たに5局を追加し、合計187局を整備するものである。追加する5局の内訳としては、簡易的な設備で運用されていたものが4局、難聴地域対策として新たに整備するものが1局である等の補足説明を受けた後、質疑に入り、次のような質疑がありました。

5局増えた理由は何かとただしたところ、当初182局で積算していたが、積算の中で、簡易的な設備で対応可能として4局分は除いていたが、デジタル化に伴い、電波の受信状態・耐震性・操作性等の安定性から、その4局も同様に整備した方が良いと判断し、追加するものである。残り1局は県の防災訓練で聞こえづらいということが分かり、難聴対策ということで志布志の新町地区に1局追加するものであるとの答弁でありました。

1局追加したことで、市内には難聴地域は無いと理解してよいかとただしたところ、今回追加するのは、昨年の県防災訓練で聞こえづらいことが分かった地域である。市内全域で網羅していると考えているが、完成後、状況を検証していく中で対応してまいりたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第42号、工事請負契約の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

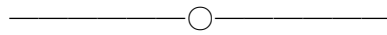
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第43号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員6名出席の下、審査に資するため、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算に2億6,890万2,000円を追加し、予算の総額を204億890万2,000円とする。地方債補正では、変更で、合併特例事業を480万円増額している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財産管理費の嘱託報酬は何の嘱託職員かとただしたところ、財務課職員の産休に伴うものである。職員1名が5月から産休に入り、欠員が生じたことから嘱託職員1名分の報酬であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税の現在までの金額は幾らかとただしたところ、6月1日午後12時からスタートし、6月24日の朝の時点で、3,693万2,000円の寄附となっている。全国47都道府県、1,466名から寄附をいただいているとの答弁でありました。

ふるさと納税については対外的な宣伝も必要だが、市民にも伝えることで、市民にも元気が出るのでぜひ広く知らせて欲しいと思うがどうかとただしたところ、全国から温かい寄附をいただき、志布志市の特産品をPRできていることを知らせていきたいとの答弁でありました。

ふるさと納税について入金から発送までの一連の流れはどうなっているのかとただしたところ、市では入金の情報を毎日確認し、その都度観光特産品協会に発注している。協会は地元の業者に特産品の調達を依頼し、ストックした品物を翌月に発送する流れとなっているとの答弁でありました。

特産品を贈る形でふるさと納税に取り組んだ場合、どうしても少額の寄附が減るという状況が発生してしまう。お返しを期待せず、志布志を応援したいと寄附される方の志に配慮して今後も取り組んで欲しいと思うがどうかとただしたところ、ふるさと納税の本来の趣旨は、都会に出られた方がふるさとにお返しをしたいというものである。市としては志をいただいた方にお返しをするという思いは変わらないので、今後も1万円未満の寄附についても何らかの形で募っていきたいとの答弁でありました。

コミュニティ助成事業で7件申請し、有明校区・潤ヶ野校区の2件の採択があったが、不採択となった5件の理由は把握しているか。今回不採択となった5団体が再び申請した場合、理由が分からなければまた不採択になるのではないかとただしたところ、企画政策課による内容審査の中では、申請に値すると考え、自治総合センターに申請した。全国的にかなりの申請数となっており、その中で採択・不採択となったと考える。不採択の詳細は把握できていないが、今後、自治総合センターにも内容を問い合わせ、次回は採択されるように取り組んでいきたいとの答弁でありました。

過疎地域等自立活性化推進交付金事業の八野地区については、以前から「しょうが粉末」や「紅はるか」などいろいろなことに取り組んでいる。今回1,600万円の大きな事業費であり、しっかりと指導をしてもらいたいと思うがどうかとただしたところ、校区総会にも出席し事業の説明を行っている。6月には社協や地域おこし協力隊、ふるさとづくりサポート職員とも打合せを持った。高齢化率は高いが、やる気のある方が多いので、関係機関に協力をもらいながら、事業が軌道に乗るよう全庁的な取り組みをしていきたいとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消防車両の購入については、前回の轍（てつ）を踏まないよう、予算計上するまでに十分検討していると思うが大丈夫かとただしたところ、信頼ある業者といえども厳しくチェックすべきだったと反省している。平成26年度とは経済情勢も変わり人件費・資機材費が上がっているため、今回業者から新たに見積もりを取ったところ510万円程度だったので、前回のことを踏まえて安全性を見込み540万円で予算計上しているとの答弁でありました。

古い消防車両の処分はどうしているのかとただしたところ、旧車両については、廃車の費用を含めて入札してもらい、落札した業者に引き取ってもらう方法をとっているとの答弁でありました。

初期消火の大切さを学ぶためにも、消火器を使った訓練が必要と思うが、台数が足りない状況である。市で訓練用消火器一式をそろえる考えはないかとただしたところ、訓練用消火器の導入

については、消防団の協力が不可欠なので消防幹部会に諮りたい。家庭用消火器の設置率向上についても、消防幹部会に諮り普及に努めたい。自主防災組織に対しては助成金があるのでそちらを活用し、訓練等に努めていただきたいが、普及していないので助成制度の周知に努めたいとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道徳教育総合支援事業で、道徳を教科として取り組むことになっているが、教える先生は、小・中学校どうなるのかとただしたところ、道徳は基本的に担任の教師が教えるとの答弁でありました。

また、中学校も3年生になると受験等も控えており、担任の教師の負担が大きいと考えるがどうかとただしたところ、学級担任を主とし、複数の教師での指導。あるいは内容項目について、ひとつの内容を複数の時間で指導するなど柔軟な形に変化していくとは聞いているとの答弁でありました。

次に、「志を高める教育推進協議会」の中身と「志講演会」の対象者についてただしたところ、協議会のメンバーは市PTA連絡協議会、市子ども会連絡協議会、モデル校の校長・PTA・母親代表・公民館長、市商工会会長、鹿児島大学教授を学識経験者とし、道徳教育の推進協議会を行う予定である。また、志講演会は、8月25日に志をもって活躍している郷土の方を講師として招く予定で、対象者には教職員に加え、保護者・地域の方も招いての講演会にしていきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りましたが質疑はありませんでした。予算外ではあるが国民体育大会に向け、次のような質疑がありました、国民体育大会に向けた「しおかぜ公園」の整備状況についてただしたところ、しおかぜ公園の整備については、サッカー関係者等

から排水対策の要望がある。現在、公園内は、暗渠排水が20mピッチで埋設されている。それを10mもしくは6mピッチに本数を増やして排水対策を行うための積算をしている。また、芝の状態がどのような形で整備するのが一番いいのか専門的に調査し整備方針を定めていくとの答弁でありました。

志布志市で開催されるサッカー競技は、全国から参加されるので志布志に来て良かった、志布志のグラウンドは良かったとの思いで帰ってもらうことが大切だと思う。土の入れ替え等、芝の状態を最大限に検討すべきではないかとただしたところ、2020年サッカーの国体会場として参加者から喜ばれる会場設営をしていきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業のシルバー人材センター、派遣先、コーディネーターの役割等についてただしたところ、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業は、シルバー人材センターにおいて雇用するコーディネーターは、育児分野や地域における人手不足分野等のニーズを把握するとともに高齢者の雇用の場の確保及び拡大並びに会員の拡大を図っていく。また、このことにより女性の社会進出を後押しするとともに、女性を含め働く現役世代が安心して働ける職場環境の形成にもつなげていく事業であるとの答弁でありました。

空き家対策活用事業のシルバー人材センター、コーディネーターの役割等についてただしたところ、空き家対策活用事業は、シルバー人材センターにおいて雇用するコーディネーターを活用し、空き家調査を実施するとともに、管理人の把握、空き家の今後の活用等の確認を行い、危険廃屋につながる恐れのある家屋や居住可能な家屋の活用などの整理を行う。また、このことにより、良好な家屋管理及び敷地内の管理を管理者等に提案し、敷地内の除草、せん定、室内清掃や空気の入替えなど高齢者の雇用の場の拡大を図る事業であるとの答弁でありました。

次に、臨時福祉給付金給付事業の給付者数をただしたところ、給付者数が9,359名。未申請者が914名で、支給率は91.1%であるとの答弁でありました。

次に、子育て世帯臨時特例給付金について、18万円の返還金が出ているが、対象児童数、実支給数、支給率をただしたところ、対象児童数が公務員も含め3,661名である。この中で実支給数が3,503名で支給率は95.68%であるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険料軽減強化事業で、現段階では該当見込者数の3,614人で予算措置は1,336万5,000円だが、人数の増減があった場合の対応についてただしたところ、人数の増減があった場合は、補正で対応するとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、審査に資するために、畜産課関係について、県地域振興公社営事業の現地調査を実施し、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県地域振興公社営事業は、今回、主に飼料畑や施設用地の造成について計上されている。牛舎本体の完成見込みと、飼養規模についてただしたところ、牛舎本体については、平成28年度建築予定である。また、飼養規模については、肥育牛600頭でスタートする予定であるとの答弁でありました。

会社の経営状況と、雇用についてただしたところ、本社の決算状況を過去3年間分調査したところ、3期連続の黒字経営であった。雇用については、事業開始当初は2名を予定しており、地元雇用の予定であるとの答弁でありました。

周辺住民の理解は得られているのかとただしたところ、八野地区で開催された「市長と語る会」において説明を求められ、事業主体から、堆肥化施設や、そこで生産された堆肥を地元へ提供するなどの説明をした。地元の理解は得られているとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、茶レンジ風邪なし運動事業の、検証結果は出ているのかとただしたところ、例年実施しているアンケート調査結果により検証している。

主な調査結果として、アンケート回収率が、中学生31.9%、小学生60.8%、毎日持参した児童生徒数が、中学生35.2%、小学生56.0%、また、お茶の飲料頻度とインフルエンザの関係については、因果関係を確認することはできなかったとの答弁でありました。

事業開始後3年目を向かえる。このような状況では、児童生徒、保護者、学校等が、事業本来の目的を認識したうえで取り組んでいるのか疑問だ。現状を精査・分析し、一日分の目安といったような、指標を示した上で周知徹底していかないと効果が上がらないと思うがとただしたところ、昨年までの反省点を踏まえ、さらに周知を徹底させ、農政課だけでなく、関係各課と一緒に、事業を推進し、子どもたちや保護者に訴えていくとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、多面的機能支払交付金事業だが、新たな加入組織をただしたところ、松山町の早稲田地区、八反田地区、有明町の菅牟田地区、上荒地区の4地区であるとの答弁でありました。

今回、予算計上されている分収林の関係だが、伐採後は新たに造林されるのかとただしたところ、集落から要請があれば応じたい。集落が造林しない場合は市で造林するとの答弁でありました。

伐採後の跡地をどのように処理されるのか。造林がスムーズに進むような管理がされるのかとただしたところ、現場説明の中で、伐採後は、速やかに造林ができるよう指示しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

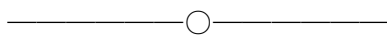
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第44号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第44号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第44号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第44号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第45号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第45号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第45号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、審査に資するために、高尾地区流末排水工事の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか、担当職員の出席を求め、審査を行いました。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高尾地区流末排水工事の現地は、造成時は更地であり、舗装もされていない状況だった。排水路の流量計算は、基準をクリアしていたのかとただしたところ、今回、九電工が新築移転された。その時、開発行為の申請をされたが、以前と同じ流量で調整された設計であった。流末の吐け口で流量を調整し、現在の水路断面の8割水深で、流速が毎秒1.2t、末端流量が0.8tで、計算上は十分クリアしているとの答弁でありました。

崩壊部分の施工方法をただしたところ、崩落した水路は、山側に新たに布設する。法面につい

ては、モルタル吹付工法とする予定であるとの答弁でありました。

梅雨時期は継続するが、二次災害の恐れはないのかとただしたところ、今後の雨量によっては不安もあるので、流末については、直接排水が法面にかからないように応急処理をしている。また、人家付近には、大型土のうにより保護している。引き続き現場の状態に留意していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

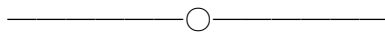
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 平成26年陳情第5号 「川内原発1・2号機の再稼動に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書

○議長（上村 環君） 日程第10、平成26年陳情第5号、「川内原発1・2号機の再稼動に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、平成26年陳情第5号、「川内原発1・2号機の再稼動に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員6名出席の下、審査を行いました。

委員間で協議をした結果、これまで継続審査としていたが、結論を出すべきではないかという意見があり、討論を行いました。

討論では、近隣自治体の状況からもほとんど不採択となっている。採択しているのは30km圏内

の自治体だけであり、当陳情の採択には反対であるとの反対討論があり、賛成討論はありませんでした。

討論を終え、起立採決を行った結果、賛成者はなく、採決の結果、平成26年陳情第5号、「川内原発1・2号機の再稼動に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書について、全会一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

○18番（小園義行君） 平成26年陳情第5号について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

この陳情は250km圏内に入る圏内全自治体の同意を得る意見書、採択を求める陳情ということで、同意を得てくださいということでもあります。

今、原発が1基も稼動していない中で、十分に電力は確保されている。このことが現実であります。原発は1基も動いていない状況の中で、私たちもこうした状況を享受しております。

一方で、3・11の結果、3年を過ぎて4年目に入っていますが、まだたくさんの住民の方がふるさとから避難をして生活をしている実態がある。これは、まさに原発そのものが問題を引き起こしているということでもあります。

二つ目に、東京電力が廃炉に向けた工程を進めておりますが、なかなか進んでいないと、うまくいかないという現状が新聞報道等でも度々あります。

また、オリンピックを迎えるにあたって、安倍総理大臣が、「全て原発はアンダーコントロールされている」と全世界に向かって放ちましたけれども、現実はそのような状況であります。

三つ目に、原子力規制委員会は、委員会が定めた基準に合致しているかどうかを判断するだけで、安全性については判断をしないと、これは国会で原子力規制委員会の委員長が答弁しております。原子力規制委員会が定めた基準に合致しているかどうかをしているだけであって、安全かどうかという判断は、原子力規制委員会はしませんと、これは国会の中で答弁されていると、そういった新聞報道でございます。

四つ目に、総理大臣まで務め、当時は推進の立場であった小泉さんが、その後の自分の人生の中でいろいろ研修もされたんでしょう、そして、3・11を受けて、今では「脱原発にかじを切るべきだ」と言って、全国で講演をされております。ここ鹿児島でもありました。そういったことを国自身が考える時にきているということを元総理大臣が訴えて回ってる。そのことからしても、この原発というのが、どういう状況なのかということは明らかであります。

五つ目に、2014年5月21日の福井地裁の判決は、そこに住む、いわゆる住民の人格権、これまでを肯定した上で250km圏内居住者の差し止め請求権を認めました。まさに画期的なことでもあります。そこで生活していくのに原発はどうなんだということを争った裁判でありましたが、見事住

民の側の勝訴であります。

六つ目に、本志布志市議会は、過去の議会で原発のいわゆる再稼働、川内原発の再稼働に対して反対をする、その陳情を全会一致で採択をしております。まさに住民の意思がそこに示されて、原発は危険だということが明らかになったというふうに私は思います。

こうしたことから見ても、本市議会が状況がいろいろ変わったからといって、先の議会、陳情で採択をしたことと真逆のことをやっていくというのは、生き方としても矛盾があります。そういった意味からしても、私は本陳情の採択をして、ぜひ関係する自治体の方々、250km圏内でありますけれども、本来だともっと広い意味も含めて、私は同意を得る、そういうことが私は大事なことはないかと思ひまして、今、申しましたことを含めて賛成の討論としたいと思ひます。

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願ひをします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから、平成26年陳情第5号について採決します。

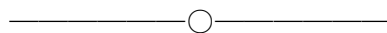
この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りします。平成26年陳情第5号、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、平成26年陳情第5号は、不採択とすることに決定しました。



日程第11 陳情第1号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書

日程第12 陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書

日程第13 陳情第6号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書

日程第14 陳情第7号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書

○議長（上村 環君） 日程第11、陳情第1号から日程第14、陳情第7号の4件は、同趣旨の陳情でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま一括議題となりました陳情第1号、陳情第2号、陳情第6号及び陳情第7号「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員6名出席の下、審査を行いました。

委員間で協議した結果、これまで継続審査としていたが、結論を出すべきではないかという意見があり、討論を行いました。

討論では、30km圏内の避難計画を策定することを原子力規制委員会は求めていた。その地域での住民説明会は実施されており、当陳情の採択には反対であるとの反対討論があり、賛成の討論はありませんでした。

討論を終え、起立採決を行った結果、賛成者はなく、採決の結果、陳情第1号、陳情第2号、陳情第6号及び陳情第7号「川内原発1・2号機の再稼動に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書について、全会一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 陳情1号、2号、6号、7号について、賛成の立場で討論をします。

先ほど、平成26年陳情5号で述べた理由が主な理由であります。そのことにあわせて、これまで九電によって説明会がなされているわけではありますが、新聞報道、そういったもので知る限りでは不十分であるというふうに考えます。住民の立場に立って考えると、関係する自治体、そういったところには、十分に納得のいく説明を求める。これは住民から見たら当然だというふうに考えます。

よって、現状をしっかりと住民に説明をしていないというふうに陳情をされているわけでありまして、その住民の立場からしたときに、きちんと九電に対して声を上げていくべきだろうというふうに思います。

よって、陳情1号、2号、6号、7号については、採択をすべきというふうに考えます。討論とします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号、2号、6号及び陳情第7号の4件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情4件に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りします。陳情第1号、2号、6号及び陳情第7号の4件に関する陳情書を採択すること

に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、陳情第1号、2号、6号及び陳情第7号の4件に関する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第15 陳情第8号 市道横尾下線及び横峯線の道路改良を求める陳情書

○議長（上村 環君） 日程第15、陳情第8号、市道横尾下線及び横峯線の道路改良を求める陳情書を議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています陳情第8号、市道横尾下線及び横峯線の道路改良を求める陳情書の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月24日、委員全員出席の下、審査に資するために、横尾下線及び横峯線の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

建設課長より、本路線上に畜産業2社、緑地業1社があり、道路幅員が狭いため、大型車の乗り入れが困難で、資材搬入時には積荷を中型車等に積み替えて運搬する状況にあると聞いている。平成23年度から、横尾下集落内の拡幅改良工事を実施してきたが、本年度で完了する。今後、横尾下集落からの道路排水及び流末排水の整備を行う。併行して、横峯橋の拡幅に向けた検討を行っていく。また、横峯橋から横峯集落へ向かう横峯1号線までの区間は、落蓋側溝に蓋版を設置し幅員の確保を行う。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情書では、横尾下線と横峯線の道路改良を求めている。横尾下線は、本年度、起債を活用した改良が計画されている。今後の計画についてただしたところ、両路線とも過疎計画に入っている。現状を改良するための財源について、起債事業の導入も含め検討していく。当面、市としては早急に改良が必要な箇所を優先させ、全体的な計画を検討しながら、緊急性及び優先順位が高い箇所を整備していきたいとの答弁でありました。

陳情書を見る限り、全線改良を望む内容ではないと考える。執行部としては、どのように捉えているかとただしたところ、市長にも同様の陳情が提出されている。陳情書でも、「路肩の脆弱な部分」、「待機場所がない」等の記述があり、部分的な改良と理解できる。また、交通量等も考慮し、全線改良の緊急性はないと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、陳情書が出されるということは、大変困っている状況だと思う。また、現地調査により、横峯橋と前後の幅員が狭くガードレール等も破損し危険な状況である。陳情書を見る限り、まずは危険箇所の部分的改良を望むものと判断する。市としては、全体的な計画を立てながら、優先箇所の部分改良も考えるとの答弁であった。よって、本陳情については、採択すべきと

考える。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第8号、市道横尾下線及び横峯線の道路改良を求める陳情書については、全会一致で採択をもって、すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第8号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第16、発議第2号については、会規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第16 発議第2号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、発議第2号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第2号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明をいたします。

制定の理由は、近年男女共同参画の状況を鑑み地方議会においても、男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、出産を理由とする会議及び委員会への欠席に関する規定を定めようとするものであります。

内容につきましては、第2条に「議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる」の1項を加え、第93条に「議員は出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる」の1項を加えるものであります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この規則は、公布の日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり、決定されました。

—————○—————

日程第17 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第17、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第18 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第18、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第19、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成27年志布志市議会第2回定例会を閉会します。

午前11時20分 閉会